

練馬区勢概要

平成28年版（2016年版）





練馬区の歌

—— わが街・練馬 ——

作詞　久野（ひさの）幸子（ゆきこ）
補作詞　永伍（ながご）一（いち）
作曲　松崎（まつざき）祥悦（しょうえつ）
編曲　川（かわ）

一、花と緑につつまれて
わが街・練馬をあるいてごらん
春がきたよと　こぶし咲き
梅の香りの漂うなかで
　きっと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて
わが街・練馬をあるいてごらん
夏がくるよと　つつじ咲き
土の香りの漂うなかで
　きっと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて
わが街・練馬をあるいてごらん
秋の実りよ　子供たち
虹の七色輝くなかで
　きっと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて
わが街・練馬をあるいてごらん
冬鳥たちも　飛んできて
地球の明日（あした）を夢みるなかで
　きっと元気が出るでしょう



「練馬区の歌―わが街・練馬―」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区の歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月8日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

練馬区勢概要

平成28年版
(2016年版)

練　馬　区

発刊にあたって

早いもので区長に就任し２年が経ちました。この間、「区政改革」に全力で取り組んできました。昨年３月、区政運営の新しいビジョン「みどりの風吹くまちビジョン」を策定して、区が取り組むべき政策の体系と方向を明らかにし、６月には、その実施計画である３か年のアクションプランを策定しました。併せて、ビジョンに掲げる政策を実現する仕組みや態勢を、改めて区民の視点から見直すため、区民、学識経験者、企業経営者などで構成する区政改革推進会議を発足させました。昨年12月には、直面する重要課題の現状と将来見通しを明らかにした問題提起資料を区として初めて作成し、公表いたしました。また、平行して区民参加による練馬区のイメージアップ作戦「よりどりみどり練馬」に取り組んできました。

練馬区は、都心近くにあって、豊かなみどりに恵まれた住宅都市です。人口は、今年の３月に72万人を突破しました。日本全体では人口減少しているなか、今後も人口が増え続けると見込まれる数少ない自治体です。大江戸線の延伸や都市計画道路の整備によって、更に大きく発展する可能性を有しています。

区民の皆様の参加をいただきながら、こうした潜在力を最大限に花開かせ、後世に誇れるまちを築くことが、区長である私の責務です。引き続き、練馬区の発展のために力を尽くす決意です。

この区勢概要は、平成27年度に実施した事業を中心に、区政の動向について「みどりの風吹くまちビジョン」で示した政策の体系に沿って紹介しています。多くの皆様にご覧いただき、区政に一層のご理解をいただく一助として、活用いただければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供していただくなど、多くのご協力をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

平成28年９月



練馬区長　**前川 燿男**

＜凡例＞

1　本書の構成は、「みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「１　区の計画」を除く。）。

　各章内は、章･大見出し･中見出し･小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、章内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。

　施策の体系（施策の柱および施策名・番号）は、24 ～ 25 ページ〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（みどりの風吹くまちビジョン)〕に掲載している。

2　本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。

3　グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。

4　本書は、平成 27 年または 27 年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部 28 年度の内容も掲載している。

5　統計表の基準時・期間は、次のとおりとする。

　「年次」暦年間（1 月～ 12 月）

　「年度」会計年度間（4 月～翌年 3 月）

6　統計表中の符号の用途は、次のとおりとする。

「　－　」皆無または該当数値なし

「　---　」資料なし

「　０　」単位未満

「　△　」減

7　統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。従って、合計と内訳が一致しない場合もある。

8　練馬区の発行している事業案内冊子等と関連が深い項目については、大見出しごと、もしくは中見出しごとに、関連文書を掲示した。

　また、巻末にはそれぞれの冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。

目　次

練馬区この１年 …… 1

練馬区のあらまし …… 7

1　地勢 …… 8
位置、面積／地形／地質／区の紋章／地名の由来／区の花と木
2　歴史 …… 10
原始・古代／中世／近世／近代
3　人口 …… 12
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳
4　気象 …… 19

序章　区政の推進と財政 …… 21

1　区の計画 …… 22
(1)　みどりの風吹くまちビジョン ～新しい成熟都市・練馬をめざして …… 22
位置づけ／『ビジョン』の構成
(2)　アクションプラン（平成27 ～ 29年度）… 23
(3)　『ビジョン』・アクションプランと地方版総合戦略 …… 23
(4)　区民の要望 …… 23
区民意識意向調査
2　区政のしくみ …… 26
(1)　議決機関－区議会 …… 26
区議会のはたらき／本会議と委員会／平成27年～ 28年の区議会
(2)　執行機関－区長・行政委員会など …… 31
区長と補助機関／行政委員会、行政委員/練馬区機構図／練馬区の附属機関
(3)　参政の状況 …… 38
参政の促進／練馬区議会議員選挙／明るい選挙のために／主権者教育
(4)　新たな区政の創造 …… 41
特別区制度改革／地方分権の推進
3　財政 …… 42
(1)　特別区財政制度の現状 …… 42
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金
(2)　平成28年度当初予算 …… 42
当初予算編成に当たっての基本方針／一般会計／特別会計
(3)　平成26年度決算 …… 50
一般会計／特別会計／財政指標
4　税・財産 …… 53
(1)　区政を支える特別区税 …… 53
特別区税
(2)　都税 …… 54
(3)　国税 …… 55
(4)　区税負担の公平性を確保する …… 55
適正な課税／確実な収納事務
(5)　財産 …… 55
(6)　健全な財政運営を行う …… 56
公有財産等の活用と管理／土地開発公社／地価公示
5　医療保険・年金制度 …… 57
(1)　国民健康保険 …… 57
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／国民健康保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業
(2)　後期高齢者医療制度 …… 59
制度の運営／被保険者／保険給付の概要／後期高齢者健康診査／後期高齢者医療保険料
(3)　国民年金 …… 60
国民年金事業の運営／年金加入状況／国民年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所
6　区内の公共機関 …… 63
(1)　警察 …… 63
(2)　消防 …… 63

第１章　子どもの成長と子育ての総合的な支援 …… 65

10　教育・子育てに関する施策の方針と計画 … 66
(1)　総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化 …… 66
総合教育会議と練馬区教育・子育て大綱
(2)　練馬区教育振興基本計画 …… 66
練馬区教育振興基本計画
(3)　子ども・子育て支援事業計画 …… 66
練馬区子ども・子育て支援事業計画
11　子どもと子育て家庭の支援の充実 …… 68
(1)　地域で子育てを支える …… 68

相談支援体制／親子で交流できる場／多様な子育て支援事業／区立保育所子育て支援事業／練馬こどもまつり
(2) 手当・助成 …… 69
児童手当などの支給
12 幼児教育・保育サービスの充実 …… 71
(1) 就学前の子どもの成長を支える …… 71
区立保育所・私立保育所／地域型保育事業／その他の保育制度／保育所待機児童の解消／私立保育所等への助成の充実／幼稚園の現況／練馬こども園
13 子どもの居場所と成長環境の充実 …… 74
(1) 学童期の子どもの成長を支える …… 74
学童クラブ／学校応援団／練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」／夏休み居場所づくり事業／放課後児童等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）
14 教育の質の向上 …… 76
(1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進 … 76
接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組
(2) 小中学校の教育内容を充実する …… 76
人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために／教育指導の充実／教員の資質・能力の向上のために／学ぶ喜び、わかる喜びをはぐくむために／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために／小中一貫教育の推進
(3) 教育環境を充実する …… 77
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択制度／教材等の整備／ ICT環境の整備／区立学校の適正配置の推進
(4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す … 79
校外学習／学校災害／アレルギー疾患対策／学校給食
15 家庭や地域と連携した教育の推進 …… 80
(1) 学校との連携を推進する …… 80
家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために／学校評議員制度／学校安全安心ボランティア事業／学校安全対策事業／教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会／広報活動
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する …… 80
青少年育成活動方針目標／家庭・地域社会の教育力の向上／練馬区青少年問題協議会／練馬区青少年対策連絡会／練馬区青少年育成地区委員会／練馬区青少年委員会／健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進／学習の機会の充実
(3) 青少年の自主的な活動を支援する …… 82
社会参加の促進／青少年の活動の場／少年自然の家／青少年館
16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 … 85
(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する …… 85
児童虐待防止／相談と指導／就学援助／いじめ・不登校などへの対応と家庭教育の支援／特別支援教育／ひとり親家庭等の支援／ひとり親家庭等の福祉増進のために／母子生活支援施設

第２章 安心して生活できる福祉・医療の充実 …… 89

21 高齢者地域包括ケアシステムの確立 …… 90
(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 …… 90
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(2) 介護予防の推進 …… 90
介護予防・日常生活支援総合事業
(3) 高齢者の多様な社会参加の促進 …… 90
老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業（シニアしごと支援コーナー）／高齢者の生活ガイド／シニアナビねりま／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者施設
(4) 地域での生活を支援するサービス等を拡充 …… 91
＜高齢者への支援＞
地域支援事業／三療サービス／ひとりぐらし高齢者等に対する給付／高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／高齢者緊急保護／車いす等の貸与事業
＜要支援・要介護高齢者への支援＞
介護保険制度／要支援・要介護認定／財源のしくみ／相談・苦情／保険給付／利用者負担の軽減／認定審査結果前に死亡した利用者への補助／保険者／被保険者／要介護高齢者の在宅支援サービス／高

齢者在宅生活支援事業／認知症対策事業／家族介護者教室
＜在宅療養の推進＞
在宅療養に従事する多職種連携の推進／サービス提供体制の充実／区民への啓発、家族への支援
＜高齢者生活基盤づくりの支援＞
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／練馬区社会福祉事業団
＜地域で高齢者を支える＞
高齢者相談センターの設置／包括的支援事業／高齢者の総合相談／高齢者支え合いサポーター育成研修の実施／生活支援コーディネーターの配置／高齢者地域支え合いネットワークの構築／高齢者見守り訪問事業
22　障害者の地域生活支援 …… 100
(1)　総合相談体制を構築する …… 100
相談支援の充実／手帳の交付
(2)　サービス提供体制を拡充する …… 101
障害者総合支援法／障害者総合支援法による障害福祉サービス等／障害福祉サービス事業者集団指導／障害者総合支援法以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画の推進／福祉園／就労継続支援B型事業所／障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘および大泉つつじ荘／障害者グループホーム／こども発達支援センター
(3)　障害者の就労を促進する …… 105
就労支援体制の強化／練馬区障害者就労促進協会／就労移行支援事業所
(4)　障害者の社会生活を支援する …… 105
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／喫茶コーナー運営事業／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／福祉大会
23　医療環境の充実 …… 107
(1)　医療機関の役割分担と連携 …… 107
休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療
(2)　病床の確保 …… 107
順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院／人材の確保～看護職員フェア
(3)　在宅療養の推進 …… 108
(4)　災害時医療救護体制の構築 …… 108
医療機関の役割分担と連携／医療救護所の変更と訓練
24　健康づくりの推進 …… 109
(1)　健康づくりを支援する …… 109
健康都市練馬区宣言／健康づくり総合計画／乳幼児と親の健康づくり／保健の充実／成人の健康推進
(2)　食育を推進する環境づくり …… 113
練馬区食育推進ネットワーク会議／食育実践ハンドブックの活用／地域での食育事業／食育ボランティア
(3)　健康に関する危機管理を行う …… 113
予防接種／感染症対策
(4)　安全な衛生環境を確保する …… 115
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／医療監視・指導／薬事衛生／免許申請の取扱
25　地域福祉の推進 …… 117
(1)　ずっと住みたい　やさしいまちプランの策定 …… 117
練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画
(2)　ともに支え合う地域社会を築く …… 117
平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり／災害時要援護者支援の充実／民生委員・児童委員／地域福祉パワーアップカレッジねりま／ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営／福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援／相談情報ひろば
(3)　多様な人の社会参加に対する理解を促進する …… 118
小学生ユニバーサルデザイン体験教室／情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進
(4)　福祉サービスを利用しやすい環境をつくる …… 118
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」／社会福祉法人への指導検査／苦情対応のための第三者機関の設置
(5)　練馬区社会福祉協議会との連携 …… 118
練馬区社会福祉協議会（社協）
26　生活の安定に向けた自立支援 …… 119
(1)　生活の安定に向けた自立支援を行う … 119

生活保護／法外援護／生活困窮者自立支援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために

第３章　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備 …… 121

30-1　良好な地域環境を作る …… 122
(1)　まちづくりで環境に配慮する …… 122
(2)　公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する …… 122
大気汚染／アスベスト飛散防止／放射線量の測定／水質汚濁／公害に関する苦情および陳情の処理事務
(3)　まちの美化を進める …… 125
あき地管理／カラス対策／ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行
30-2　地域特性を活かしたまちづくりの推進… 126
(1)　計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する …… 126
地域地区制度／地区計画制度によるまちづくり／練馬区風致地区条例に基づく事務／優良宅地、優良住宅の認定審査
(2)　区民・事業者とともにまちづくりを進める …… 127
練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区の協働によるまちづくり／練馬区まちづくり条例に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整／建築協定／練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備／公益財団法人練馬区環境まちづくり公社
(3)　調和のとれた都市景観を形成する …… 129
景観形成のルールづくり／景観形成支援事業／景観に関する届出
31　鉄道・道路など都市インフラの整備 …… 130
(1)　公共交通を充実する …… 130
区内交通の現状と都市交通マスタープラン／都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／地下鉄有楽町線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エイトライナー／バス交通
(2)　道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する …… 133
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／都市計画道路沿道地域のまちづくり／沿道地区計画／生活幹線道路の整備／生活道路
(3)　快適な道路環境を整備する …… 135
自転車の適正利用のための環境整備／私道整備助成制度
32　災害に強い安全なまちづくり …… 137
(1)　まちの防災性を向上する …… 137
防災まちづくりの推進／都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成／土地区画整理事業の推進／建築物の規制と誘導
(2)　災害に強いまちをつくる …… 138
密集住宅市街地整備促進事業／無電柱化の推進／河川の改修／雨水貯留浸透施設の増設／雨水流出抑制施設の整備／ねりま情報メール【防災気象情報】／橋りょう／街路灯の省エネルギー化促進
(3)　災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する …… 139
練馬区耐震改修促進計画および耐震化に係る助成および支援事業／狭あい道路拡幅整備事業
(4)　上・下水道の整備 …… 140
上水道／下水道
33　地域防災力の向上 …… 141
(1)　自然災害に対する態勢を強化する …… 141
練馬区災害対策条例／災害対応力の向上／災害対策関連計画／防災センター／備蓄対策／飲料水の確保／区民防災組織／防災訓練／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ／各種団体との協定
34　安全・安心な地域づくり …… 145
(1)　犯罪等に対する態勢を強化する …… 145
練馬区民の安全と安心を推進する条例／「街かど安全71万区民の目」警戒運動／地域防犯防火連携組織／パトロール団体登録制度／消防団／防犯設備整備費補助制度／ねりま情報メール【安全・安心情報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置
(2)　安全な道路づくり …… 146
交通安全啓発／交通安全実施計画／区民交通傷害保険／自動車駐車施設の整備
35　地域生活を支える駅周辺のまちづくり … 147
(1)　まちの拠点機能を向上させる …… 147
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備／生活拠点の整備

36　自立分散型エネルギー社会の構築 …… 149
(1)　練馬区エネルギービジョンの策定 …… 149
策定の背景／理念／４つの柱立て
(2)　環境にやさしいまちをつくる …… 149
練馬区環境基本条例／練馬区環境審議会／環境都市練馬区宣言／練馬区環境基本計画2011／練馬区地球温暖化対策地域推進計画／再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動
(3)　区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む …… 150
エコライフチェック事業／環境月間行事／環境学習事業／ねりま・エコスタイルフェア／オール東京62市区町村共同事業／環境情報の提供事業／環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行
(4)　区が率先して地球温暖化防止に取り組む …… 151
区の事務事業における環境配慮の着実な推進／低公害車の導入
37　リサイクルの推進とごみの発生抑制 …… 153
(1)　ごみの発生を抑制する …… 153
ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／リサイクルセンター／再使用の促進
(2)　リサイクルを進める …… 154
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築／資源循環センター
(3)　ごみの適正処理を進める …… 156
ごみの収集・運搬事業の推進／ごみ排出ルールの確立／資源・ごみの排出実態調査／清掃事務所における排出指導／一般廃棄物処理業の許可
38　住まいの支援 …… 158
(1)　良質な住まいづくりを支援する …… 158
第３次練馬区住宅マスタープラン／分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／長期優良住宅の認定
(2)　公共賃貸住宅を管理・運営する …… 158
区が管理する住宅／他の公共住宅
(3)　だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する …… 159
区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅

第４章　練馬区の魅力を楽しめるまちづくり …… 161

41　地域特性を活かした区内企業の活性化 … 162
(1)　練馬区の産業振興施策 …… 162
練馬区産業振興ビジョンの策定／区の産業構造と特性／練馬区産業振興公社との連携
(2)　中小企業の経営を支援する …… 163
産業融資による支援／練馬ビジネスサポートセンターによる支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援／アニメ産業への支援／練馬産業見本市の開催／練馬区伝統工芸展／ねりま漬物物産展／区民・産業プラザの運営
(3)　中小企業の勤労者と就労を支援する … 165
福利厚生事業への支援／勤労者への支援／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営
(4)　消費者の自立を支援する …… 166
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営
42　魅力ある商店街づくり …… 169
(1)　魅力的な商店街づくりを進める …… 169
魅力ある個店づくり／特色のある商店街づくり／プレミアム付お買物券発行への支援／商店街振興への取組／商店街連合会等との連携
43　都市農業の振興と都市農地の保全 …… 170
(1)　農の活きるまち練馬 …… 170
都市型農業経営の支援／練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信／都市農地の保全に向けた取組の推進
44　みどりの保全と創出 …… 174
(1)　みどりの豊かさを実感できるまちづくりを進める …… 174
みどりのネットワーク形成の推進／練馬区緑化委員会／特色ある公園の整備／区立公園等の維持管理／民有樹林地の保全／保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森／みどりの美しい街並みづくり／みどりの協定／緑化に関する助成制度／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出
(2)　みどりを愛する心を育む …… 176
子どもたちが楽しめる体験型事業／花とみどりの相談所／牧野記念庭園／緑化協力員／出生記念苗木配布／練馬みどりの葉っぴい基金

45　地域活動の活性化と
多文化共生社会の実現 …… 177
(1)　区民の自主的な活動を尊重した支援と
連携 …… 177
町会・自治会の活動支援／ＮＰＯ・ボランティア団体の支援／区民協働交流センター／地域の実情の把握と情報の受発信／地区祭補助事業／協働事業提案制度の実施
(2)　地域活動を支える機会・場の充実を行う… 177
活動と交流の場の提供／区役所会議室の活用／指定保養施設助成事業／指定葬儀場使用料助成事業
(3)　多文化共生社会を推進する …… 179
多文化共生と国際理解／海外友好都市等との交流
46　文化・生涯学習・スポーツの振興 …… 182
(1)　区民の文化芸術・生涯学習活動を
支援する …… 182
文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸術の振興に関する事業／練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／美術館／石神井公園ふるさと文化館／学習情報の提供・相談活動の推進／「練馬Ｅｎ（エン）カレッジ」／生涯学習団体の育成／学習の機会の充実／区民発出前講座／学校施設の地域開放推進／生涯学習センター／生涯学習センター分館
(2)　読書活動を支援する …… 186
図書館
(3)　文化財を保存・活用・継承する …… 189
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室
(4)　スポーツ活動を支援する …… 190
スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブの育成／スポーツ施設の整備／練馬こぶしハーフマラソン
47　練馬の魅力づくりと練馬ならではの
観光の推進 …… 193
(1)　広報キャンペーンの展開 …… 193
「Yori Dori Midori（よりどりみどり）練馬」
(2)　「練馬ならではの観光」の推進…… 193
練馬の魅力を体感できる仕組みづくり／（一社）練馬区観光協会との連携・支援
(3)　練馬の魅力を感じるイベントづくり … 193
第38回　練馬まつり／第28回　照姫まつり
(4)　風を感じるまちづくり …… 194
散策しやすいまちづくり／シェアサイクルの導入に向けた取組

第５章　新たな区政の創造 …… 195

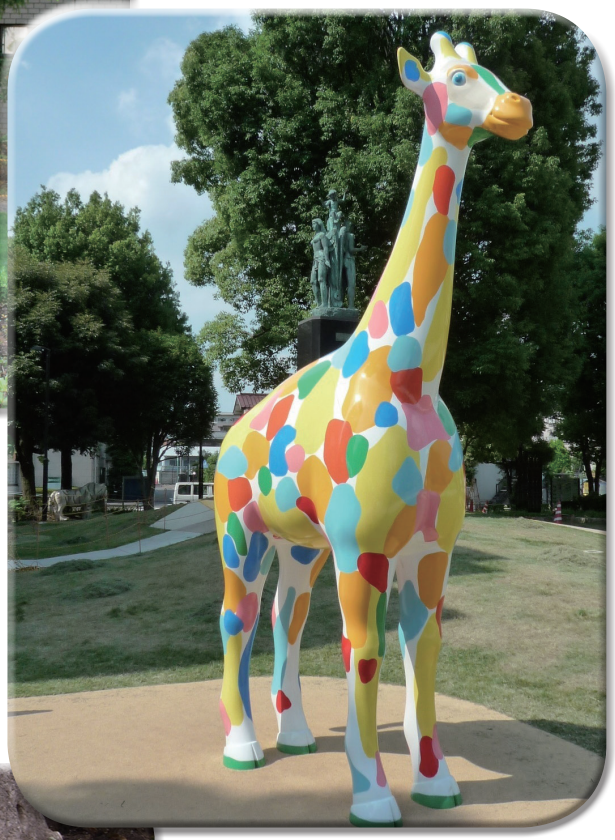
51　区政改革の推進 …… 196
(1)　区政の改革に向けて …… 196
区政改革推進会議の設置／区政の改革に向けた資料の作成・公表／（仮称）区政改革計画の策定
(2)　ＩＣＴ（情報通信技術）などの積極的な
活用による利便性の向上 …… 196
ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した区民生活の質の向上と効率的な区政運営の推進
(3)　開かれた区政に向けた情報発信の充実と
区民要望への迅速な対応 …… 197
主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談
(4)　行政需要に柔軟に対応するための人材育
成・体制整備 …… 200
職員の人材育成／職員報の発行／施設の適切な管理・活用
(5)　基礎的な住民サービスを効率的に
提供する …… 202
区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化／コンビニ交付の開始／自動交付機による証明書発行サービス／住居表示
52　平和と人権の尊重、男女共同参画の推進… 203
(1)　平和を尊ぶ心を育む …… 203
平和推進事業
(2)　人権の尊重と男女共同参画を進める … 203
人権尊重の理解を深めるための啓発／男女共同参画社会の実現に向けて／男女共同参画に係る総合的な施策の推進／配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進／男女共同参画センターの運営

資料編 …… 207
区内の指定・登録文化財…… 208
練馬区の年表…… 210
関連文書一覧…… 224

練馬区この１年

平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月











4 月にリニューアルオープンした「練馬区立美術の森緑地」

練馬区立美術館に隣接する天然芝を敷きつめた園内には、20 種類・32 体の彫刻群が潜んでいる。彫刻群は、見るだけでなく触れることもできる。

27年4月

1日　予防接種サポートシステムの運用開始

予防接種を正しく確実に受けられるよう、一人ひとりに合った接種スケジュールの作成や接種日通知メールの受信、予防接種票の発行申請などができる予防接種サポートシステムの運用を開始した。

4日　「大泉アニメゲート」がオープン　写真①

大泉学園駅北口に直結するペデストリアンデッキに、アニメデザイン空間「大泉アニメゲート」がオープンし、練馬区ゆかりのキャラクター達の等身大ブロンズ像やアニメ年表が設置された。

4日　「美術の森緑地」リニューアルオープン　写真「練馬区この1年」扉ページ

練馬区立美術館に隣接する緑地が、20種類・32体のカラフルな動物を中心とした彫刻群に、見て触れて想像を巡らせることができるアートスペースとして生まれ変わりオープンした。

5日　「こどもの森」開園式　写真②③

「自然×冒険×交流」をコンセプトとし、子どもたちが、練馬区に昔から残る樹林地や畑などのみどりに触れながら、自由な発想で遊べる「こどもの森」の開園式を実施した。

10日　総合教育会議を初開催

区長と教育委員会との連携の強化を目的とした総合教育会議を初めて開催した。

14日　外遊び事業「おひさまぴよぴよ」開始

0～3歳までの子どもと保護者を対象に、樹木や草・土などの自然の素材を利用した遊びの場を提供する「おひさまぴよぴよ」を、区内4カ所の公園で開始した。

26日　練馬区議会議員選挙実施

5月

10日　母の日にフラワーショップで乳がん検診啓発を実施

母への感謝とともに「乳がん検診メッセージ」を届けるキャンペーンを、区内7店舗の協力を得て実施した。

17日　第28回照姫まつり開催　写真④⑤

都立石神井公園とその周辺で開催され、約13万人の人出でにぎわった。

今回は、友好都市の長野県上田市から真田の甲冑隊が照姫行列に参加、信州上田真田陣太鼓保存会は太鼓の演奏でまつりを盛り上げた。



① 大泉アニメゲート
オープニングセレモニーの様子
（左から手塚眞氏、松本零士氏、
高橋留美子氏、千葉洋嗣氏）



② こどもの森
オープンを知らせる
ポスター



③ こどもの森開園当日の様子



④ 行列に参加する上田城甲冑隊



⑤ 沿道に手を振る照姫

6月

12日　第67代議長にかしわざき強氏、第69代副議長に内田ひろのり氏が就任

第二回区議会定例会で、新議長および副議長がそれぞれ選出された。

15日　副区長に黒田叔孝氏が就任

第二回区議会定例会で、6月13日に副区長を退任した琴尾隆明氏の後任として、練馬区前技監の黒田叔孝氏が選任された。

29日　「みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン」を策定

3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン」を実現する工程を示すため、戦略計画をはじめビジョンに基づく主要な事業の3年間（平成27 ～ 29年度）の年度別計画と事業費を明らかにした。

7月

1日　新「教育長」に前教育長の河口浩氏が就任

これまでの教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな「教育長」が置かれることになった。新たな教育長として、区議会の選任同意を受けて前教育長の河口浩氏が就任した。

1日　公用車に燃料電池自動車ＭＩＲＡＩを導入

写真⑥

公用車に、水素を燃料とし、排気ガスを全く排出しない燃料電池自動車を１台導入した。

2日　都市農地保全自治体フォーラムを開催

都内の38区市町が結束し貴重な都市農地を守るため、都市農業振興基本法成立後初めて開催された。

8月

7日　戦後70年練馬区平和祈念コンサートで戦時体験の講演を実施

平和祈念コンサートの中で、区内在住の戦争体験者である小岩昌子さんが、練馬区における戦時中の暮らしなどについて講演を行った。

21日　皇后陛下が開館30周年記念「舟越保武彫刻展」をご鑑賞　写真⑦

皇后陛下が練馬区立美術館を訪れ、開館30周年記念「舟越保武彫刻展―まなざしの向こうに」を鑑賞された。

9月

5日　「Yori Dori Midori（よりどりみどり）練馬」テレビＣＭを撮影

写真⑧⑨

練馬区の広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」第3弾として、1,000人を超える区民が参加し、巨大な人文字アートとパレードのテレビＣＭ撮影を行った。



⑥ 関東で初めての商用水素ステーションである「練馬水素ステーション」に停車するMIRAI





⑧⑨「よりどりみどり練馬」1,000 人を超える区民が参加したテレビCMの撮影風景



⑦ 練馬区立美術館「ダミアン神父」像を鑑賞される皇后陛下

6日　練馬区農の学校「ねりま農サポーター」が誕生　写真⑩⑪

4月から実施してきた練馬区農の学校の修了式が行われ、農の学校初の「ねりま農サポーター」が誕生した。「ねりま農サポーター」は農業者の支え手として活動するほか、区の農業イベントにも協力する。

13日　区内99か所の拠点で震災総合訓練を行い、臨時災害放送局（ＦＭラジオ）を初めて開設

震災総合訓練のひとつである防災フェスタで、大規模な災害が発生した際に区が開設する臨時災害放送局の試験放送訓練を、初めて実施した。

17日　「練馬こども園」として13園を認定　写真⑫

全国初となる地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」へ認定証を交付した。

10月

18日　「練馬産業見本市ねりまEXPO2015」と第38回練馬まつり、初の同時開催

区内の事業者の優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を発信するねりまEXPO2015を、練馬まつりと同時開催した。

24日　ねりまビッグバンを初開催

参加者同士がまちを元気にするアイデアを出し合い、実現していく新しい試み「ねりまビッグバン」の1回目を開催した。

11月

6日　「Yori Dori Midori（よりどりみどり）練馬」フェイスブックページを開設

開設されたページでは「よりどりみどり練馬公式ＰＲサポーター」に登録した区民が投稿者となり、隠れた魅力スポットや、四季折々のイベント・風景など、練馬の魅力を区民の視点で発信する。

7日　ねりマルシェを初開催　写真⑬⑭

練馬産野菜や江戸東京野菜、旬の花や果物、練馬産農産物を使用した飲食品・加工品などの即売会「ねりマルシェ」を、練馬区とねりマルシェ実行委員会の共催で、初めて開催した。

22日　婚姻記念撮影スポットを設置

例年、多くの婚姻届が提出される「いい夫婦の日」に、区役所内に記念写真を撮影できるスポットを設けた。

12月

15日　都内初　災害時の福祉用具優先供給協定を締結

福祉避難所をはじめとする避難所を開設した際、福祉用具が不足した場合に優先的に供給が受けられるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定」を締結した。





⑩ ⑪ 農の学校 初級コースの受講風景



⑫ 練馬こども園 認定証交付式の様子





⑬⑭ 平成つつじ公園で開催されたマルシェの様子

21日　都立高校で選挙啓発事業を実施　写真⑮⑯

選挙権年齢が18歳に引き下げられるのを前に、区選管とＮＰＯ法人Youth Createが協力し、都立第四商業高校で主権者意識を高めてもらうことを目的とした出前講座と模擬投票を実施した。

21日　「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料～」を公表

区政の重要課題について、現状と将来見通しをデータに基づき示した「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料～」を作成し公表した。

平成28年1月

12日　光が丘子ども家庭支援センター分室を開設　写真⑰

分室の開設により、今まで光が丘子ども家庭支援センターで実施していた子育てのひろば事業の実施場所が分室へ移行した。子育てのひろば事業と一時預かり事業の実施場所を分けたことにより、実施日が共に拡大した。

14日　「四季の香(かおり)ローズガーデン」が環境省「におい・かおり環境協会賞」を受賞

28年5月に、バラの香りをテーマとして開園する「四季の香ローズガーデン」が、環境省主催の第10回「みどり香るまちづくり」企画コンテストで、におい・かおり環境協会賞を受賞した。

23日　ペット防災講演会を開催

災害等で自宅に住めない状況になったときに、飼い主としてすべき行動や事前準備についての講演会「災害が起こったら、うちの猫はどうしよう」を初開催した。

29日　パラリンピック日本代表の岩渕幸洋選手が前川区長を表敬訪問

リオデジャネイロパラリンピックに出場する岩渕幸洋選手（早稲田大学卓球部所属：練馬区内在住）が前川区長を表敬訪問し、大舞台での健闘を誓った。

2月

1日　大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化　写真⑱

クレイ舗装であった多目的運動場の人工芝化を実施した。区立施設では初の人工芝運動場として、2月1日から一般利用が開始された。



⑮ 実際に使用されている投票箱に一票を投じる



⑯ 模擬投票所入口に並ぶ生徒たち



⑰ 光が丘子ども家庭支援センター分室の様子



⑱ 人工芝化した多目的運動場

20日　イグ・ノーベル賞受賞のマイヤーロホ博士による「科学講演会」を開催

ヴィクトール・ベノ・マイヤーロホ博士が、「生き物っておもしろい！」のテーマで講演した。当日は、科学や生物好きな小中学生とその保護者約200人が参加し、「必ず四つ子を産むアルマジロ」など不思議な生態の話に耳を傾けた。

3月

1日　「とっておきの練馬プロジェクト」始動　写真⑲

練馬の魅力情報を区民から集め、様々な媒体で発信する。第１弾として、練馬の春の見どころ（景観、花、食べ物）やおもしろ情報の写真とコメントを募集した。

4日　「ねりま区報」が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞

都内区市町村の広報活動の充実を目的に行われている東京都広報コンクールの広報紙部門で最優秀賞を受賞した。

23日　「空き家所有者向け活用セミナー・相談会」を初開催

区内の空き家所有者を対象に、空き家の適正管理・有効活用を考えるセミナー・相談会を初開催した。「空家等対策の推進に関する特別措置法」や、区の空き家対策の取組について説明した後、各専門家ブースにおいて個別相談会を実施した。

24日　区政改革推進会議からの提言を受け、シンポジウムを開催　写真⑳㉑

公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議から提言を受けた。それに引き続き、シンポジウム「区民の視点からの区政改革をめざして」を開催した。

シンポジウムでは、土居丈朗慶應義塾大学教授（区政改革推進会議委員長）による講演や、推進会議委員と前川区長によるパネルディスカッションを行った。

25日　練馬区の人口が７２万人を突破

練馬区の登録人口（住民基本台帳に登録された人口、外国人を含む）が720,027人となり、初めて72万人を突破した。

27日　練馬こぶしハーフマラソン2016を開催　写真㉒

区内の主要幹線道路をメインコースとしたハーフマラソンの第2回大会を開催した。

第1回大会に引き続き、全国から4,500人を超えるランナーが参加し、多くの区民による応援のなかを駆け抜けた。



⑲ とっておきの練馬
投稿募集ポスター

⑳ シンポジウム第１部
土居教授による講演の様子





㉑ シンポジウム第２部
パネリストとして前川区長も参加



㉒ こぶしハーフマラソン
沿道の声援を受けながらゴールするランナー

練馬区のあらまし

1 地勢 …… 8
2 歴史 …… 10
3 人口 …… 12
4 気象 …… 19





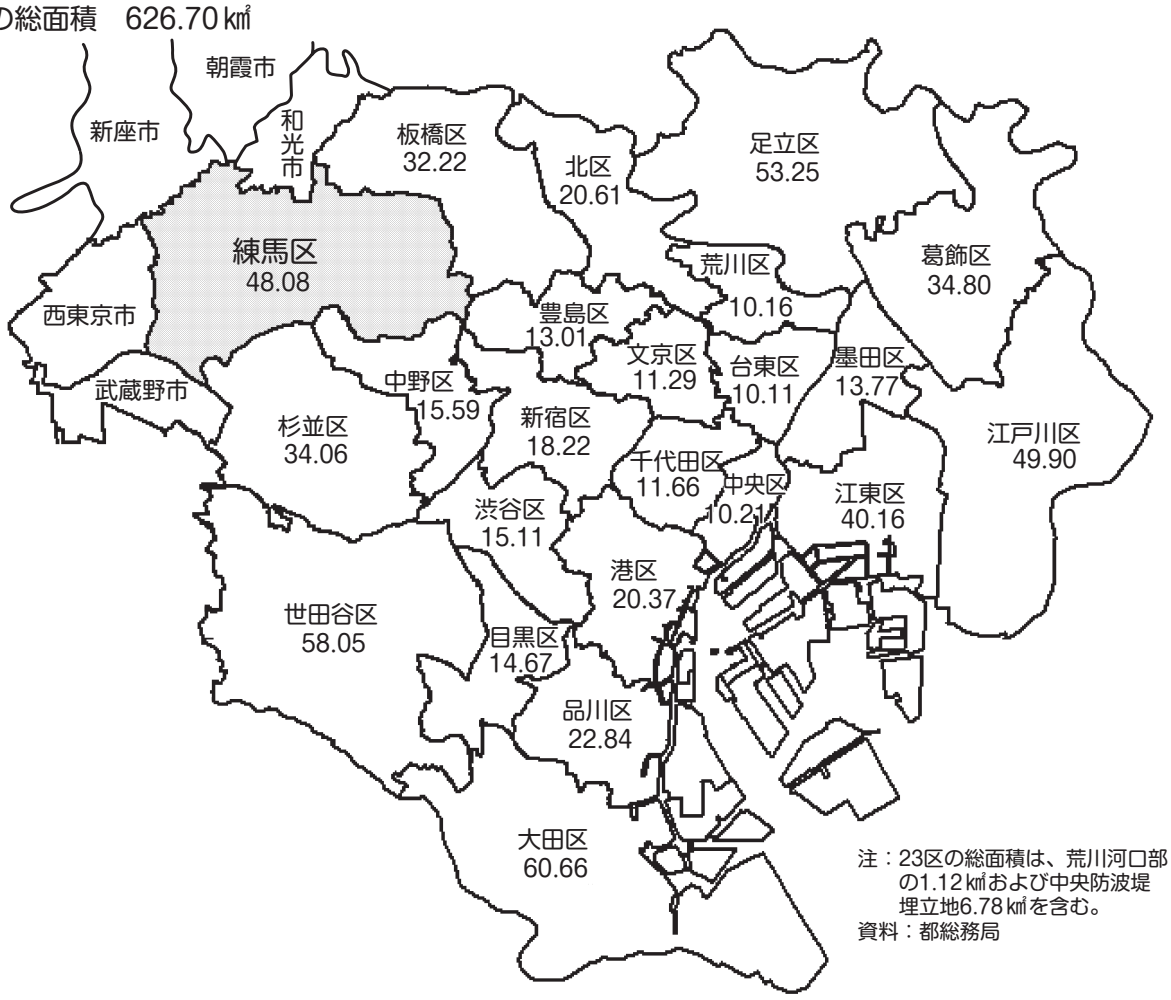
練馬区登録有形文化財（昭和 63 年度登録）

氷川神社の狛犬（こまいぬ）〔氷川台〕

獅子型で阿形（あぎょう）・吽形（うんぎょう）の対をなしている。向かって左側の吽形像（うんぎょうぞう）の台石の背面には、「天明七年」（1787 年）の銘があり、区内の神社に残る狛犬としては最古のものである。

1 地　勢

23区の位置と面積（単位：㎢）　　平成27年10月1日現在
23区の総面積　626.70㎢



注：23区の総面積は、荒川河口部の1.12㎢および中央防波堤埋立地6.78㎢を含む。
資料：都総務局

●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度40分52秒～ 139度33分46秒、北緯35度42分43秒～ 35度46分46秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分8秒である。

一方、練馬区の面積は48.08㎢で東西約10km、南北約4 ～ 7kmのほぼ長方形である。東京都の総面積2,190.90㎢に対し、練馬区はその約2.2％、23区の総面積626.70㎢に対し約7.7％に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

●地　形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海抜54.02m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海抜26.01mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：東京都土木技術支援・人材育成センター　平成27年水準基標測量成果表）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地　質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と

町　名　図

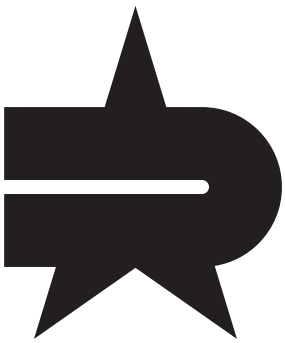


小石の累層があって、水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：昭和44年練馬区地下水調査報告書）。

●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、『関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場（ねりば）」といった』、『石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼（ねぬま）」が多かった』、『奈良時代、武蔵国に「乗潴（のりぬま）」という宿駅があった』、『中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった』などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章



ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせ、図案化したものである。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和 28 年 12 月に制定された。

●区の花と木



区の花　ツツジ



区の木　コブシ

美しい花と豊かなみどりの、住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和 46 年 4 月、花には「ツツジ」、木には「コブシ」を選定した。

2 歴　史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域、また三宝寺池や富士見池の周辺などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新（645年）後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は今の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

●中　世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに豊島氏の領主的支配の手が、石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。またこの時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

●近　世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗渠になる前の千川〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い練馬は、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近　代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城によって、江戸は新政府の手によって握られ、新政府は同年7月17日、東京と改称した。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、郡区町村編制法で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として、重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。



〔練馬大根干し風景（昭和 10 年頃)〕

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正 14 年頃)〕

練馬の人口は明治7年（1874年）に約1万2千人、50年後の大正14年（1925年）には約3万人とゆるやかな増加ぶりであった。

しかし、大正12年（1923年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和7年（1932年)、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎〕（開進第三小学校講堂）

※独立後の年表は、210ページ参照。

3 人　口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると平成28年1月1日現在719,109人、355,564世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約88万3千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、28年1月1日現在14,662人で、区の総人口に占める割合は約2.0％となっている。

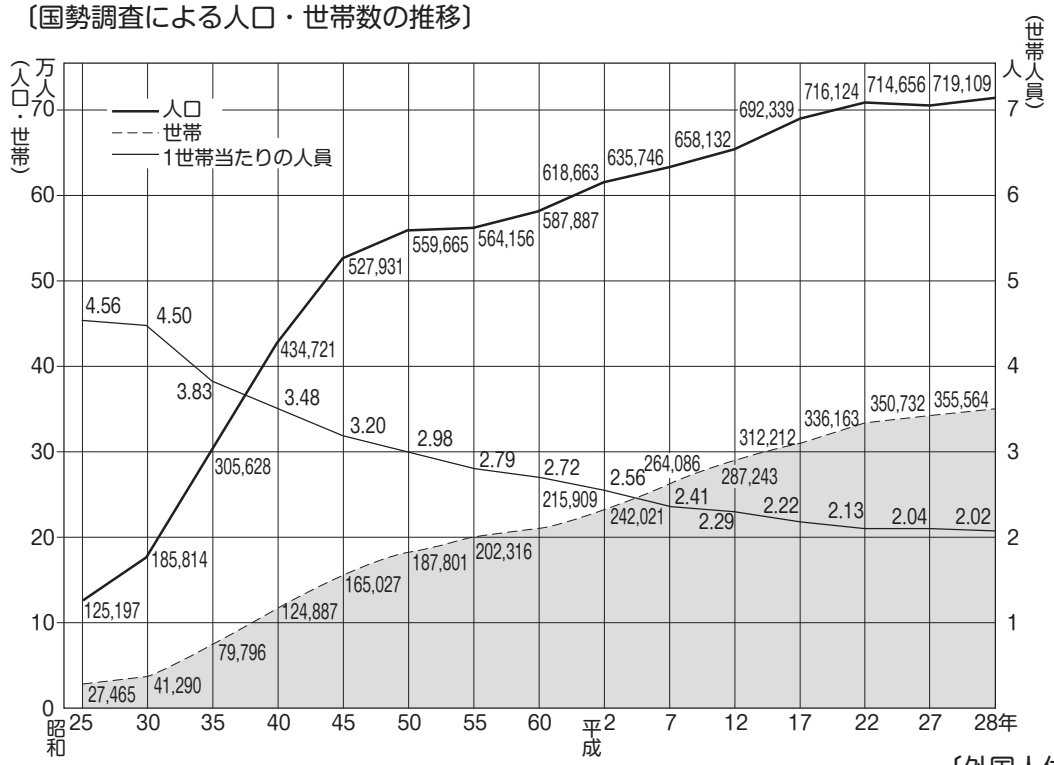
●人口の推移

練馬区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで逓増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



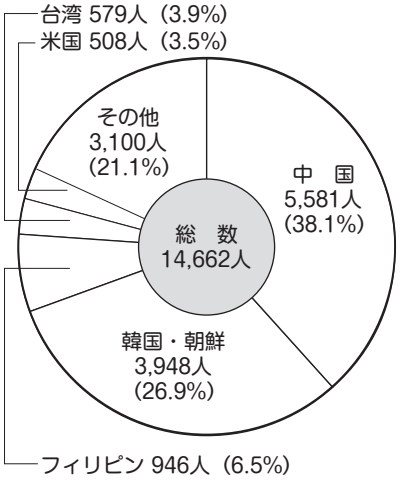
注：平成27年～28年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。
資料：国勢調査結果報告

〔各年中の人口動態〕　　各年1月～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
23	623	1,211	21,229	20,018	59	628	5,954	5,326	△1,275
24	1,359	2,142	21,750	19,608	△692	451	5,948	5,497	△542
25	1,950	2,297	22,153	19,856	△889	583	6,218	5,635	△41
26	3,444	2,769	22,294	19,525	△583	673	6,177	5,504	585
27	4,453	2,920	23,189	20,269	303	483	6,241	5,758	747

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。
資料：人口の動き（都総務局統計部）

〔外国人住民人口〕平成28年1月1日



〔世帯数と人口の推移〕

各年1月1日現在

年次	世帯数	総人口	日本人の人口			外国人の人口			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数	率
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和22年	**24,399**	**111,792**	**111,792**	**58,322**	**53,470**	－	－	－	－	－
昭和31年	**47,271**	**188,343**	**187,413**	**95,203**	**92,210**	**930**	－	－	**13,548**	**7.75**
32	56,127	210,642	209,527	107,732	101,795	1,115	－	－	22,299	11.84
33	62,625	233,007	231,743	119,061	112,682	1,264	－	－	22,365	10.62
34	70,246	260,375	258,998	132,663	126,335	1,377	－	－	27,368	11.75
35	78,171	286,437	284,849	146,187	138,662	1,588	－	－	26,062	10.01
36	87,447	311,410	309,625	158,538	151,087	1,785	－	－	24,973	8.72
37	96,257	333,662	331,753	169,816	161,937	1,909	－	－	22,252	7.15
38	103,864	355,830	353,677	180,531	173,146	2,153	－	－	22,168	6.64
39	115,770	383,997	381,794	194,554	187,240	2,203	－	－	28,167	7.92
40	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	－	－	23,036	6.00
昭和41年	**136,750**	**435,043**	**432,429**	**221,139**	**211,290**	**2,614**	－	－	**28,010**	**6.88**
42	146,038	454,833	452,100	231,442	220,658	2,733	－	－	19,790	4.55
43	156,452	479,795	476,908	244,304	232,604	2,887	1,600	1,287	24,962	5.49
44	164,732	499,606	496,656	254,885	241,771	2,950	1,653	1,297	19,811	4.13
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
46	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
47	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
48	187,852	536,542	533,273	273,536	259,737	3,269	1,824	1,445	5,543	1.04
49	192,063	544,625	541,418	277,318	264,100	3,207	1,794	1,413	8,083	1.51
50	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
昭和51年	**197,971**	**553,147**	**549,881**	**280,372**	**269,509**	**3,266**	**1,792**	**1,474**	**4,912**	**0.90**
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213	△0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990	△0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533	△0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348	△0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
60	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
昭和61年	**222,874**	**587,326**	**583,031**	**294,614**	**288,417**	**4,295**	**2,229**	**2,066**	**8,406**	**1.45**
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
7	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
平成8年	**268,548**	**637,448**	**627,662**	**314,412**	**313,250**	**9,786**	**4,916**	**4,870**	**2,663**	**0.42**
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
17	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
平成18年	**314,248**	**686,237**	**674,123**	**334,898**	**339,225**	**12,114**	**5,488**	**6,626**	**1,872**	**0.27**
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48
28	**355,564**	**719,109**	**704,447**	**345,341**	**359,106**	**14,662**	**6,659**	**8,003**	**4,453**	**0.62**

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。
②昭和31年～平成24年の「世帯数」は外国人を含まない。
③昭和31年～42年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。
④昭和31年～平成24年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●人口構成

住民基本台帳による平成28年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成はつぎのとおりである。

1　男女別構成

男性352,000人（48.9％）、女性367,109人（51.1％）で前年と比較すると男性は1,706人増加し、女性は2,747人増加している。人口性比（女性100人に対する男性の数）は95.9で23区平均の97.1よりも低くなっている。

2　年齢構成

年齢構成では40歳代が119,211人（16.6％）と最も多く、次いで30歳代107,157人（14.9％）、50歳代91,255人（12.7％）、20歳代89,583人（12.5％）の順になっている。

23区全体では、40歳代が17.0％と最も多く、次いで30歳代16.5％、20歳代12.7％、50歳代12.1％の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口（0～14歳）が88,365人（12.3％）で、前年より114人の減、生産年齢人口（15～64歳）は475,702人（66.2％）で1,969人の増、老年人口（65歳以上）は、155,042人（21.6％）で2,598人の増となっている。また、平均年齢は44.06歳で前年に比べ0.15歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による平成28年1月1日現在の世帯数は355,564世帯である。一世帯当たりの人員数は2.02人で23区平均1.9人と比べて0.12人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による平成28年1月1日現在の人口密度は14,957人／㎢であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

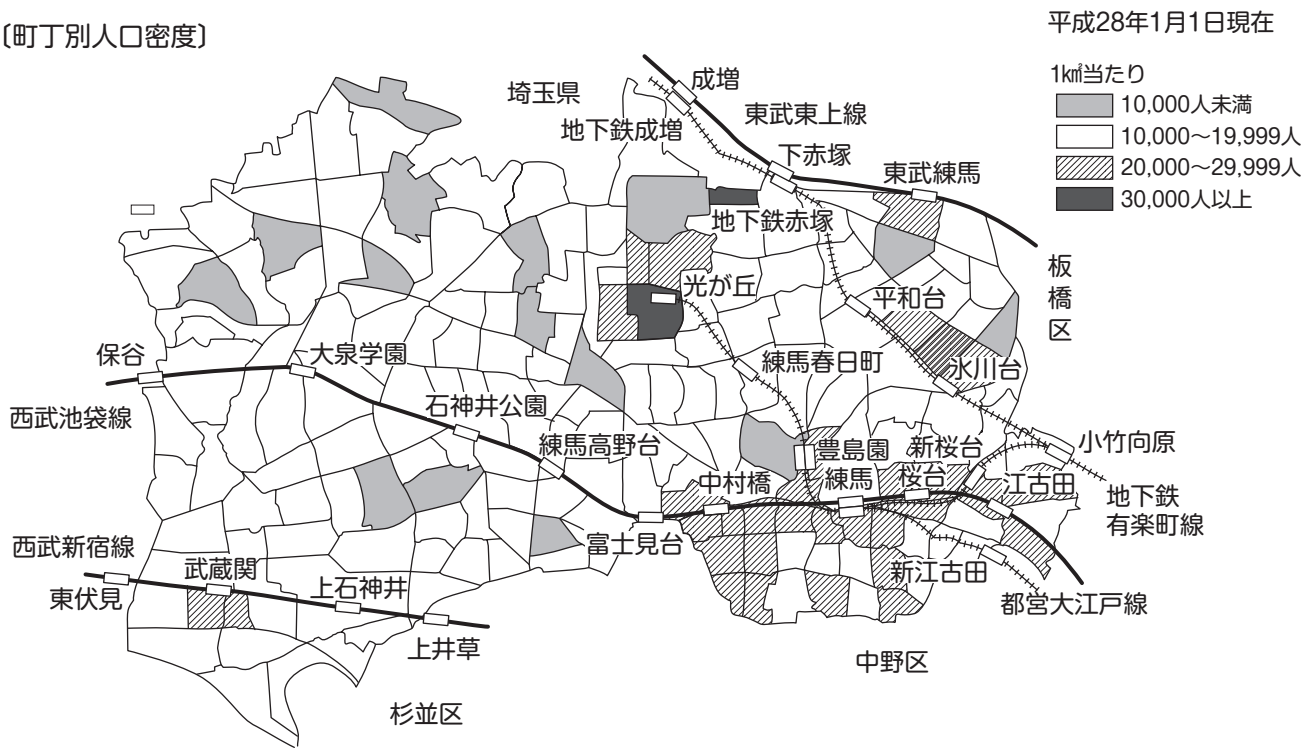
28年4月1日現在、本籍数228,138戸、本籍人口563,100人で、前年同期に比べ2,116戸の増、3,054人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。20年5月1日から、この本人確認は戸籍法に規定される制度となった。

〔町丁別人口密度〕



〔戸籍の届出件数〕　　平成27年度

届　出　別	件　数（件）
出　生　届	7,922
死　亡　届	6,956
婚　姻　届	7,756
離　婚　届	1,812
転　籍　届	3,733
その他の届	3,829

●住民基本台帳

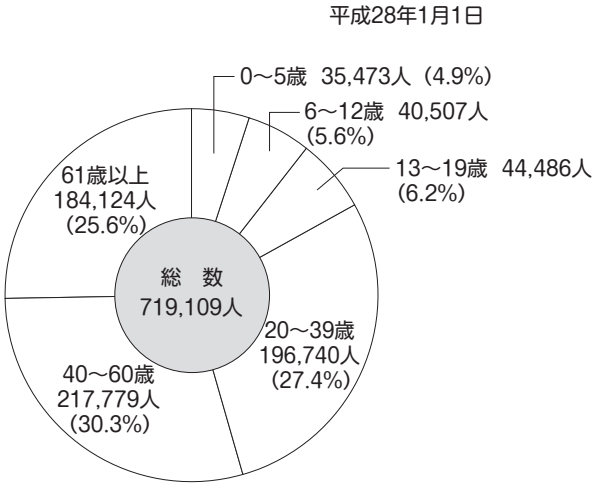
住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

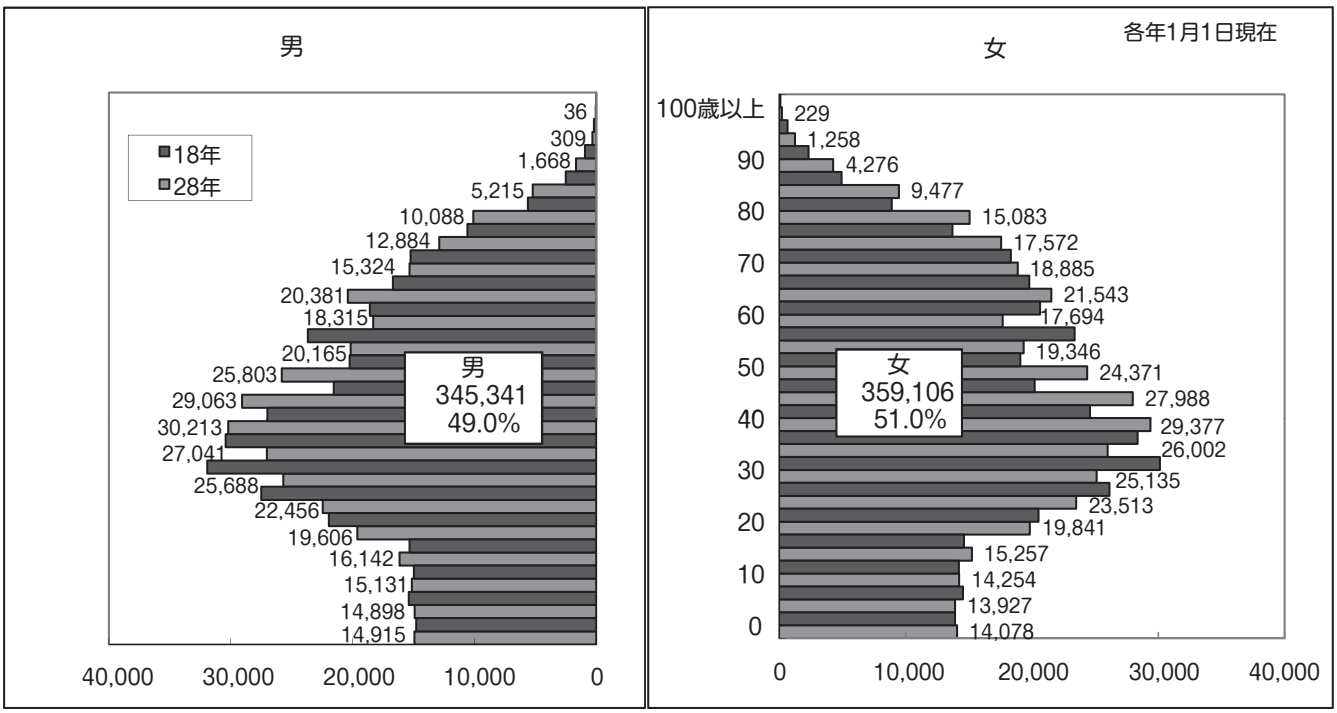
〔住民基本台帳事務の取扱件数〕　　平成27年度

届　出　別	件　数（件）
転　入　届	36,303
転　出　届	33,307
転　居　届	15,403
世帯変更届	3,532

〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕



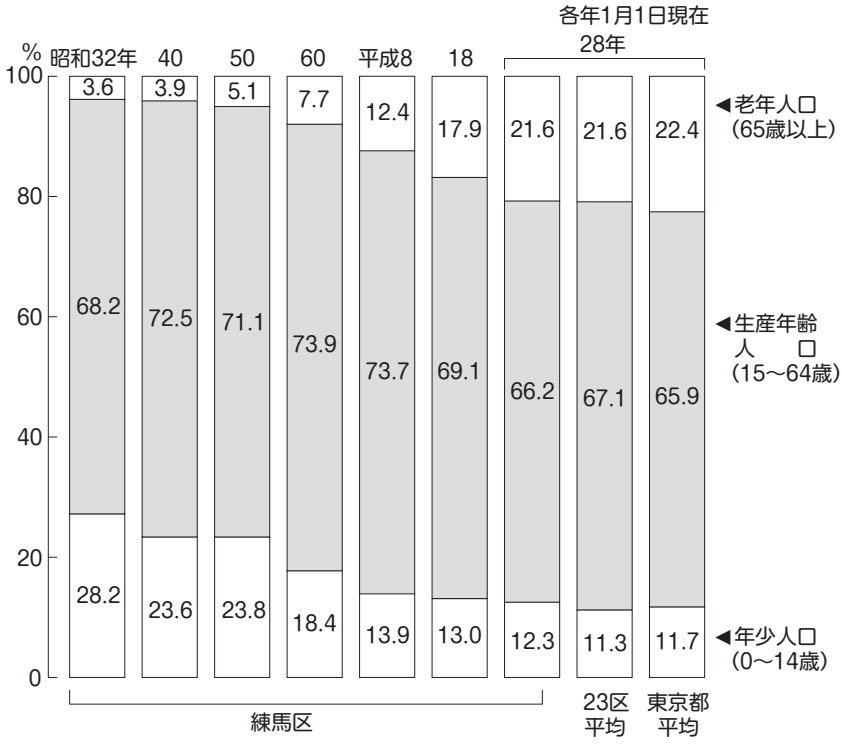
〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成18年・28年比較）〕



注：実数は平成28年の人口数である。28年は、外国人住民を含んだ人口数である。
　　なお、18年の人口数は省略した。

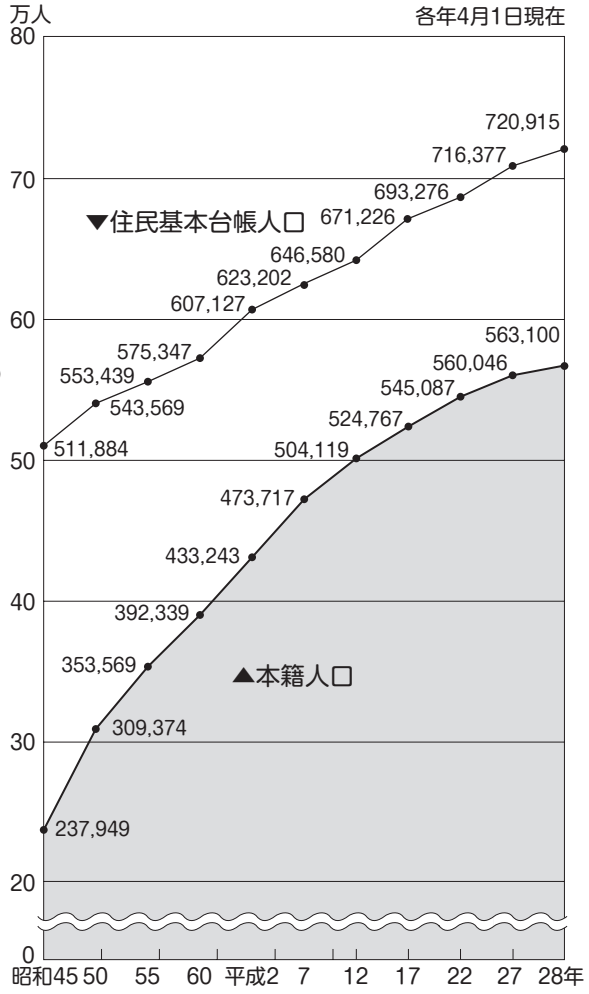
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、
外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕



注：平成24年7月の法改正により、25年から
住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む）〕　　平成 28 年 1 月 1 日現在

町丁目	面積	世帯数	人口	人口密度	町丁目	面積	世帯数	人口	人口密度
	㎢	世帯	人	人／㎢		㎢	世帯	人	人／㎢
総計	48.080	355,564	719,109	14,957					
旭丘1丁目	0.218	3,076	4,651	21,335	貫井4丁目	0.266	2,165	4,238	15,932
2丁目	0.193	1,447	2,427	12,575	5丁目	0.146	1,238	2,123	14,541
小竹町1丁目	0.248	2,901	5,007	20,190	錦1丁目	0.200	1,731	3,557	17,785
2丁目	0.269	2,273	3,858	14,342	2丁目	0.152	1,172	2,419	15,914
栄町	0.167	2,333	3,857	23,096	氷川台1丁目	0.149	117	246	1,651
羽沢1丁目	0.071	849	1,300	18,310	2丁目	0.161	1,338	2,843	17,658
2丁目	0.229	1,843	3,324	14,515	3丁目	0.232	2,580	4,928	21,241
3丁目	0.165	932	1,805	10,939	4丁目	0.240	2,627	5,227	21,779
豊玉上1丁目	0.174	1,443	2,246	12,908	平和台1丁目	0.198	1,665	3,535	17,854
2丁目	0.138	2,706	4,109	29,775	2丁目	0.158	1,406	2,972	18,810
豊玉中1丁目	0.135	1,262	2,413	17,874	3丁目	0.199	1,918	4,293	21,573
2丁目	0.154	1,780	3,109	20,188	4丁目	0.170	1,253	2,658	15,635
3丁目	0.147	1,595	2,785	18,946	早宮1丁目	0.328	2,895	5,929	18,076
4丁目	0.103	739	1,610	15,631	2丁目	0.310	1,950	3,983	12,848
豊玉南1丁目	0.109	1,164	2,347	21,532	3丁目	0.295	2,190	4,698	15,925
2丁目	0.155	1,059	1,949	12,574	4丁目	0.253	1,807	4,121	16,289
3丁目	0.194	2,020	4,094	21,103	春日町1丁目	0.394	2,005	4,215	10,698
豊玉北1丁目	0.121	1,450	2,393	19,777	2丁目	0.305	2,157	4,554	14,931
2丁目	0.120	1,365	2,318	19,317	3丁目	0.245	2,013	4,028	16,441
3丁目	0.155	1,941	3,032	19,561	4丁目	0.306	2,100	4,388	14,340
4丁目	0.154	2,372	3,791	24,617	5丁目	0.261	2,105	4,476	17,149
5丁目	0.143	2,416	3,670	25,664	6丁目	0.247	1,590	3,339	13,518
6丁目	0.121	1,781	3,256	26,909	高松1丁目	0.229	1,358	2,856	12,472
中村1丁目	0.148	1,208	2,499	16,885	2丁目	0.208	1,099	2,480	11,923
2丁目	0.156	1,478	3,202	20,526	3丁目	0.218	1,204	3,129	14,353
3丁目	0.193	2,038	4,019	20,824	4丁目	0.229	1,375	3,261	14,240
中村南1丁目	0.215	1,916	4,018	18,688	5丁目	0.235	1,193	2,624	11,166
2丁目	0.168	1,873	3,540	21,071	6丁目	0.263	1,279	2,835	10,779
3丁目	0.131	1,341	2,804	21,405	北町1丁目	0.260	2,563	4,408	16,954
中村北1丁目	0.122	2,026	3,503	28,713	2丁目	0.250	3,016	5,984	23,936
2丁目	0.124	1,579	2,916	23,516	3丁目	0.134	1,391	2,599	19,396
3丁目	0.080	1,256	1,992	24,900	4丁目	0.248	993	993	4,004
4丁目	0.122	1,570	2,779	22,779	5丁目	0.139	1,194	2,312	16,633
桜台1丁目	0.206	2,978	4,834	23,466	6丁目	0.178	1,468	2,571	14,444
2丁目	0.244	2,520	4,625	18,955	7丁目	0.210	1,461	2,793	13,300
3丁目	0.285	2,381	4,665	16,368	8丁目	0.215	2,088	3,711	17,260
4丁目	0.151	1,859	3,164	20,954	田柄1丁目	0.275	2,254	4,942	17,971
5丁目	0.241	1,826	3,636	15,087	2丁目	0.399	3,447	6,887	17,261
6丁目	0.258	1,709	3,591	13,919	3丁目	0.318	2,408	6,013	18,909
練馬1丁目	0.206	2,555	4,016	19,495	4丁目	0.414	2,962	7,075	17,089
2丁目	0.267	1,756	3,049	11,419	5丁目	0.255	1,736	4,054	15,898
3丁目	0.134	2,202	3,433	25,619	光が丘1丁目	0.071	1,574	2,797	39,394
4丁目	0.187	2,048	3,795	20,294	2丁目	0.256	2,640	5,904	23,063
向山1丁目	0.091	1,059	1,743	19,154	3丁目	0.287	3,896	9,111	31,746
2丁目	0.155	1,154	2,432	15,690	4丁目	0.609	—	—	0
3丁目	0.285	1,200	2,367	8,305	5丁目	0.164	1,553	3,417	20,835
4丁目	0.223	1,958	4,078	18,287	6丁目	0.078	461	1,099	14,090
貫井1丁目	0.207	2,474	4,655	22,488	7丁目	0.206	2,503	5,946	28,864
2丁目	0.184	2,069	3,569	19,397	旭町1丁目	0.246	1,867	4,261	17,321
3丁目	0.266	2,664	4,802	18,053	2丁目	0.295	2,454	4,429	15,014

平成 28 年 1 月 1 日現在

町　丁　目	面　積	世帯数	人　口	人口密度	町　丁　目	面　積	世帯数	人　口	人口密度
	㎢	世帯	人	人／㎢		㎢	世帯	人	人／㎢
旭　町 3丁目	0.229	2,208	4,187	18,284	下石神井 3丁目	0.173	1,091	2,373	13,717
土支田 1丁目	0.244	1,504	3,497	14,332	4丁目	0.224	1,880	3,453	15,415
2丁目	0.294	1,093	2,487	8,459	5丁目	0.159	1,207	2,573	16,182
3丁目	0.310	1,671	3,959	12,771	6丁目	0.229	1,516	3,401	14,852
4丁目	0.333	1,402	3,330	10,000	立　野　町	0.357	2,274	5,018	14,056
富士見台 1丁目	0.168	1,511	3,136	18,667	関町東 1丁目	0.222	1,965	3,689	16,617
2丁目	0.232	2,182	4,135	17,823	2丁目	0.096	839	1,372	14,292
3丁目	0.256	2,082	4,057	15,848	関町南 1丁目	0.173	1,219	2,437	14,087
4丁目	0.303	1,764	3,984	13,149	2丁目	0.277	2,057	4,144	14,960
南田中 1丁目	0.174	1,138	2,388	13,724	3丁目	0.272	1,596	3,200	11,765
2丁目	0.171	789	1,679	9,819	4丁目	0.326	2,955	6,366	19,528
3丁目	0.189	1,442	2,743	14,513	関町北 1丁目	0.142	1,820	3,328	23,437
4丁目	0.201	1,452	3,086	15,353	2丁目	0.206	2,382	4,185	20,316
5丁目	0.193	1,351	2,432	12,601	3丁目	0.361	2,106	4,204	11,645
高野台 1丁目	0.196	1,766	3,628	18,510	4丁目	0.352	2,049	4,165	11,832
2丁目	0.164	1,386	3,009	18,348	5丁目	0.283	2,347	5,573	19,693
3丁目	0.237	1,475	2,934	12,380	東大泉 1丁目	0.270	2,278	4,593	17,011
4丁目	0.144	1,068	2,337	16,229	2丁目	0.417	2,948	6,188	14,839
5丁目	0.183	1,216	2,643	14,443	3丁目	0.324	2,512	4,691	14,478
谷　原 1丁目	0.231	895	1,940	8,398	4丁目	0.224	1,480	2,621	11,701
2丁目	0.141	784	1,720	12,199	5丁目	0.350	1,966	3,742	10,691
3丁目	0.163	803	2,013	12,350	6丁目	0.442	3,099	6,177	13,975
4丁目	0.191	706	1,866	9,770	7丁目	0.402	2,803	6,084	15,134
5丁目	0.227	1,196	2,757	12,145	西大泉町	0.002	12	30	15,000
6丁目	0.178	962	2,271	12,758	西大泉 1丁目	0.274	1,834	4,029	14,704
三原台 1丁目	0.237	1,865	4,066	17,156	2丁目	0.329	1,268	3,025	9,195
2丁目	0.156	854	2,011	12,891	3丁目	0.298	1,614	3,643	12,225
3丁目	0.235	1,351	3,161	13,451	4丁目	0.350	1,424	3,553	10,151
石神井町 1丁目	0.237	1,808	3,257	13,743	5丁目	0.382	2,102	4,823	12,626
2丁目	0.275	2,274	4,458	16,211	6丁目	0.183	1,166	2,667	14,574
3丁目	0.163	1,773	3,078	18,883	南大泉 1丁目	0.333	2,086	4,778	14,348
4丁目	0.196	1,709	3,397	17,332	2丁目	0.281	1,818	4,396	15,644
5丁目	0.301	928	1,744	5,794	3丁目	0.337	2,158	4,763	14,134
6丁目	0.208	1,492	2,874	13,817	4丁目	0.365	2,872	6,165	16,890
7丁目	0.248	2,018	4,075	16,431	5丁目	0.362	2,188	4,810	13,287
8丁目	0.305	2,247	4,541	14,889	6丁目	0.121	813	1,948	16,099
石神井台 1丁目	0.366	707	1,621	4,429	大泉町 1丁目	0.495	2,146	5,252	10,610
2丁目	0.313	2,049	4,572	14,607	2丁目	0.467	2,151	4,830	10,343
3丁目	0.311	2,597	5,483	17,630	3丁目	0.409	1,710	4,059	9,924
4丁目	0.284	2,102	4,329	15,243	4丁目	0.344	1,595	3,778	10,983
5丁目	0.261	1,691	3,908	14,973	5丁目	0.227	1,015	2,173	9,573
6丁目	0.224	1,317	2,996	13,375	6丁目	0.136	1,115	2,435	17,904
7丁目	0.225	1,961	3,618	16,080	大泉学園町 1丁目	0.235	1,375	3,024	12,868
8丁目	0.257	1,675	3,803	14,798	2丁目	0.333	1,776	3,833	11,511
上石神井 1丁目	0.340	3,297	5,403	15,891	3丁目	0.362	1,268	3,237	8,942
2丁目	0.309	2,246	4,196	13,579	4丁目	0.382	1,837	4,443	11,631
3丁目	0.344	2,268	4,491	13,055	5丁目	0.383	2,029	4,776	12,470
4丁目	0.353	2,373	4,325	12,252	6丁目	0.426	2,232	5,223	12,261
上石神井南町	0.177	988	2,073	11,712	7丁目	0.399	2,324	5,105	12,794
下石神井 1丁目	0.166	1,255	2,646	15,940	8丁目	0.355	2,159	4,856	13,679
2丁目	0.214	1,413	3,115	14,556	9丁目	0.336	81	81	241

4 気 象

1月：
冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れる日が多かったが、低気圧が数日の周期で日本付近を通過したため、曇りや雨または雪の日があった。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

2月：
冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、低気圧や前線の影響で曇りや雨または雪の日があった。東京（北の丸公園）の月平均気温と月間日照時間はともに平年並、月降水量は多くなった。

3月：
期間の中頃までは低気圧や気圧の谷の影響で曇りや雨の日が多かったが、その後は高気圧に覆われて晴れの日が多かった。 東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

4月：
上旬から中旬は低気圧や前線、南からの湿った空気の影響で曇りや雨の日が多かったが、下旬は移動性高気圧に覆われて晴れの日が多かった。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並となった。

5月：
高気圧に覆われて晴れの日が多かった。なお、12日は台風第6号から変わった低気圧の影響で大雨となった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は少なくなった。

6月：
梅雨前線や低気圧の影響で中旬を中心に曇りや雨の日が多かったが、上旬と下旬は晴れの日があった。なお、関東甲信地方は3日ごろ、平年より5日早く、昨年より2日早く梅雨入りした。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間と月降水量はともに平年並となった。

7月：
上旬は本州南岸に梅雨前線が停滞することが多く曇りや雨の日が続き、特に3日は前線の活動が活発化し大雨となった。中旬以降は日本の南東海上で太平洋高気圧の勢力が強まり、晴れの日が多くなったが、湿った気流の影響で曇りや雨となった日もあった。特に16日は四国沖を北上した台風第11号の影響も加わって大雨となり、激しい雨となった所もあった。また24日は広い範囲で雷雨となり、30日も非常に激しい雨となった所があった。なお、関東甲信地方は10日ごろ、平年より、昨年よりともに11日早く、梅雨明けした。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間と月降水量はともに多くなった。

8月：
上旬は高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、中旬以降は低気圧や前線、湿った気流の影響で曇りや雨の日が多くなった。特に16日と17日は雷を伴って大雨となった所もあり、26日は台風第15号の影響で大雨となった所があった。上旬は気温がかなり高くなったが、下旬は北東からの湿った気流の影響で気温がかなり低くなり、月として寒暖の変動が大きくなった。東京（北の丸公園）の月平均気温は平年並、月間日照時間と月降水量はともに少なくなった。

9月：
上旬は前線や台風の影響で曇りや雨となり、特に8日から9日にかけては台風第18号と南からの湿った気流の影響で大雨となった。中旬以降は高気圧と低気圧が交互に日本付近を通過し、天気は数日の周期で変わった。なお17日は上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となり、雷を伴って大雨となった所があった。東京（北の丸公園）の月平均気温と月間日照時間はともに平年並、月降水量はかなり多くなった。

10月：
大陸から移動してきた高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。また期間の終わり頃は一時的に冬型の気圧配置となった。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なくなった。

11月：
低気圧と高気圧が交互に通過して天気は数日の周期で変わった。中旬は気圧の谷や前線の影響で曇りや雨の日が多くなった。また、期間を通して南からの暖かい空気が流れ込んだ影響で、気温の高い日が多くなった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は多くなった。

12月：

期間の前半は低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わった。特に11日は発達した低気圧の影響で大雨となった。期間の後半は低気圧の通過後に冬型の気圧配置となって晴れの日が多くなった。期間の中頃を中心に寒気の南下が弱く、気温は平年を上回る日が多くなった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は少なく、月降水量は多くなった。

〔練馬地域気象観測所　気温・降水量 (平成 27 年)〕

区分＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
月平均気温（℃）	5.0	5.1	9.8	14.4	21.1	22.2	26.6	26.7	22.5	18.1	13.4	8.6	16.1
平年値（℃）	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月平均最高気温（℃）	9.7	9.9	15.0	19.6	26.8	26.8	30.9	30.6	26.2	22.3	17.2	13.0	20.7
平年値（℃）	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月平均最低気温（℃）	0.7	0.8	5.1	9.6	16.1	18.6	23.3	23.7	19.7	14.2	10.0	4.6	12.2
平年値（℃）	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月降水量（mm）	71.0	46.0	85.5	102.5	82.5	197.5	250.0	150.5	396.5	66.5	131.5	67.0	1647.0
平年値（mm）	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///

注 1：練馬地域気象観測所は平成 24 年 12 月 25 日に練馬区豊玉上から練馬区石神井台に移設したため、平年値は求めていない。
注 2：月平均は日平均気温、日最高気温、日最低気温を月毎に平均した値である。なお、日平均気温は毎正時（1 時から 24 時）の気温を平均した値である。
調査：東京管区気象台

序章

区政の推進と財政

1 区の計画 …… 22
2 区政のしくみ …… 26
3 財政 …… 42
4 税・財産 …… 53
5 医療保険・年金制度 …… 57
6 区内の公共機関 …… 63



植物学者・牧野富太郎博士が命名した「センダイヤ」

区立牧野記念庭園にあるセンダイヤは日本では一番の大木とされていることから、庭園のシンボルとなっている。

1　区の計画

(1) みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして

●位置づけ

区は、今後の区政運営の方向性を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示する「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（『ビジョン』）を平成27年3月に策定した。

●『ビジョン』の構成

1　構想編

『ビジョン』では、これからの社会は、これまでとは異なる「新しい成熟社会」と位置付けている。人口の減少や「超」超高齢化社会の到来など、従来のような成長の延長線上に将来を描くことのできない未知の時代に直面していることを基本認識としている。

新しい成熟社会への潮流を踏まえ、10年程度先を見据えて進める主要な施策の方向性を5つの柱で示した。

⑴　子どもの成長と子育ての総合的な支援

地域社会を支える子育て世代が住みやすいまちづくりを進める。仕事と生活のバランスがとれ、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるよう教育を充実する。

⑵　安心して生活できる福祉・医療の充実

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会での見守りと支え合いの体制や、一人ひとりにあった支援を受けられる仕組みを構築する。

⑶　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

鉄道や道路の整備、木造住宅密集地域の改善など、練馬区の都市基盤の課題を克服し、さらにみどり豊かで、だれもが安全・快適に暮らせる住宅都市をめざして、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりを着実に進める。

⑷　練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

公園や農地などまちのみどりの豊かさと都市生活の利便性が両立する区の特長をさらに活かして、多彩な魅力を楽しめるまちづくりを進める。

⑸　ビジョンの実現のために

①　区民・区議会とともに区政を拓く

一人ひとりの個性や価値観を認めあい、尊重する地域社会を基本に、区民・区議会とともに練馬の自治を発展させ、新しい成熟都市の実現をめざして未来を切り拓いていく。

②　新たな区政の創造

『ビジョン』の実現に向けて、既成概念にとらわれず、制度や組織の壁を超えて不断に改革に取り組み、職員の力を結集して新たな区政を創造する。

2　戦略計画

『ビジョン』で示す施策を進めるうえで、根幹となるリーディングプロジェクトを戦略計画と位置づけている。区民のリアルな行政需要にこたえ、制度や組織の壁を超えた戦略的な18の取組を、前述の5つの施策の柱の下に計画化している。計画期間は27年度～ 31年度の5か年である。

⑴　子どもの成長と子育ての総合的な支援

計画１　家庭での子育てを応援
計画２　「練馬こども園」の創設
計画３　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
計画４　子どもたち一人ひとりに質の高い教育を

⑵　安心して生活できる福祉・医療の充実

計画５　高齢者地域包括ケアシステムの確立
計画６　障害者の地域生活を支援
計画７　病床の確保と在宅療養ネットワークの構築
計画８　つながり、見守る地域づくり

⑶　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

計画９　鉄道、道路などインフラの整備
計画10　災害に強い安全なまちづくり
計画11　地域生活を支える駅周辺のまちづくり
計画12　住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

⑷　練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

計画13　地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり
計画14　農の活きるまち練馬
計画15　みどりあふれるまちづくり
計画16　風を感じながら巡るみどりのまち
計画17　練馬城址公園をにぎわいの拠点に

⑸　新たな区政の創造

計画18　新しい成熟都市に向けた区政の創造

3　白書編

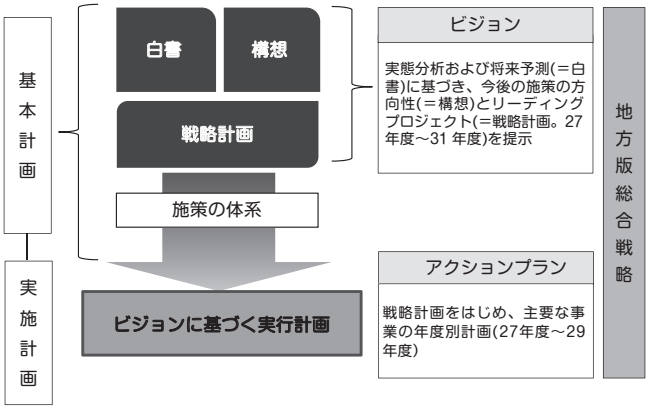
練馬区の人口動態と将来人口の推計、土地利用等の各種データを基に、練馬区の特性や課題等を分析し、構想や戦略計画の立案の背景を示した。

(2) アクションプラン（平成27～29年度）

戦略計画をはじめとする、『ビジョン』に基づく主要な88事業の年度別計画と事業費を明らかにし、『ビジョン』を実現する工程を示すものとして、「みどりの風吹くまちビジョン･アクションプラン」(「アクションプラン」) を平成27年6月に策定した。

アクションプランの進捗状況は、毎年度、点検・検証して結果を公表し、改善しながら取り組むこととしている。

〔『ビジョン』とアクションプランの関係〕



(3) 『ビジョン』・アクションプランと地方版総合戦略

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、地方人口ビジョンおよび地方版総合戦略を策定することが求められた。区では、『ビジョン』およびアクションプランを合わせ、練馬区版総合戦略としての位置づけももつものとした。地方人口ビジョンについては、27年12月にとりまとめた。

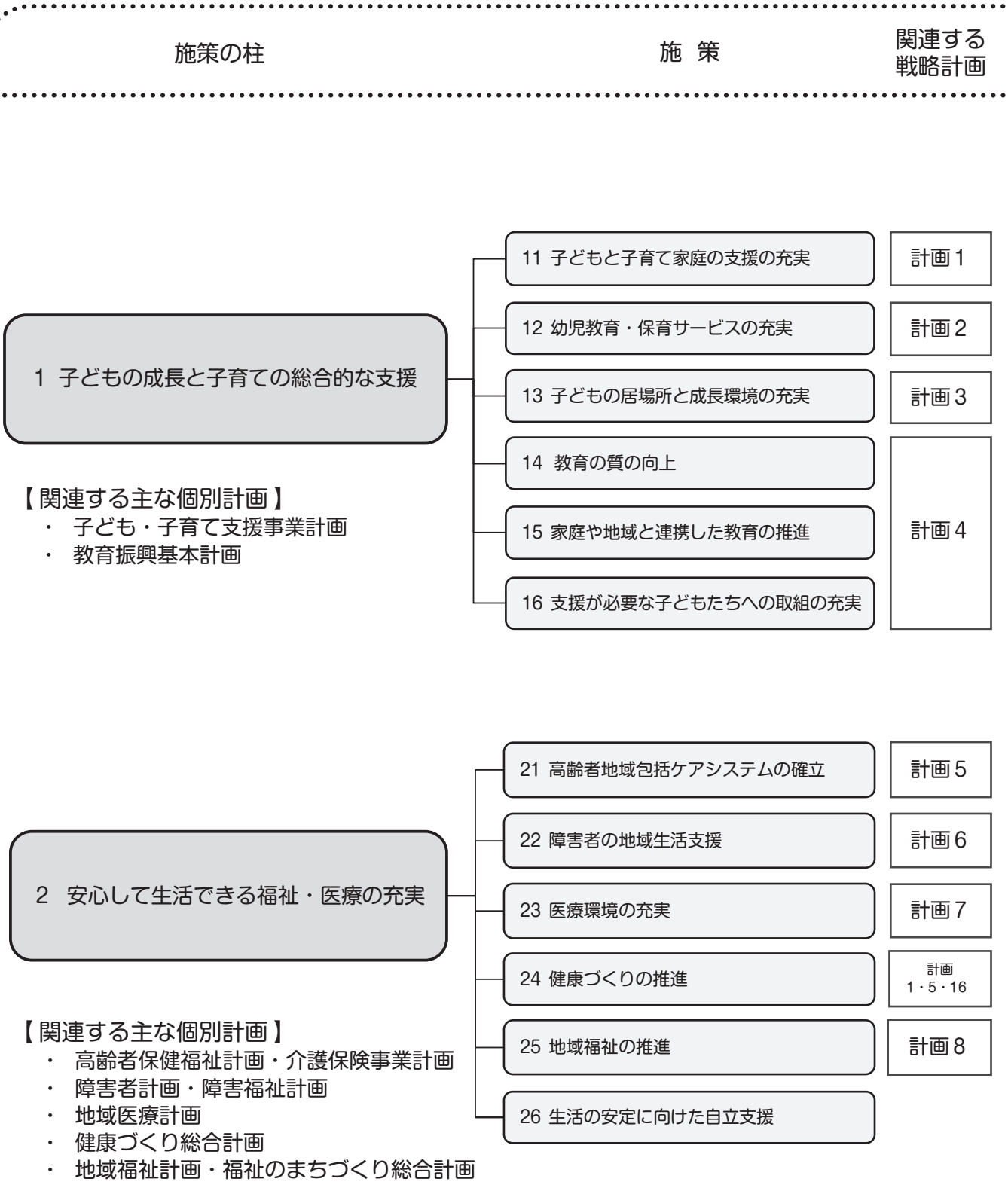
(4) 区民の要望

●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。平成27年度に行った、「特に力を入れてほしいと思う施策」についての調査結果は以下のとおりである。(数字は順位)

①鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備
②高齢者福祉
③交通安全対策
④子育て支援
⑤医療環境の充実
⑥駅周辺のまちづくり
⑦災害に強い安全なまちづくり
⑧学校教育
⑨区内企業の活性化・魅力ある商店街づくり
⑩みどりの保全と創出

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（みどりの風吹くまちビジョン）〕



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。

施策の柱	施　策	関連する戦略計画
3　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備	31 鉄道・道路など都市インフラの整備	計画９
	32 災害に強い安全なまちづくり	計画10
	33 地域防災力の向上	
	34 安全・安心な地域づくり	
	35 地域生活を支える駅周辺のまちづくり	計画11
	36 自立分散型エネルギー社会の構築	計画12
	37 リサイクルの推進とごみの発生抑制	
	38 住まいの支援	

【関連する主な個別計画】
- 都市計画マスタープラン
- 都市交通マスタープラン
- 景観計画
- 耐震改修促進計画
- 地域防災計画
- 自転車利用総合計画
- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 住宅マスタープラン

4　練馬区の魅力を楽しめるまちづくり	41 地域特性を活かした区内企業の活性化	計画13
	42 魅力ある商店街づくり	
	43 都市農業の振興と都市農地の保全	計画14
	44 みどりの保全と創出	計画15
	45 地域活動の活性化と多文化共生社会の実現	
	46 文化・生涯学習・スポーツの振興	計画16
	47 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進	計画16・17

【関連する主な個別計画】
- 産業振興基本計画
- みどりの基本計画
- 学びと文化の推進プラン
- スポーツ推進ビジョン

5　新たな区政の創造	51 区政改革の推進	計画18
	52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進	

【関連する主な個別計画】
- 区政改革計画
- 情報化基本計画
- 男女共同参画計画

2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関ー区議会

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数50人・任期4年）で構成される合議制の機関であり、平成27年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第67代議長としてかしわざき強議員、副議長には第69代副議長として内田ひろのり議員が、共に27年6月12日に就任した。なお、28年6月17日に第68代議長として田中ひでかつ議員、第70代副議長として光永勉議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、地方自治法に定められている。主な議決事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。

さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕　平成27年1月～12月

区分	可決	否決	承認	認定	了承
	件	件	件	件	件
条例	78	－	－	－	－
規則	－	－	－	－	－
予算	14	－	－	－	－
決算	－	－	－	5	－
契約・買入れ	11	－	－	－	－
区道認定・変更等	17	－	－	－	－
区長専決処分事項の承認	－	－	3	－	－
選任・任命の同意	6	－	－	－	－
特別委員会の設置	4	－	－	－	－
指定管理者の指定	26	－	－	－	－
意見書	6	1	－	－	－
決議	－	－	－	－	－
その他	6	－	－	－	－
計	168	1	3	5	－

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて

〔常任委員会および委員会開催状況〕　平成27年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
企画総務委員会 定数10人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎小林みつぐ　○柳沢よしみ　関口　和雄　村上　悦栄 むらまつ一希　宮原よしひこ　有馬　豊　島田　拓 石黒たつお　きみがき圭子	回 16
区民生活委員会 定数10人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎高松さとし　○浅沼　敏幸　笠原こうぞう　上野ひろみ かわすみ雅彦　西野こういち　平野まさひろ　やくし辰哉 山田かずよし　かとうぎ桜子	17
健康福祉委員会 定数10人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎光永　勉　○西山きよたか　小泉　純二　かしわざき強 吉田ゆりこ　宮崎はるお　坂尻まさゆき　白石けい子 橋本けいこ　藤井とものり	16
環境まちづくり委員会 定数10人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎うすい民男　○小川けいこ　藤井たかし　おじま紘平 斉藤　静夫　小川こうじ　米沢ちひろ　井上勇一郎 やない克子　池尻　成二	16
文教児童青少年委員会 定数10人	教育委員会の所管に関する事項	◎福沢　剛　○酒井　妙子　田中ひでかつ　田中よしゆき かしままさお　内田ひろのり　とや英津子　倉田れいか 岩瀬たけし　土屋としひろ	16

注：各常任委員会の委員は、平成27年6月12日就任。委員会の開催数は、平成27年1月～12月の期間。

招集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、4委員会が設置されている。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕　平成27年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
議会運営委員会 定数17人 欠員2人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎関口　和雄　○宮原よしひこ　小林みつぐ　村上　悦栄 藤井たかし　福沢　剛　むらまつ一希　うすい民男 柳沢よしみ　酒井　妙子　有馬　豊　島田　拓 白石けい子　石黒たつお　きみがき圭子	回 22

注：議会運営委員会の委員は、平成27年6月12日就任。委員会の開催数は、平成27年1月～12月の期間。

〔特別委員会および委員会開催状況〕　平成27年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
総合・災害対策等特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究	◎小泉　純二　○米沢ちひろ　関口　和雄　高松さとし おじま紘平　うすい民男　柳沢よしみ　平野まさひろ 石黒たつお　岩瀬たけし　山田かずよし　土屋としひろ かとうぎ桜子	回 12
医療・高齢者等特別委員会 定数13人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究	◎吉田ゆりこ　○田中ひでかつ　村上　悦栄　小川けいこ むらまつ一希　かわすみ雅彦　宮原よしひこ　小川こうじ とや英津子　坂尻まさゆき　白石けい子　橋本けいこ 池尻　成二	18
清掃・エネルギー等特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究	◎田中よしゆき　○倉田れいか　小林みつぐ　笠原こうぞう 上野ひろみ　内田ひろのり　酒井　妙子　宮崎はるお 島田　拓　井上勇一郎　きみがき圭子　藤井とものり	11
交通対策等特別委員会 定数12人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイトライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 西武線連続立体についての調査研究	◎藤井たかし　○西野こういち　西山きよたか　かしわざき強 福沢　剛　かしままさお　斉藤　静夫　光永　勉 有馬　豊　やくし辰哉　浅沼　敏幸　やない克子	13

注：①各特別委員会の委員は、平成27年6月12日就任。委員会の開催数は、平成27年1月～12月の期間。
②清掃・エネルギー等特別委員会は、平成27年6月12日設置。開催数は、平成27年6月12日～12月の期間。
平成27年1月～5月29日は、清掃リサイクル等特別委員会を3回開催した。

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕　平成27年12月31日現在

委員会名	設置期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	平成27年2月6日～ 平成27年3月13日	平成27年度各会計歳入歳出予算の審査	◎福沢　剛　○米沢ちひろ 議長を除く全議員	回 14
予算特別委員会（補正）	平成27年10月2日～ 平成27年10月16日	平成27年度各会計歳入歳出補正予算の審査	◎上野ひろみ　○とや英津子 議長を除く全議員	2
決算特別委員会	平成27年9月4日～ 平成27年10月16日	平成26年度各会計歳入歳出決算の審査	◎光永　勉　○白石けい子 議長を除く全議員	14

●平成27年～28年の区議会

1　第一回定例会（27年2月6日から3月13日）

定例会の初日に区長から、「区政運営の新しいビジョン」「平成27年度当初予算案」「教育行政の新たな取り組み」「都市農地の保全」「まちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成27年度練馬区一般会計予算」「平成27年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例」など47議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2　第二回定例会（27年6月8日から6月29日）

6月12日に議長、副議長の選挙を行い、議長にかしわざき強議員、副議長に内田ひろのり議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

6月15日に区長から、「区政改革の推進」「子育て施策」「高齢者施策」「障害者施策」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区個人情報保護条例の一部を改正する条例」「練馬区立児童館条例の一部を改正する条例」「練馬区ねりっこクラブ条例」など32議案が提出された。議員からは、「外国人の人権が十分尊重されることを求める意見書」など9議案が提出された。また、委員会から、「地域医療構想の策定に関する意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、区長提出32議案、議員提出8議案および委員会提出1議案を原案どおり可決、議員提出1議案を否決した。

3　第三回定例会（27年9月4日から10月16日）

定例会の初日に区長から、「区政改革の推進」「マイナンバー制度の導入」「練馬こども園の認定」「支援が必要な子どもたちへの取り組み」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を

〔会派別構成〕　平成28年6月17日現在

会派名	人員
	人
練馬区議会自由民主党	18
練馬区議会公明党	12
練馬区議会民進党・無所属クラブ	6
日本共産党練馬区議団	6
生活者ネットワーク	3
市民の声ねりま	2
練馬区議会維新の会	1
オンブズマン練馬	1
市民ふくしフォーラム	1
計	50

〔練馬区議会議員名簿〕　定数 50 人　平成 28 年 6 月 17 日現在

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
関口　和雄	自民党	3998-1752	〒176-0021 貫井3-53-8	酒井妙子	公明党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922
小林みつぐ	自民党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	西野こういち	公明党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11
村上　悦栄	自民党	3931-0707	〒179-0081 北町2-30-19	平野まさひろ	公明党	6362-3768	〒178-0065 西大泉5-4-8
小泉　純二	自民党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	小川こうじ	公明党	3929-2980	〒177-0045 石神井台8-18-34-221
藤井たかし	自民党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-29-20	宮崎はるお	公明党	6913-2096	〒177-0032 谷原3-25-12-126
西山きよたか	自民党	3996-7004	〒177-0041 石神井町2-31-14	浅沼敏幸	民進無所属	3998-4510	〒179-0074 春日町4-24-4
小川けいこ	自民党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北6-20-9-305	藤井とものり	民進無所属	3993-3435	〒176-0002 桜台1-35-6
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	倉田れいか	民進無所属	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A
笠原こうぞう	自民党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	白石けい子	民進無所属	3990-3107	〒179-0075 高松4-27-3-202
福沢　剛	自民党	6317-7044	〒176-0006 栄町1-2-901	石黒たつお	民進無所属	3924-9711	〒178-0064 南大泉2-2-33
田中ひでかつ	自民党	3999-0792	〒179-0075 高松1-9-7	井上勇一郎	民進無所属	3926-7146	〒177-0053 関町南4-6-12-603
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	とや英津子	共産党	3923-5561	〒179-0076 土支田3-35-28
高松さとし	自民党	3921-3600	〒178-0063 東大泉5-41-26-201	有馬　豊	共産党	6273-7026	〒177-0033 高野台1-11-5-505
むらまつ一希	自民党	6914-9512	〒179-0085 早宮3-12-5	米沢ちひろ	共産党	3577-2769	〒176-0021 貫井1-44-12-401
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒177-0044 上石神井4-8-8	島田　拓	共産党	3976-8426	〒179-0072 光が丘3-8-6-404
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒177-0042 下石神井4-20-29	やくし辰哉	共産党	5935-4437	〒178-0063 東大泉1-12-22-302
かしままさお	自民党	6904-4363	〒178-0064 南大泉3-9-22	坂尻まさゆき	共産党	6338-6554	〒179-0083 平和台2-15-16-102
おじま紘平	自民党	6909-7213	〒179-0083 平和台4-8-19-204	きみがき圭子	生活ネット	3948-6408	〒178-0065 西大泉2-20-8
宮原よしひこ	公明党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中3-28-15-406	橋本けいこ	生活ネット	3948-6408	〒177-0035 南田中2-3-43
内田ひろのり	公明党	3977-5646	〒179-0071 旭町3-3-13	やない克子	生活ネット	3948-6408	〒177-0051 関町北5-17-4
斉藤静夫	公明党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町4-17-22	池尻成二	市民の声	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9
うすい民男	公明党	6760-1162	〒177-0041 石神井町3-3-33	岩瀬たけし	市民の声	5933-0108	〒178-0061 大泉学園町1-30-3
吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27	山田かずよし	維新	3991-3087	〒176-0012 豊玉北5-16-12-503
光永　勉	公明党	3970-9409	〒179-0074 春日町1-38-9	土屋としひろ	オンブズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北6-23-6-203
柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505	かとうぎ桜子	市民ふくし	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102

（注）会派名略称
自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、民進無所属：練馬区議会民進党・無所属クラブ、
共産党：日本共産党練馬区議団、生活ネット：生活者ネットワーク、市民の声：市民の声ねりま、維新：練馬区議会維新の会、
オンブズ：オンブズマン練馬、市民ふくし：市民ふくしフォーラム

行った。

議案として区長から、「平成26年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」「平成27年度練馬区一般会計補正予算」など40議案が提出された。議員からは、「地方税財源の拡充に関する意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4　第四回定例会（27年11月27日から12月11日）

定例会の初日に区長から、「区政改革」「障害者施策の充実」「災害に強い安全なまちづくり」「練馬区産業振興ビジョンの策定」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区事務手数料条例の一部を改正する条例」「指定管理者の指定について」など42議案が提出された。議員からは、「食品におけるトランス脂肪酸の表示に関する意見書」の1議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5　第一回定例会（28年2月5日から3月11日）

定例会の初日に区長から、「平成28年度当初予算案」「子ども・子育て施策」「高齢者施策」「障害者施策」「都市基盤の整備」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成28年度練馬区一般会計予算」「練馬区文化芸術振興基金条例」「練馬区医療環境整備基金条例」「平成28年度練馬区一般会計補正予算」など63議案が提出された。

また、議員からは、「北朝鮮のミサイル発射に対して断固抗議する決議」「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書」の2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

〔請願・陳情審査件数〕　平成27年1月～5月（17期）

委員会＼区分		件数	審査結果 採択	不採択	取り下げ	付託替え	審議未了
常任委員会	企画総務	—	—	—	—	—	—
		19	—	—	—	—	19
	区民生活	1	—	—	—	—	1
		16	—	—	—	—	16
	健康福祉	—	—	—	—	—	—
		17	—	—	—	—	17
	環境まちづくり	—	—	—	—	—	—
		44	—	—	—	—	44
	文教児童青少年	—	—	—	—	—	—
		35	1	1	—	—	33
議会運営		—	—	—	—	—	—
		7	—	—	—	—	7
特別委員会	総合・災害対策等	—	—	—	—	—	—
		2	—	—	—	—	2
	医療・高齢者等	—	—	—	—	—	—
		6	—	—	—	—	6
	清掃リサイクル等	—	—	—	—	—	—
		5	—	—	—	—	5
	交通対策等	—	—	—	—	—	—
		16	2	—	—	—	15
	予算						
	決算						
計		1	—	—	—	—	1
		167	3	1	—	—	164

〔請願・陳情審査件数〕　平成27年6月～12月（18期）

委員会＼区分		件数	審査結果 採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審議
常任委員会	企画総務	—	—	—	—	—	—
		7	—	3	—	—	4
	区民生活	—	—	—	—	—	—
		6	2	—	—	—	4
	健康福祉	—	—	—	—	—	—
		4	—	—	—	—	4
	環境まちづくり	—	—	—	—	—	—
		18	—	—	—	—	18
	文教児童青少年	—	—	—	—	—	—
		7	—	1	1	—	5
議会運営		—	—	—	—	—	—
		7	2	2	—	—	3
特別委員会	総合・災害対策等	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	医療・高齢者等	—	—	—	—	—	—
		2	—	—	—	—	2
	清掃・エネルギー等	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
	交通対策等	—	—	—	—	—	—
		1	—	—	—	—	1
	予算						
	決算						
計		—	—	—	—	—	—
		52	4	6	1	—	41

※：①件数の上段は請願、下段は陳情
②請願・陳情の件数は、継続審査および分割付託を含む。
採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。
③議員の改選により、17期分（上表）、18期分（下表）を分けて表記した。

〔歴代議長〕

		昭和	党別
1	上野徳次郎	22.10.11～23.11.15	自由党
2	桜井　米蔵	23.11.15～24.11.25	〃
3	小口　政雄	24.11.25～25.10.30	〃
4	梅内　正雄	25.10.30～26. 9.19	〃
5	篠田　鎮雄	26.10.29～27.10.29	〃
6	梅内　正雄	27.10.29～28.12. 2	〃
7	井口　仙蔵	28.12. 2～29.12.22	〃
8	塚田　洪憲	29.12.22～30. 9.19	〃
9	井口　仙蔵	30.10.20～31.10.29	自民党
10	井口　仙蔵	31.10.29～32.11.29	〃
11	梅内　正雄	32.11.29～34. 3.18	〃
12	林　　亮海	34. 3.18～34. 9.19	〃
13	上野徳次郎	34.10.23～35.12.27	〃
14	桜井　米蔵	35.12.27～37. 2. 9	〃
15	梅内　正雄	37. 2. 9～37.12.22	〃
16	橋本銀之助	37.12.22～38. 9.19	〃
17	井口　仙蔵	38.10.23～40. 3.10	〃
18	越後　幹雄	40. 3.10～42. 5. 2	〃
19	長谷川安正	42. 7.11～43. 7.16	〃
20	小柳　信子	43. 7.16～44. 7.24	〃
21	橋本銀之助	44. 7.24～45. 7.11	〃
22	橋本銀之助	45. 7.11～46. 5.29	〃
23	塚田　洪憲	46. 7. 6～47. 7.19	〃
24	横山　繁雄	47. 7.19～48. 7.28	〃
25	関口　三郎	48. 7.28～49. 7.30	〃
26	田口阿久理	49. 7.30～50. 5.29	〃
27	楠　　直正	50. 6.23～51. 7. 9	〃
28	横山　繁雄	51. 7. 9～52. 7.27	〃
29	内田仙太郎	52. 7.27～53. 7.14	〃
30	豊田　三郎	53. 7.14～54. 5.29	〃
31	貫井　武夫	54. 6.22～55. 7.10	〃
32	上野　定雄	55. 7.10～56. 7.21	〃
33	矢﨑　久雄	56. 7.21～57. 7. 6	〃
34	大野喜三郎	57. 7. 6～58. 5.29	〃
35	貫井　武夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
36	上野　定雄	59. 7.10～60. 7.19	〃
37	田中　確也	60. 7.19～61. 7.24	〃
38	望月　泰治	61. 7.24～62. 5.29	〃
39	楠　　直正	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
40	椎名　貞夫	63. 7.13～元. 7.21	公明党
41	山田左千夫	元. 7.21～ 2. 7.13	自民党
42	渡辺　耕平	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
43	関口　和雄	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
44	吉野　信義	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
45	大橋　静男	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
46	中島　　力	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
47	高橋かずみ	7. 6. 9～ 8. 6.25	〃
48	関口　三郎	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
49	浅沼　敏幸	9. 7.24～10. 6.19	無所属
50	関口　和雄	10. 6.19～11. 5.29	自民党
51	関口　和雄	11. 6.11～12. 7.14	〃
52	土屋　新一	12. 7.14～13. 7.11	民主党
53	小林みつぐ	13. 7.11～14. 7.16	自民党
54	村上　悦栄	14. 7.16～15. 5.29	〃
55	中島　　力	15. 6.12～16. 6.18	〃
56	小林みつぐ	16. 6.18～17. 7.22	〃
57	本橋まさとし	17. 7.22～18. 6.28	〃
58	村上　悦栄	18. 6.28～19. 5.29	〃
59	関口　和雄	19. 6.11～20. 6.20	〃
60	しばざき幹男	20. 6.20～21. 6.17	〃
61	本橋　正寿	21. 6.17～22. 6.17	〃
62	西山きよたか	22. 6.17～23. 5.29	〃
63	小川けいこ	23. 6.13～24. 6.22	〃
64	藤井たかし	24. 6.22～25. 6.28	〃
65	小泉　純二	25. 6.28～26. 6.20	〃
66	村上　悦栄	26. 6.20～27. 5.29	〃
67	かしわざき強	27. 6.12～28. 6.17	〃
68	田中ひでかつ	28. 6.17～	〃

〔歴代副議長〕

		昭和	党別
1	小口　政雄	22.10.11～23.11.15	自由党
2	塚田　洪憲	23.11.15～24.11.25	〃
3	内田建三郎	24.11.25～25.10.30	〃
4	豊田　勝夫	25.10.30～26. 9.19	〃
5	大野　政吉	26.10.29～27.10.29	〃
6	加山　峯吉	27.10.29～28.12. 2	〃
7	橋本銀之助	28.12. 2～29.12.22	〃
8	永盛勇三郎	29.12.22～30. 9.19	〃
9	一野　義純	30.10.20～31.10.29	自民党
10	松本　　茂	31.10.29～32. 8.30	〃
11	豊田　勝夫	32. 8.30～32.11.29	〃
12	山下　新吉	32.11.29～34. 3.18	社会党
13	大戸　淳三	34. 3.18～34. 9.19	自民党
14	矢ケ崎信夫	34.10.23～35.12.27	〃
15	越後　幹雄	35.12.27～37. 2. 9	〃
16	荒井　澄雄	37. 2. 9～37.12.22	社会党
17	並木　亀吉	37.12.22～38. 9.19	自民党
18	長谷川安正	38.10.23～39. 5.27	〃
19	宇野津定三	39. 5.27～40. 3.10	公明党
20	横山　倉吉	40. 3.10～42. 5. 2	自民党
21	榎本　喜芳	42. 7.11～43. 7.16	社会党
22	木下喜三郎	43. 7.16～44. 7.24	〃
23	本橋弘三郎	44. 7.24～45. 7.11	〃
24	木下喜三郎	45. 7.11～46. 5.29	〃
25	岡本　和男	46. 7. 6～47. 7.19	〃
26	本橋弘三郎	47. 7.19～48. 7.28	〃
27	土屋　新一	48. 7.28～49. 7.30	〃
28	藤代権兵衛	49. 7.30～50. 5.29	〃
29	小池　広司	50. 6.23～51. 7. 9	公明党
30	小林としたか	51. 7. 9～52. 7.27	〃
31	椎名　貞夫	52. 7.27～53. 7.14	〃
32	安藤　美義	53. 7.14～54. 5.29	〃
33	宇野津定三	54. 6.22～55. 7.10	〃
34	田中てるみ	55. 7.10～56. 7.21	〃
35	小池　広司	56. 7.21～57. 7. 6	〃
36	小林としたか	57. 7. 6～58. 5.29	〃
37	椎名　貞夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
38	田中　保徳	59. 7.10～60. 7.19	〃
39	竹内　智久	60. 7.19～61. 7.24	〃
40	俵頭　　功	61. 7.24～62. 5.29	〃
41	小林　利孝	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
42	吉野　信義	63. 7.13～元. 7.21	自民党
43	田中　保徳	元. 7.21～ 2. 7.13	公明党
44	竹内　智久	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
45	椎名　貞夫	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
46	白井　繁雄	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
47	冨塚　辰雄	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
48	秋本　和昭	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
49	俵頭　　功	7. 6. 9～ 8. 6.25	公明
50	斉藤　宗孝	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
51	西川　康彦	9. 7.24～10. 6.19	〃
52	冨塚　辰雄	10. 6.19～11. 5.29	〃
53	秋本　和昭	11. 6.11～12. 7.14	公明党
54	武藤　昭夫	12. 7.14～13. 7.11	共産党
55	山田　哲丸	13. 7.11～14. 7.16	公明党
56	斉藤　宗孝	14. 7.16～15. 5.29	〃
57	西川　康彦	15. 6.12～16. 6.18	〃
58	岩崎　典子	16. 6.18～17. 7.22	〃
59	斉藤　宗孝	17. 7.22～18. 6.28	〃
60	秋本　和昭	18. 6.28～19. 5.29	〃
61	宮原　義彦	19. 6.11～20. 6.20	〃
62	田代　孝海	20. 6.20～21. 6.17	〃
63	岩崎　典子	21. 6.17～22. 6.17	〃
64	内田ひろのり	22. 6.17～23. 5.29	〃
65	斉藤　静夫	23. 6.13～24. 6.22	〃
66	うすい民男	24. 6.22～25. 6.28	〃
67	吉田ゆりこ	25. 6.28～26. 6.20	〃
68	柳沢よしみ	26. 6.20～27. 5.29	〃
69	内田ひろのり	27. 6.12～28. 6.17	〃
70	光永　　勉	28. 6.17～	〃

（2）執行機関－区長・行政委員会など

区の意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1　区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成26年4月20日に行われた区長選挙の結果、前川燿男が選出され、第18代区長に就任した。

2　副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

練馬区では、副区長の定数を2人とし、黒田叔孝と山内隆夫が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

1	臼井五十三	昭和	22. 9.20	～	26. 9.19
2	須田　操		26. 9.20	～	30. 9.19
3	〃		30.11. 9	～	34.11. 8
4	〃		34.12. 3	～	38.12. 2
5	〃		38.12.26	～	42. 6.21
6	片　健治		43. 7.29	～	47. 7.28
7	田畑健介		48.10.16	～	50. 4.26
8	〃		50. 4.27	～	54. 4.26
9	〃		54. 4.27	～	58. 4.26
10	〃		58. 4.27	～	62. 4.26
11	岩波三郎	平成	62. 4.27	～	3. 4.26
12	〃		3. 4.27	～	7. 4.26
13	〃		7. 4.27	～	11. 4.26
14	〃		11. 4.27	～	15. 4.26
15	志村豊志郎		15. 4.27	～	19. 4.26
16	〃		19. 4.27	～	23. 4.26
17	〃		23. 4.27	～	26. 2.23
18	前川燿男		26. 4.20	～	在任中

〔歴代副区長〕

1	関口和雄	平成	19. 4. 1	～	19. 6.12
2	〃		19. 6.13	～	23. 6.12
3	琴尾隆明		23. 6.14	～	27. 6.13
4	山内隆夫		26. 6.20	～	在任中
5	黒田叔孝		27. 6.15	～	在任中

〔歴代助役〕

1	小林四郎	昭和	22.12. 4	～	26.12. 3
2	〃		26.12. 4	～	30.12. 3
3	〃		30.12. 4	～	34.12. 3
4	〃		34.12.10	～	38.12. 9
5	星　義文		39. 5.27	～	42. 6.21
6	金子　光		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	三浦忠正		48.10.29	～	52.10.28
8	〃		52.10.29	～	56.10.28
9	〃		56.10.29	～	60.10.28
10	中園啓一		58. 6.21	～	62. 6.13
11	三浦忠正		60.10.29	～	62. 4.25
12	三石辰雄	平成	62. 6.26	～	3. 6.25
13	〃		3. 6.26	～	7. 6.25
14	〃		7. 6.26	～	11. 6.25
15	志村豊志郎		11. 6.26	～	15. 2.12
16	関口和雄		15. 6.13	～	19. 3.31

〔歴代収入役〕

1	原　鋲二	昭和	22.12. 4	～	26.12. 3
2	〃		26.12. 4	～	30.12. 3
3	〃		30.12. 4	～	34.12. 3
4	〃		34.12.10	～	38.12. 9
5	栗林繁実		39. 5.27	～	43. 5.26
6	寺本静雄		43. 9. 3	～	47. 9. 2
7	山本佳二		48.10.29	～	52.10.28
8	〃		52.10.29	～	56.10.28
9	中園啓一		56.10.29	～	58. 6.20
10	本田久夫		58. 6.21	～	62. 6.13
11	〃	平成	62. 6.26	～	3. 6.25
12	〃		3. 6.26	～	7. 6.25
13	〃		7. 6.26	～	11. 6.25
14	小林勝郎		11. 6.26	～	15. 6.25
15	〃		15. 6.26	～	19. 6.25

3　職員

区の職員数は、28年4月1日現在4,242人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,448人および学校関係の栄養士、事務職員の一部141人は、都の任用の職員で下表のとおりである（28年5月1日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕　　平成28年5月1日現在

区分	総数	職種	
		教員	その他
	人	人	人
小学校	1,714	1,619	95
中学校	875	829	46
計	2,589	2,448	141

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕　　平成28年4月1日現在

区分	総数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
	人	人	人	人
総数	**4,242**	**1,812**	**1,801**	**629**
技監	**1**	**0**	**1**	**0**
区長室	**33**	**32**	**1**	**0**
広聴広報課	27	26	1	−
秘書課	6	6	−	−
企画部	**46**	**46**	**0**	**0**
企画課	15	15	−	−
財政課	11	11	−	−
情報政策課	20	20	−	−
危機管理室	**36**	**33**	**1**	**2**
危機管理課	36	33	1	2
総務部	**203**	**133**	**63**	**7**
総務課	41	39	−	2
文書法務課	11	11	−	−
情報公開課	8	8	−	−
経理用地課	25	20	−	5
人権・男女共同参画課	9	9	−	−
職員課	31	31	−	−
人材育成課	13	12	1	−
施設管理課	65	3	62	−
区民部	**443**	**440**	**2**	**1**
戸籍住民課	230	228	1	1
税務課	51	51	−	−
収納課	77	77	−	−
国保年金課	85	84	1	−
産業経済部	**49**	**48**	**1**	**0**
経済課	17	17	−	−
商工観光課	16	16	−	−
都市農業課	16	15	1	−
地域文化部	**145**	**119**	**23**	**3**
地域振興課	80	59	19	2
文化・生涯学習課	33	29	4	−
スポーツ振興課	32	31	−	1
福祉部	**555**	**320**	**225**	**10**
管理課	38	32	5	1
障害者施策推進課	119	23	92	4
練馬総合福祉事務所	85	59	26	−
光が丘総合福祉事務所	65	39	26	−
石神井総合福祉事務所	68	37	29	2
大泉総合福祉事務所	61	34	27	−
高齢社会対策課	31	24	6	1
高齢者支援課	23	14	8	1
介護保険課	65	58	6	1
健康部（練馬区保健所）	**216**	**83**	**132**	**1**
健康推進課	32	21	11	−
生活衛生課	43	10	33	−

区分	総数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
	人	人	人	人
保健予防課	20	11	9	−
豊玉保健相談所	26	6	19	1
北保健相談所	13	4	9	−
光が丘保健相談所	17	4	13	−
石神井保健相談所	25	7	18	−
大泉保健相談所	15	5	10	−
関保健相談所	14	4	10	−
地域医療課	11	11	−	−
環境部	**314**	**78**	**22**	**214**
環境課	32	25	7	−
みどり推進課	23	9	14	−
清掃リサイクル課	24	21	1	2
練馬清掃事務所	106	10	−	96
石神井清掃事務所	129	13	−	116
都市整備部	**151**	**54**	**97**	**0**
都市計画課	26	14	12	−
まちづくり推進課	42	17	25	−
住宅課	10	9	1	−
開発調整課	20	3	17	−
建築課	53	11	42	−
土木部	**196**	**60**	**130**	**6**
管理課	50	20	30	−
道路公園課	76	13	57	6
計画課	57	17	40	−
交通安全課	13	10	3	−
会計管理室	**18**	**18**	**0**	**0**
教育委員会事務局	**1,798**	**310**	**1,103**	**385**
教育振興部	**178**	**166**	**6**	**6**
教育総務課	47	43	1	3
学務課	20	19	1	−
施設給食課	28	23	2	3
教育指導課	21	21	−	−
学校教育支援センター	14	12	2	−
光が丘図書館	48	48	−	−
こども家庭部	**1,380**	**123**	**1,097**	**160**
子育て支援課	255	48	194	13
保育課	1,080	50	883	147
青少年課	19	17	2	−
練馬子ども家庭支援センター	26	8	18	−
小学校	**204**	**−**	**−**	**204**
中学校	**15**	**−**	**−**	**15**
幼稚園	**21**	**21**	**−**	**−**
選挙管理委員会事務局	**15**	**15**	**−**	**0**
監査事務局	**6**	**6**	**−**	**−**
農業委員会事務局	**−**	**−**	**−**	**−**
議会事務局	**17**	**17**	**−**	**−**

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局をおいて必要な事務を執行している。

1　教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

平成28年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長　河口　　浩（平成27. 7. 1 ～ 30. 6.30）
委　員　安藏　誠市（平成25.12.19 ～ 29.12.18）
委　員　外松　和子（平成26. 6.20 ～ 30. 6.19）
委　員　長島　良介（平成26. 6.20 ～ 30. 6.19）
委　員　坂口　節子（平成27.10.16 ～ 31.10.15）

〔歴代教育長〕

1	星	義	文	昭和 27.	11.	1	～	28. 3. 31
2		〃		28.	4.	1	～	31. 9. 30
3	松	尾	周	男	31.	10.	1	～	35. 9. 30
4	栗	林	繁	実	35.	10.	8	～	39. 5. 26
5	上	野	唯	郎	39.	7.	22	～	39. 10. 6
6		〃			39.	10.	7	～	43. 10. 6
7	黒	田	新	市	43.	10.	14	～	47. 10. 13
8	岩	波	三	郎	48.	10.	29	～	52. 10. 28
9		〃			52.	10.	29	～	56. 10. 28
10		〃			56.	10.	29	～	60. 10. 28
11		〃			60.	10.	29	～	62. 1. 17
12	下	田	迪	雄	62.	7.	1	～	平成 元. 10. 28
13		〃			元.	10.	29	～	5. 10. 28
14		〃			5.	10.	29	～	9. 10. 28
15		〃			9.	10.	29	～	11. 6. 25
16	薗	部	俊	介	11.	7.	1	～	13. 10. 28
17		〃			13.	10.	29	～	17. 10. 28
18		〃			17.	10.	29	～	21. 10. 28
19		〃			21.	10.	29	～	23. 6. 28
20	河	口		浩	23.	6.	29	～	25. 10. 28
21		〃			25.	10.	29	～	27. 6. 30
22		〃			27.	7.	1	～	在任中

2　選挙管理委員会

区の選挙を始め、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

28年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長　小薗江博之

委　員　二見　宣、本橋　正壽、石川　芳昭

（任期は各委員とも平成29.12.18まで）

3　監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

28年6月17日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者　藤田尚（常勤監査委員・代表監査委員）
（平成25.10.21 ～ 29.10.20）

識見を有する者　峯岸　芳幸
（平成27.10.19 ～ 31.10.18）

区議会議員　関口　和雄（平成28.6.17 ～在任中）

区議会議員　内田　ひろのり（平成28.6.17 ～在任中）

〔27年度の監査等実施状況〕

⑴　定期監査等

①　実績

89課118施設

工事監査　12か所

財政援助団体等　35団体

②　監査結果

指摘事項　0件

⑵　例月現金出納検査

⑶　決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

⑷　住民監査請求

監査請求件数　1件

公共施設維持管理費に係る予算執行差止め等措置請求（却下）

⑸　行政監査

テーマ　「携帯電話の利用等について」

4　農業委員会

農業委員会は、選挙による委員15人などで構成され、農地法等法令による事項および農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。任期は3年である。

なお、28年4月から公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。

28年7月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会　長　瀧澤　正道

副会長　加藤　和雄、西貝　孝之

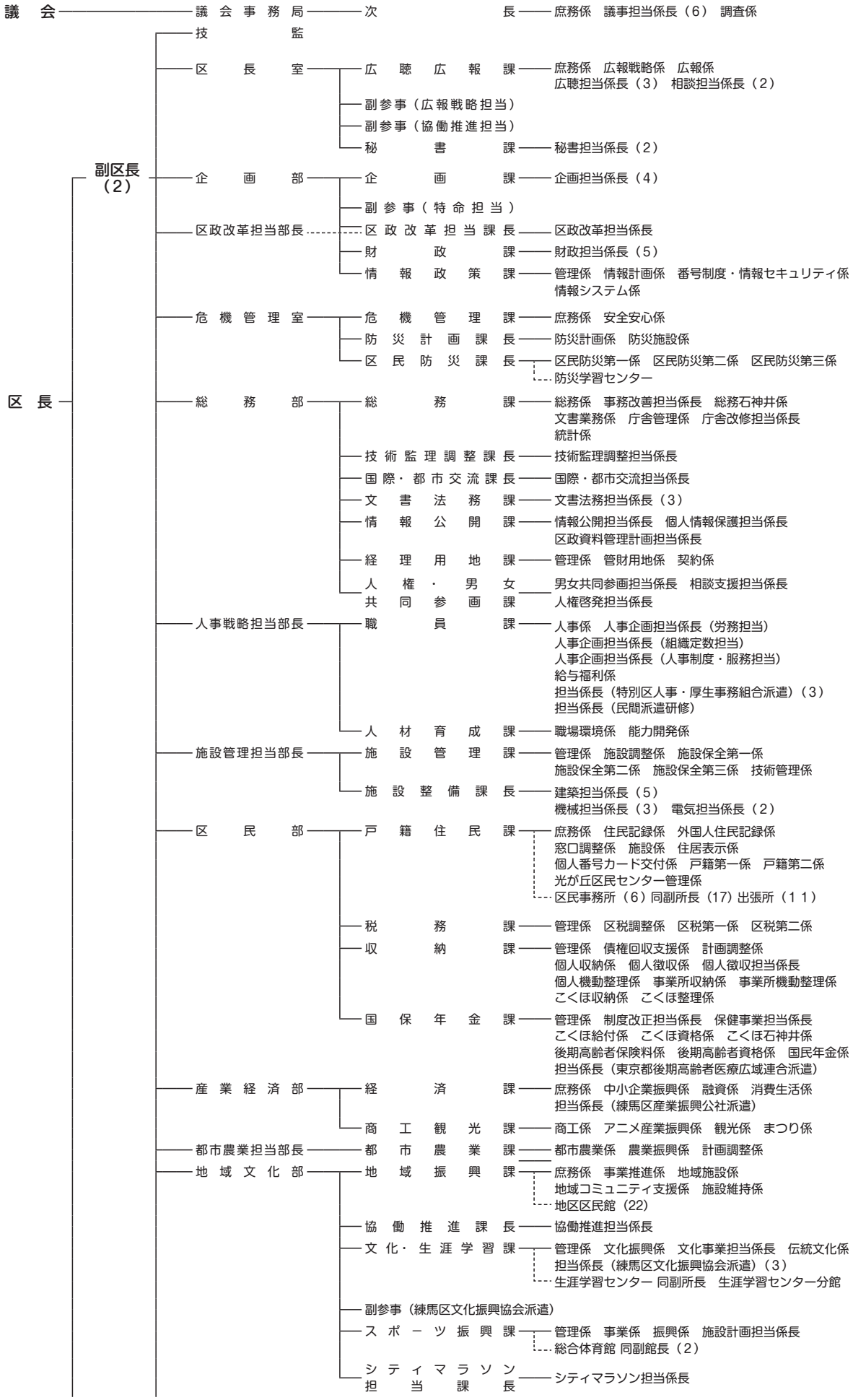
委　員　五十嵐　透、石手　啓夫、
井之口喜實夫、榎本　高一、
小川　和德、尾崎　賀一、
加藤　友泰、加藤　茂平、
櫻井　輝久、鈴木　輝章、
瀧島　正則、保戸塚　幸雄、
宮本　兼一、吉田　茂雄

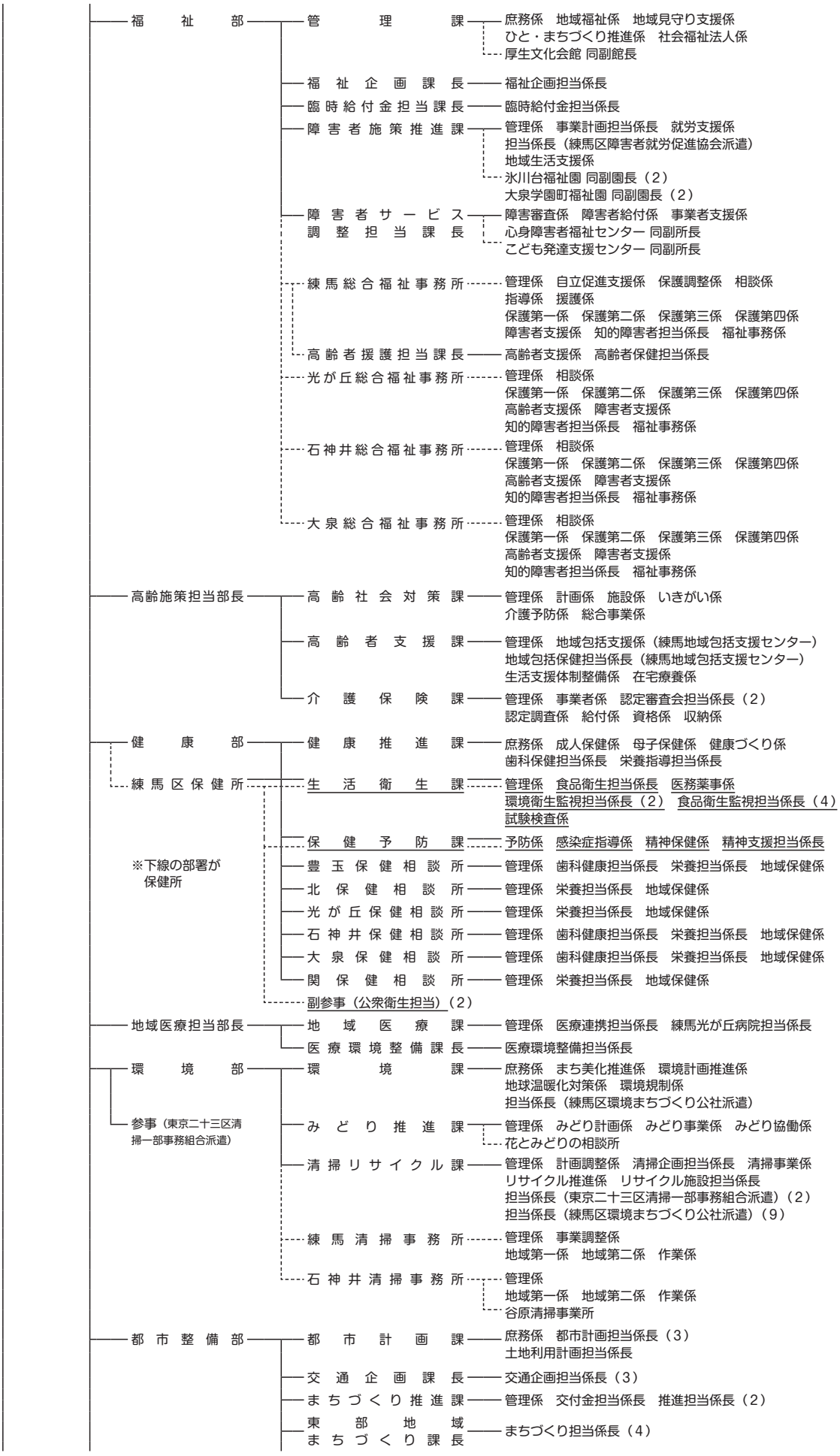
（任期は平成29.7.29まで）

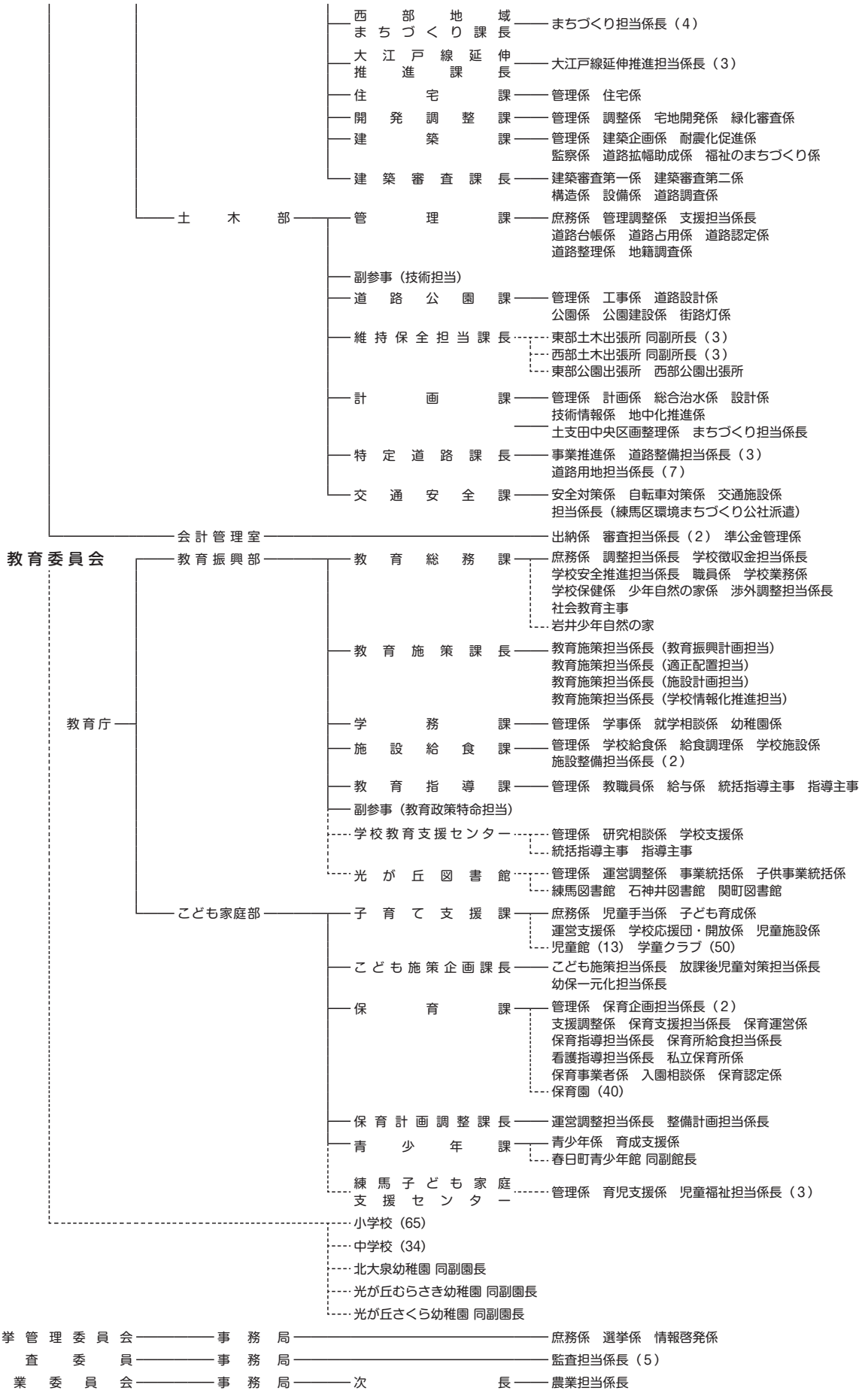
5　人事委員会

特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

練馬区機構図（平成 28 年 4 月 1 日現在）




福祉部
管理課
庶務係　地域福祉係　地域見守り支援係
ひと・まちづくり推進係　社会福祉法人係
厚生文化会館 同副館長
福祉企画課長
福祉企画担当係長
臨時給付金担当課長
臨時給付金担当係長
障害者施策推進課
管理係　事業計画担当係長　就労支援係
担当係長（練馬区障害者就労促進協会派遣）
地域生活支援係
氷川台福祉園 同副園長（2）
大泉学園町福祉園 同副園長（2）
障害者サービス調整担当課長
障害審査係　障害者給付係　事業者支援係
心身障害者福祉センター 同副所長
こども発達支援センター 同副所長
練馬総合福祉事務所
管理係　自立促進支援係　保護調整係　相談係
指導係　援護係
保護第一係　保護第二係　保護第三係　保護第四係
障害者支援係　知的障害者担当係長　福祉事務係
高齢者援護担当課長
高齢者支援係　高齢者保健担当係長
光が丘総合福祉事務所
管理係　相談係
保護第一係　保護第二係　保護第三係　保護第四係
高齢者支援係　障害者支援係
知的障害者担当係長　福祉事務係
石神井総合福祉事務所
管理係　相談係
保護第一係　保護第二係　保護第三係　保護第四係
高齢者支援係　障害者支援係
知的障害者担当係長　福祉事務係
大泉総合福祉事務所
管理係　相談係
保護第一係　保護第二係　保護第三係　保護第四係
高齢者支援係　障害者支援係
知的障害者担当係長　福祉事務係
高齢施策担当部長
高齢社会対策課
管理係　計画係　施設係　いきがい係
介護予防係　総合事業係
高齢者支援課
管理係　地域包括支援係（練馬地域包括支援センター）
地域包括保健担当係長（練馬地域包括支援センター）
生活支援体制整備係　在宅療養係
介護保険課
管理係　事業者係　認定審査会担当係長（2）
認定調査係　給付係　資格係　収納係
健康部
健康推進課
庶務係　成人保健係　母子保健係　健康づくり係
歯科保健担当係長　栄養指導担当係長
練馬区保健所
生活衛生課
管理係　食品衛生担当係長　医務薬事係
環境衛生監視担当係長（2）　食品衛生監視担当係長（4）
試験検査係
保健予防課
予防係　感染症指導係　精神保健係　精神支援担当係長
※下線の部署が保健所
豊玉保健相談所
管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長　地域保健係
北保健相談所
管理係　栄養担当係長　地域保健係
光が丘保健相談所
管理係　栄養担当係長　地域保健係
石神井保健相談所
管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長　地域保健係
大泉保健相談所
管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長　地域保健係
関保健相談所
管理係　栄養担当係長　地域保健係
副参事（公衆衛生担当）（2）
地域医療担当部長
地域医療課
管理係　医療連携担当係長　練馬光が丘病院担当係長
医療環境整備課長
医療環境整備担当係長
環境部
環境課
庶務係　まち美化推進係　環境計画推進係
地球温暖化対策係　環境規制係
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）
参事（東京二十三区清掃一部事務組合派遣）
みどり推進課
管理係　みどり計画係　みどり事業係　みどり協働係
花とみどりの相談所
清掃リサイクル課
管理係　計画調整係　清掃企画担当係長　清掃事業係
リサイクル推進係　リサイクル施設担当係長
担当係長（東京二十三区清掃一部事務組合派遣）（2）
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）（9）
練馬清掃事務所
管理係　事業調整係
地域第一係　地域第二係　作業係
石神井清掃事務所
管理係
地域第一係　地域第二係　作業係
谷原清掃事業所
都市整備部
都市計画課
庶務係　都市計画担当係長（3）
土地利用計画担当係長
交通企画課長
交通企画担当係長（3）
まちづくり推進課
管理係　交付金担当係長　推進担当係長（2）
東部地域まちづくり課長
まちづくり担当係長（4）


西部地域まちづくり課長
まちづくり担当係長（4）
大江戸線延伸推進課長
大江戸線延伸推進担当係長（3）
住宅課
管理係　住宅係
開発調整課
管理係　調整係　宅地開発係　緑化審査係
建築課
管理係　建築企画係　耐震化促進係
監察係　道路拡幅助成係　福祉のまちづくり係
建築審査課長
建築審査第一係　建築審査第二係
構造係　設備係　道路調査係
土木部
管理課
庶務係　管理調整係　支援担当係長
道路台帳係　道路占用係　道路認定係
道路整理係　地籍調査係
副参事（技術担当）
道路公園課
管理係　工事係　道路設計係
公園係　公園建設係　街路灯係
維持保全担当課長
東部土木出張所 同副所長（3）
西部土木出張所 同副所長（3）
東部公園出張所　西部公園出張所
計画課
管理係　計画係　総合治水係　設計係
技術情報係　地中化推進係
土支田中央区画整理係　まちづくり担当係長
特定道路課長
事業推進係　道路整備担当係長（3）
道路用地担当係長（7）
交通安全課
安全対策係　自転車対策係　交通施設係
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）
会計管理室
出納係　審査担当係長（2）　準公金管理係
教育委員会
教育振興部
教育総務課
庶務係　調整担当係長　学校徴収金担当係長
学校安全推進担当係長　職員係　学校業務係
学校保健係　少年自然の家係　渉外調整担当係長
社会教育主事
岩井少年自然の家
教育施策課長
教育施策担当係長（教育振興計画担当）
教育施策担当係長（適正配置担当）
教育施策担当係長（施設計画担当）
教育施策担当係長（学校情報化推進担当）
教育庁
学務課
管理係　学事係　就学相談係　幼稚園係
施設給食課
管理係　学校給食係　給食調理係　学校施設係
施設整備担当係長（2）
教育指導課
管理係　教職員係　給与係　統括指導主事　指導主事
副参事（教育政策特命担当）
学校教育支援センター
管理係　研究相談係　学校支援係
統括指導主事　指導主事
光が丘図書館
管理係　運営調整係　事業統括係　子供事業統括係
練馬図書館　石神井図書館　関町図書館
こども家庭部
子育て支援課
庶務係　児童手当係　子ども育成係
運営支援係　学校応援団・開放係　児童施設係
児童館（13）　学童クラブ（50）
こども施策企画課長
こども施策担当係長　放課後児童対策担当係長
幼保一元化担当係長
保育課
管理係　保育企画担当係長（2）
支援調整係　保育支援担当係長　保育運営係
保育指導担当係長　保育所給食担当係長
看護指導担当係長　私立保育所係
保育事業者係　入園相談係　保育認定係
保育園（40）
保育計画調整課長
運営調整担当係長　整備計画担当係長
青少年課
青少年係　育成支援係
春日町青少年館 同副館長
練馬子ども家庭支援センター
管理係　育児支援係　児童福祉担当係長（3）
小学校（65）
中学校（34）
北大泉幼稚園 同副園長
光が丘むらさき幼稚園 同副園長
光が丘さくら幼稚園 同副園長
選挙管理委員会
事務局
庶務係　選挙係　情報啓発係
監査委員
事務局
監査担当係長（5）
農業委員会
事務局
次長
農業担当係長

〔練馬区の附属機関〕

平成28年3月31日現在

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
防災会議（法・条例）	50人以内　2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会（条例）	60人以内　1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会（法・条例）	50人以内　2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関等	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会（条例）	10人以内　2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
情報公開および個人情報保護審査会（条例）	5人以内　2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会（条例）	25人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会（条例）	13人以内　2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会（法・条例）	24人　2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会（条例）	10人以内　2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会（条例）	19人以内　2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会（法・政令・規則）	14人　3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員（条例）	5人以内　2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
介護保険運営協議会（条例）	25人以内　3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
地域包括支援センター運営協議会（法・条例）	20人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会（法・条例）	20人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護認定審査会（法・条例）	280人以内　2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会（法・条例）	60人以内　2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会（法・条例）	4人以上　2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会（条例）	10人以内　2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会（条例）	20人以内　2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
緑化委員会（条例）	23人以内　2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
循環型社会推進会議（条例）	20人以内　2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会（法・条例）	30人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会（法・条例）	5人　2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会（条例）	7人以内　2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会（法・条例）	20人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会（法・条例）	36人　2年	学識経験者（公募区民5人含）、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など
子ども・子育て会議（法・条例）	15人以内　2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的な推進、教育・保育施設等の利用定員についての調査・審議など

(3) 参政の状況

●参政の促進

選挙人名簿登録者数は、平成28年3月2日現在、587,581人、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

〔公職選挙法に基づく選挙〕

選挙名	選挙区		定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区		1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙			50		
都知事選挙	東京都		1	4	選挙期日17日前まで
都議会議員選挙	練馬区（東京都）		6 (127)		選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙 *1	(小選挙区選出)	東京(全国)	25 (295)		選挙期日12日前まで
	(比例代表選出)	東京ブロック(全国)	17 (180)		
参議院議員選挙 *2	東京都（選挙区選出）		12 (146)	6	選挙期日17日前まで
	全国（比例代表選出）		96		

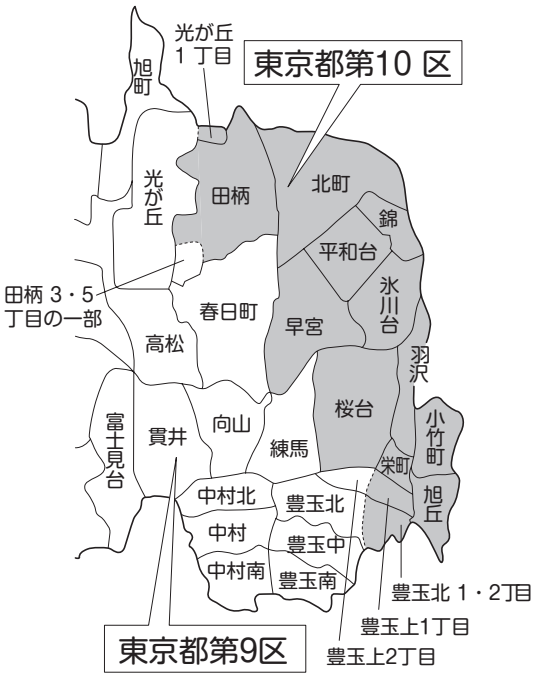
注：*1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割りは、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。

*2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。

〔住所地別の衆議院議員選挙小選挙区区分〕

町名（丁目・番）	区分
旭丘 北町 小竹町 栄町 桜台 田柄1・2丁目 田柄3丁目14番～30番 田柄4丁目 田柄5丁目21番～28番 豊玉上1丁目 豊玉北1・2丁目 錦 羽沢 早宮 光が丘1丁目 氷川台 平和台	東京都第10区 （豊島区との合区）
上記以外の練馬区	東京都第9区

〔衆議院議員選挙小選挙区の区割り〕



●練馬区議会議員選挙

平成27年4月26日に練馬区議会議員選挙を執行した。26年4月に区長選挙を執行していたため、初めての単独での区議会議員選挙となった。

区全体の投票率は42.73％で前回（23年）より2.60ポイント下回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」137人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕　平成27年度

事　業　名	実績など
明るい選挙啓発ポスターコンクール	30校　1,745人
練馬まつりへの参加	模擬投票ほか　1,259人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 6校　536人
子ども議会	選挙制度について学習　35人
中学生啓発講座	講演会　1校　96人
高校での出前授業・模擬投票	4校　5回実施　1,413人
「成人のつどい」選挙体験	模擬投票　48人
SNSによる啓発	発信数　45回
選挙啓発サポーター	44人

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日		当日有権者数			投票者数			投票率		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
		人	人	人	人	人	人	%	%	%
都議会議員選挙	25.6.23	570,673	277,674	292,999	258,403	124,836	133,567	45.28	44.96	45.59
参議院議員選挙	25.7.21									
東京都選出 ※1		580,837	282,861	297,976	316,659	156,344	160,315	54.52	55.27	53.80
比例代表選出 ※1					316,666	156,349	160,317	54.52	55.27	53.80
都知事選挙	26.2.9	575,424	279,910	295,514	275,787	135,650	140,137	47.93	48.46	47.42
区長選挙	26.4.20	567,886	275,957	291,929	179,884	85,716	94,168	31.68	31.06	32.26
区議会議員補欠選挙	26.4.20				179,802	85,680	94,122	31.66	31.05	32.24
衆議院議員選挙	26.12.14									
小選挙区選出（東京都第9区）※1		452,092	219,167	232,925	247,698	121,447	126,251	54.79	55.41	54.20
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2		131,474	64,452	67,022	71,799	35,976	35,823	54.61	55.82	53.45
比例代表選出 ※1		583,566	283,619	299,947	319,502	157,424	162,078	54.75	55.51	54.04
最高裁判所裁判官国民審査		582,428	283,048	299,380	310,799	153,168	157,631	53.36	54.11	52.65
区議会議員選挙	27.4.26	570,403	276,544	293,859	243,757	115,967	127,790	42.73	41.93	43.49

※1　在外投票分を含む
※2　東京都第10区のうち練馬区分

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日		有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	日本維新の会（維新の党）	次世代の党	みんなの党	無所属その他
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙	25.6.23	254,456	37.65	16.26	9.21	12.27	−	7.98	8.62	−	8.01	−
参議院議員選挙	25.7.21											
東京都選出	※1	309,749	29.78	13.61	9.55	12.46	−	−	7.26	−	5.58	21.76
比例代表選出	※1	309,659	31.72	11.55	10.92	13.68	2.26	−	11.24	−	12.66	5.97
都知事選挙	26.2.9	272,377	−	−	−	−	−	−	−	−	−	100.00
区長選挙	26.4.20	174,522	−	−	−	−	−	−	−	−	−	100.00
区議会議員補欠選挙	26.4.20	172,319	40.45	−	8.29	15.27	−	25.44	−	−	−	10.55
衆議院議員選挙	26.12.14											
小選挙区選出（東京都第9区）	※1	240,038	51.39	−	−	21.19	−	−	27.42	−	−	−
小選挙区選出（東京都第10区）	※1※2	69,737	51.73	−	24.21	14.80	−	−	−	4.40	−	4.86
比例代表選出	※1	312,229	31.87	11.88	15.22	15.65		−	15.10	4.03	−	6.25
区議会議員選挙	27.4.26	238,700	33.52	17.31	7.32	11.70	0.99	5.64	2.71	−	−	20.81

※1　在外投票分を含む
※2　東京都第10区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1　特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする23特別区は、昭和22年に設置された後、27年の地方自治法改正により東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、23特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置づけること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12年4月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
③ 小中学校の改築需要への対応
④ 都市計画交付金の配分
⑤ 国等の大きな制度改正に応じた配分割合の変更

これら5課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2　都区のあり方の検討

18年11月に都と23特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

⑴ 都区の事務配分

検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。

⑵ 特別区の区域のあり方

都と区市町村が21年11月に共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしていたが、27年3月に最終報告が取りまとめられた。

⑶ 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしており、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1　第一次分権改革（平成５～12年）

11年７月に「地方分権一括法」が成立し、12年4月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2　第二次分権改革（平成18年～）

内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」が4次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法～第4次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られた。

さらに、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入され、27年6月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第5次一括法」、28年5月には「第6次一括法」が公布された。

今後、区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

3 財 政

練馬区など23特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においても様々な特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

23特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また､一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

都が徴収したこの3税の収入額のうち、平成19年度からは55％が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

28年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は29.4％であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たり都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

平成27年度の交付税算定結果では、東京都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地域主権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

(2) 平成28年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

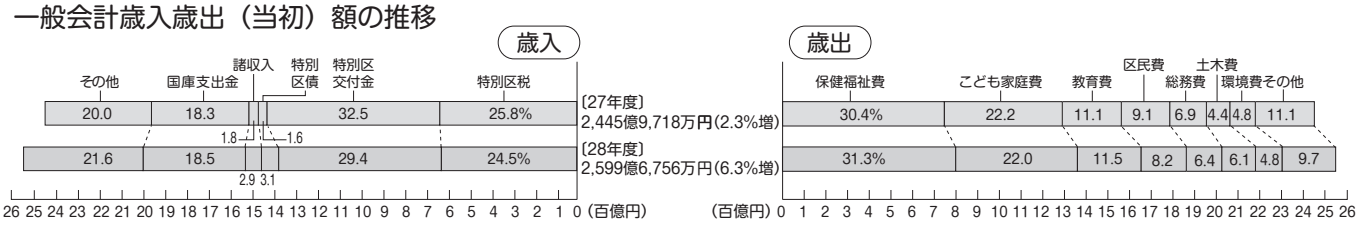
1　予算編成の基本的考え方

区は、平成27年3月に新しい区政運営の方向性を示す『ビジョン』を、6月には、『ビジョン』の実施計画であるアクションプランを策定した。『ビジョン』では、区政が直面する重要課題について、政策を総合的、体系的に示した。

現在、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直す「区政改革」に取り組んでいる。その一環として12月には、区民とともに「練馬区の『これから』を考える資料」を作成、公表した。区民、区議会の意見をもとに、28年中に「（仮称）区政改革計画」を策定する。

28年度当初予算は、『ビジョン』、アクションプランに基づき編成する初めての本格予算である。編成にあたっては、『ビジョン』およびアクションプランに掲げた事業の進捗状況をチェックし、着実に推進することを最優先とした。その上で、計画事業にとどまらず、施策を一層推進させる新規事業も積極的に予算化した。また、区政改革について、区民サービスの向上

一般会計歳入歳出（当初）額の推移



や区政への区民参加の促進などに年度当初から取り組むこととした。

一方、持続可能な財政運営を堅持する観点から、歳入面では、国・都の財源活用に努めた。社会資本形成に資する事業においては、後年度負担に配慮しつつ、起債を積極的に活用した。歳出面では、枠配分予算においてゼロシーリングを徹底し、事業の必要性や財政的効果の把握に留意するなど事業の精査を行った。さらには中長期を見据えた備えとして、新たな特定目的基金を創設するなど基金の見直しを行った。

2　今後の財政運営の見通しと課題

わが国の経済情勢は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されている。ただし、中国を始めとする海外景気が下振れし、わが国の景気が下押しされるリスクがあることなどから注視が必要である。

国は、26年度税制改正において、都市と地方に税収の格差があることを理由に、地方税である法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とする見直しを断行した。これにより練馬区の基幹的歳入である特別区財政調整交付金は毎年50億円を超える減収となる。先般、政府が決定した28年度税制改正では、29年度から法人住民税の国税化が拡大されることとなり、区の歳入は、さらなる減収を余儀なくされる。また、企業版「ふるさと納税」制度の創設、消費税の軽減税率の導入なども少なからず区の歳入にマイナスの影響をもたらすこととなる。

このような状況下における当面の区財政の見通しは、歳入面では、区税および地方消費税交付金において一定の伸びが期待できるが、景気の先行きは予断を許さない。特別区財政調整交付金は、法人住民税の国税化拡大により、引き続きマイナス傾向となることが予測される。

歳出面では、少子高齢化の進展により扶助費をはじめとした社会保障関係経費の増大が不可避である。また、公共施設の改修改築経費の急増にも対処していくことが必要になる。このため、区の財政運営はさらに厳しさを増すことが確実である。

厳しい財政状況の下、持続可能な財政運営を堅持していくため、事務事業の不断の見直しを進めるとともに、収納対策の強化、特定財源の活用をはじめとした財源の確保に努めていく。

●一般会計

平成28年度当初予算における一般会計は2,599億6,756万円で、27年度当初予算に比べて6.3％の増となっている。

●特別会計

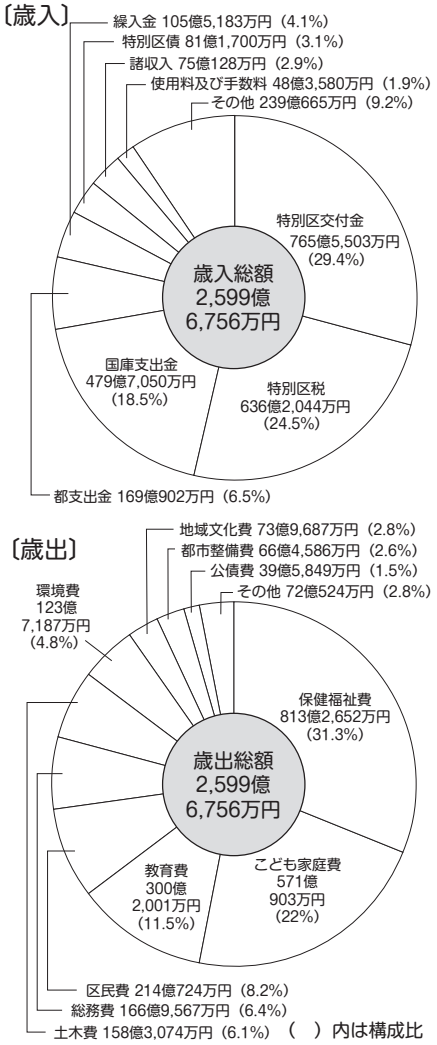
特別会計は、国民健康保険事業会計819億2,130万円（前年度比0.4％減）、介護保険会計511億4,764万円（同1.7％増）、後期高齢者医療会計156億9,378万円（同4.9％増）、公共駐車場会計5億5,165万円（同4.4％増）である。

平成 28 年度一般会計予算

〔歳　入〕　　（単位：千円、%）

区　　分	予　算　額	構成比	前　年　度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	63,620,441	24.5	63,165,050	0.7
地方譲与税	954,000	0.4	941,000	1.4
利子割交付金	1,000,000	0.4	874,000	14.4
配当割交付金	1,383,000	0.5	983,000	40.7
株式等譲渡所得割交付金	1,000,000	0.4	335,000	198.5
地方消費税交付金	15,013,000	5.8	13,966,000	7.5
自動車取得税交付金	400,000	0.2	300,000	33.3
地方特例交付金	348,000	0.1	332,000	4.8
特別区交付金	76,555,032	29.4	79,439,339	△ 3.6
交通安全対策特別交付金	72,000	0.0	72,000	0.0
分担金及び負担金	1,410,834	0.5	1,163,718	21.2
使用料及び手数料	4,835,802	1.9	4,759,893	1.6
国庫支出金	47,970,501	18.5	44,684,801	7.4
都支出金	16,909,017	6.5	16,221,306	4.2
財産収入	303,818	0.1	327,500	△ 7.2
寄付金	22,001	0.0	6,001	266.6
繰入金	10,551,833	4.1	6,638,728	58.9
繰越金	2,000,000	0.8	2,000,000	0.0
諸収入	7,501,276	2.9	4,393,846	70.7
特別区債	8,117,000	3.1	3,994,000	103.2
計	259,967,555	100.0	244,597,182	6.3

平成28年度一般会計予算



〔歳　出（目的別）〕　　（単位：千円、%）

区　　分	予　算　額	構成比	前　年　度	増減率
	千円	%	千円	%
議　会　費	1,066,500	0.4	1,158,799	△ 8.0
総　務　費	16,695,674	6.4	16,806,602	△ 0.7
区　民　費	21,407,235	8.2	22,233,769	△ 3.7
産業経済費	2,349,298	0.9	2,285,086	2.8
地域文化費	7,396,874	2.8	6,581,628	12.4
保健福祉費	81,326,523	31.3	74,415,618	9.3
環　境　費	12,371,874	4.8	11,625,137	6.4
都市整備費	6,645,862	2.6	5,985,586	11.0
土　木　費	15,830,744	6.1	10,794,603	46.7
教　育　費	30,020,008	11.5	27,238,108	10.2
こども家庭費	57,109,033	22.0	54,309,663	5.2
公　債　費	3,958,490	1.5	8,664,291	△ 54.3
諸支出金	3,689,440	1.4	2,398,292	53.8
予　備　費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	259,967,555	100.0	244,597,182	6.3

〔歳　出（性質別）〕　　（単位:千円、%）

性質別経費	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	133,140,257	51.2	133,736,042	△ 0.4
人　件　費	46,093,863	17.7	45,784,116	0.7
扶　助　費	83,093,026	32.0	79,297,140	4.8
公　債　費	3,953,368	1.5	8,654,786	△ 54.3
投資的経費	28,214,267	10.9	19,084,964	47.8
普通建設事業費	28,214,267	10.9	19,084,964	47.8
その他の経費	98,613,031	37.9	91,776,176	7.4
物　件　費	48,737,845	18.7	47,304,314	3.0
維持補修費	2,682,289	1.0	2,399,309	11.8
補助費等	14,314,340	5.5	14,321,836	△ 0.1
積　立　金	7,352,511	2.8	1,852,135	297.0
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸　付　金	1,546,513	0.6	1,354,178	14.2
繰　出　金	23,879,533	9.2	24,444,404	△ 2.3
予　備　費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	259,967,555	100.0	244,597,182	6.3

平成 28 年度特別会計予算

〔国民健康保険事業会計〕

区　　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	19,922,014	24.3	19,343,884	3.0
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	14,171,555	17.3	14,861,497	△ 4.6
療養給付費交付金	714,460	0.9	1,611,321	△ 55.7
前期高齢者交付金	13,007,995	15.9	12,433,747	4.6
都支出金	4,248,154	5.2	4,355,905	△ 2.5
共同事業交付金	20,043,835	24.5	19,314,705	3.8
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	9,132,372	11.1	9,658,842	△ 5.5
繰越金	600,001	0.7	600,001	0.0
諸収入	80,909	0.1	83,980	△ 3.7
歳入合計	81,921,299	100.0	82,263,886	△ 0.4
(歳出)				
総務費	1,189,314	1.5	1,274,494	△ 6.7
保険給付費	44,976,589	54.9	45,610,885	△ 1.4
後期高齢者支援金等	10,166,676	12.4	10,297,407	△ 1.3
前期高齢者納付金等	15,430	0.0	16,381	△ 5.8
老人保健拠出金	460	0.0	860	△ 46.5
介護納付金	3,911,356	4.8	4,154,234	△ 5.8
共同事業拠出金	20,046,329	24.5	19,314,731	3.8
保健事業費	887,044	1.1	870,725	1.9
諸支出金	128,101	0.2	124,169	3.2
予備費	600,000	0.7	600,000	0.0
歳出合計	81,921,299	100.0	82,263,886	△ 0.4

〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

区　　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	11,074,220	21.7	10,660,132	3.9
国庫支出金	11,591,361	22.7	11,412,334	1.6
支払基金交付金	13,814,843	27.1	13,493,840	2.4
都支出金	7,342,379	14.4	7,164,068	2.5
財産収入	270	0.0	268	0.7
繰入金	7,130,486	14.0	7,326,783	△ 2.7
繰越金	16,199	0.0	13,542	19.6
諸収入	2,284	0.0	1,501	52.2
歳入合計	50,972,042	100.0	50,072,468	1.8
(歳出)				
保険給付費	47,963,487	94.1	46,778,173	2.5
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	2,992,080	5.9	2,813,868	6.3
基金積立金	275	0.0	466,884	△ 99.9
諸支出金	16,199	0.0	13,542	19.6
歳出合計	50,972,042	100.0	50,072,468	1.8

〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

区　　分	予算額	構成比	予算額	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
サービス収入	132,601	75.5	173,074	△ 23.4
繰入金	40,223	22.9	28,532	41.0
諸収入	2,773	1.6	2,743	1.1
歳入合計	175,597	100.0	204,349	△ 14.1
(歳出)				
サービス事業費	175,597	100.0	204,349	△ 14.1
歳出合計	175,597	100.0	204,349	△ 14.1

〔後期高齢者医療会計〕

区　　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	7,775,443	49.5	7,264,993	7.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	472,434	3.0	483,922	△ 2.4
繰入金	7,425,452	47.3	7,189,385	3.3
繰越金	20,200	0.1	20,200	0.0
諸収入	251	0.0	235	6.8
国庫支出金	0	0.0	5,547	皆減
歳入合計	15,693,781	100.0	14,964,283	4.9
(歳出)				
総務費	173,517	1.1	137,667	26.0
広域連合拠出金	14,479,531	92.3	13,824,726	4.7
保健事業費	734,932	4.7	704,489	4.3
葬祭費	285,600	1.8	277,200	3.0
諸支出金	20,201	0.1	20,201	0.0
歳出合計	15,693,781	100.0	14,964,283	4.9

〔公共駐車場会計〕

区　　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
繰入金	248,745	45.1	240,862	3.3
繰越金	1	0.0	1	0.0
諸収入	302,907	54.9	287,605	5.3
歳入合計	551,653	100.0	528,468	4.4
(歳出)				
公共駐車場事業費	311,842	56.5	282,122	10.5
公債費	233,924	42.4	233,924	0.0
諸支出金	887	0.2	7,422	△ 88.0
予備費	5,000	0.9	5,000	0.0
歳出合計	551,653	100.0	528,468	4.4

平成28年度ビジョンに掲げた施策の柱ごとの重点的取組

Ⅰ　子どもの成長と子育ての総合的な支援〔5,139百万円〕	1　妊娠前からの支援の充実 安心して産み育てることができるよう、妊娠期間中や出産直後の早い段階から相談・情報提供の機会を増やすなど切れ目のない支援を行う。 ⑴　妊娠子育て応援メールの配信開始（予防接種サポートシステム含む） ⑵　妊婦全員面接による支援プランの作成 ⑶　育児応援品（1 万円相当のカタログギフト）の配布 ⑷　産後ケア事業の開始 ⑸　妊婦健診項目の追加（ＨＩＶ抗体検査、子宮頸がん検査） ⑹　パパ向け育児支援ＤＶＤの作成 ⑺　男性不妊治療費の助成 2　家庭での子育て支援の充実 育児不安や保護者の孤立から起因する子育て相談へのニーズは高まっている。多様な子育てサービスを提供し、安心して子育てできる環境を充実させていく。 ⑴　すくすくアドバイザー設置箇所の増設（1 か所⇒3 か所） ⑵　多様な子育てサービスの充実 ・乳幼児一時預かり事業の定員拡大 ・ファミサポホームの増設（4 か所⇒6 か所） ・子育てのひろば増設（22 か所⇒24 か所）・開設時間拡大 ・「おひさまぴよぴよ」の増設（4 か所⇒6 か所） 3　練馬こども園や認可保育所等の拡充 子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう「練馬こども園」の認定を進める。待機児童対策については「子ども・子育て支援事業計画」の計画数を前倒しし、平成 27・28 年度の２か年で保育所の定員拡大を集中的に行っており、29 年 4 月の待機児童解消を図る。また 28・29 年度で区立豊玉保育園の改築を行い、定員増を図る。 ⑴　練馬こども園の認定拡大（新規認定 5 園） （私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大） ⑵　保育所等の拡充 （私立認可保育所 3 か所、地域型保育事業所 10 か所新設等） ⑶　区立豊玉保育園の改築 4　支援が必要な子どもと家庭への取組みの充実 ひとり親家庭の半数以上が生活困窮世帯であり、就労支援など相談体制の強化が求められている。また、不登校や家庭環境等により学習が遅れがちな児童生徒への支援を行うなど貧困の連鎖を解消する取組を進めていく。また障害のある児童について、特別支援教室の充実を図る。 ⑴　母子・父子自立支援員兼婦人相談員の増員（4 名⇒8 名） ⑵　ひとり親家庭等ニーズ調査の実施 ⑶　学校教育支援センター仮称大泉分室の開設（29 年 1 月） ⑷　スクールソーシャルワーカーの増員（4 名⇒6 名） ⑸　中学 3 年生勉強会の充実（3 か所⇒5 か所） ⑹　全小学校への特別支援教室の開設（28 ～ 30 年度） 5　その他新規・充実事業 ⑴　総合教育会議による教育行政のさらなる活性化 ⑵　家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進 ⑶　校内 LAN の敷設 ⑷　小中学校校舎等の改築の推進 ⑸　民間学童保育の支援と育成 ⑹　「ねりっこクラブ」の実施 ⑺　学校外学童クラブへの移動の安全強化

Ⅱ　安心して生活できる福祉・医療の充実〔2,306百万円〕	1　区民とともに地域で高齢者を支える仕組みづくり 地域包括ケアシステムの確立に向け、健康増進、介護予防等への自主的な取り組みの促進や、地域の実情に応じたサービスの担い手となる人材の確保が必要である。 そこで、区独自の人材創出、育成事業に取り組むほか、高齢者向けサービスの拠点を整備する。さらには、地域団体等との協働により、これまで介護予防に取り組めていなかった方へのきっかけづくり、仲間づくりを支援する。 ⑴　訪問型サービス従事者養成研修の実施 ⑵　介護分野の求人・採用活動等支援 ⑶　介護職員初任者研修受講料の助成 ⑷　主任ケアマネジャー研修の実施 ⑸　（仮称）大泉高齢者センターの整備（29 年 4 月開館） ⑹　シルバーサポート事業の開始 ⑺　介護予防教室・講座（筋力向上トレーニングほか）の充実 ⑻　地域団体との協働による心身機能測定会等の実施 ⑼　街かどケアカフェの開設（谷原出張所内） ⑽　高齢者相談センター支所の移転・強化（2 か所） 2　障害者の地域生活・活動支援の充実 障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障害者グループホームの需要動向等を調査するとともに、補助制度を活用し整備計画を着実に推進する。また、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに取り組む。 ⑴　障害者グループホームニーズ調査の実施 ⑵　障害者グループホーム施設整備費補助金の交付 ⑶　障害者グループホーム消防用設備整備費補助金の交付 ⑷　障害者差別解消の推進 ⑸　（仮称）ユニバーサルスポーツフェスティバルの開催 3　安心して医療を受けられる環境の整備 区における人口 10 万人あたりの一般・療養病床数は 23 区平均の 3 分の 1 となっている。既存病院の増床や新たな病院の誘致を進めることで、区民が安心して医療を受けられる環境を整備していく。 ⑴　病院整備支援制度による整備促進 ⑵　新病院（大泉学園町）の整備（事業者への支援） ⑶　医療環境現況調査の実施 ⑷　順天堂練馬病院の増床（石東中体育館移転工事等） ⑸　練馬光が丘病院の改築 ⑹　医療環境整備基金の創設による病院整備の促進 4　その他新規・充実事業 ⑴　要援護者の安否確認体制の強化 ⑵　バリアフリーマップのデジタル化 ⑶　こども発達支援センター医療相談体制の充実 ⑷　女性のがん検診受診促進事業 ⑸　高齢者の摂食・えん下機能支援センターの設置・運営 ⑹　災害時医療救護所従事看護師登録制度の開始
Ⅲ　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備〔10,125百万円〕	1　大江戸線延伸の促進と延伸地域のまちづくり 27 年度末に国の交通政策審議会が東京圏における交通体系を示す答申をまとめる予定である。その内容を踏まえて事業着手に向けた具体的な準備を進める。 ⑴　沿線地域のまちづくり等 ⑵　延伸促進活動の充実（促進大会の開催等） ⑶　大江戸線延伸推進基金の積立 2　都市計画道路等の整備と無電柱化の推進 区内の都市計画道路の整備率は50.3％と23区平均の64.2％を大きく下回っている。

	道路整備を進めることで渋滞の緩和、防災性の向上、安全・安心な歩行走行空間の確保、みどりのネットワークの充実など、快適な都市環境を創出する。また、災害時の電柱倒壊による道路閉塞を回避するとともに良好な都市景観の形成に向け、無電柱化を進める。 ⑴　都市計画道路の整備（7区間） ⑵　無電柱化の推進 ⑶　生活幹線道路の整備（7区間） 3　自立分散型エネルギー社会の実現に向けた取り組みの推進 住宅都市としての地域特性に沿って、区にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と実現に向けた取り組みの方向性を明らかにする「練馬区エネルギービジョン」を28年3月に策定する。災害時のエネルギーセキュリティの確保、分散型エネルギーの普及拡大、省エネルギー化の推進、区民とともに進める取組の4つの視点に基づき区民・事業者とともに施策を推進する。 ⑴　燃料電池自動車の導入（2台目） ⑵　電気自動車等災害時協力登録車制度の創設 ⑶　外部給電設備の医療救護所への配備 ⑷　災害拠点病院と近隣医療救護所における地域コジェネレーションシステム創設に向けた検討 ⑸　再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度の拡充 4　その他新規・充実事業 ⑴　備蓄物資の充実および倉庫整備 ⑵　空き家等対策の推進（空き家等対策計画の策定） ⑶　（仮称）大泉リサイクルセンターの整備 ⑷　密集住宅市街地整備促進事業の推進 ⑸　地域生活を支える駅周辺のまちづくり （石神井公園駅、上石神井駅、武蔵関駅、上井草駅、保谷駅） ⑹　外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進 ⑺　公共交通空白地域改善の推進 ⑻　西武池袋線連続立体交差事業および鉄道付属街路整備事業 ⑼　西武新宿線の立体化促進 ⑽　建築総合情報システムの構築 ⑾　建築物の耐震化 ⑿　都市インフラの計画的更新 ⒀　雨水貯留浸透施設の増設等水害対策の強化 ⒁　自転車駐車場の整備
Ⅳ　区の魅力を楽しめるまちづくり 〔5,215百万円〕	1　意欲ある個店や商店街への支援の充実 商店街を構成する個店の魅力を高めるため、個店同士で連携する意欲ある取組（商品開発やイベント等）や事業継承時の店舗改修等を支援し、顧客獲得や売上向上につなげる。また、商店街同士の連携強化を進め、複数の商店街が合同で行う地域の特色を活かした取組を支援し、商店街を含むまち全体のブランド力を生み出す。 ⑴　お客が集まる個店づくりへの支援 ⑵　商店街特色づくりへの支援 2　練馬の都市農業の魅力を発信 練馬の都市農業の振興のため、練馬産農産物のブランド名の決定に向けた検討に着手する。果樹あるファーム事業については、29年度のモデルケース整備に向けた検討を行う。駅や区役所での直売イベントの開催や即売会「ねりマルシェ」の拡充等により、練馬産農産物の魅力を発信する。また、世界都市農業サミット開催に向け、検討を開始する。 ⑴　練馬産農産物ブランド化の推進 ⑵　果樹あるファーム事業の推進

	⑶　ねりマルシェ等事業の推進 ⑷　世界都市農業サミット開催に向けた検討・調査・研究 ３　区民と一体となった賑わいの創出 練馬まつり、練馬こぶしハーフマラソンを始めとしたさまざまなイベントを区民と一体となって推進し、練馬の魅力をさらに高め、賑わい創出につなげていく。長野県上田市との友好都市提携 10 周年を記念して、区民交流を一層深めるため、照姫まつりの連携、友好都市促進物品を使った PR などを行う。また、区独立 70 周年プレイベント事業として、区立石神井松の風文化公園で「薪能」を開催する。 ⑴　友好都市交流促進 PR の実施 ⑵　練馬まつり・照姫まつりの実施（アニメイベント・産業見本市の実施経費含む） ⑶　（仮称）「石神井松の風薪能」の実施 ⑷　練馬こぶしハーフマラソンの実施 ４　みどりあふれるまち練馬の実現 区の魅力は、みどりの豊かさと大都市の利便性が両立しているところにある。現在に受け継がれた貴重なみどりを守り、さらに増やし、未来へつなぐために、より積極的、効果的なみどり施策を展開し、みどりあふれるまち練馬を実現する。 ⑴　みどり施策の新たな考え方の構築 ⑵　民有樹林地の保全 ⑶　憩いの森の保全・育成に向けた区民協働の推進 ⑷　特色ある公園の整備 ・四季の香ローズガーデン　・（仮称）清水山公園 ・（仮称）中里郷土の森緑地　・（仮称）練馬総合運動場公園 ・千川上水緑道 ５　その他新規・充実事業 ⑴　アニメ産業への支援（アニメコンペティションの開催等） ⑵　創業への総合的な支援の充実（空き店舗入居促進事業等） ⑶　文化芸術振興基金の創設 ⑷　身近でスポーツを楽しめる環境の整備 （大泉さくら運動公園多目的運動場屋外照明等設備設置、関越自動車道高架下スポーツ施設整備） ⑸　みどりの美しい街並みづくり（みどりのアドバイザー派遣事業） ⑹　子どもたちが楽しめる体験型事業の拡大 ⑺　街路樹の診断・更新 ⑻　シェアサイクル導入に向けた取組の実施
Ⅴ　新たな区政の創造 〔3,946 百万円〕	１　区政改革の取組み 区政への区民参加の促進や ICT を活用した区民サービスの向上などに 28 年度当初から取り組む。また、施策の推進と持続可能な財政運営の両立を図るため、新たな基金を創設するなど基金の見直しを行う。 ⑴　区民参加で開かれた区政をさらに推進 ・区政改革計画の策定 ・ねりまちレポーターの開始 ・よりどりみどり練馬ＰＲサポーター ⑵　区民サービスにＩＣＴをさらに活用 ・コンビニでの証明書発行 ・タブレット端末を活用した通訳サービス ・バリアフリーマップのデジタル化 ・地域資料のデジタル化 ⑶　財政基盤の強化 ・新たな基金の創設（文化芸術振興基金、医療環境整備基金）

(3) 平成26年度決算

●一般会計

平成26年度における一般会計決算額は、歳入2,519億1,399万円（前年度2,318億819万円）、増減率8.7％（前年度1.1％）、歳出2,474億5,216万円（前年度2,270億567万円）、増減率9.0％（前年度1.4％）で、前年度に比べて歳入で201億580万円の増、歳出で204億4,649万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は44億6,183万円（前年度比7.1％減）の黒字となった。

1　歳　入

歳入のうち、一般財源の構成比は、63.0％を占めている。この内訳としては特別区税25.0％、特別区交付金32.6％と、この二つで57.6％を占め、前年度（61.7％）と比べ、構成比が4.1ポイント減となった。

特定財源の構成比は37.0％で、前年度（33.5％）と比べ、構成比が3.5ポイント増となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主･依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は34.5％（前年度32.9％）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が65.5％（前年度67.1％）となり、自主財源の構成比が1.6ポイント増となった。

2　歳　出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、総務費の順となった。25年度に比べて、総務費、保健福祉費、都市整備費等が増となる一方、産業経済費、公債費等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は1,308億907万円で、前年度に比べて2.2％増、歳出全体に占める構成比は52.9％と前年度に比べ3.5ポイント減となった。

投資的経費は304億6,871万円で、前年度に比べて27.2％増、歳出全体に占める構成比は12.3％と前年度に比べて構成比が1.7ポイント増となった。

その他の経費は861億7,438万円で、前年度に比べて14.9％増となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順になった。

3　特別区債

特別区債の歳入額は57億9,511万円で、前年度に比べて27.9％増となった。このうち、都市整備債が19億6,271万円で構成比は33.9％であり、教育債が16億3,460万円で、構成比は28.2％である。

また、特別区債の26年度末の未償還元金は、545億623万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出とも0.4％の減となった。

つぎに介護保険会計は、歳入、歳出とも5.2％の増、後期高齢者医療会計は、歳入で5.5％、歳出で5.7％の増、公共駐車場会計は歳入、歳出とも1.2％の増となった。

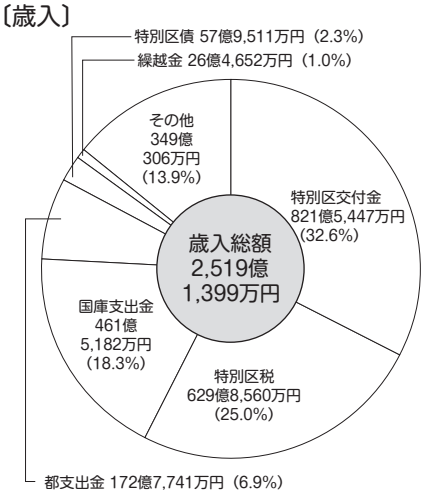
●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が0.44（前年度0.44）、実質収支比率が2.9％（前年度2.9％）、実質公債費比率が△2.0％（前年度△1.0％）、公債費負担比率が3.9％（前年度6.2％）、経常収支比率が86.1％（前年度86.2％）であった。

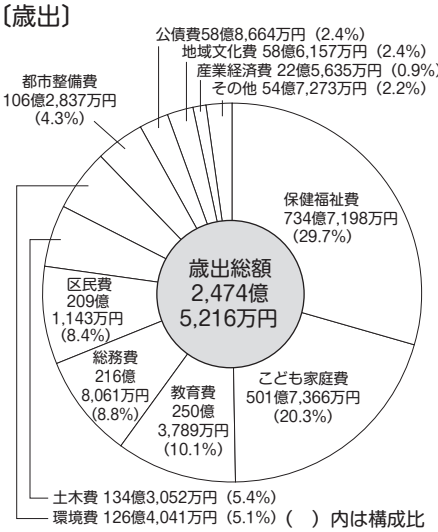
平成 26 年度一般会計決算
〔歳　入〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	62,654,531	62,985,596	25.0	100.5	61,609,767	2.2
地方譲与税	973,001	963,988	0.4	99.1	1,011,227	△ 4.7
利子割交付金	1,000,000	1,023,936	0.4	102.4	1,012,888	1.1
配当割交付金	1,220,000	1,291,521	0.5	105.9	690,168	87.1
株式等譲渡所得割交付金	900,000	1,085,957	0.4	120.7	900,168	20.6
地方消費税交付金	8,604,000	8,514,826	3.4	99.0	6,533,583	30.3
自動車取得税交付金	320,000	320,540	0.1	100.2	623,687	△ 48.6
地方特例交付金	352,428	352,428	0.1	100.0	401,503	△ 12.2
特別区交付金	81,448,173	82,154,472	32.6	100.9	81,281,194	1.1
交通安全対策特別交付金	70,000	70,855	0.0	101.2	84,460	△ 16.1
分担金及び負担金	2,124,042	2,162,301	0.9	101.8	1,996,773	8.3
使用料及び手数料	3,504,771	3,437,054	1.4	98.1	3,432,364	0.1
国庫支出金	47,231,018	46,151,822	18.3	97.7	43,333,976	6.5
都支出金	16,864,533	17,277,409	6.9	102.4	15,220,267	13.5
財産収入	1,301,657	1,233,250	0.5	94.7	466,956	164.1
寄付金	129,069	131,088	0.1	101.6	12,842	920.8
繰入金	11,445,998	9,463,489	3.8	82.7	1,064,454	789.0
繰越金	2,646,515	2,646,516	1.1	100.0	3,047,943	△ 13.2
諸収入	4,692,060	4,851,831	1.9	103.4	4,553,518	6.6
特別区債	6,971,600	5,795,113	2.3	83.1	4,530,448	27.9
計	254,453,396	251,913,992	100.0	99.0	231,808,186	8.7

平成26年度一般会計決算
〔歳入〕



〔歳出〕



（　）内は構成比

〔歳　出（目的別）〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,088,743	1,070,980	0.4	98.4	1,074,054	△ 0.3
総務費	22,087,930	21,680,610	8.8	98.2	16,420,861	32.0
区民費	21,819,316	20,911,433	8.5	95.8	18,598,493	12.4
産業経済費	2,825,683	2,256,352	0.9	79.9	3,505,909	△ 35.6
地域文化費	6,019,623	5,861,568	2.4	97.4	5,699,640	2.8
保健福祉費	75,369,479	73,471,984	29.7	97.5	68,659,129	7.0
環境費	12,896,198	12,640,405	5.1	98.0	11,270,729	12.2
都市整備費	10,810,700	10,628,368	4.3	98.3	5,422,307	96.0
土木費	14,268,330	13,430,524	5.4	94.1	12,807,287	4.9
教育費	25,650,484	25,037,890	10.1	97.6	23,967,483	4.5
こども家庭費	51,217,882	50,173,660	20.3	98.0	47,848,651	4.9
公債費	5,887,788	5,886,636	2.4	100.0	10,117,773	△ 41.8
諸支出金	4,411,240	4,401,746	1.8	99.8	1,613,354	172.8
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	−
計	254,453,396	247,452,156	100.0	97.2	227,005,670	9.0

〔歳　出（性質別）〕

区　　分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	130,809,060	52.9	128,020,237	2.2
人件費	42,692,947	17.3	42,127,904	1.3
扶助費	80,716,385	32.6	75,866,767	6.4
公債費	7,399,728	3.0	10,025,566	△ 26.2
投資的経費	30,468,714	12.3	23,957,384	27.2
普通建設事業費	30,468,714	12.3	23,957,384	27.2
災害復旧事業費	0	0.0	0	−
その他の経費	86,174,382	34.8	75,028,049	14.9
物件費	35,905,423	14.5	33,769,623	6.3
維持補修費	3,032,556	1.2	2,628,494	15.4
補助費等	19,306,187	7.8	13,002,975	48.5
積立金	3,264,403	1.3	2,523,233	29.4
投資及び出資金貸付金	1,814,602	0.7	1,530,178	18.6
繰出金	22,851,211	9.2	21,573,546	5.9
計	247,452,156	100.0	227,005,670	9.0

平成 26 年度特別会計決算

〔国民健康保険事業会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	18,778,936	18,934,188	27.4
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	77	0.0
国庫支出金	14,391,439	14,872,751	21.5
療養給付費交付金	1,598,797	1,651,960	2.4
前期高齢者交付金	12,424,682	12,424,681	18.0
都支出金	4,292,415	4,306,985	6.2
共同事業交付金	7,888,247	7,385,946	10.7
財産収入	1	0	0.0
繰入金	9,616,801	8,860,790	12.8
繰越金	600,001	600,001	0.9
諸収入	83,599	58,795	0.1
計	69,674,921	69,096,174	100.0
(歳出)			
総務費	1,241,318	1,209,630	1.8
保険給付費	43,975,890	43,584,575	63.6
後期高齢者支援金等	9,811,277	9,811,276	14.3
前期高齢者納付金等	7,589	7,589	0.0
老人保健拠出金	386	360	0.0
介護納付金	4,305,200	4,305,200	6.3
共同事業拠出金	7,888,273	7,823,888	11.4
保健事業費	892,437	832,432	1.2
諸支出金	952,551	921,224	1.3
予備費	600,000	0	0.0
計	69,674,921	68,496,173	100.0

〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	9,289,436	9,295,784	20.4
国庫支出金	10,680,248	10,606,813	23.3
支払基金交付金	13,033,664	12,845,116	28.2
都支出金	6,706,592	6,640,709	14.6
財産収入	932	632	0.0
繰入金	6,339,255	6,053,678	13.3
繰越金	175,303	175,304	0.4
諸収入	2,067	2,569	0.0
計	46,227,497	45,620,605	100.0
(歳出)			
保険給付費	44,807,815	44,071,013	97.0
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	1,216,702	1,164,189	2.6
基金積立金	30,019	27,162	0.1
諸支出金	172,960	172,813	0.4
計	46,227,497	45,435,177	100.0

〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
サービス収入	53,722	49,409	37.2
繰入金	81,264	77,346	58.2
諸収入	6,639	6,054	4.6
計	141,625	132,809	100.0
(歳出)			
サービス事業費	141,625	132,809	100.0
計	141,625	132,809	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	7,187,122	7,208,544	50.4
使用料及び手数料	1	7	0.0
都支出金	0	0	0.0
広域連合支出金	427,862	420,084	2.9
繰入金	6,679,924	6,613,726	46.3
繰越金	36,707	36,707	0.3
諸収入	9,382	10,931	0.1
計	14,340,998	14,289,999	100.0
(歳出)			
総務費	162,180	144,400	1.0
広域連合拠出金	13,197,722	13,197,718	92.5
保健事業費	658,036	636,602	4.5
葬祭費	277,200	251,250	1.8
諸支出金	45,860	38,465	0.3
計	14,340,998	14,268,435	100.0

〔公共駐車場会計〕

区　　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
繰入金	228,633	213,703	41.2
繰越金	1	0	0.0
諸収入	298,405	305,230	58.8
計	527,039	518,933	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	273,967	273,172	52.6
公債費	233,924	233,922	45.1
諸支出金	14,148	11,839	2.3
予備費	5,000	0	0.0
計	527,039	518,933	100.0

4　税・財産

区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の平成27年度特別区税収入額は642億3,168万円（26年度比2.0％増）であり、区一般会計歳入額の25.4％を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、89,878円（26年度比1.5％増）であった。

1　特別区民税（個人分）

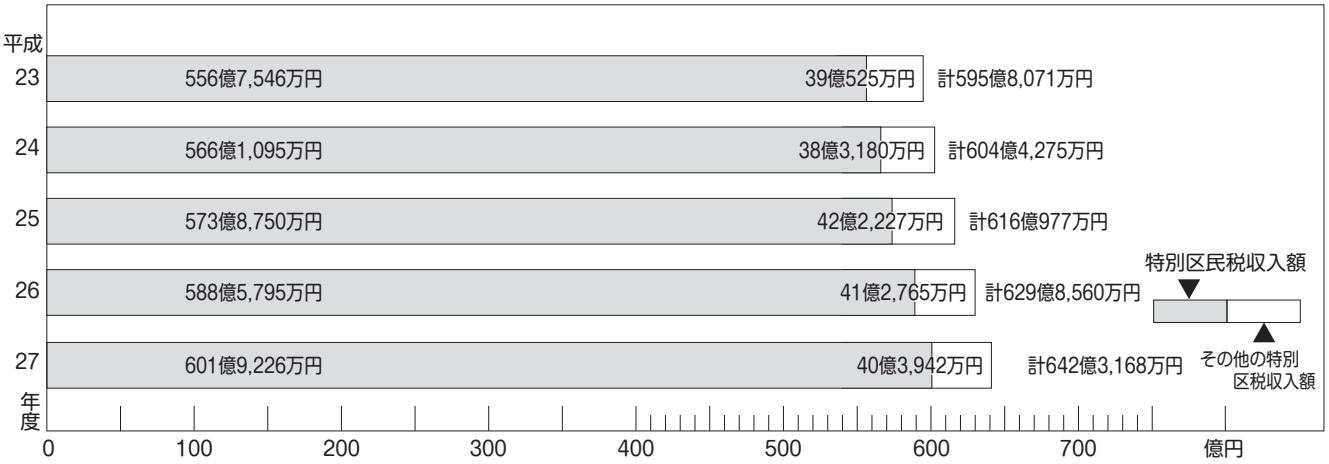
27年度の収入額は601億9,226万円で、特別区税に占める割合は93.7％と最も高い。26年度に比べ、2.3％増であった（前年度収入額は、588億5,795万円）。

また、納税義務者数は370,200人で、26年度に比べ1.4％増であった。

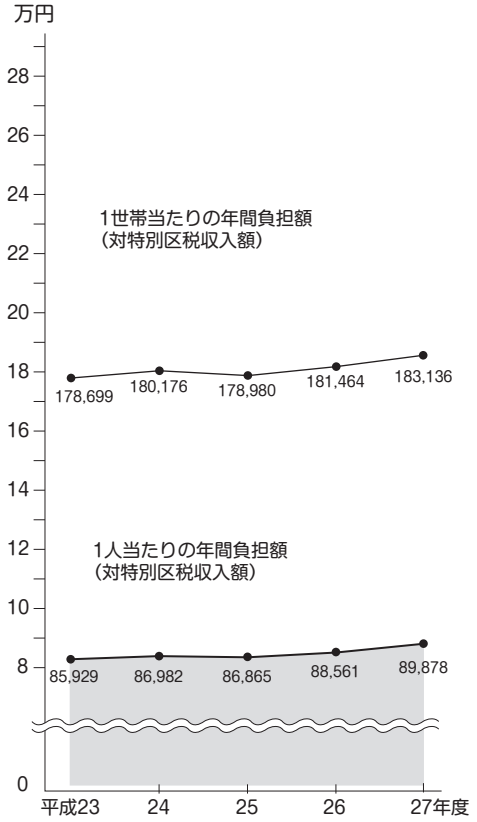
〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

税　目	平成26年度				平成27年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円（%）	%	%	千円	千円（%）	%	%
特別区民税								
現年課税分	58,907,137	57,643,504（97.9）	2.5	91.6	60,080,840	58,946,549（98.1）	2.3	91.8
滞納繰越分	3,993,014	1,214,446（30.4）	5.3	1.9	3,480,111	1,245,713（35.8）	2.6	1.9
小　計	62,900,151	58,857,950（93.6）	2.6	93.5	63,560,951	60,192,262（94.7）	2.3	93.7
軽自動車税								
現年課税分	258,810	249,163（96.3）	2.2	0.4	264,477	256,215（96.9）	2.8	0.4
滞納繰越分	31,816	7,129（22.4）	13.9	0.0	28,789	6,252（21.7）	△12.3	0.0
小　計	290,626	256,292（88.2）	2.5	0.4	293,266	262,467（89.5）	2.4	0.4
特別区たばこ税								
現年課税分	3,844,573	3,844,573（100.0）	△2.5	6.1	3,749,109	3,749,109（100.0）	△2.5	5.8
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小　計	3,844,573	3,844,573（100.0）	△2.5	6.1	3,749,109	3,749,109（100.0）	△2.5	5.8
入湯税								
現年課税分	26,781	26,781（100.0）	△1.3	0.0	27,845	27,845（100.0）	4.0	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小　計	26,781	26,781（100.0）	△1.3	0.0	27,845	27,845（100.0）	4.0	0.0
合　計	67,062,131	62,985,596（93.9）	2.2	100.0	67,631,171	64,231,683（95.0）	2.0	100.0

〔特別区税収入額の推移〕



〔特別区税負担額の推移〕



注：平成24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、平成25年度から外国人住民を含む世帯数・人口により算出している。

2　軽自動車税

27年度の収入額は2億6,247万円で、特別区税全体の0.4％を占めており、対前年度の伸び率は、2.4％増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は76,734件で26年度に比べて476件少なかった。

〔軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）〕平成27年度

車種		件数（件）	前年比（％）	構成比（％）
原動機付自転車	50CC以下	19,070	△ 5.7	24.9
	90CC以下	2,061	△ 6.6	2.7
	125CC以下	8,917	1.3	11.6
	ミニカー	341	△ 1.7	0.4
軽自動車	二輪	8,693	△ 2.2	11.3
	（うち、被けん引車）	(89)	(2.3)	(0.1)
	三輪	3	0.0	0.0
	四輪（乗用）	17,995	6.6	23.5
	四輪（貨物）	11,695	△ 1.2	15.2
	雪上車	1	0.0	0.0
小型特殊自動車	農耕作業用	142	△ 1.4	0.2
	その他	316	△ 2.2	0.4
二輪の小型自動車		7,500	△ 0.8	9.8
合　計		76,734	△ 0.6	100.0

3　特別区たばこ税

27年度の収入額は37億4,911万円で、特別区税全体の5.8％を占めている。前年度に比べ、2.5％の減であった。たばこの売り渡し本数は7億2,832万本で、26年度に比べ1,812万本、2.4％の減であった。

4　入湯税

27年度の収入額は2,785万円であった。課税対象となる入湯客数は、185,634人であった。

（2）都税

平成27年度都税収入は、昨年度より約4,436億円増の5兆1,836億円となった。

27年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約19億8千万円増の910億8,500万円である。この数値は、都税収入全体の約1.8％を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が1.5％の増、個人都民税が2.7％の増であった。全体としては、昨年度の2.2％の増収となった。

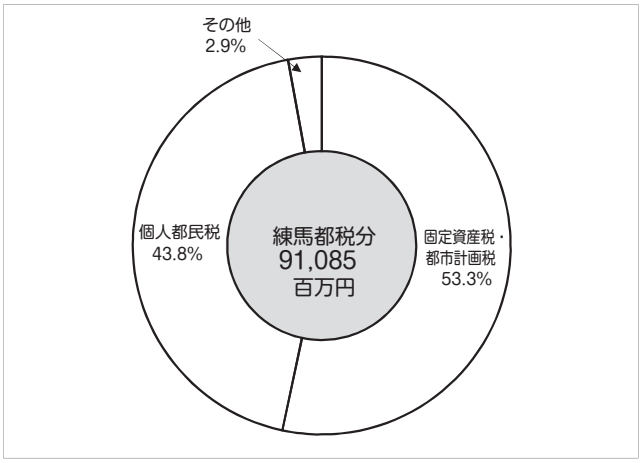
練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

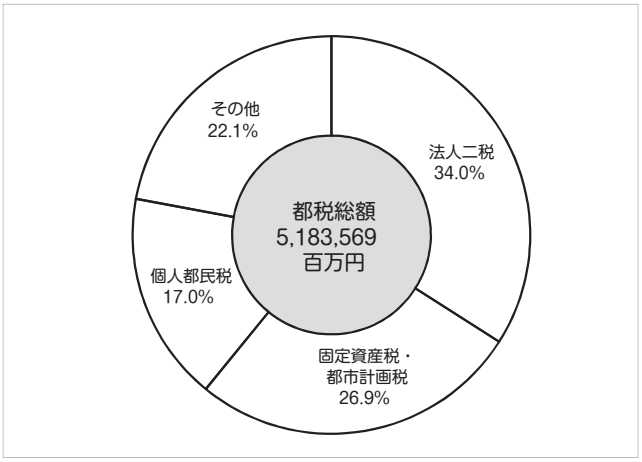
〔練馬都税事務所の収入状況〕

区分 ＼ 税目	平成26年度		平成27年度	
	税額	構成比	税額	構成比
	百万円	％	百万円	％
個人都民税	38,824	43.6	39,882	43.8
法人二税	135	0.2	107	0.1
個人事業税	69	0.1	73	0.1
不動産取得税	1,906	2.1	2,174	2.4
自動車税	286	0.3	262	0.3
固定資産税	39,165	43.9	39,810	43.7
都市計画税	8,707	9.8	8,777	9.6
軽油引取税	0	0.0	0	0.0
事業所税	6	0.0	0	0.0
その他	7	0.0	0	0.0
合計	89,105	100.0	91,085	100.0

※現年課税分と滞納繰越分の合計
※還付未済分を含む
資料：練馬都税事務所

〔平成27年度都税収入構成比〕





資料：練馬都税事務所

(3) 国税

平成26年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約1,676億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（速報値）〕（単位：百万円）

税目	平成25年度	平成26年度
源泉所得税	1,966	1,486
源泉所得税及復興特別所得税	32,694	34,497
申告所得税	3,475	2,516
申告所得税及復興特別所得税	30,526	33,553
法人税	22,590	21,103
復興特別法人税	2,197	1,481
相続税（※1）	30,850	31,236
消費税	83	73
消費税及地方消費税	29,648	41,319
その他（※2）	506	360
計	154,536	167,623

※1　相続税には贈与税を含む。

※2「その他」は、地方法人税、地価税、酒税、たばこ税、たばこ税及たばこ特別税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、揮発油税及地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計。

(4) 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

住民税（特別区民税・都民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区民事務所、金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、携帯電話から納付できるモバイルレジなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。

滞納者に対しては、納税案内センターからの電話や嘱託収納員による個別訪問により早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより収入未済金の減少を図っている。

〔特別区税収納率の推移〕

年度	25年度	26年度	27年度
収納率	93.1%	93.9%	95.0%

〔特別区税滞納額の推移〕（単位：千円　端数切り捨て）

年度	25年度	26年度	27年度
滞納額	4,040,055	3,676,002	3,034,782

(5) 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。平成27年度現在、基金の種類は12となっている。

〔区有財産の現況〕　　平成27年度末現在

種　別	数　量	推定価格	摘　要
土　地	2,909,657.13㎡	7,545億7,421万円	庁舎、学校等の敷地面積
建　物	1,174,638.26㎡	1,759億9,145万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	－	160億5,839万円	プール、公園施設等
無体財産権	3件	184万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	(額面)4,250万円	株式
出資による権利	－	5億534万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物　品(特別整理備品)	2,453点	63億7,830万円	各種事務用機器、機械、車両等
債　権	－	66億2,484万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基　金	(積立基金)	572億7,714万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、芸術作品設置基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、介護保険給付準備基金、大江戸線延伸推進基金
	(運用基金)	150億5,000万円	用地取得基金、美術作品取得基金

(6) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

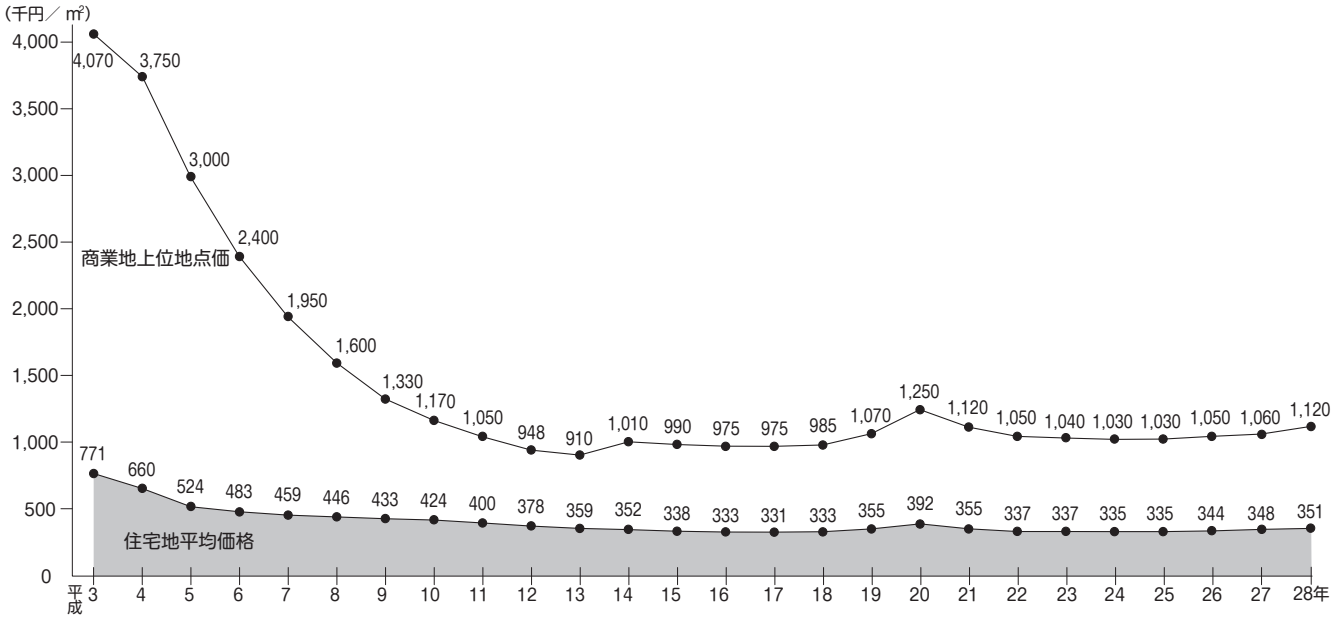
平成27年度の事業実績は土地取得が8,789.14㎡、売却が4,463.32㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

〔地価公示価格の推移（各年1月現在）〕



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

5　医療保険・年金制度

(1) 国民健康保険

【関連文書:「ねりまの国保」練馬区区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体(保険者)となって、加入者(被保険者)から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

年度	世帯数	被保険者数	退職被保険者数
	世帯　(%)	人　(%)	人
25	118,291 (33.9)	186,525 (26.7)	4,360
26	116,261 (33.0)	180,972 (25.8)	3,381
27	113,726 (31.8)	173,818 (24.6)	2,576

注：①(　)内は練馬区全体に対する割合
②数値は、年度末のものを使用している。
③退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

1　療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方のうち昭和19年4月1日までに生まれた方は、1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

2　療養費

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

3　入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4　高額療養費の支給

1か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について、申請により払戻しを行う。

5　高額医療・高額介護合算療養費の支給

国保・介護保険の両方の自己負担額がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

6　その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

〔給付の内容〕　平成27年度

種類	件数（件）	金額（単位：千円）
療養給付費	2,751,624	38,279,479
療養費	113,177	803,821
高額療養費	86,979	4,788,410
出産育児一時金	760	319,200
葬祭費	793	55,510
結核・精神医療給付金	44,692	49,534

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

〔高額療養費の自己負担限度額〕
70歳～74歳の方

<table>
<tr><th colspan="2">所得区分</th><th>現役並み所得</th><th>一般</th><th>住民税非課税Ⅱ</th><th>住民税非課税Ⅰ</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1か月の自己負担限度額</td><td>外来の限度額(個人ごと)</td><td>44,400円</td><td>12,000円</td><td colspan="2">8,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外来＋入院(世帯ごと)</td><td>80,100円＋総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算</td><td rowspan="2">44,400円</td><td>24,600円</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>4回目以降の限度額44,400円</td><td colspan="2">「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要</td></tr>
</table>

※75歳に到達する月（1日生まれの方を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		ア	イ	ウ	エ	オ
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	252,600円＋総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	167,400円＋総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	57,600円	35,400円
		4回目以降の限度額				
		140,100円	93,000円	44,400円	44,400円	24,600円

〔高額介護合算療養費の自己負担限度額〕

70歳～74歳の方

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
世帯の限度額	67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	176万円	135万円	67万円	63万円	34万円

【所得区分について】

現役並み所得	世帯内の国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額が145万円以上の方が一人でもいる世帯。ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の加入者がいる世帯で、70歳以上の加入者全員の旧ただし書き所得（※）の合計金額が210万円以下の場合は一般世帯となる。
一般	現役並み所得、住民税非課税Ⅱ、住民税非課税Ⅰのいずれでもない世帯
住民税非課税Ⅱ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
住民税非課税Ⅰ	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の世帯 （例）年金収入のみの場合、各々の収入が80万円以下

	国保加入者の旧ただし書き所得（※）の合計（オの世帯除く）
アの世帯	901万円超の世帯
イの世帯	600万円超～901万円以下の世帯
ウの世帯	210万円超～600万円以下の世帯
エの世帯	210万円以下の世帯
オの世帯	世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

※旧ただし書き所得：
前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

●医療費

平成27年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、295,511円であり、前年度に比べ5.6％の増となっている。

〔保険料調定額および総医療費の状況〕

年度	保険料（調定額）			総医療費		
	1人当たり	1世帯当たり	現年度調定額	1人当たり	1世帯当たり	総額
	円	円	百万円	円	円	百万円
25	104,513	165,731	19,838	274,482	435,260	52,102
26	106,858	167,292	19,728	279,974	438,313	51,688
27	107,776	165,976	19,175	295,511	455,090	52,575

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
③27年度の医療費の各数値は、28年6月末現在のものである。

●国民健康保険料

保険料は、次の3つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

平成27年度の保険料の状況は次のとおりである。

1　医療分保険料

均等割額（被保険者1人につき33,900円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）×6.45／100」との合算額（賦課限度額：52万円）

2　後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者1人につき10,800円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）×1.98／100」との合算額（賦課限度額：17万円）

3　介護分保険料

均等割額（介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき14,700円）と所得割額「介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得（※）×1.48／100」との合算額（賦課限度額：16万円）

※旧ただし書き所得：
前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

〔保険料収納率の推移（医療分）〕

年度	現年分（%）	滞納繰越分（%）
25	87.3	36.6
26	88.1	36.7
27	88.2	37.2

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（45ページと52ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成27年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で

811億円、対前年度比17.4％の増、歳出総額で805億円、対前年度比17.5％の増であった。

保険料収入は改善されつつあるが、依然として厳しい状況である。加えて、高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続けているため、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の現在の課題は、以下の3点である。

1　保険料収納率の向上

収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。平成21年度からは、未納世帯への電話・訪問催告を民間事業者へ委託し、接触機会を増やすなど未納の解消に努めている。

2　医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、特定健康診査・特定保健指導の被保険者への受診勧奨も行っている。

25年度には、「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（26～29年度）」を策定した。

また、27年度には、「練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画（データヘルス計画）（27 ～ 29年度）」を策定した。

3　被保険者の資格の適正化

健康保険法の強制適用事業所に勤めている方・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

1　特定健康診査・特定保健指導

40歳～ 74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

〔実績（平成26年度）〕

	対象者数	受診者数 終了者数	実施率
特定健康診査	109,746人	46,834人	42.7%
特定保健指導	5,485人	1,155人	21.1%

2　保養施設

近県の旅館等18施設との協定により、被保険者（後期高齢者医療制度加入者も含む）が割引料金で利用できる。平成27年度は、38件（延べ88人）の利用があった。

（2）後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（「広域連合」）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75歳以上の方（65歳から74歳までの一定の障害があり申請により広域連合から認定を受けた方を含む。）ただし、生活保護受給者等を除く。

〔被保険者数の推移〕

年度	被保険者数	対前年比
25	72,263	102.3
26	74,018	102.4
27	76,390	103.2

●保険給付の概要

1　一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

所得区分		現役並み所得	一般	住民税非課税	
				区分Ⅱ	区分Ⅰ
窓口での一部負担金の割合		3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および外来の限度額（世帯ごと）	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（44,400円）＊	44,400円	24,600円	15,000円
				区分Ⅰ・Ⅱの認定証発行には「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要	

＊（ ）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

(1) 現役並み所得・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者
ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得（右記参照）の合計額が210万円以下の場合は、1割負担。
また、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での一部負担金の割合を1割に変更する制度あり。

(2) 一般・・・・現役並み所得、区分Ⅰ・Ⅱ以外の方

(3) 区分Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方

(4) 区分Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

2　療養費の支給

⑴　高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

⑵　療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

⑶　高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額（毎年6月～翌年7月の1年間）〕

負担割合	所得区分		後期高齢者医療制度＋介護保険世帯単位の自己負担限度額（年額）
3割	現役並み所得		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

⑷　入院時食事療養費

入院したときの食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を除いた額を広域連合が負担する。

3 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った方（喪主）からの申請により、7万円を支給する。

区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が5万円、区の上乗せ支給額が2万円である。

27年度は、支給件数3,547件、支給額248,240千円であった。

●後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。また、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、2年ごとに広域連合が見直しを行う。

平成27年度の保険料の状況は次のとおりである。

・均等割額（42,200円）と所得割額「被保険者本人の旧ただし書き所得（※）×8.98/100」との合算額（賦課限度額：57万円）

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし（特別徴収）と、納付書または口座振替による納付（普通徴収）がある。

※旧ただし書き所得とは58ページ参照。

(3) 国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和34年に国民年金法が施行され、36年4月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入（61年4月）、20歳以上学生の強制加入（平成3年4月）、若年者に対する納付猶予制度の創設（17年4月）など制度改正を行い現在に至っている。

22年1月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の外

国人を含むすべての方が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する方〕

加入者種別	年齢	対象者
第1号被保険者	20～60歳未満	日本国内に住所があり、第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	会社員や公務員等の厚生年金加入者 ただし、65歳以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ
第3号被保険者	20～60歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔年金に希望すれば加入できる方（任意加入被保険者）〕

20～60歳未満	老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
20～65歳未満	海外に住んでいる日本人
20～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
65～70歳未満（特例）	昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

平成27年度末現在の練馬区の加入者の推移は表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕　（単位：人）

年度	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
25	113,368	54,183	2,103	169,654
26	111,879	54,113	2,021	168,013
27	108,543	53,749	1,953	164,245

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。平成28年度の保険料は月額16,260円である。

国民年金法の改正により、27年10月から過去5年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が遡って納付できる「後納制度」が始まった。

また、保険料には免除制度がある。27年度末現在の免除者は表のとおりである。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

なお、28年7月からは、納付猶予の対象が50歳未満に拡大される。

〔免除者の推移〕　（単位：人）

年度	法定免除	申請免除				学生納付特例	若年者納付猶予
		全額	3/4	半額	1/4		
25	7,178	9,381	927	566	260	11,985	2,444
26	7,416	9,770	990	660	348	12,204	2,482
27	7,579	9,559	866	523	285	11,439	2,152

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

1　受給権者

平成27年度末現在の受給権者数は、次の表のとおりである。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は年々増加していくものと思われる。

〔老齢年金等受給権者の推移〕　（単位：人）

年度	老齢基礎	障害基礎	遺族	老齢年金	通算老齢	旧障害	寡婦	老齢福祉年金	死亡一時金
25	123,092	7,702	919	4,058	3,868	185	56	24	111
26	127,595	7,862	908	3,600	3,446	174	57	17	106
27	131,078	8,164	889	3,128	3,056	165	51	15	92

（注）　死亡一時金については、各前年度中の受給者数

2　年金額

16年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

〔年金額の推移〕

年度	老齢年金 福祉	老齢年金 基礎	老齢年金 拠出(10年)	老齢年金 拠出(5年)	障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金(子一人) 遺族年金
	円	円	円	円	円	円
26	395,900 312,000	772,800	469,500	399,600	966,000 772,800	995,200
27	399,700 313,300	780,100	473,800	403,400	975,100 780,100	1,004,600
28	399,700 313,300	780,100	473,800	403,400	975,125 780,100	1,004,600

注：①老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
②障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害
③老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

なお、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

1　健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

〔健康保険（協会管掌）の状況〕　平成27年度末現在

区分	状況
事業所数	7,808件
被保険者数	39,822人
平均標準報酬月額	321,387円

資料：練馬年金事務所

2　厚生年金保険

事業所に働いている従業員を被保険者として、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

〔厚生年金保険の状況〕

区分	状況
事業所数	8,431件
被保険者数	65,566人
平均標準報酬月額	319,223円

資料：練馬年金事務所

3　国民年金

（国民年金事業の概要等については60ページ（3）国民年金を参照。）

取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

4　子供・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

6　区内の公共機関

(1) 警察

練馬、光が丘、石神井の3警察署が練馬区を管轄している。

平成27年中の犯罪の発生件数は、全体で6,353件で前年に比べて1,290件、16.9％減少した。

窃盗は、全体の77.9％を占めている。うち侵入窃盗は前年より1件、0.3％減少した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の94.0％を占め、前年に比べ1,142件、19.7％減少した。

なお、窃盗犯のうち、自転車・バイクの盗難被害は3,177件で、1日平均8.7件発生した。

〔罪種別　認知件数〕　平成27年

罪種別		練馬警察署	光が丘警察署	石神井警察署	合計
凶悪犯	計	1	4	17	22
	殺人	1	1	3	5
	強盗	0	2	8	10
	放火	0	1	3	4
粗暴犯	計	70	62	91	223
	暴行・傷害	56	55	84	195
	脅迫・恐喝	14	7	7	28
窃盗犯	計	1,598	1,319	2,033	4,950
	侵入窃盗	118	45	136	299
	非侵入窃盗	1,480	1,274	1,897	4,651
	うち）オートバイ盗・自転車盗	1,027	797	1,353	3,177
知能犯	計	85	58	73	216
	詐欺	83	51	66	200
	その他	2	7	7	16
風俗犯	計	28	15	14	57
	強制わいせつ	22	12	13	47
その他の刑法犯		351	228	306	885
合計		2,133	1,686	2,534	6,353

注：①練馬警察署の管轄内には、中野区のうち江原町3丁目（2番の一部）を含む。
②石神井警察署の管轄内には、西東京市のうち東町4丁目（15番の一部）を含む。

資料：警視庁刑事部刑事総務課

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

平成27年中の火災件数は、154件で前年に比べ20件減少し、焼損床面積は836㎡で351㎡減少した。焼死者は6人で、4人増加した。

火災原因は、放火（放火の疑いを含む。）が62件（約40%）で第1位だった。第2位は電気関係で23件（約14%）、第3位はガスコンロで18件（約11%）となっている。

救急は33,307件で256件減少した。

〔消防署別の消防力〕　平成27年（速報値）

消防力＼消防署	練馬（台）	光が丘（台）	石神井（台）	計（台）
ポンプ車	5	4	8	17
化学車	1	0	0	1
はしご車	1	1	1	3
救急車	3	2	5	10
特別救助車	1	0	1	2
指揮隊車	1	1	1	3
水槽車	1	0	0	1
その他の車	8	7	8	23
計	21	15	24	60

〔救急出場件数〕　平成27年（速報値）

事故別＼署別	練馬（件）	光が丘（件）	石神井（件）	計（件）
急病	7,136	4,756	9,954	21,846
交通事故	719	497	1,137	2,353
一般負傷	1,805	1,144	2,780	5,729
転院搬送	553	360	1,112	2,025
その他	387	267	700	1,354
計	10,600	7,024	15,683	33,307

〔火災出場件数〕　平成27年（速報値）

区分	練馬	光が丘	石神井	計
火災件数	46件	21件	87件	154件
り災棟数	50棟	11棟	75棟	136棟
り災世帯	50世帯	7世帯	56世帯	113世帯
焼損面積	317㎡	52㎡	467㎡	836㎡
死者	4人	0人	2人	6人
負傷者	11人	2人	16人	29人

〔救助出場件数〕　平成27年（速報値）

種別＼消防署	練馬（件）	光が丘（件）	石神井（件）	計（件）
救助活動	271	172	390	833
緊急確認	116	71	140	327
危険排除	74	50	96	220
計	461	293	626	1,380

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

第１章

子どもの成長と子育ての総合的な支援

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画 …… 66
11 子どもと子育て家庭の支援の充実 … 68
12 幼児教育・保育サービスの充実 … 71
13 子どもの居場所と成長環境の充実 … 74
14 教育の質の向上 …… 76
15 家庭や地域と連携した教育の推進 … 80
16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …… 85



区立秋の陽公園の水田での田植え体験

開園 (昭和 63 年) 以来毎年実施しており、28 回目となる 27 年度の田植え体験には、区立小学校 5 校の 5 年生が参加した。

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●総合教育会議と練馬区教育・子育て大綱

1　練馬区教育・子育て大綱策定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い､区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、練馬区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、平成27年４月に「練馬区総合教育会議」を設置した。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育･子育て大綱」を28年２月に策定した。『ビジョン』を踏まえ、教育・子育て分野の施策の方向性等を体系的に取りまとめたものとなっている。大綱の対象期間はおおむね５年間とし、必要に応じて見直しを行う。

大綱の策定にあたっては、区民意見反映制度による区民意見の反映に努めた。

2　各分野の目標と重点施策

子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき15の重点施策を定めた。

目標と取組は以下のとおりである。

⑴　教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成」

・取組の視点

①　教育の質の向上

②　家庭や地域と連携した教育の推進

③　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

⑵　子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

・取組の視点

①　子どもと子育て家庭の支援の充実

②　幼児教育・保育サービスの充実

③　子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では、平成24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画期間は24年度から33年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行う。

今後、総合教育会議において策定された「練馬区教育・子育て大綱」に基づき本計画の基本的な視点と基本施策を見直し、個々の事業について充実を図っていく。

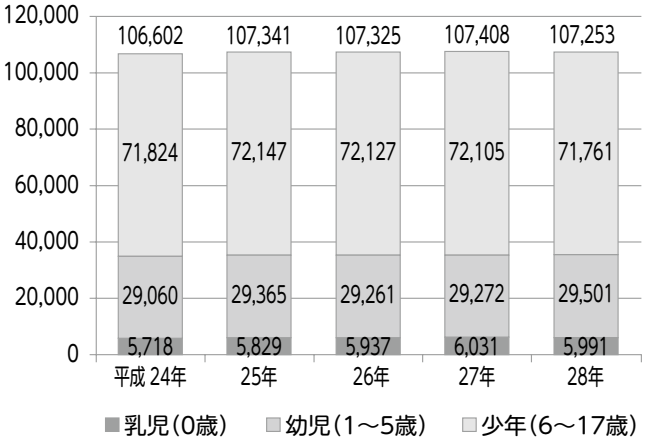
(3) 子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

1　計画策定の背景

各年4月1日現在の区の児童数の推移は、下記のとおりである。

〔区の児童数〕



区における児童数はほぼ横ばいで推移しているが、わが国では、出生率の低下などにより少子化が確実に進行している。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や負担感、孤立感を抱える保護者は少なくない。近年では、保育所の待機児童が増加しており、解消に向けた取組を進めているが、その解消には至っていないなど、支援の質・量の両面の拡充が必要になっている。

こうした課題に対応していくため、国は子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を27年4月に本格施行した。

区では新制度の実施に合わせて、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～ 31年度)」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画として位置付けている。

策定に当たっては、区民へのニーズ調査を実施するとともに、「練馬区子ども・子育て会議」での意見や区民意見反映制度による意見の反映に努めた。

2　計画の基本目標

『ビジョン』で示された区の基本的な施策の方向性を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます」という基本目標を設定した。

この基本目標を達成するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」の3つの取組の視点を定めるとともに、各視点に対応する分野にそれぞれ重点取組を定めた。この計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進する。

11 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

子育て家庭の親子が、地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるように、情報提供・助言等を行う。妊娠期も含めて、子育てに関するさまざまな相談に応じている。また、必要に応じて専門機関への橋渡しを行っている。平成27年度に区役所内に配置し、3,084件の相談があった。



〔すくすくアドバイザーの周知ポスター〕

28年4月からは、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室および大泉子ども家庭支援センターにも配置する。

2 子どもと家庭の総合相談

練馬・関・光が丘・大泉・貫井子ども家庭支援センターでは、子供と家庭に関するあらゆる相談を受け付け、内容に応じた専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

27年度は2,834件の相談があった。（虐待に関する相談545件、養護相談748件、育児しつけ等の相談1,463件、不登校に関する相談78件）

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば

練馬・関・光が丘・大泉・貫井子ども家庭支援センターと西大泉ぴよぴよ、北大泉・光が丘児童館ぴよぴよ、立野地区区民館ぴよぴよで実施している。

平成28年5月からは、新たに田柄・春日町南地区区民館にも開設した。

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来室し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。平成27年度は171,629人の利用があった。

2 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。27年度は50,712人の親子の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯などを活用して、学童クラブ室を、子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放している。開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。27年度は77か所で実施し、延べ50,276人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業である（予約制）。17児童館のうち学童クラブがある13館すべてで実施している。27年度は延べ65団体への貸出しを行った。

4 おひさまぴよぴよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しめる場である。外遊びリーダーを配置し27年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園で実施し、14,074人の親子が参加した。

28年4月からは、石神井公園、大泉中央公園でも実施する。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

0歳児がいる家庭に、区の子育て支援事業などに利用できる応援券を対象世帯に8枚郵送している。

〔利用できるサービス〕 平成27年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ 891 時間
練馬助産師会が実施する事業（乳房ケアなど）	延べ 3,060 件
ファミリーサポート事業	延べ 2,089 時間
乳幼児一時預かり事業	延べ 5,645 単位

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。平成27年度は延べ1,811.5時間の利用があった。

(1) 支援期間

妊娠期から出産後6か月以内（28年度からは出産後18か月に達する月の末日まで）

(2) 支援時間

原則36時間を限度

3　ファミリーサポートセンター（育児支えあい）事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者（利用会員）に、条件にあった援助会員の紹介を行っている。

27年度末現在、利用会員6,766人、援助会員304人がいる。

4　子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での養育が困難な時に、つぎの施設で一時的に養育する事業である。

⑴　子どもショートステイ（短期入所事業）

1か月のうち6泊まで利用できる。27年度は延べ855人の利用があった。

①　東京都石神井学園
対象：2歳から17歳まで

②　陽だまり荘
対象：2歳から小学校6年生まで

③　聖オディリアホーム乳児院
対象：生後2か月から1歳まで

⑵　トワイライトステイ

午後5時から午後10時までの夜間一時保育事業で、27年度は延べ967人の利用があった。

①　東京都石神井学園
対象：2歳から17歳まで

②　陽だまり荘、練馬・光が丘・関ぴよぴよ
対象：２歳から小学校6年生まで
※陽だまり荘と関ぴよぴよは、27年度で事業終了している。

5　乳幼児一時預かり事業

保護者がリフレッシュしたいときなど、理由を問わずに生後6か月から未就学児の一時預かりを行っている。練馬・光が丘・大泉・関・貫井ぴよぴよで実施しており、27年度は延べ17,416人の利用があった。

6　外遊びの場の提供事業

公園の樹木や土、水などの自然とふれあいながら子供と保護者が自由に遊べる場として、光が丘公園の定期プレーパーク（毎土・日曜日）と、区内の公園などで出張プレーパークを実施している。

27年度は150回実施し延べ15,323人の参加があった。

7　子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウをともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

27年度は、全6回の連続講座を4回実施し、44人が受講した。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所で次の事業を行っている。

1　子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

平成27年度は、4,586件（うち電話相談は416件）の相談があった。

2　地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育園で月1回実施している。

また、児童館や保健相談所と協力し、親子で楽しく遊んだり、子育てに関する相談が気軽にできるイベント「子育ての輪」を毎年11月に石神井と光が丘で開催している。27年度は2,658事業14,869人の参加があった。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に光が丘公園と石神井公園の2か所で開催している。それぞれの会場では木工作や手芸、スタンプラリー、ジャンボパチンコなどが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

平成27年度は、5月9日に開催し、当日来場者は延べ52,500人であった。

⑵　手当・助成

●児童手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

1　児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。平成27年度末現在の支給児童数は80,521人である。支給月額はつぎのとおりである。

〔子ども一人当たり支給額〕

対象		金額（円）
0～3歳未満（一律）		15,000
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生（一律）		10,000
所得超過世帯（一律）		5,000

2　児童育成手当

⑴　育成手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は児童1人につき13,500円、27年度末現在の支給児童数は8,058人である。

⑵　障害手当

20歳未満の心身に一定程度の障害のある児童の保護者に支給している。支給月額は児童1人につき15,500円、27年度末現在の支給児童数は499人である。

3　第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。27年度は610人に支給した。

4 児童扶養手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上の場合は、所得金額に応じて支給制限を受ける。

また、26年12月に受給者または児童の公的年金給付等の受給額に応じて、一部または全部支給制限を受ける旨の制度改正が行われた。

児童1人の場合の28年4月現在の支給月額は、全額支給は42,330円（一部支給は42,320円～ 9,990円）、児童2人の場合5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となる。27年度末現在の支給児童数は、6,380人である。

5　特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の障害、または中度の障害のある児童を扶養している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

28年4月現在の支給月額は、1人につき重度障害児は51,500円、中度障害児は34,300円、27年度末現在の支給児童数は合わせて653人である。

6　子ども医療費の助成

乳幼児医療費助成（小学校就学前の児童を対象に乳幼児医療証を交付して実施）に加え、19年4月から、小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金と入院時食事療養費標準負担額を助成している。

27年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が40,791人、子ども医療証が52,042人、合計92,833人である。

7　ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育している保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金を助成している。27年度末現在の対象人員は、3,711世帯、5,241人である。

12 幼児教育・保育サービスの充実

(1) 就学前の子どもの成長を支える

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。平成28年4月現在、区には区立保育所60所と私立保育所75所（うち分園3所）がある。

区は、様々な保育サービスに対応するための保育内容の充実や、待機児童の解消に向けた保育所の新設や定員の拡大に努めている。

1　乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生後58日からの産休明け保育を開始した。平成28年4月1日現在14園で実施している。また、23園で生後101日から、14園で8か月からの乳児を受け入れている。

私立保育所では、63園で生後58日、1園で生後100日、6園で6か月からの乳児を受け入れている。

2　障害児保育

区立保育所では原則として、中・軽度の障害のある幼児を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。28年4月1日現在、区立保育所60園に156人、私立保育所44園に86人が在籍している。

3　延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

〔延長保育実施状況〕　　平成28年4月1日現在

区分	区立	私立
（利用児童数）	（494 人）	（853 人）
夕方 1 時間	10 園	16 園
夕方 1 時間 30 分	0 園	4 園
夕方 2 時間	20 園	49 園
夕方 2 時間 30 分	0 園	2 園
朝　30 分	20 園	22 園
朝　1 時間	0 園	1 園

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。27年度は、区立保育所29園で延べ8,600人の利用があった。

4　年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため13年度から開始した。12月29日・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。27年度は、区立保育所10園、私立保育所8園で実施し、延べ389人（区立は213人、私立は176人）の利用があった。

5　休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝・休日（12月29日～1月3日を除く。）に、仕事のため家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

18年4月から1園、10月から3園、27年4月から1園の区立保育所計5園で実施している。27年度は延べ1,330人の利用があった。

●地域型保育事業

1　家庭的保育事業（保育ママ）

保育士や教員などの資格を持つ、練馬区認定の家庭的保育者（保育ママ）が、自宅の一部を使って家庭的な雰囲気で保育をする事業である。平成28年4月1日現在55名の家庭的保育者が保育を実施している。

対象は、生後58日以上3歳未満の児童で、27年度は、月平均165人の保育を行った。

2　小規模保育事業

6～19人までの乳幼児を保育する民間の保育施設で、区の基準に基づく認可事業である。保育従事者の保育士有資格者割合が10割の施設が小規模保育事業A型、6割以上の施設が小規模保育事業B型、家庭的保育者が行う施設が小規模保育事業C型となる。

28年4月1日現在、A型の小規模保育事業が7か所、B型11か所、C型4か所が開設されている。

3 事業所内保育事業

事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域枠としてその地域で保育が必要な児童も一緒に保育する事業である。

対象は、生後58日以上3歳未満の児童で、28年4月1日現在、2か所開設されている。

4　居宅訪問型保育事業

障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を、児童の自宅において1対1で保育する事業である。28年4月1日現在、2人が利用している。

●その他の保育制度

1　認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者への保育料一部助成を行っている。平成28年4月1日現在､28か所開設されている。

2　保育室

一定基準を満たす認可外保育施設を「保育室」と認定し、区が運営費を助成している。27年度は、3か所で月平均49人の保育を行った。

3　短期特例保育

家族の疾病、出産、入院などで一時的に保育できなくなったときに、保育員、欠員のある保育室および区立保育園等で乳幼児を保育する制度である。

28年4月1日現在、保育員5人（児童定員各3人）、保育室1室、認証保育所18か所、区立保育所60園、私立保育所55園で定員に欠員が有る場合に保育を行う。27年度は66人、延べ976日の保育を行った。

4　一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、保育園の専用スペース等で一時預かりを行う制度である。

私立保育所においては、15年4月から大泉にじのいろ保育園で開始して以降、28年4月1日現在29園で実施している。27年度は25園で延べ8,777人の利用があった。

区立保育所においては18年10月から1園で、22年10月からさらにもう1園で実施している。27年度は2園で延べ2,910人の利用があった。

5　病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変のおそれのない児童を一時的に保育する事業である。

病後児保育は15年4月から、病児保育は23年4月から事業を開始した｡28年4月1日現在､病後児保育は1か所、病児・病後児保育は5か所で実施している。27年度は、延べ6,431人の利用があった。

●保育所待機児童の解消

平成28年4月1日現在、待機児童数は厚生労働省基準で166人であり、その大半が0 ～ 2歳児である。3 ～ 5歳児については、近年の施設整備と区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の創設により､ほぼ解消した。

平成28年5月に、待機児童の状況を踏まえた取組として「保育所待機児童ゼロ作戦」を発表し、29年4月までに1,000人の定員枠を拡大する。

具体的には、認可保育所および地域型保育事業（小規模保育事業）の新規整備により700人、既存施設の定員拡大により200人、新たに1歳児1年保育の導入により100人の定員枠を拡大する。特に、待機児童が集中する1歳児について、500人の定員枠を確保することにより、待機児童の解消を図る。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕各年4月1日現在

年次	保育所数（園）			児童定員（人）			待機児童（人）
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
24	60	36	96	6,541	2,873	9,414	523
25	60	41	101	6,567	3,318	9,885	578
26	60	48	108	6,585	3,922	10,507	487
27	60	65	125	6,596	5,285	11,881	176
28	60	75	135	6,621	6,120	12,741	166

●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるにあたり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成を行っている。平成27年度は、約19億8,890万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、住民税が一定限度額以下の世帯の保育料を軽減し、就園の機会を確保している。

私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

多くの私立幼稚園で保育が必要な在園児を、幼稚園教育時間の前後に、幼稚園内で保育する預かり保育を実施している。

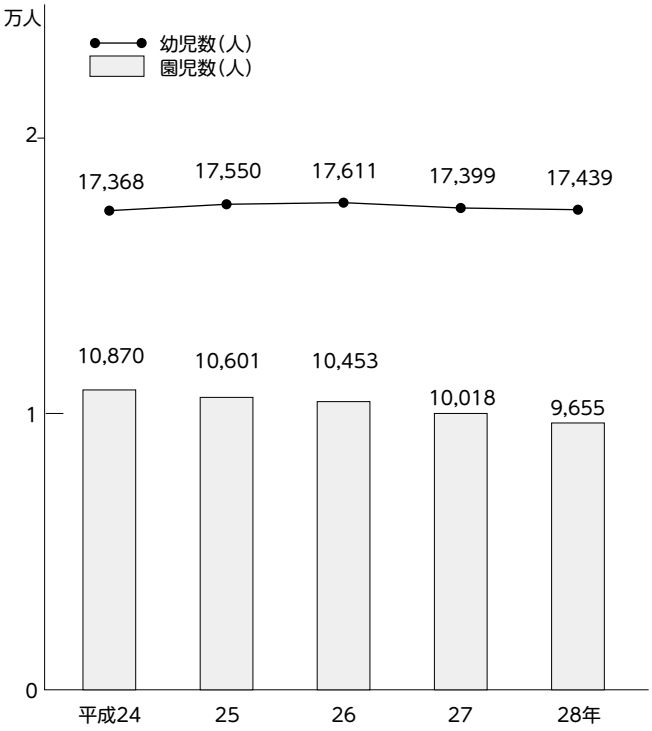
区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさき、光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。

また、この3園において心身障害児を受け入れた教育を行っている。

〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

区　分		3歳児 人（%）	4歳児 人（%）	5歳児 人（%）	計 人（%）
幼　児		5,826 (100)	5,636 (100)	5,977 (100)	17,439 (100)
幼稚園児数	区立3園	－ (－)	119 (2.1)	164 (2.7)	283 (1.6)
	私立40園	2,981 (51.2)	3,089 (54.8)	3,302 (55.2)	9,372 (53.7)
	計	2,981 (51.2)	3,208 (56.9)	3,466 (58.0)	9,655 (55.4)
区立・私立保育所入所者数　計		2,368 (40.6)	2,236 (39.7)	2,169 (36.3)	6,773 (38.8)
幼稚園・保育所合計		5,349 (91.8)	5,444 (96.6)	5,635 (94.3)	16,428 (94.2)

〔幼児数に占める幼稚園児数の推移〕



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児（住民基本台帳による）。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

●練馬こども園

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、つぎの３つの取組を行う私立幼稚園を区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」として認定している。平成28年4月1日現在、認定園13園、定員926人となっている。



〔練馬こども園案内のリーフレット〕

1　長時間預かり保育の拡大

通常の保育を行う日に加え、夏休みなど長期休業中も長時間（11時間）保育を実施する。区は、長時間保育の運営費に対し、独自の補助を実施している。

2　認証保育所等との提携

主に２歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などとの間で、卒園児受け入れに関する提携に努める。

3　教育・保育の質のさらなる向上

幼稚園と保育所の間での職員交流や合同研修への参加などを実施している。

将来的には保育所についても「練馬こども園」として認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指す。なお、その条件等については保育所と協議していく。

13 子どもの居場所と成長環境の充実

(1) 学童期の子どもの成長を支える

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。

昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成27年度末現在、83クラブに152人が在籍している。また、27年度から一部の学童クラブでは、モデル事業として高学年（小学校4～6年生）の受入れを行っている。

1　開設状況

27年度末現在、92クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内29、小学校内50、単独13）を開設している。

2　保育日

月曜日～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）

3　保育時間

⑴　月曜日～金曜日：放課後～午後6時(夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時)

⑵　土曜日：午前9時～午後5時

※一部施設については延長保育実施

〔留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移〕各年10月1日現在

年　度	25	26	27
学　校　数	65校	65校	65校
児　童　数	15,809人	15,980人	16,538人
留守家庭児童数	5,099人 32.3%	5,461人 34.2%	5,858人 35.4%
学童クラブ数	92か所	92か所	92か所
在　籍　者　数	3,795人 74.4%	3,884人 71.1%	4,141人 70.7%

●学校応援団

PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、地域の人材を確保して、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」を行っている。

平成16年度から事業を開始し、23年3月末までに全65校に設置した。

地域の人材を活用した「地域教育資源活用事業」や学校施設を活用した「学校施設活用事業」、登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」を実施している学校もある。

ひろば事業では、児童は、放課後帰宅せずにそのまま、学校の校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などをすることができる。

また、学校応援団が、地域の人の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」



〔平成27年度発行の事業案内〕

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、一体的に運営する事業である。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも登録できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

平成28年4月から3小学校（豊玉小、田柄第二小、向山小）で開始し、31年度までに20校、将来的には全区立小学校での実施を目指す。

なお、「ねりっこ学童クラブ」の保育日、保育時間などは区立学童クラブと同じである。

●夏休み居場所づくり事業

夏季休業期間における子どもたちの安全な居場所づくり、学童クラブの待機児童対策等として、学校応援団ひろば室を活用して児童の見守りを行っている。

〔夏休み居場所づくり事業実施状況〕

年　度	23	24	25	26	27
実施校数	1校	1校	3校	6校	8校

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が実施する子育て支援事業で、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する。平成27年度末現在、5か所で運営されている。

⑴「放課後児童の広場」事業

放課後の保育が受けられない小学生を対象に、

放課後や学校休業日の居場所を提供し、健全育成を図る。

⑵「子育ての広場」事業

乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

⑶「乳幼児の一時預かり」

保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する。

●児童館（室）

幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

平成27年度末現在、児童館等の施設は児童館17か所、厚生文化会館児童室1か所、地区区民館22か所である。27年度は、1日平均で1館（室）当たり131人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕

館名＼年度	25	26	27
（児童館）	人	人	人
栄町	32,191	30,747	30,377
中村	62,080	63,193	61,860
平和台	39,333	34,438	36,813
春日町	27,847	26,446	28,869
北町	23,272	30,024	34,081
光が丘	43,897	50,567	50,227
光が丘なかよし	79,070	79,926	79,110
土支田	31,589	31,238	33,259
南田中	35,673	47,889	45,688
三原台	30,764	32,429	17,650
石神井	32,011	31,642	31,751
石神井台	45,164	41,151	45,518
上石神井	33,787	36,396	38,385
関町	38,452	38,172	33,416
東大泉	39,732	41,243	45,627
西大泉	31,875	30,501	30,791
北大泉	30,237	30,098	29,676
（児童室）			
厚生文化会館	31,539	30,821	30,006
地区区民館	369,854	370,636	419,838
合計	1,058,367	1,077,557	1,122,942

児童館（室）では、遊びの指導や各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。また、つぎのような事業を行っている。

1　乳幼児や保護者対象事業

乳幼児を対象とした子育て支援事業や、保護者を対象とした子育てに関する事業を行っている。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

2　中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・春日町・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の各児童館では週2回、光が丘・上石神井・平和台・東大泉の4児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。（実施時間は施設により異なる）

3　光が丘なかよし児童館の事業

⑴「中高生の居場所づくり事業」

月～土曜日の午後6時15分から午後8時に実施している。

⑵「親子のふれあう場等提供事業」

日曜・祝日の午前9時から午後5時まで施設開放を実施している。

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進

●接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習などの基礎を培う極めて重要なものであることから、幼児と児童との交流など、幼稚園・保育所と小学校との連携が求められている。

また、小学校への入学当初に、“授業に集中できない”、“先生の話が聞けず授業が成立しない”などのように、小学校の生活や学習に適応できない、いわゆる「小1問題」と呼ばれる課題がある。

こうした状況を受け、平成24年5月に、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方などについて協議し、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置した。

27年度は、幼保小連携の取組の充実に向けて、教員・保育士を対象とした研修や意見交換の場の設定等の取組を実施すると共に、保護者向けリーフレット「もうすぐ１年生」を発行した。

(2) 小中学校の教育内容を充実する

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

〔具体的な取組例〕

・教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実（27年度実績8回）
・人権尊重教育推進校（27年度　南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施
　南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表の実施
　開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
・中学校生徒の職場体験の実施（27年度　全校）

●教育指導の充実

教育委員会は、すべての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、指導内容や指導方法の工夫･改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

〔具体的な取組例〕

・教育課程編成への調査・評価などの適正な管理を行っている。
・学校訪問等により各校の課題改善等に学校と一体となって取り組んでいる。（27年度　1園､23校に訪問）
・ 教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。（27年度　39分野の研修会を実施）

●教員の資質・能力の向上のために

学校教育支援センターでは、つぎのような取組を行っている。

1　教員研修

区内小中学校の教員を対象に研修を行っている。今後は、教科等の専門性の向上に向けた実践的研修を構築していく。

(1)　パソコン研修会（27年度延べ94人参加）
(2)　音楽実技研修会（27年度1回42人参加）
(3)　理科実技研修会（27年度3回延べ144人参加）
(4)　学校教育相談研修会（27年度延べ675人参加）
(5)　ソーシャルスキルトレーニング研修会（27年度延べ21人参加）
(6)　登校支援研修会（27年度延べ59人参加）

2　教育情報の発信

(1)　教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットで検索できる。なお、今後は、校務支援システムの利活用による教職員への情報発信の仕組みを構築していく。

(2)　教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には10日間の特別展示会を開催している。27年度は中学校用教科書採択替えの前年度にあたるため、6月9日～7月2日の24日間両展示会を開催し、延115人（6月16日～7月2日開催：学校教育支援センター関分室　17人）の来場があった。

なお、学校教育支援センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

●学ぶ喜び、わかる喜びをはぐくむために

1　教材の研究

学校教育支援センターでは、「３年進路授業資料」を作成し、中学校全校に配布した。

2　科学教室

学校教育支援センターでは、科学に興味を持つ小中学生対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、科学教室を開催している。

⑴　小学校科学教室（年間）

体系性のある内容とするため、4期制で実施している。(27年度327人参加)

⑵　中学校科学教室（夏休み期間）

夏休み中の5日間実施している。(27年度24人参加)

3　科学セミナー

27年度から、小学4～6年生を対象に科学教室の延長として、新規に委託事業を実施した。

・3月5日開催：内容「回転実験」2コース
62人参加

4　科学講演会

区内在住の小中学生と保護者を対象として、イグ・ノーベル賞受賞者の講演会を実施した。

・2月20日開催：テーマ「生き物っておもしろい！」
204人参加

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

1　一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

・学力向上支援講師を配置（27年度小学校59校、中学校20校）
・習熟度別グループ学習や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施（27年度 小学校65校、中学校29校）

2　日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる能力や態度を培う

・外国語活動指導助手を配置（27年度　小学校5・6年生　中学校全学年）
・中学校生徒の海外派遣を実施（27年度67人・オーストラリア8日間）

3　特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

・二学期制の良さを生かした「新たな三学期制」を28年度から実施
・確かな学力・体力の定着・向上等のため土曜授業を実施（27年度　小・中学校年間8回）

●小中一貫教育の推進

「練馬区小中一貫教育校に関する基本方針」ならびに「小中一貫教育校実施計画」に基づき、平成23年4月に施設一体型小中一貫教育校大泉桜学園を開校した。大泉桜学園では、小中一貫教育における教育課題の研究などを進めた。24年2月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、全中学校区へ研究や実践を広げた。

25年11月から、学識経験者、保護者、校長などで構成される練馬区小中一貫教育推進会議を設置し、27年12月に小中一貫教育の推進方針に関する提言を受けた。

また、26年2月に策定した「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」に基づき、知的障害学級における指導内容の段階表の作成を進めている。

(3) 教育環境を充実する

●施設の整備

1　校舎等の改築

耐震補強工事では十分な耐震性能を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進めている。平成27年度は、前年度に引き続き開進第四中学校の改築工事を進めるとともに、大泉東小学校の実施設計を完了し、下石神井小学校は基本設計を完了して実施設計に入った。

また、順天堂大学医学部附属練馬病院の新病棟整備のため、石神井東中学校屋内運動場等の改築による移転を進めており、27年度は実施設計を完了して、改築工事に着手した。

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール（環境を考慮した学校施設）の認定を受けている。

2　校舎等の大規模改修工事

⑴　校舎および体育館の耐震化

児童・生徒の安全確保のため、学校施設の建物には十分な耐震性能を確保することが求められている。

全区立小・中学校99校については、耐震診断が必要な校舎および体育館について診断を行った。これに基づき、順次耐震化工事を実施し、26年度までに、補強による耐震化工事が完了した。また、吊り天井を有する体育館および武道場の非構造部材の耐震対策として、27年度に中学校延べ17校で天井等落下防止対策改修工事を完了した。

(2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。

〔学校施設の主な改修工事実施状況〕　平成27年度

改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	1校	2校
天井等落下防止対策改修工事（武道場・体育館）	–	17校
トイレ改修工事	2校	2校
給水設備改修工事	3校	1校
プール等改修工事	2校	3校

3　校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

4　学校の緑化

〔大泉第三小学校緑のカーテン〕



みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識をはぐくむ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備および屋上緑化などに取り組んでいる。

27年度までに、小学校34校、中学校3校の校庭の芝生化および小学校7校、中学校5校の屋上緑化を実施した。また、小学校51校、中学校4校にみどりのカーテンを整備した。

●小・中学校の現況

平成28年5月1日の区立小中学校の現況は、以下の表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1学年は35人を1学級とし、小学校第2学年・中学校第1学年は40人を1学級または教員の加配により35人を１学級のいずれかを選択する。その他の学年は、1学級40人で学級編制を行っている。

〔区立小・中学校の児童・生徒・教員数〕平成28年5月1日現在

区　分		小学校	中学校
学校数（校）		65	34
学級数（学級）		1,077	428
児童・生徒数	男（人）	16,857	7,348
	女（人）	15,658	6,566
	計（人）	32,515	13,914
	１学級あたり（人）	30.2	32.5
教員数（人）		1,619	829
１教員あたり児童・生徒数（人）		20.1	16.8

●学校選択制度

区立中学校の新一年生の児童を対象として、一定の受入れ人数枠の範囲で、児童・保護者の希望により区立中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施している。平成28年度入学者の選択希望状況は、27年10月1日現在の学齢者5,909人に対して、通学区域外の学校を選択希望した児童は1,279人（全体の21.6％）であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子、副読本の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●ICT環境の整備

計画的に「教育の情報化」を推進している。パソコン教室用パソコン、校務用パソコンを整備・更新した他、平成26年度から順次、校内LANを敷設し、教室内のICT環境の整備を進めている。

●区立学校の適正配置の推進

「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定し、22年4月、統合新校を開校した。

26年度から、過小規模状態が継続している2小学校について、学校、保護者、地域の方で構成する会議体を設け、対応方針の検討を進めている。

(4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況はつぎの表のとおりである。

〔校外学習事業実施状況〕　　平成27年度

区分	場所	日数	参加人数	参加校数
移動教室（小学5・6年）	軽井沢、下田、武石、岩井	(5年) 2泊3日	人 5,275	校 65
		(6年) 3泊4日	5,484	65
移動教室（中学2年）	軽井沢（湯の丸スキー場）武石（番所ケ原スキー場）	3泊4日	4,515	34
臨海学校（中学1年）	下田、岩井	3泊4日	3,340	34
林間学校（中学1 ～ 3年）	軽井沢、武石	3泊4日	338	6
修学旅行（中学3年）	関西方面 東北方面	2泊3日	4,665	34

※臨海学校、林間学校は希望参加

●学校災害

児童・生徒が、学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。

共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

すべての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患がある児童生徒が、安全で安心な学校生活が送れるように努めている。

●学校給食

1　学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、すべての小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1)　献立

文部科学省により示されている、学校給食における児童・生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準を基に、「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

(2)　米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在平均週3.5回実施している。

(3)　衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず・調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

〔学校給食実施状況〕　　平成28年5月1日現在

区　分		小学校	中学校
自校（79校）	給食実施食数	30,438食	11,923食
	学校数	55校	24校
親子校（20校）	給食実施食数	4,720食	3,407食
	学校数	10校	10校
計（99校）	給食実施食数	35,158食	15,330食
	学校数	65校	34校

2　学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、区は、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。平成28年3月現在、70校に民間委託を導入している。

15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学校との連携を推進する

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

区は、各学校（園）が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

1　外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

⑴　27年度活用例

・外国の文化への理解を深める学習
・日本の伝統芸能（日本舞踊・相撲・能等）や昔遊び、もちつきなどを体験する際の活用
・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬け体験など

⑵　27年度　部活動外部指導員活用実績

・運動部155、文化部99

2　学校評価の推進

学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、平成12年度に開始し、現在、全幼稚園、全小・中学校で実施している。委員は､教育に関する識見を有する方に、教育委員会が委嘱している。

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校で活動している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民)による来校者への声かけなどを行っている。

また､児童とボランティアが一緒に給食を食べる｢ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

●学校安全対策事業

平成27年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を増員し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を充実している。

また、学校、地域等が連携して行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、27年度には小学校の通学路への防犯カメラを128台増設し、全校（65校）に計193台を設置した。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるため、また、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、平成13年度から毎年度開催している。27年度は、小学校および小中一貫教育校あわせて4校で開催し、通算の開催校は59校となった。

●広報活動

「教育だより」を年4回発行している。また、区ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。平成28年度の方針は以下のとおりである。

1　心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
2　青少年の社会参加の機会を増やそう
3　健全で安全な社会環境づくりを進めよう
4　家庭・学校・地域・関係機関の連携を推進し、強化しよう

●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域ぐるみで支えていくことが必要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け､青少年育成活動方針(案)等の検討を行っている。

●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17地区に設置し、約2,100人の委員が活動している。

主な活動は、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた青少年の育成である。また、青少年の自主性と社会性を育むことを目的に、企画から当日の運営までを青少年が行う事業（高齢者との交流会、地域の子ども向け事業）を実施している。このほか、青少年の意見を地域の大人に聞いてもらう機会として、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自らを表現する場を提供している。

●練馬区青少年委員会

各小学校の通学区域から1人ずつ、小・中学校校長会から代表各1人の計67人を委嘱している。

ジュニアリーダーの養成、地域の子ども会事業や、地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区の連携を図っている。また、定例会等を通じ委員相互の連携をとっている。

●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年をとりまく社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

1　「練馬区子どもたちを健やかに育てる運動」（「健やか運動」）

青少年の非行防止と健全育成をすべての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

⑴「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店のステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。平成28年4月1日現在、1,615店が協力店として活動している。

⑵「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区防災無線設備を利用して放送をしている。

⑶「健やか運動」のPR

毎年、子どもたちから募集した原画を使って、カレンダーなど「健やか運動」PR物品を作成し、健全育成推進事業で活用をしている。

⑷　研修会

性の低年齢化や薬物乱用が社会問題となっていることから、家庭や地域の教育力の向上を図るため、主に青少年育成地区委員会など、地域の青少年団体を対象に開催している。

①「ピンチをチャンスに変える笑いのポジティブ・シンキング」（第1回）
・実施日　27年10月27日
・講師　落語家　三遊亭　究斗氏
・会場　生涯学習センター
・参加者　227人

②「アイスブレーキングから」（第2回）
・実施日　28年2月9日
・講師　社団法人東京都レクリエーション協会専門委員　東　正樹氏
・会場　生涯学習センター
・参加者　157人

2　「社会を明るくする運動」の推進

法務省が実質的な統括主催の運動である。区では、青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「社会を明るくする運動のつどい」を行っている。

3　成人向け雑誌自動販売機等実態調査

青少年育成地区委員会に委託し、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

〔成人向け雑誌自動販売機などの調査結果〕

項目	26年	27年
自動販売機	6台	6台
レンタルビデオ店	15店	13店
成人向け取扱いあり	15店	13店
コンビニエンスストア	216店	248店
24時間営業	207店	225店
成人向け取扱いあり	175店	191店

4　地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学校対象）、子どもたちの緊急避難所事業を実施しているPTA等地域団体への「ひまわり110番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

●学習の機会の充実

様々な講座の企画運営を、PTA・生涯学習団体・NPO等に委託している。区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、各講座は、地域における子どもたちの居場所の一つとなっている。

1　子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関する様々な課題等を学習する場として実施している。平成27年度は、46講座実施し、延べ1,245人が参加した。

2　父親育ち講座（ねりまイクメン講座）

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとと

もに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。27年度は、16講座実施し、延べ409人が参加した。

3　ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。27年度は、426講座実施し、延べ13,776人が参加した。

4　ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が、自ら講座の企画運営に関わることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図る場として、14年度から中学校の部活動等の団体に委託し、実施している。27年度は、27講座実施し、延べ662人が参加した。

5　すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。27年度は、19講座実施し、延べ240人が参加した。

6　子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学んだり、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。27年度は、6講座実施し、延べ155人が参加した。

(3) 青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけではなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識をはぐくんでいる。

1　青少年リーダーの養成

小学5 ～ 6年生、中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生以上の青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導、育成に当たっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

2　成人の日のつどい

新成人の新たな門出を祝い、毎年1月の第2月曜日に区内在住の新成人を対象として「成人の日のつどい」を開催している。平成27年度は、1月11日に「としまえん特設会場」で行われ、対象者7,071人の63.6％に当たる4,494人の参加があった。

3　練馬子ども議会

未来を担う子どもたちが、練馬区について区長や区職員と意見交換を行うことを通して、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に開催している。

27年度は、中学生37人が「子ども議員」として参加した。

8月3日に議場で、グループごとに、「民有地のみどりの減少を食い止める方法について」などのテーマに基づき政策提言発表を行った。



〔27年12月発行の
練馬子ども議会報告書〕

4　人権学習

現代社会の様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため開催している。

(1)　子供のための人権人形劇（2回実施、118人参加）

(2)　青少年のための人権学習講演と映画のつどい（135人参加）

5　情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため実施している。

(1)　中学生のための情報番組制作講座

日本大学芸術学部に運営を委託し、地域への取材、スタジオ収録など、実際に番組を制作している。27年度は、21人が参加した。

(2)　親子NIE講座

小学生親子を対象に新聞に親しみ、読む習慣を身につけるために、新聞スクラップなどの新聞活用学習（Newspaper in Education）を実施している。27年度は、延べ45人が参加した。

6　珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。27年度は194人が参加した。

7　若者自立支援事業

就労が困難な若者（15 ～ 39歳）とその家族等に対する相談・支援等の自立支援事業を、文化学習協同ネットワーク（※）に委託し実施している。27年度は、延べ4,312人が利用した。

※　文化学習協同ネットワーク：ねりま若者サポートステーション（厚生労働省事業）を運営するNPO法人

●青少年の活動の場

1　区立秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、秩父市（埼玉県）の秩父さくら湖を望む山腹に開設している。

バンガロー 4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備えており、110人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント15張を開設）。

利用期間は毎年5月1日～ 10月31日で、平成27年度は延べ1,647人の宿泊があった。

2　民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。28年4月1日現在25か所、延べ面積22,503.60㎡となっている。

3　公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。28年4月1日現在6か所を開放している。

4　民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。28年4月1日現在5か所を開放している。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、静岡県にはベルデ下田、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く利用されている。

〔少年自然の家の利用状況〕　平成27年度（単位：人）

	利用者数（延べ）
軽井沢少年自然の家	34,800
下田少年自然の家	14,310
武石少年自然の家	24,648
岩井少年自然の家	17,875
計	91,633

（注）小中学校の校外学習、少年団体や区民の総利用者数

●青少年館

講座、教室などの事業を通して青少年の豊かな発達を援助している。また、生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、談話室、レクホールなどの開放を行っている。

平成27年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ107,395人（単位時間ごとの利用者数）の利用があった。あわせて、知的障害・肢体障害を持つ青年たちの様々な生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。27年度は、延べ1,556人が出席した。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

〔青少年館の内容別利用状況〕　平成27年度

区　分	春日町青少年館		南大泉青少年館	
	件	人	件	人
一般団体	373	3,783	1,169	1,831
館主催事業	3,077	24,212	926	10,012
生涯学習団体	1,882	24,684	432	3,932
青少年団体	2,050	24,148	439	5,251
官公署	325	6,922	77	1,532
その他	41	196	521	892
計	7,748	83,945	3,564	23,450

〔青少年館の事業実施状況〕　　平成27年度

事業名	実施状況
〔春日町青少年館〕	
文化祭	３回　　延1,566人受講
文化教養講座	３講座　延371人受講
演劇活動	２講座　延2,620人受講
野外活動	１講座　延117人受講
スポーツ講座	２講座　延2,691人受講
心身障害者青年学級	４学級　延1,556人参加
ウインドアンサンブル	高校の吹奏楽部をはじめＯＢ，ＯＧ のバンドの演奏を楽しむ場を作る。 ６月６日実施 112人参加
学習室開放	常設学習室 利用者数　延4,663人 臨時学習室 利用者数　延3,051人
談話室開放	利用者数　延2,414人
和室開放	青少年将棋コーナー 利用者数　延368人
レクホール開放	青年スポーツ（バレーボール） 利用者数　延91人
〔南大泉青少年館〕	
文化教養講座	２講座　延24人受講
スポーツ講座	４講座　延1,178人受講
学習室開放	教室の利用がない時に学習室として開放 利用者数　延8,858人
音楽練習室	利用講習会12回実施 延46人受講

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●児童虐待防止

児童福祉法により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を、練馬区要保護児童対策地域協議会（協議会）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため関係機関等とネットワークを形成している。

なお、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定している。

●相談と指導

総合福祉事務所に次の相談員を配置している。

1　母子・父子自立支援員兼婦人相談員

女性やひとり親などが抱える様々な問題について必要な助言と指導を行っている。

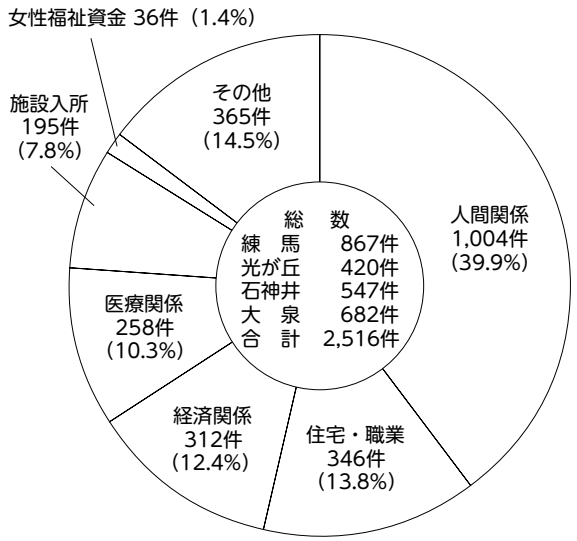
2　家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

〔母子・父子自立支援員の相談・指導（相談件数）〕平成27年度

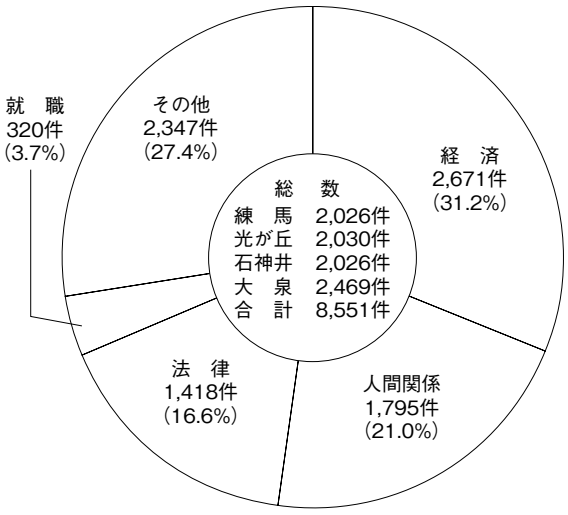
項目＼総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
相談実人員		940人	1,114人	969人	951人
合計件数		1,819件	1,415件	1,430件	1,248件
生活一般	住宅	91	42	52	51
	医療	132	18	32	67
	家庭紛争	113	64	160	63
	就労	117	82	47	73
	その他（結婚・内職・家事援助他）	327	414	372	430
児童	養育	185	56	157	76
	教育	37	10	9	21
	非行	1	0	1	1
	就職	8	3	1	1
	その他	19	8	17	8
生活資金等	母子および父子福祉資金	421	606	362	380
	公的年金	2	0	1	0
	児童扶養手当	2	9	16	6
	生活保護	26	13	39	30
	その他	240	35	86	15
その他		98	55	78	26

〔婦人相談員の相談・指導〕　平成27年度



注：件数は合計件数

〔家庭相談員の相談・指導〕　平成27年度



注：件数は合計件数

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕　平成27年度

区分		人数	全児童・生徒数に対する比率
小学校	要保護者	559 人	1.7%
	準要保護者	5,557 人	17.0%
中学校	要保護者	477 人	3.4%
	準要保護者	3,402 人	24.0%

●いじめ・不登校などへの対応と家庭教育の支援

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担うため平成26年4月に開設した。

1　教育相談事業

⑴　スクールソーシャルワーク事業

児童生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

①　スクールソーシャルワーカーの派遣

スクールソーシャルワーカーが学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。（27年度小学校41校114人、中学校34校95人支援）

②　スクールカウンセラー配置事業

練馬区立の全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

③　心のふれあい相談員配置事業

全小中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

④　ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。（27年度対象者37人　延べ405回支援）

⑤　校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。（27年度派遣　36回延べ1,199人参加）

⑥　ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童生徒を対象として不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に講師を派遣している。（27年度区内小中学校5校実施　延べ2,095人参加）

⑵　教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、練馬分室および関分室において以下の支援を行っている。

①　来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

②　電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③　学校訪問教育相談

保護者や児童生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④　家庭訪問教育相談

家庭訪問が有効と判断される場合、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤　その他

19年度から、ペアレント・トレーニングと発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。27年度のペアレント・トレーニングには延べ84人、グループ活動には延べ294人が参加した。

〔教育相談実施状況（教育相談室・練馬分室・関分室合算）〕

〔来室教育相談件数〕　平成27年度

相談内容	件数（件）
学校・学習	505
対人関係・集団（社会）生活	286
家族関係・家庭生活の問題	291
身体に出てくる問題	28
不安・自信喪失	82
精神疾患	2
発達の問題	234
その他	10
合　計	1,438

〔電話教育相談件数〕　平成27年度

相談内容	件数（件）
学校・学習	171
対人関係・集団（社会）生活	75
家族関係・家庭生活の問題	118
身体に出てくる問題	12
不安・自信喪失	9
精神疾患	1
発達の問題	32
その他	102
合　計	520

⑶　適応指導教室

適応指導教室（小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」）では、不登校児童生徒に対し、学校復帰の支援として、一人一人が希望する学習活動、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るための創作活動等を実施している。

〔適応指導教室実施状況〕　平成27年度

教 室 名	登録者数	活動日数
フリーマインド	64人	181日
トライ	170人	180日

⑷　保護者等対象講演会

27年度は次の２つのテーマで開催した。

①「学校に行きたがらない子どもへの親の関わり方」（50人参加）

②「子どものネット依存の現状とその予防について」（19人参加）

2　生活・学習支援事業

不登校の児童生徒や家庭環境等によって学習が遅れがちな児童生徒に対し、支援を行っている。

⑴　学習支援事業

就学援助を受けている準要保護世帯の中学校３年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

⑵　居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童生徒に対して、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や、社会性を育成するための支援を行っている。

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため､区では､学識経験者や保護者の代表・学校関係者等を委員とした「練馬区特別支援教育推進委員会」での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1　特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、情緒障害、言語障害や難聴、弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

〔特別支援学級〕　　平成28年5月1日現在

種　別	小学校数	中学校数
知　的　障　害	16校	8校
弱　　視	1校	1校
難　　聴	2校	1校
言　語　障　害	4校	－
情　緒　障　害　等	8校	4校
	5障害　25校	4障害　14校

（注）小学校について：
制度移行中のため、情緒障害等通級指導学級には特別支援教室拠点校4校を含む

2　特別支援教室

これまで児童が他校に設置された情緒障害等通級指導学級まで通っていた制度を改め、在籍校で指導を受けることができるよう、平成28年度から3年間をかけて、全小学校65校に特別支援教室を設置する。28年5月1日現在の設置数は16校である。

その児童の課題に沿った、よりきめ細やかな指導を行うとともに、児童と保護者の負担軽減を図る。

●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭を対象に相談業務や福祉資金の貸付けによる支援を行っている。

また、就業支援として平成27年度は8人に自立支援教育訓練給付金、延べ25人に高等職業訓練促進給付金等を支給した。

●ひとり親家庭等の福祉増進のために

1　ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、宿泊施設を指定し、利用料の助成をしている。平成27年度は､延べ95世帯､334人の利用があった。

2　ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、一時的な傷病などで日常生活に支障がある場合等に、ホームヘルパーを派遣する。27年度は、139世帯が利用登録し、103世帯に延べ4,178回派遣した。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が子どもの養育が十分できない場合に、親子で利用できる。

居室の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行う。平成28年4月1日現在、区内および区外の母子生活支援施設に22世帯、50人が入所している。

第２章

安心して生活できる福祉・医療の充実

21 高齢者地域包括ケアシステムの確立 …… 90
22 障害者の地域生活支援 …… 100
23 医療環境の充実 …… 107
24 健康づくりの推進 …… 109
25 地域福祉の推進 …… 117
26 生活の安定に向けた自立支援 …… 119



４月10日　お口の健康まつり

参加者は、講師とともに「ねりま　お口すっきり体操」やストレッチ体操などに取り組んだ。

21 高齢者地域包括ケアシステムの確立

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成26年度に、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（27～29年度）を策定した。

第6期計画は、27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や重点施策等を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス」で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1　一般介護予防事業(健康長寿はつらつ事業)

⑴　介護予防普及啓発事業

ロコモ体操(転倒予防)、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発、いきがいデイサービス事業、高齢者のための料理本「練馬発わかわか　かむかむ元気ごはん」の普及、「ねりまお口すっきり体操」の普及等

⑵　地域介護予防活動支援事業

認知症予防プログラム、介護予防推進員活動支援、認知症予防推進員活動支援

⑶　地域リハビリテーション活動支援事業

自主活動支援・自立生活支援

2　介護予防・生活支援サービス事業

⑴　訪問サービス事業

⑵　通所サービス事業

⑶　健康長寿若がえり事業（短期間集中して取り組む通所サービス事業）

高齢者筋力向上トレーニング、複合型介護予防「まる得！若がえり教室」等

(3) 高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1　老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。平成27年度のクラブ数は136団体（会員数10,149人）、助成額は老人クラブが3,919万円、老人クラブ連合会が709万円であった。

2　老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。27年度末現在の農園数は21か所16,409㎡で、27年度は33の老人クラブが利用した。

3　老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。27年度末現在4か所6面を提供し、8つの老人クラブが利用した。

4　寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。27年度は、9月8・9日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数92組、出演者1,386人、作品出品数95点であった。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。平成27年度の助成額は、16サークル計553,456円であった。

●練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月に設立され、平成23年4月に公益社団法人となった。

区に居住する、原則として60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する方で構成される会員組織である。27年度末現在の会員数は3,654人、27年度の受注実績は13億3,295万円であり、延べ342,291人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業（シニアしごと支援コーナー）

高齢者の社会参加や就業支援を図るため、平成26年4月にシニアしごと支援コーナーを開設した。シニアしごと支援コーナーへの27年度の相談者数は734人であった。また、高齢者の就職を促進するための講座を計3回行い、参加者は延べ65人であった。

●高齢者の生活ガイド

区の高齢者保健福祉サービス等を掲載した冊子を毎年度作成し、無料配布している。

●シニアナビねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の方を対象に、社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、10の事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。平成27年度は、84,649人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の方にそれぞれ祝品を贈呈している。平成27年度は、祝品を最高年齢者（108歳）1人、百歳以上354人、白寿168人、米寿2,807人に贈呈した。

●高齢者施設

1　高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。センターには、機能回復訓練室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。

2　敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕（数字は延べ人数）

施 設 名	25年度	26年度	27年度
＜高齢者センター＞			
光が丘	82,413	88,624	90,900
関	37,260	41,411	42,497
豊玉	37,664	36,786	36,295
＜敬老館＞			
栄町	15,906	15,696	15,820
中村	19,468	24,091	27,214
春日町	12,330	13,035	16,922
南田中	17,780	14,926	20,043
高野台	20,420	20,030	19,380
三原台	29,971	28,941	14,612
石神井	17,354	18,676	19,917
石神井台	15,336	16,129	16,517
上石神井	－	7,137	19,729
東大泉	23,859	22,602	22,472
西大泉	20,174	22,524	24,018
大泉北	17,486	5,671	13,992
＜敬老室＞			
厚生文化会館	13,713	15,078	14,829
地区区民館	113,557	122,062	121,477
合 計	494,691	513,062	536,634

注：①春日町敬老館は、空調設備改修工事のため、26年1月から5月まで休館した。
②南田中敬老館は、空調設備改修工事のため、26年1月から3月まで縮小運営し、4月から6月まで休館した。
③大泉北敬老館は、大規模改修工事のため、26年7月から27年6月まで休館した。
④上石神井敬老館は、26年10月に新規開設した。
⑤三原台敬老館は、空調設備改修工事のため、27年9月から28年3月まで休館した。

（4）地域での生活を支援するサービス等を拡充

＜高齢者等への支援＞

●地域支援事業

介護保険法に基づき、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

平成27年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、以下の任意事業を実施した。

1　介護給付費適正化推進事業

ケアプラン標準化、介護給付費通知

2　家族介護支援事業

家族介護者教室、認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成、認知症理解普及促進事業、認知症介護家族による介護なんでも電話相談、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給

3　その他事業

食事サービス

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。平成27年度は、延べ14,735回利用された。

●ひとりぐらし高齢者等に対する給付

1　入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成27年度入浴証の交付決定者数は3,917人で、利用は128,673回であった。

2　居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた方は要介護1以上）の方であって、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。27年度の火災警報器の給付件数は7件、自動消火器の給付件数は12件であった。

3　高齢者福祉電話

65歳以上のひとりぐらしの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、週1回電話をすることで、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。27年度の利用者数は122人であった。

4　高齢者食事サービス

⑴　高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみの世帯等で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食またはデイサービスセンターでの会食を提供している。

〔食事サービス実施状況〕　平成27年度

	利用者数	提供食数
会　食	46人	3,046食
配　食	1,492人	169,282食

⑵　食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちな高齢者等に対し、週1回～月2回会食および口腔ケア等、「食」に関する総合的なサービスを提供する。27年度は、区内16か所で実施し、延べ4,797人の利用があった。

5　民間緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方などを対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。急病などの緊急事態のときに、無線発信機により民間受信センターを経由して救急車の要請、救援等を行う。

費用は月額400円（生活保護受給者および住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者等は、本人負担なし。）で、27年度末現在の設置台数は578台であった。

6　家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯で器具の取付けが困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける取付工事費を助成している。27年度の取付件数は、16件であった。

7　高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。27年度は、延べ355件の利用があった。

●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の要支援・要介護認定を受けておらず、日常生活に支援が必要と判断される、65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上の高齢者のみ世帯の方に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。平成27年度の派遣世帯数は41世帯、派遣回数は626回であった。

28年4月から介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスに統合した。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な方に対し給付している。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成27年度の給付件数は、自立支援用具 1,583件、住宅改修（予防改修）71件、住宅改修（設備改修）238件であった。

●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成27年度の被保護者数は21人、滞在延べ日数は258日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。）。平成27年度の延べ利用件数は、介護用ベッド260件、車いす414件であった。

＜要支援・要介護高齢者への支援＞

●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要になってもできる限り自立した日常生活が営めるよう、介護を必要とする人を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年４月に開始された。

27年度は、第6期介護保険事業計画に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括支援システムの確立を目標とし、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や地域密着型サービスの充実、介護保険施設の整備などを進めた。また、平成27年４月の介護保険制度の改正により、一定以上所得者の利用者負担（2割負担）や、入所施設利用における低所得者の補足給付（食費・居住費の軽減）などの見直しを行った。なお、区における福祉人材の維持・確保のため、介護支援専門員更新研修費助成事業を実施している。

●要支援・要介護認定

要介護認定の必要な介護保険サービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者4人で構成され、平成27年度は委員209人（27年度末現在）、46合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年度	要介護認定申請（件）	審査会開催数（回）	審査判定（件）
25	27,716	764	26,593
26	29,363	765	27,689
27	30,387	792	29,493

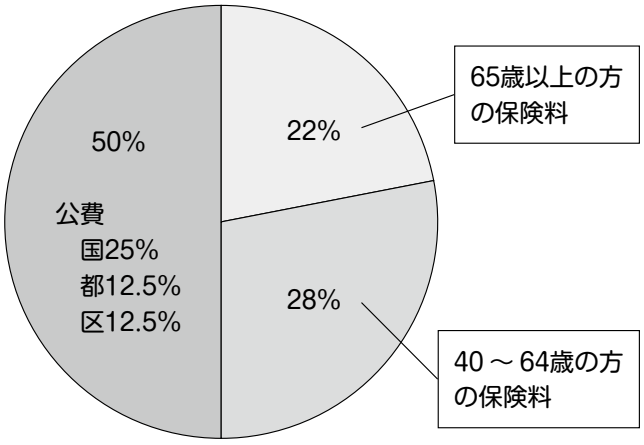
〔要介護認定者数の状況〕　各年度末現在

認定の区分＼年度	平成25 人（%）	26 人（%）	27 人（%）
要支援1	2,714(9.4)	3,021(10.0)	3,191(10.4)
要支援2	3,122(10.8)	3,235(10.7)	3,524(11.5)
要介護1	5,923(20.4)	6,648(22.0)	6,069(19.7)
要介護2	6,263(21.6)	6,279(20.8)	6,684(21.7)
要介護3	4,057(14.0)	4,186(13.9)	4,254(13.8)
要介護4	3,619(12.5)	3,546(11.8)	3,708(12.1)
要介護5	3,323(11.5)	3,250(10.8)	3,307(10.8)
合　計	29,021(100.0)	30,165(100.0)	30,737(100.0)

●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は45ページ、決算は52ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費50％と保険料50％で賄われている。その他の内訳は表のとおりである。



※在宅の場合の内訳

国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。27年度、区は4.91パーセントの交付を受けた。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス

事業者や施設、居宅介護支援事業者、高齢者相談センター（地域包括支援センター※）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。平成27年度は48件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。27年度は、1件の審査請求があった。

※　21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用している。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の8割または9割が保険から給付され、1割または2割が利用者の自己負担となる。対象となるサービスは、つぎの3種類となる。

1　居宅サービス（予防給付・介護給付）

「在宅で介護を受ける」「施設に通う」「短期間施設に入所する」などのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

2　施設サービス

どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれる。入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで利用する。

3　地域密着型サービス

利用者は原則として区民に限定され、区が事業者の指定や監督を行う。

〔保険給付費の状況〕

年度	居宅サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成23	21,981,090,647	198,359	110,815
24	24,122,632,300	214,214	112,610
25	25,720,261,305	227,513	113,050
26	27,180,496,935	241,574	112,514
27	27,614,686,991	236,985	116,525

年度	施設サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成23	10,358,584,389	36,469	284,038
24	10,727,312,639	37,393	286,880
25	11,398,294,891	40,217	283,420
26	11,733,178,749	41,895	280,062
27	12,001,244,239	43,860	273,626

年度	地域密着型サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成23	2,202,339,943	13,760	160,054
24	2,614,196,016	15,707	166,435
25	2,691,339,908	16,007	168,135
26	2,886,255,414	16,969	170,090
27	2,947,915,045	17,338	170,026

〔介護サービスの種類および利用実績〕

サービスの種類＼年度	平成25	26	27
居宅サービス			
（介護給付）	人	人	人
訪問介護	85,663	85,787	84,407
訪問入浴介護	6,218	6,105	5,868
訪問看護	21,904	24,385	28,343
訪問リハビリテーション	3,336	3,661	3,680
居宅療養管理指導	44,825	50,375	55,696
通所介護	80,783	86,674	90,068
通所リハビリテーション	14,982	16,477	17,464
短期入所生活介護・療養介護	15,373	16,407	16,742
特定施設入居者生活介護	21,586	23,252	25,274
福祉用具貸与	94,246	99,607	104,249
居宅介護支援	161,223	167,376	170,983
福祉用具購入費の支給	2,303	2,241	2,300
住宅改修費の支給	1,596	1,625	1,691
（予防給付）			
介護予防訪問介護	23,489	24,128	12,890
介護予防訪問入浴介護	7	0	0
介護予防訪問看護	809	953	1,418
介護予防訪問リハビリテーション	138	158	188
介護予防居宅療養管理指導	1,640	2,149	2,405
介護予防通所介護	13,377	16,361	9,595
介護予防通所リハビリテーション	1,020	1,338	1,693
介護予防短期入所生活介護・療養介護	111	150	175
介護予防特定施設入居者生活介護	1,792	1,990	2,146
介護予防福祉用具貸与	5,736	7,457	10,087
介護予防支援	35,944	39,626	28,392
介護予防福祉用具購入費の支給	274	301	420
介護予防住宅改修費の支給	396	404	645
施設サービス			
介護老人福祉施設	24,429	25,400	26,628
介護老人保健施設	11,547	12,635	13,670
介護療養型医療施設	4,516	4,050	3,809
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	790	1,296	1,600
夜間対応型訪問介護	3,554	3,611	3,759
認知症対応型通所介護	3,640	3,690	3,324
小規模多機能型居宅介護	2,323	2,602	2,796
認知症対応型共同生活介護	5,925	5,777	5,855
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	12
介護予防認知症対応型通所介護	4	3	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	76	82	94
介護予防認知症対応型共同生活介護	6	5	3

注：①人数は各月の利用者数の合計である。
②3月～翌年2月利用分である。
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。

1　高額介護サービス費の支給

介護サービスの自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。平成27年度は延べ93,348件、1,043,621,420円を支給した。

2　居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。27年度の減額認定証交付件数は延べ4,430件であった。

3　旧措置入所者の負担軽減

介護保険法施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。27年度の利用者負担減免の認定証交付件数は19件、食費・居住費の減額認定証交付件数は38件であった。

4　生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。27年度の軽減確認証の交付件数は300件であった。

●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定審査の結果が出される前に、暫定サービス利用者が死亡した場合、介護保険給付ができない。利用者（相続人等）の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。平成27年度の支給実績は7件であった。

●保険者

保険者は区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

●被保険者

被保険者は、練馬区内に住所を有する40歳以上の方である。被保険者は、つぎの2つに分かれる。

1　第1号被保険者（65歳以上）

保険料は、3年を単位とした事業運営期間ごとに、区が決定する。平成27年度から29年度まで、基準年額を69,900円、本人の所得や住民税課税状況等に応じた15の段階に定めた。

納付方法は年金からの天引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。サービスは、要介護認定を受けた場合に利用できる。

2　第2号被保険者（医療保険に加入している40歳～64歳）

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

サービスは、介護保険で対象となる病気（16種類の特定疾病）が原因で要介護認定を受けた場合に利用できる。

〔第1号被保険者数の推移〕　（単位：人（%））

年次	第1号被保険者
平成24	140,859（19.5）
25	145,923（20.6）
26	150,037（21.1）
27	153,724（21.5）
28	156,429（21.7）

注：（　）は練馬区全人口に対する割合

〔第1号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額（円）	収納率（%）	収納額（円）	収納率（%）
平成23	6,196,623,285	97.7	41,176,573	13.3
24	8,657,475,630	97.6	38,819,690	13.2
25	8,931,121,363	97.6	54,132,450	15.1
26	9,225,113,410	97.6	62,022,563	14.9
27	10,919,655,780	97.7	64,639,730	15.0

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1　出張調髪（自己負担あり）

65歳以上の外出困難な高齢者で要介護3～5と認定された方が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。平成27年度の利用者は、延べ5,185人であった。

2　布団乾燥消毒・丸洗い（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。27年度は、乾燥消毒が6,052件、薬品消毒が643件、水洗いが617件であった。

3　寝具クリーニング券の支給（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護3～5と認定された方が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。27年度は、延べ5,008枚の利用券が使用された。

4　紙おむつ等の支給（自己負担あり）

要介護1～5と認定され、本人の所得が基準額以下で常時失禁状態にある65歳以上の方を対象に支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。27年度は、延べ57,935人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）方に、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,415人に支給した。

5　リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で要介護3～5と認定され、外出時に車いす等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。27年度の運行回数は 9,591回であった。

6　認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症の方の介護者が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。27年度は、延べ429人の利用があった。

7　高齢者緊急ショートステイ（自己負担あり）

要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する。

利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。27年度の利用者数は10人、利用日数は64日であった。

8　家族介護慰労金

要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。27年度は、7人に支給した。

●高齢者在宅生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活に必要なサービスのうち、必要なサービスをケアプランに位置づけたうえで、介護保険サービス等と組み合わせて提供している。

サービスはつぎの５つから選択できる。

・緊急通報システム
・生活リズムセンサー
・見守り訪問
・福祉電話
・配食サービス

平成27年6月から新規開始した。27年度の利用者数は171人であった。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の方や家族を支えるための事業も展開している。

〔認知症対策事業〕　平成27年度

・予防事業

区　分		回数・延べ人数など
啓　発	講演会・講座	5回　333人
	パンフレット作成・配布	4,500部
地域活動育成支援	認知症予防プログラム	
	・予防プログラム	67回　882人
	・プログラム修了者支援	1回　74人
人材育成	推進員連絡会	1回　24人

・支援事業

区　分		回数・延べ人数など
啓　発	講演会	5回（229人）
	認知症（もの忘れ）相談	36回（95人）
	「認知症ガイドブック」配布	30,000部
人材育成	認知症サポーター養成講座	153回（4,139人）
	認知症サポーター・ステップアップ講座	3回（167人）
地域支援	介護家族の学習・交流会	4回（126人）
	認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	52回（116件）

●家族介護者教室

介護をしている家族の方等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。平成27年度は、1,179人が受講した。

＜在宅療養の推進＞

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は医療、介護などさまざまである。事例検討を通じた相互理解や交流の機会を提供するため、平成27年度は、事例検討会・多職種交流会を4回実施するとともに、練馬区医師会との共催により、多職種連携研修を2回実施した。

●サービス提供体制の充実

区内の病院スタッフが、訪問看護の業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築するための研修を、平成27年度は21回実施した。また、在宅療養患者の容態が悪化したとき等に病院に入院できる後方支援病床の確保を86件実施した。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深めることを目的として、講演会を1回開催し、142名の参加があった。また、小冊子「わが家で生きる」を編集発行した。

＜高齢者生活基盤づくりの支援＞

●老人ホーム

1　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〕平成28年4月1日現在

名　称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育秀苑	昭和62年11月	60	(福)育秀会
※田柄	平成元年4月	100	(福)練馬区社会福祉事業団
光陽苑	平成3年4月	60	(福)泉陽会
※関町	平成5年6月	70	(福)練馬区社会福祉事業団
※富士見台	平成6年6月	50	(福)練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福)章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福)キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福)小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福)育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福)泉陽会
※大泉	平成11年4月	120	(福)練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福)章佑会
練馬高松園	平成12年4月	55	(福)東京福祉会
（増築）	平成15年10月	42	97
土支田創生苑	平成13年4月	80	(福)創生
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福)練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福)安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福)東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福)北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	(福)東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	(福)東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	(福)シルヴァーウィング
サンライズ大泉	平成24年11月	50	(福)芳洋会
石神井台秋月	平成25年3月	177	(福)さわらび会
南大泉かがやきの里	平成25年4月	47	(福)安心会
上石神井	平成25年5月	30	(福)練馬区社会福祉事業団
第3育秀苑	平成25年6月	58	(福)育秀会
やすらぎグランデ	平成26年6月	90	(福)章佑会
やすらぎシティ東大泉	平成26年12月	50	(福)清友会

注：※の施設は平成23年4月1日に区立施設を民営化した。

2　軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在、区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。平成28年4月1日現在、9施設（定員170人）がある。

●介護老人保健施設

要介護1 ～ 5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。平成28年4月1日現在、13施設（定員1,236人）がある。

●地域密着型サービス

平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスである。つぎの6種類がある。

なお、民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1　認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

・対象者：要支援1・2または要介護1 ～ 5の認定を受けた認知症の高齢者など
・サービス：入浴、食事、機能訓練など

2　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で家庭的な雰囲気の中で介護を受けられる施設である。

・対象者：要支援2または要介護1 ～ 5の認定を受けた認知症の高齢者など
・サービス：入浴、食事、機能訓練など

3　小規模多機能型居宅介護

「事業所への通い」を中心として、利用者の希望などにより「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、サービスを受けることができる。

・対象：要支援1・2または要介護1 ～ 5の認定を受けた高齢者など
・サービス：入浴、食事、機能訓練など

4　夜間対応型訪問介護

・対象：要介護1 ～ 5の認定を受けた高齢者など
・サービス：夜間の定期巡回、随時の訪問介護 、利用者の通報に対応するオペレーションサービス

5　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携しながらサービスを提供している。

・要介護1 ～ 5の認定を受けた高齢者など
・サービス：日中・夜間を通じた定期訪問、日常生活上の緊急時の随時対応など

6　地域密着型通所介護

定員19人未満の小規模な通所施設である。

・対象：要介護１～５の認定を受けた高齢者など

・サービス：入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス･介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

なお、介護保険法の規定により高齢者相談センターが介護予防支援事業者として指定を受けている。

〔区内の居宅サービス･介護予防サービス事業者等の状況〕
平成28年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	
居宅介護支援	216	(−)
介護予防支援	—	(4)
訪問介護※	199	(197)
訪問入浴介護	12	(12)
訪問看護	53	(53)
訪問リハビリテーション	11	(11)
通所介護	69	(69)
通所リハビリテーション	17	(16)
短期入所生活介護	33	(33)
短期入所療養介護	14	(14)
特定施設入居者生活介護	52	(40)
福祉用具貸与	40	(40)
特定福祉用具販売	43	(43)
合　　計	759	(532)

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数
※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

〔区内の地域密着型サービス･地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕
平成28年4月1日現在

サービスの種類	事業者数	
認知症対応型通所介護	17	(16)
認知症対応型共同生活介護	32	(32)
小規模多機能型居宅介護	16	(16)
夜間対応型訪問介護	2	(−)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	(−)
地域密着型通所介護	142	(−)
合　　計	216	(64)

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

〔区内の介護保険施設の状況〕　平成28年4月1日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員1,864人）	27
介護老人保健施設（定員1,236人）	13
介護療養型医療施設（定員248人）	2
合　　計	42

●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。27年度末現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、高齢者センター1施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により高齢者相談センター1施設、高齢者相談センター支所11施設、敬老館5施設等を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月に、練馬介護人材育成・研修センターを設置した。区では運営費を一部補助しており、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する事業を実施している。

なお、23年4月から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。

また、25年5月には練馬区社会福祉事業団が初めて独自で建設した上石神井特別養護老人ホームを開設した。26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設した。

＜地域で高齢者を支える＞

●高齢者相談センターの設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の高齢者相談センターを設置している。

高齢者相談センターでは、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、25か所の高齢者相談センター支所を設置し、より地域に密着した支援体制を構築している。

●包括的支援事業

介護予防サービスの計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護・包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、

介護予防生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談

高齢者相談センターおよび支所では、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕　平成27年度

種別＼高齢者相談センター	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	809	305	688	597
在宅福祉サービス	7,050	7,017	8,023	5,019
経済的事項	678	515	1,177	579
家庭的事項	497	779	1,541	723
医療・保健	2,766	1,815	2,981	3,321
住宅	439	402	717	366
介護保険	19,644	21,479	21,494	24,162
権利擁護	619	281	885	352
その他	4,811	4,766	21,483	6,471
小　計	37,313	37,359	58,989	41,590
合　計	175,251			

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に対し、研修を実施し、修了者を高齢者支え合いサポーターとして認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、高齢者の自宅における簡易の家事援助サービス等を行う。平成27年度は研修を2回行い、65名を育成した。

●生活支援コーディネーターの配置

コーディネーターは、高齢者支え合いサポーターとサービスを実施する事業者や団体との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域資源の開発等を行っている。

●高齢者地域支え合いネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。平成27年度末時点の協定締結団体は27団体であった。

●高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に、地域のボランティアである高齢者見守り訪問員が週1回程度、訪問・声かけ等を行い安否を確認する。

見守り訪問員は、地域の高齢者相談センター支所と連携して活動する。平成27年度の利用者数は407人、見守り訪問員数は218人であった。

22 障害者の地域生活支援

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1　総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援係の相談件数〕　平成27年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
身体障害者手帳交付	3,597	2,294	2,701	1,529
自立支援医療(更生医療)	1,225	905	1,045	685
補装具交付	1,021	1,000	1,370	1,088
職業	33	20	37	9
施設入所および紹介	441	713	497	635
医療保健	1,215	1,488	1,222	810
在宅・生活	4,712	8,966	14,225	12,520
無料乗車券	750	857	851	508
その他	325	363	581	366
小計	13,319	16,606	22,529	18,150
合計	70,604			

〔知的障害者担当係の相談件数〕　平成27年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	481	333	362	509
職親（しょくおや）委託	0	0	0	0
職業	21	53	25	31
医療保健	0	48	14	14
生活	19	45	46	282
教育	0	47	14	37
その他	1,236	2,911	3,325	1,833
小計	1,757	3,437	3,786	2,706
合計	11,686			

〔保健相談所の保健師による相談者数〕（単位：延べ人）　平成27年度

相談内容＼保健相談所	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神(心の健康)	13,722	3,647	2,837	6,553	4,230	3,554
社会復帰	599	473	730	1,068	495	186
アルコール依存	159	41	84	134	44	72
薬物依存	37	45	13	19	34	10
児童・思春期	244	19	121	127	46	64
高齢者精神	59	95	71	47	67	12
小計	14,820	4,320	3,856	7,948	4,916	3,898
合計	39,758					

2　障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

平成27年4月から、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターに位置づけ、民間計画相談支援事業所への指導・助言を行うとともに、専門性を必要とする困難事例の相談に対応している。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕平成27年度

施設＼種別	サービス利用	障害状況の悩み	就労	社会生活	その他
	件	件	件	件	件
きらら	3,403	6,863	326	1,524	148
すてっぷ	2,059	1,767	71	790	67
ういんぐ	8,672	9,408	824	2,300	335
さくら	3,700	1,731	396	4,500	473
小計	17,834	19,769	1,617	9,114	1,023
合計	49,357				

3　障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

身体障害者福祉法、東京都愛の手帳交付要綱および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区は受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕（単位：人）各年度末現在

年度＼区分	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	内部障害	肢体不自由	合計
25	1,435 (28)	1,750 (108)	248 (1)	6,363 (95)	9,998 (253)	19,794 (485)
26	1,410 (27)	1,791 (101)	238 (1)	6,387 (93)	9,886 (244)	19,712 (466)
27	1,419 (23)	1,822 (106)	247 (2)	6,491 (93)	9,849 (250)	19,828 (474)

(注)：(　) 内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕　各年度末現在

区分／年度	最重度	重　度	中　度	軽　度	合　計
25	163 (29)	1,152 (278)	1,041 (220)	1,872 (514)	4,228 (1,041)
26	167 (31)	1,181 (271)	1,063 (231)	1,958 (516)	4,369 (1,049)
27	171 (34)	1,210 (267)	1,083 (233)	2,086 (565)	4,550 (1,099)

(注)：(　) 内の人数は18歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕　各年度末現在

区分／年度	1級	2級	3級	合　計
25	311	2,526	1,934	4,771
26	302	2,641	2,221	5,164
27	301	2,848	2,437	5,586

(2)　サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（「障害者総合支援法」）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成25年４月から施行された。

1　対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害含む。）があると判定された方、難病患者等。

2　障害支援区分認定

障害者総合支援法では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、申請し、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分1～6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕　平成27年度

	判　定　区　分							
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	1	28	60	34	36	89	248
知的障害者	0	2	47	75	129	109	129	491
精神障害者	0	5	153	70	20	2	1	251
難病患者等	0	0	2	1	0	0	1	4
計	0	8	230	206	183	147	220	994

●障害者総合支援法による障害福祉サービス等

障害者総合支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1　自立支援給付

(1)　給付状況

平成27年度

区　分	内　容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	10,363人
	重度訪問介護	1,166人
	行動援護	60人
	重度障害者等包括支援	0人
	同行援護	2,419人
	短期入所	2,846人
	療養介護	853人
	生活介護	12,316人
	施設入所支援	5,100人
訓練等給付	自立訓練	749人
	就労移行支援	2,503人
	就労継続支援	13,585人
	共同生活援助	6,066人
地域相談支援給付	地域移行支援	25人
	地域定着支援	38人
計画相談支援給付	計画相談支援	3,413人

注：共同生活介護と共同生活援助は、平成26年4月に、共同生活援助に一元化された。

(2)　自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。精神通院医療は都、育成医療、更生医療は区が行っている。平成27年度の利用状況は、精神通院医療11,244人であった。また、給付状況は、更生医療延べ5,888件、育成医療延べ135件であった。

(3)　補装具費支給

障害の種別、程度に応じて、車椅子、義足、盲人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。27年度の支給状況は購入868件、修理682件、計1,550件であった。

2　地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

(1)　意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。27年度の派遣回数は、手話通訳2,851件、要約筆記303件であった。また、各総合福祉事務所に手訳通訳者を設置しており27年度の設置回数は112

回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

⑵　日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる。27年度の日常生活用具の給付は12,407件、住宅設備改善費給付は33件であった。

⑶　移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。27年度は延べ11,197人が利用した。

⑷　地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に7か所ある。

⑸　訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行う（介護保険対象者を除く。）。27年度の利用者は延べ878人であった。

⑹　日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。27年度の利用者は延べ1,897人であった。

3　児童福祉法による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔障害児通所支援事業利用状況〕　27年度

支援・サービス等	実　績
児童発達支援	延べ6,391人
医療型児童発達支援	延べ12人
放課後等デイサービス	延べ7,383人
保育所等訪問支援	0件
障害児相談支援給付	延べ1,329人

●障害福祉サービス事業者集団指導

区内の障害福祉サービス事業者を対象に、サービスの質の向上および支給の適正化を図るため、サービス種別ごとに集団指導を実施した。平成27年度は2回実施した。

●障害者総合支援法以外の障害福祉サービス

1　緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。平成27年度は延べ2,054回の利用があった。

2　重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（障害者総合支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。27年度末現在の対象者は75人で、27年度は延べ13,584回派遣した。

3　紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。27年度は延べ4,125人に支給した。

4　出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を年6枚を限度に交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。27年度の利用者は、延べ427人であった。

5　福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。27年度の交付人数は、4,857人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6　リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。27年度の運行回数は30,646回であった。

7　自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1か月2,500円の燃料費を助成している。27年度末現在の受給者は1,450人である。年齢、所得による対象制限がある。

8　チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両の運行事業を運営している社会福祉協議会に運営費を助成している。27年度は延べ1,109件の利用があった。

9　中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18

歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。27年度の助成件数は15件であった。

10　重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

重症心身障害児（者）の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を月2回を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27年度7月事業開始、27年度は、延70回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画」がある。

平成27年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画（平成27年度～平成31年度）・第四期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を策定し、障害者施策の充実に取り組むこととした。

●福祉園

福祉園では、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。平成26年6月には、田柄福祉園が区内初の民設民営の福祉園として開園した。

27年度末現在、大泉町52人、氷川台52人、関町37人、光が丘36人、石神井町25人、大泉学園町69人、貫井39人、田柄34人が通園している。

また、氷川台と大泉学園町の２福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者の日中活動の場として、1日当たり9人(氷川台)、5人(大泉学園町)を受け入れている。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある方のうち、一般企業などでの就労が困難な方や、一定の年齢に達している方に働く場を提供するために、障害者総合支援法に基づく就労継続支援Ｂ型事業所を4か所設置している。平成27年度末現在、白百合34人、かたくり55人、大泉59人、北町45人が利用している。

〔作業内容と年間売上金額〕（単位：円）　平成27年度

[白百合福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,745,770
公園清掃等	391,042
古紙回収等	218,315
自主生産等	968,884
合計	5,324,011

[かたくり福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
雑誌付録封入等	2,986,564
日用品組立等	2,439,277
箸セット等	633,216
自主生産等	1,215,648
合計	7,274,705

[大泉福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	179,384
チラシ折・封入等	2,204,360
公園清掃等	912,123
自主生産等	2,892,465
合計	6,188,332

[北町福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	4,373,502
公園・アパート等の清掃等	1,170,509
ポスティング等	375,445
自主生産等	1,953,380
合計	7,872,836

●障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）

障害者地域活動支援センターは、主に知的障害のある方に創作や文化的な活動と機能訓練の場のほか、入浴・給食などを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1　成人通所事業

医療的ケアのある重症心身障害者が対象の、日常生活に必要な活動や生活経験を豊かにする活動などを

通して社会生活能力の向上を目指した「重心コース」、より自立的で充実した生活が送れることを目指す、創作活動やレクリエーションを中心とした「デイケアコース」、自立するための基本的な学習の場を提供する「ILコース」の各コースを実施し、個々のニーズや状況に応じた日中活動支援を行っている。

2　中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練･生活訓練）および地域活動支援センター事業を平成25年10月から行っている。

3　講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

4　施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。また、成人を対象に補聴器等の「きこえ」に関する相談も行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕　平成27年度

区　分	延べ人数（人）
相談	134
成人通所事業	1,429
中途障害者通所事業	1,799
施設提供	29,468

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業者等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。

〔施設概要〕

施設名	内　容	定　員
しらゆり荘	グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業	8人 6人（宿泊4人）
大泉つつじ荘	グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業	8人 6人（宿泊4人）

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成27年度末現在、定員は388人である。

●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して平成25年１月に移管･開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して発達に心配のある18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1　相談

発達に心配のある児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2　通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う0歳児超早期支援を行っている。

3　家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取り組みを行う。また障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

〔相談・訓練・施設提供人数〕　平成27年度

区　分	延べ人数（人）
専門相談	5,237
通所訓練	8,433
施設提供	14,646

〔地域支援事業（区民向け講演会）〕

テーマ	実施日	講師	参加延べ人数(人)
発達障害の理解と支援 早期発見から学童期へ	27年 11月14日	児童精神科医 清水　康夫氏	58
発達障害の理解と支援 思春期から青年期へ	28年 1月23日		56

(3) 障害者の就労を促進する

●就労支援体制の強化

練馬区障害者就労促進協会や民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験から雇用へつなぎ、障害者が働き続けることができるよう支援する。

27年度の福祉施設等からの就労者数は、154人であった。

●練馬区障害者就労促進協会

障害者の就労を促進するために平成2年11月に設立され、25年4月に公益財団法人の認定を受けた。

就職を希望する障害者と雇用する企業の調整等の支援を行っている。

1　職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。27年度の対象者は433人、支援の件数は延べ6,175件であった。

2　就労相談事業

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。27年度は延べ1,429件の相談があった。

3　就労支援事業

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。27年度は62人が就職した。

4　障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。

27年度はネットワーク会議を12回、講演会等を3回、企業見学会を3回実施した。このほか、就労している障害者を対象とした余暇支援として、交流会を2回実施した。

5　共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組む。

27年度の受注契約件数は26件、受注金額は3,745,062円であった。

6　普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、就労移行支援事業所等で作製した物品の販売会を行った。また、27年度は就労支援セミナーを3回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所を４か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、北町福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。平成27年度の就労の状況は、貫井福祉工房が10人、北町福祉作業所が１人である。

(4)　障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。平成27年度は延べ35,692人の相談を受けた。

また、従来から保健師を中心として精神疾患が疑われる方や未治療者等に対してアウトリーチ（訪問支援）事業を実施しているが、27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を新たに配置し、支援体制を強化した。

さらにこころの病の理解を広めるため、講演会を開催し啓発活動を行っている。

精神障害者に対しては、障害福祉サービスの提供や医療費の助成による支援も行っている。27年度の実績は以下のとおりである。

1　障害者総合支援法による障害者給付サービス

精神障害者に対し、障害者の自立を支援することを目的に各種のサービス給付を行う。27年度末現在の利用者数は1,140人であった。

2　医療費助成制度

⑴　自立支援医療（精神通院）

精神疾患を理由として通院している方に対する医療費助成制度。27年度末現在の利用者は11,244人であった。

⑵　小児精神病（入院医療）

18歳未満の入院医療を必要とする精神障害者に対する医療費助成制度。27年度の認定件数は7件であった。

3　精神障害者保健福祉手帳

精神障害を持つ方が一定の障害にあることを証明するもの。27年度末現在の所持者数は5,586人であった。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。平成27年度の利用状況は、団体利用が延べ2,936団体、26,753人であった。

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎1階の喫茶コーナー「我夢舎楽（がむしゃら）」は、障害者が地域の人達とのふれあいや、社会参加の場として自ら運営を行っている。平成28年3月にリニューアルオープンし、店内では障害のある方が通所する施設の手づくり品を販売している。27年度の食券の販売枚数は30,148枚であった。



〔我夢舎楽〕
28年3月にリニューアルオープンした店内

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の助成を行っている。

1　練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1 ～ 3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（318疾病）の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

平成27年度末現在の受給者は10,730人である。なお、年齢、所得等の制限がある。

2　東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の方に、月額60,000円を毎月支給している。

なお、年齢、所得等の制限がある。27年度末現在の受給者は551人である。

3　特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

27年度は、特別障害者手当月額26,620円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,480円を年4回に分けて支給した。27年度末現在の受給者は、特別障害者手当697人、障害児福祉手当232人、経過的福祉手当11人である。

4　心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続きを行っている。27年度末現在の加入者は30人である。

5　心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。27年度末現在の対象者は5,403人である。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。平成27年度は、地域活躍者2人、援護功労9人の表彰を行った。

23 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療を東京都が担っている。

1　初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎２階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下１階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児科医療を練馬休日急患診療所で毎日準夜間に提供している。

〔初期救急医療施設〕　平成27年度

施設名	診療日数	受診者数
練馬休日急患診療所	366	10,053
練馬区夜間救急こどもクリニック	366	※4,305
石神井休日急患診療所	123	7,113

注：受診者数の※は練馬休日急患診療所の内数

2　歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には休日診療当番制歯科診療所を区内に2か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕　平成27年度

施設名	診療日数	受診者数
練馬歯科休日急患診療所	71	512
石神井歯科休日急患診療所	72	497
当番制歯科診療所	10	88

※石神井歯科休日急患診療所は、27年度末に運営を終了

3　二次救急医療

東京都は、区内6病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕　平成27年度

施設名	所在地
順天堂練馬病院	高野台3-1-10
練馬光が丘病院	光が丘2-11-1
練馬総合病院	旭丘1-24-1
浩生会スズキ病院	栄町7-1
大泉生協病院	東大泉6-3-3
田中脳神経外科病院	関町南3-9-23
川満外科	東大泉6-34-46

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

地域の歯科診療所では治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）を設置し歯科診療を提供している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕平成27年度

区分	診療日数	治療件数
心身障害者(児)・要介護高齢者歯科診療	101	2,709
摂食・えん下リハビリテーション診療	82	256

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式によって、平成17年7月に順天堂練馬病院が開院した。地域の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

・救急医療、小児医療、災害時医療、がん医療など
・内科、外科、小児科の24時間救急医療
・区内医療機関との連携

また、現在、400床ある病床の利用率は97.5％と高いため、平成30年度を目途に増築棟の建設に着手し、増床を行う。

●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日大練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成24年4月に練馬光が丘病院が開院した。地域の中核的な病院として、主につぎの機能を担って

いる。

・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
・高度で専門的および総合的な医療
・区内医療機関との連携

また、今後の少子高齢化による医療需要の増大と、さらなる機能の拡充に対応するためには、十分な施設規模を確保することが必要なことから、改築を計画している。

●人材の確保～看護職員フェア

看護体制に応じた診療報酬が設けられたことにより、全国的に慢性的な看護師不足の状況が続いている。

区では、看護師の資格を持ちながら病院等に勤務していない潜在看護師を再就業につなげることで区内病院等の看護師不足を改善することを目的に、看護職員フェアを実施している。27年度は2回実施し、来場者104名のうち15名の就業に結び付いた。

(3) 在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。

（高齢者地域包括ケアシステムの詳細は、91ページの第2章「21高齢者地域包括ケアシステムの確立(4)地域での生活を支援するサービス等を拡充」を参照。）

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

区内に災害時の医療救護活動の拠点として10か所の医療救護所を区立小中学校に設置し、傷病者のトリアージ（※）や軽症者への応急処置を行う。一方、重症者等は区内2か所の災害拠点病院や6か所の災害拠点連携医療機関に搬送して治療を受ける。

医療救護所では医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に医療救護活動を行う。

※トリアージ：
災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

●医療救護所の変更と訓練

10か所の医療救護所と災害拠点病院、災害拠点連携医療機関の連携を強化するため、27年7月に医療救護所の設置場所を見直し、近接する医療機関とともに医療救護所訓練を実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘2-40-1
開進第三中学校	桜台3-28-1
貫井中学校	貫井2-14-13
練馬東中学校	春日町2-14-22
光が丘第四中学校	光が丘2-5-1
石神井東中学校	高野台1-8-34
谷原中学校	谷原4-10-5
大泉南小学校	東大泉6-28-1
大泉西中学校	西大泉3-19-27
石神井西中学校	関町南3-10-3

24 健康づくりの推進

【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。（宣言文は裏表紙参照。）

●健康づくり総合計画

区民一人ひとりが、心身ともに健やかに生活でき、健康づくりを後押しする地域の活動が広がっている姿を目指し、平成27年9月に「練馬区健康づくり総合計画」を策定した。計画には、31年度までの5年間に取り組む具体的な事業を示している。

●乳幼児と親の健康づくり

1　妊婦健康診査

妊娠届出をした妊婦に、母子健康手帳、妊婦健康診査受診票、冊子「出産育児情報」等を交付し、妊娠中の健康管理の支援を行っている。

2　乳幼児健康診査

乳幼児（4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳）の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

3　母親（両親）学級・育児学級

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした講習会（母親学級、パパとママの準備教室、育児と離乳食講習会など）を開催している。

4　こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

5　歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、1歳6か月から3歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

〔むし歯のない子の割合〕　平成27年度

区分	むし歯のない子の割合
1歳6か月児健康診査	98.6%
3歳児健康診査	89.4%

6　給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成などの給付・助成事業を行っている。

また、東京都が小児慢性疾患の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

〔区民の保健・衛生の主要指標〕

指標	練馬区 27年実数	練馬区 27年率	練馬区 26年率	練馬区 25年率	東京都 26年率	全国 26年率
出生	6,154	8.7	8.7	8.8	8.5	8.0
死亡	5,685	8.1	7.8	8.0	8.5	10.1
*主要死因 悪性新生物	1,725	245.0	239.8	245.8	259.3	293.5
*主要死因 心疾患	853	121.1	115.5	115.8	130.0	157.0
*主要死因 脳血管疾患	432	61.3	65.2	73.4	72.1	91.1
*主要死因 肺炎	548	77.8	67.9	70.1	74.7	95.4
乳児死亡**	10	1.6	1.3	2.4	1.9	2.1
新生児死亡**	2	0.3	0.2	1.1	0.8	0.9
周産期死亡***	20	3.2	3.2	3.9	3.5	3.7
死産***	130	20.7	20.3	18.2	21.8	22.9
低体重児出生**	529	86.0	85.8	92.2	91.9	－
感染症り患率*　結核	102	14.0	19.9	14.5	18.9	15.4

注：*印の率は人口10万当たり、**印の率は出生千当たり、***印の率は出産千当たり、他は人口千当たり
　　平成27年の数は概数

●保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

1　定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が15.6％、中学生が13.6％である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

2　脊柱側わん症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学5・6年、中学1・3年および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

3　生活習慣病対策

肥満度の高い児童･生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

4　貧血検査

中学1年の希望者を対象に実施している。

〔健康診断における疾病等の状況〕

区分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
在籍者数　（5月1日現在）		人 16,944	人 15,693	人 32,637	人 7,438	人 6,739	人 14,177
受診者数　（注）		16,843	15,626	32,469	7,302	6,637	13,939
栄養状態	栄養不良＊	9	7	16	1	0	1
	肥満傾向＊	244	128	372	120	72	192
脊柱側わん症・脊柱異常＊		72	81	153	56	136	192
胸郭異常＊		17	18	35	24	8	32
裸眼視力	1.0以上	11,185	9,205	20,390	3,090	2,134	5,224
	1.0未満0.7以上	1,932	2,125	4,057	769	679	1,448
	0.7未満0.3以上	1,882	2,068	3,950	1,196	1,086	2,282
	0.3未満	1,373	1,591	2,964	1,403	1,590	2,993
眼鏡・コンタクト着用者		1,147	1,383	2,530	1,163	1,419	2,582
感染性眼疾患		32	1	33	0	0	0
アレルギー性眼疾患		1,298	1,148	2,446	1,122	874	1,996
その他の眼疾患		242	268	510	81	66	147
難聴（小学校1・2・3・5年および中学校1・3年のみ）		41	45	86	9	8	17
耳疾患		1,087	919	2,006	460	280	740
アレルギー性鼻疾患		3,302	2,203	5,505	2,210	1,389	3,599
その他の鼻・副鼻腔疾患		696	393	1,089	87	153	240
口腔咽喉頭疾患		26	21	47	2	5	7
感染性皮膚疾患＊		8	8	16	0	0	0
アレルギー性皮膚疾患＊		918	771	1,689	441	356	797
結核	結核患者	0	0	0	0	0	0
	精密検査対象者	34	41	75	10	4	14
心臓	心臓疾患	108	86	194	58	39	97
	心電図異常（小・中ともに1学年のみ）	59	35	94	53	47	100
尿蛋白検出		33	31	64	49	48	97
尿糖検出		1	4	5	3	4	7
寄生虫卵保有者（小学校1 ～ 3学年のみ）		4	0	4	-	-	-
その他	気管支喘息＊	1,064	710	1,774	444	239	683
	腎臓疾患＊	54	60	114	35	31	66
	その他の疾病・異常＊	215	202	417	141	134	275
歯および口腔の検査	歯科受診者数	16,844	15,618	32,462	7,265	6,602	13,867
	う歯：処置完了者	4,392	3,878	8,270	1,514	1,770	3,284
	う歯：未処置歯のある者	2,869	2,204	5,073	1,006	883	1,889
	歯周疾患	139	85	224	311	152	463
	歯列・咬合の異常	319	354	673	355	311	666
	顎関節の異常	7	6	13	8	3	11
	その他の歯・口腔の疾病および異常	53	41	94	85	31	116
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	333	348	681	474	423	897
	（小学6年生および中学校1年生のみ）う歯による喪失歯数	10	7	17	19	9	28
	（小学6年生および中学校1年生のみ）処置歯数	780	944	1,724	980	1,340	2,320

注：＊印の検査をすべて受診した者（内科検診を受診した者）

〔身体発育状況〕　　平成27年度

学年	男子			女子		
	身長	体重	座高	身長	体重	座高
	cm	kg	cm	cm	kg	cm
小学1年	116.6	21.2	64.7	115.7	20.7	64.3
2年	122.6	23.8	67.6	121.6	23.1	67.1
3年	128.4	26.8	70.3	127.4	29.5	69.9
4年	134.2	29.9	72.6	133.7	29.5	72.7
5年	139.4	33.9	75.1	140.2	33.6	75.8
6年	145.7	38	77.7	146.9	38.5	79.1
中学1年	153.2	43.6	81.8	152.5	43.7	82.5
2年	160	48.1	85.1	155.5	47.1	84.1
3年	165.4	53.3	88.2	156.8	49.8	85.1

〔区内中学校の体力調査〕　　平成27年度

性別	学年	年齢	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)
男	1	12	22.8	23.2	36.6	47.6	66.7	8.6	173.5	16.8
	2	13	27.8	26.7	40.0	51.5	82.9	8.0	188.6	19.1
	3	14	33.1	29.5	44.5	54.4	92.2	7.5	204.4	21.9
女	1	12	21.3	20.8	41.4	44.4	47.7	9.0	159.0	11.0
	2	13	23.3	23.4	43.6	46.0	54.8	8.8	164.2	12.3
	3	14	24.7	24.6	45.5	47.0	57.2	8.7	168.0	13.0

資料：「平成27年度体力調査報告書」（練馬区教育委員会）

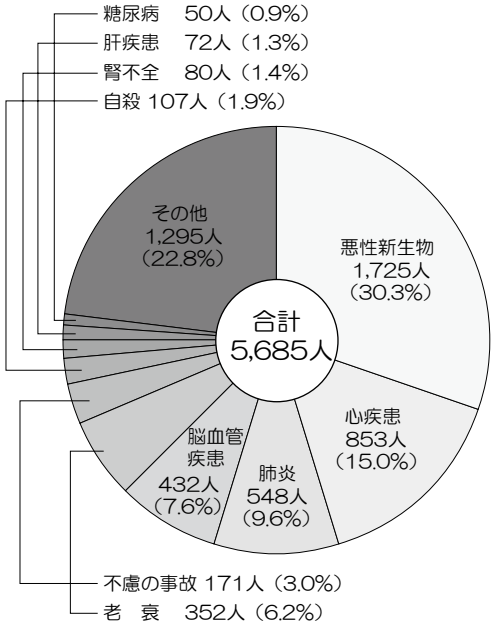
●成人の健康推進

1　健康診査・がん検診等

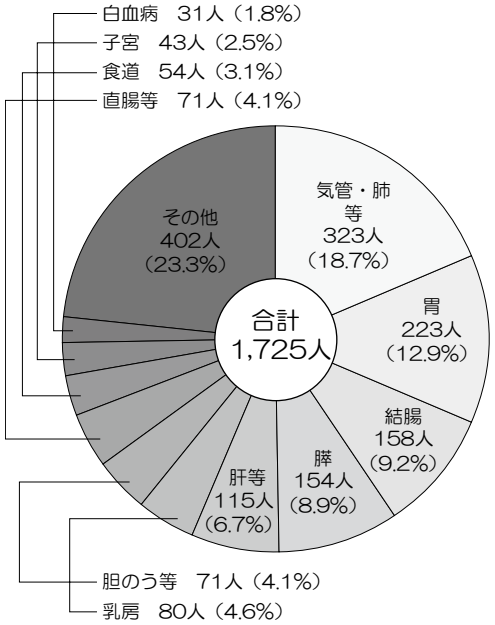
生活習慣病などを予防し、健康を維持するための健康診査、肝炎ウイルス検診、眼科（緑内障等）健康診査および成人歯科健康診査を実施している。

また、がんを早期発見するための各種がん検診も実施している。

〔区民の主要死因別割合〕　　平成27年



〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕平成27年概数



※気管・肺等：気管・気管支および肺
※肝等：肝および肝内胆管
※直腸等：直腸S状結腸移行部および直腸
※胆のう等：胆のうおよびその他の胆道

2　成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心に健康教育を実施している。

平成27年度は新しい取り組みとして、国保特定健診の結果から糖尿病のリスクが高い方に糖尿病予防教室の個別案内を送り、参加を勧奨した。

〔主な健康づくり事業〕　平成27年度

事業	実績（参加数等）
健康手帳発行	44,130部
健康フェスティバル（練馬まつり協賛事業）	延べ11,000人
練馬区健康いきいき体操普及啓発	465人/21回
健康づくりボランティア育成講座	延べ287人/14回
子育て世代向け受動喫煙防止事業（練馬区薬剤師会との協働）	・パンフレット発行 2,400部/年 ・禁煙チャレンジ 22人/年
子育て・仕事で忙しい方のための個人指導型フィットネスプログラム（※）	429人/年
健康づくりのための講習会	515人/8回
生活習慣病予防教室	1,065人/42回
歯周病予防講演会	50人/2回
がん予防講演会	182人/3回
乳がん出張講座（患者会と協働）	683人/32回
骨量測定会	1,089人/20回

※民間スポーツクラブを活用した個人指導型プログラム

〔健康診査・がん検診等〕　平成27年度

健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者および実施場所
健康診査	人	人	
30歳代健診	9,551	6,250	30～39歳の方、健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	46,731	－	練馬区国保の被保険者で40～74歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
75歳健診	3,623	3,512	75歳の方、協力医療機関
後期高齢者健診	41,307	40,321	後期高齢者医療制度の被保険者の方、協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,856	3,737	生活保護受給者等で40歳以上の方、協力医療機関
一般胸部エックス線検査	73,140	24,384	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
肝炎ウイルス検診	11,552	C型　56 B型　55	過去に検診を受けたことのない30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
がん検診			
胃がん検診	24,268	2,574	30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・保健相談所・石神井庁舎
子宮がん検診	19,625	467	20歳以上の方（前年度受診していない女性）、協力医療機関
乳がん検診	17,254	1,513	40歳以上の方（前年度受診していない女性）、医療健診センター・区内協力医療機関
肺がん検診	28,137	812	40歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・区内協力医療機関
大腸がん検診	69,154	5,559	30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
前立腺がん検診	984	69	60・65歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
成人歯科健診	2,814	2,231	30・40・45・50・60・70歳の方、協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	3,363	629	50・55・60・65歳の方、区内協力眼科医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な方の数（精密検査の結果、大半の方はがんではない。）
②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、平成28年5月31日現在において確認している方の数

3　難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。また、難病のうち国の指定難病等と都単独の対象疾病、特殊医療として腎不全と血友病については、東京都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業(吸入・吸引器）の対象となっている。

(2) 食育を推進する環境づくり

●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にあるねりまならではの食育」の推進に取り組んでいる。平成27年度は5回開催し、「食育ボランティアの活動」「健康づくり協力店事業の充実」を検討した。

●食育実践ハンドブックの活用

1　「食育実践ハンドブック27ちゃんとごはん」の作成

生涯にわたる食育として、子どもから大人までが、「健康的な食事を自分でつくって食べる」ことを目的としたハンドブックを作成した。

2　食育キャンペーン

これまでに作成したハンドブック「野菜とれとれ！１日５とれとれ！」「ちょっと昔のねりまの食卓」を活用し、大学祭・農業祭等で食育事業を実施した。

●地域での食育事業

乳幼児から大人までを対象として「旬の野菜たっぷりの健康的な食生活」をテーマに、講習会を実施した。

〔食育実践ハンドブックを活用した講習会〕平成27年度

講習会	回数	参加者(延)
すこやか親子の食事講習会	279回	10,186人
食生活応援講習会	16回	348人
幼稚園での食育講習会	17回	1,820人

●食育ボランティア

1　ねりまの食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するため、講義4回と調理実習1回の計5回の講座を実施している。

2　活動支援

講座修了生を対象に、区の食育事業やボランティア活動の紹介等について情報交換会を開催し、継続した活動支援を行っている。

3　協働事業

子どもたちを対象として、和食のだしを味わい、ご飯とみそ汁、おかず１品の食事を作って食べる体験事業「ちゃんとごはん」を11回開催した。事業の企画から実施に従事した食育ボランティアは延べ45人、子どもの参加は延べ171人だった。

(3)　健康に関する危機管理を行う

●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防)。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する予防接種協力医療機関で通年（高齢者インフルエンザを除く。）個別接種により実施している。

1　定期予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種は、BCG（結核)、ヒブ、小児用肺炎球菌、DPT-IPV（4種混合)、DPT(3種混合)、ポリオ、MR（麻しん風しん混合)、水痘(みずぼうそう)、日本脳炎、DT（2種混合)、HPV（子宮頸がん予防)、高齢者用肺炎球菌および高齢者のインフルエンザである。

ただし、現在、HPV（子宮頸がん予防）は厚生労働省通知に基づき積極的勧奨を差し控えている。

2　任意予防接種の助成

予防接種法に定めのない予防接種について、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

〔任意予防接種の接種費用助成〕

	助成開始時期	対象者	助成費用
おたふくかぜ	25年4月	1歳以上3歳未満の方	3,000円
ＭＲ未接種者対策	24年4月	2歳以上19歳未満で、接種が終了していない方	全額
風しん抗体検査	26年4月	19歳以上の方	全額
先天性風しん症候群対策	25年3月	①妊娠を希望している女性 ②①の同居者 ③妊娠中の女性の同居者	
高齢者用肺炎球菌	24年9月	65歳以上の方	自己負担額 4,000円

3　予防接種サポートシステム

近年の度重なる予防接種制度改正に伴い、予防接種を受けるスケジュールの作成が、被接種者やその保護者にとって大きな負担となり、接種間隔の誤りや接種漏れが生じてしまう可能性がある。

そのため、27年4月より被接種者の生年月日等を入力することによりスケジュールが自動作成される予防接種サポートシステムを導入した。

●感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）に基づき、感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等の対応を行っている。

27年には、中東地域や韓国における「中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）」の流行に伴い、感染者の海外からの入国および二次感染の危惧に対し、防疫体制を構築した。

また、感染症法の一部改正により、27年1月21日、「中東呼吸器症候群」および「鳥インフルエンザ（H7N9）」が二類感染症に、28年2月15日、「ジカウイルス感染症」が四類感染症に追加された。

1　結核

近年の結核り患率は、高齢者では増加傾向にある。27年新登録患者数は102人で、そのうち、感染性のある結核患者30人（うち約70％が70歳以上の高齢者）であった。高齢者の結核対策は重要な課題となっている。

次世代に結核を拡げないために、正しい知識の普及、服薬支援、家族や接触者への健診の実施など結核対策を実施している。

2　五類感染症

五類感染症は、発生情報を収集、分析、結果を公開し、発生・拡大を防止すべき感染症である。区では医師会・教育委員会等への情報提供をしている。

なお、20年1月から、麻しんおよび風しんについて医療機関から保健所への届出が義務化された。風しんについては、26年4月から、定期予防接種の機会がなかった世代に抗体検査および予防接種費用の助成を開始した。

麻しんについては、東京都健康安全研究センターでの確定診断を行い、正確な診断による適切な対策によって麻しん排除を目指している。

〔保健所への届出患者数〕　平成27年度

種　別	疾　病　名	届出患者数
一　類	エボラ出血熱	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0
	痘そう(天然痘)	0
	南米出血熱	0
	ペスト	0
	マールブルグ病	0
	ラッサ熱	0
二　類	急性灰白髄炎（ポリオ）	0
	結核	144
	ＳＡＲＳ(重症急性呼吸器症候群)	0
	ＭＥＲＳ(中東呼吸器症候群)	0
	ジフテリア	0
	鳥インフルエンザ(Ｈ５Ｎ１)	0
	鳥インフルエンザ(Ｈ７Ｎ９)	0
三　類	コレラ	0
	細菌性赤痢	6
	腸管出血性大腸菌感染症	11
	腸チフス	0
	パラチフス	0
四　類	Ｅ型肝炎	1
	レジオネラ症	6
	デング熱	3
五　類	アメーバ赤痢	11
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	劇型溶血性レンサ球菌感染症	1
	後天性免疫不全症候群	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	5
	侵襲性肺炎球菌感染症	14
	水痘（入院例に限る。）	1
	梅毒	12
	風しん	2
	薬剤耐性アシネトバクター感染症	1

注：四・五類感染症は届出のあった疾病のみ掲載している

3　エイズ・性感染症

国内のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者報告数は、ここ数年横ばい状態で推移しているが、一方でエイズ患者数は増加傾向が継続しており、都内では、全報告数の約15％を占めている。

これらは、無症候期の間に感染が拡がっている可能性がある等の問題が指摘されている。また性感染症においては、若年層における発生の割合が高まっており、感染予防および早期発見の取組が重要である。

区では、区内高校での性感染症講演会や大学祭などの機会を通して、若年層へのエイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所で、HIV・梅毒・クラミジア・淋菌の抗体検査（無料・匿名）を実施している。

〔エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数〕平成27年度

区分	件数
エイズ相談	258件
HIV抗体検査	231件
梅毒検査	46件
クラミジア検査	44件

4　新型インフルエンザ

区では、26年6月に「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を整備し、より実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。今後は、事態のレベルに応じた保健医療体制および庁内外を含めた体制整備の充実を図っていく。

(4)　安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、平成27年度は営業者の監視指導を13,036件、食品等の検査を2,148検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度食品衛生監視指導計画を策定している。28年度の計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進委員会議での意見を参考にした。

27年度の区内での食中毒の発生はなかった。

●食品衛生普及啓発活動

平成27年度は、消費者向けの食中毒予防講習会を14回実施し、延べ466人が参加した。そのうち食育の一環として、区内の保育園や小学校の生徒を対象に、紙芝居や手洗い練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」を開催し、167人が参加した。

また、「練馬区食の安全・安心シンポジウム」を10月に開催した。テーマは「食品の農薬－安全・安心のしくみ－」で、86名が参加した。

その他、「ねりま食品衛生だより」（年4回発行）、区ホームページ、ツイッター等を活用して普及啓発活動を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場や日常生活上必要な理・美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

このため区では、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気や細菌などの各種検査を実施している。平成27年度は、716件の監視指導を行うとともに、239施設について各種検査を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

●ペット動物の飼養

「狂犬病予防法」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、犬の正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。平成28年3月現在、区内の犬の登録件数は29,907頭である。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行うとともに、飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動するグループを登録し、去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどにより活動を支援している。28年3月末現在、45団体が登録している。

また、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。27年度は飼い主向けの啓発事業として、11月に「犬のしつけ教室～災害に備えて～」、1月に猫の飼い主を対象にした講演会「災害が起こったら、うちの猫はどうしよう」を実施した。さらに、災害時に避難拠点等でペットの管理等を行う災害時ペット管理ボランティアを登録しており、27年度末現在19名が活動している。

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談および駆除を行っている。

平成27年度はねずみに関して358件、害虫等に関して1,581件の苦情･相談を受け付けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行うと共に、ねずみ駆除講習会を2回行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を5月～11月の期間開設した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

平成27年度には149か所の監視指導を行った。

●薬事衛生

1　薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。平成27年度には836件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

さらに、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

2　毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の

大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。27年度には80件の監視指導を行った。

3　有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。27年度には、46品目（延べ84項目）の試買検査を行った。

●免許申請の取扱

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取扱っている。

平成27年度は942件取扱った。

25 地域福祉の推進

(1) ずっと住みたい　やさしいまちプランの策定

●練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

地域福祉の推進と福祉のまちづくりに総合的・一体的に取り組むため、平成28年3月に、「ずっと住みたいやさしいまちプラン（練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画）」（平成27～31年度）を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画としても位置付けられている。

1　基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

【共感】人々の多様な状況を共感をもって理解し、多様な意見を取組に反映させます。
【協働】区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進します。
【推進】着実に実施することにより継続的に発展させていきます。

2　計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う　だれもが自由に社会参加のできるまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（4施策49事業）で構成されている。

⑴　ともに支え合う地域社会を築く（17事業）
⑵　ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（14事業）
⑶　多様な人の社会参加に対する理解を促進する（12事業）
⑷　福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（6事業）

(2) ともに支え合う地域社会を築く

●平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり

出張所等を地域の見守りの拠点とし、平成27年７月から、つぎの2か所で、練馬区社会福祉協議会と連携して、モデル事業に取り組んでいる。

1　大泉西出張所

地域活動団体などの協力を得て見守り活動への参加のきっかけとなる学習会、まち調査などを実施している。今後はアイディアなどを実際の活動に生かしていく取組を進める。

2　谷原出張所

地域活動団体等への説明を通してつながりづくりを進めている。

●災害時要援護者支援の充実

大地震などの災害が起きたとき、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方（災害時要援護者）について、申請により登録する災害時要援護者名簿を作成し、平常時から関係機関と情報を共有している。

また、名簿に登録されていない方で避難の支援が必要な方についても、比較的被害が大きな地域を優先して、区職員が中心となり安否確認を行う体制を構築している。

さらに、区内の社会福祉施設等を福祉避難所（※）として指定している。平成27年度には、新たに田柄福祉園、都立練馬特別支援学校を指定するとともに、全ての福祉避難所へ無線機を配備した。

※福祉避難所：災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所（27年度末現在　39か所）

●民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて、厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている方や高齢の方などの相談に応じている。

任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に開設した。27年度末現在、8期生34名、9期生40名が在籍している。

●ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

区民、事業者等との協働によるバリアフリー整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供する拠点として開設している。

●福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業

区民主体の創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成やアドバイザー派遣などの支援を実施している。平成27年度は16団体に対して助成を

行った。

なお、28年度からは事業の拡充等を行い、やさしいまちづくり支援事業として実施する。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成27年度は19団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

ＮＰＯ法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、ＮＰＯ法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。

●相談情報ひろば

身近な地域の相談窓口・情報提供場として、また地域の方の交流の場とすることなどを目的として開設している。地域で様々な福祉活動を実施している地域福祉活動団体が、特性を活かして運営しており、区では運営費の一部を助成している。

(3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●小学生ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。平成27年度は2校で実施し、延べ339名が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

だれもが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる地図情報を発信する。そのほか、練馬区民事務所の窓口に通訳者とつながったタブレット端末を設置し、外国人住民の方へ適切なサービスを提供する。

(4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

区と練馬区社会福祉協議会が、高齢や障害のため「福祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、平成17年1月にに開設した。福祉サービスの利用手続きの支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。

また、19年1月に、区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

●社会福祉法人への指導検査

練馬区内のみで事業を行う社会福祉法人の認可・指導検査権限が、平成25年度に都から区へ移譲された。

法人の自立的な経営基盤を確立することや事業運営の透明性を確保するために指導検査を行っている。27年度は17法人に対して指導検査を実施した。また、集団指導を1回実施した。

●苦情対応のための第三者機関の設置

サービスに関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

(5) 練馬区社会福祉協議会との連携

●練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1　活動

公共性の高い組織として以下のような活動をしている。

⑴　ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営
⑵　共同募金への協力
⑶　区の福祉事業の受託

2　理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

平成27年度は、「第4次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、「ずっと住みたい　やさしいまちプラン」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

26 生活の安定に向けた自立支援

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

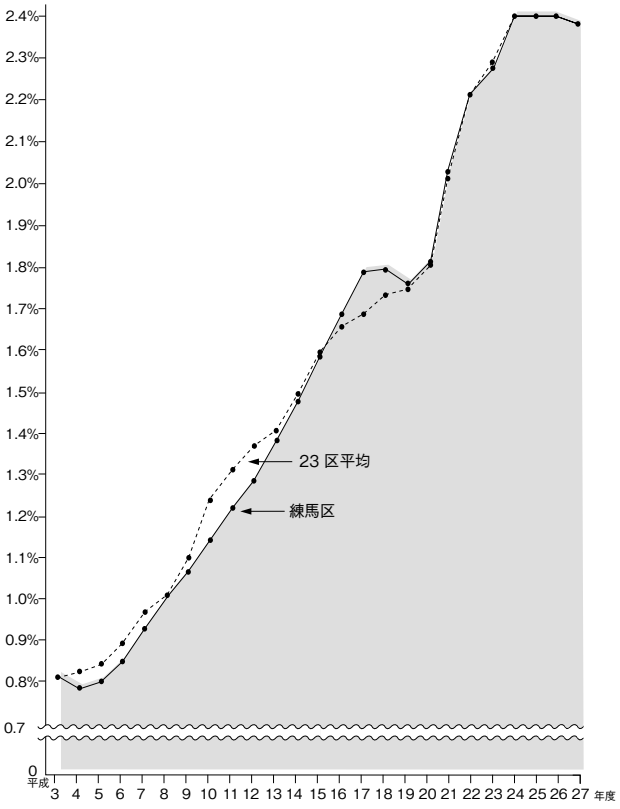
●生活保護

生活保護制度は、憲法第25条に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

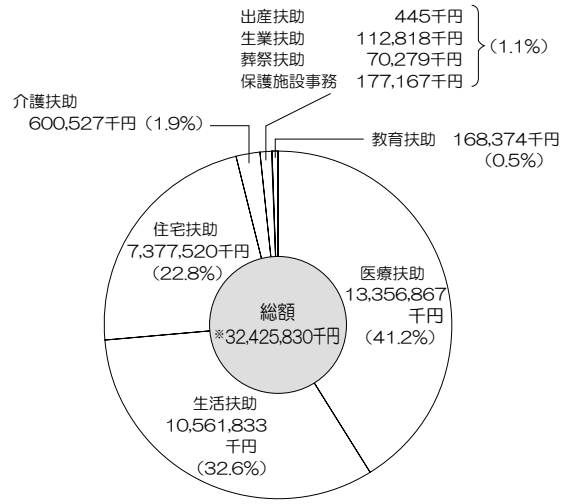
1　生活保護受給状況

受給者は、平成4年度を底に増加し続けており、20年度以降急増した。しかし、近年伸び率は鈍化しており、28年3月の生活保護受給者数は、対前年度同月と比較して、ほぼ横ばいの状況である。（詳細は下記の表「生活保護世帯および人員」のとおり。）

〔保護率（人口に占める割合）の推移〕　平成27年度



〔生活保護費支出状況〕　平成27年度



※生活保護費支出総額は、26年度と比較して1.48%増加している。

2　自立への取組

就労自立・社会生活自立・日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。27年度は7,271人を支援した。

〔実施中のプログラム〕

1　「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
2　就労支援（専門員による取組）プログラム
3　就労サポート事業プログラム
4　精神保健福祉支援　退院促進プログラム
5　精神保健福祉支援　居宅生活支援プログラム
6　高校進学支援プログラム
7　学力向上支援プログラム
8　不登校等子ども支援プログラム
9　多重債務解消支援プログラム
10　ホームレスに対する居宅生活支援プログラム
11　高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

また、26年7月から、保護受給中に就労で得た収入に対して一定割合の額を仮想的に積み立てて、保護脱却時に一括支給する就労自立給付金制度が始まった。27年度は122人に8,547,070円を支給した。

〔生活保護世帯および人員〕　平成27年度

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成23	11,870	16,515	10,562	14,736	10,659	14,967	922	1,263	1,802	1,871	9,269	11,527	＊6,034	＊6,634	＊372	＊372	＊8	＊8
24	12,427	17,115	11,081	15,225	11,236	15,501	901	1,225	2,039	2,119	9,667	11,941	＊6,507	＊6,783	＊398	＊398	＊5	＊5
25	12,566	17,103	11,295	15,331	11,552	15,805	880	1,197	2,199	2,296	9,890	12,080	＊5,962	＊6,442	＊392	＊392	＊9	＊9
26	12,870	17,259	11,477	15,407	11,808	15,914	825	1,132	2,363	2,470	10,253	12,479	＊5,769	＊6,205	＊364	＊364	＊9	＊9
27	13,004	17,095	11,520	15,232	11,885	15,821	726	987	2,232	2,325	10,432	12,694	＊5,912	＊6,409	＊389	＊389	＊10	＊10

注：＊は、年間累計数値

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。

平成27年度の実績は98,087,601円であった。

〔支給内容〕

入浴証、児童・生徒への学童服・運動着購入費および中学校卒業者就職支援金､家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的困窮者に対し、自立相談支援事業を中心に支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とした事業である。「生活サポートセンター」が相談窓口である。

27年度の新規利用者数は663人であった。この他の事業として、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、子どもに対し学習の援助を行う事業を実施している。

●戦争犠牲者の援助

1　戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成27年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は1,060件であった。

2　原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に､見舞金を支給している。27年度は、1人当たり12,500円を356人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1　支援給付

一定の要件を満たした「特定中国残留邦人等」を対象に、実施している。平成28年3月現在、受給世帯数は58世帯、受給人員は93人であった。

2　配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も特定配偶者が安定した生活を送るために支援給付に加えて26年10月から支給している。28年3月現在、対象者はいない。

3　地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1　応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

〔応急小口資金貸付け状況〕　平成27年版

年度	件数	金額（千円）
25	242	33,416
26	238	33,322
27	207	29,530

2　高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸付けている。

〔高等学校進学準備資金〕　平成27年版

年度	件数	金額（千円）
25	8	418
26	6	318
27	10	555

3　入院資金の貸付け

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。平成27年度は48件、526万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1　母子および父子福祉資金の貸付け

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付けを行っている。平成27年度は643件、3億6,343万円の貸付けを行った。

2　女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11種類の福祉資金の貸付けを行っている。27年度は27件、2,086万円の貸付けを行った。

3　入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。27年度は34件の利用があった。

第３章

安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

30-1 良好な地域環境を作る …… 122
30-2 地域特性を活かした
まちづくりの推進…… 126
31 鉄道・道路など
都市インフラの整備… 130
32 災害に強い安全なまちづくり… 137
33 地域防災力の向上 …… 141
34 安全・安心な地域づくり …… 145
35 地域生活を支える
駅周辺のまちづくり… 147
36 自立分散型エネルギー社会の
構築…… 149
37 リサイクルの推進と
ごみの発生抑制…… 153
38 住まいの支援 …… 158



5月23日
練馬区・第十消防方面合同総合水防訓練
～土のう積み訓練の様子



9月13日　防災フェスタ
～消火訓練に参加する子どもたち

30-1　良好な地域環境を作る

【関連文書：「ねりまのかんきょう」環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの実施の際には、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きである。

区が関係地域になった事業は、平成27年度末現在18件である。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

〔大気汚染物質に関する環境基準〕

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98％に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ1時間値が0.20mg/㎥以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

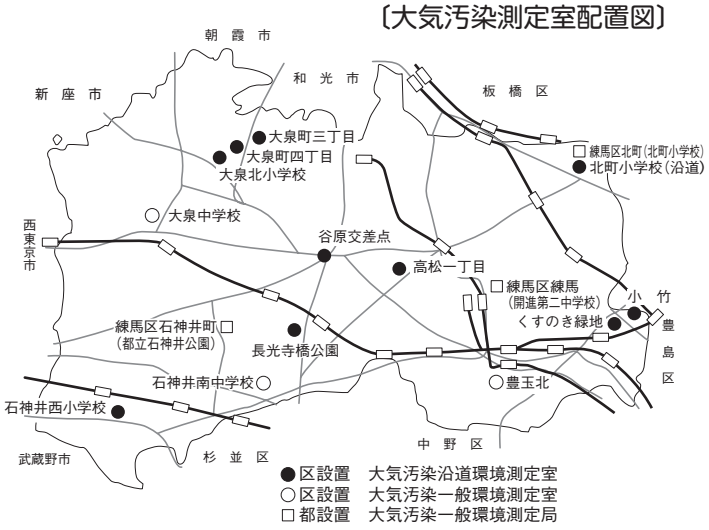
注：①二酸化窒素と浮遊粒子状物質については一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。
②環境基準　環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

〔大気汚染測定結果（区測定）〕　平成27年度

項目 / 測定室	二酸化窒素（NO₂） 年度平均値 ppm	二酸化窒素（NO₂） 日平均値の98％値 ppm	二酸化窒素（NO₂） 適否	光化学オキシダント（Ox） 年度平均値 ppm	光化学オキシダント（Ox） 最高1時間値の値 ppm	光化学オキシダント（Ox） 適否	浮遊粒子状物質（SPM） 年度平均値 ㎎/㎥	浮遊粒子状物質（SPM） 日平均値の2％除外値 ㎎/㎥	浮遊粒子状物質（SPM） 適否
豊玉北	0.017	0.038	○	0.035	0.186	×	0.019	0.045	○
石神井南中	0.016	0.036	○	0.032	0.180	×	－	－	－
大泉中	0.017	0.040	○	0.031	0.184	×	－	－	－
北町小	0.027	0.048	○	－	－	－	－	－	－
くすのき緑地	0.027	0.048	○	－	－	－	－	－	－
石神井西小	0.023	0.041	○	－	－	－	－	－	－
長光寺橋公園	0.024	0.042	○	－	－	－	0.020	0.048	○
谷原交差点	0.024	0.043	○	－	－	－	0.022	0.055	○
大泉北小	0.018	0.038	○	－	－	－	－	－	－
小竹	0.020	0.043	○	－	－	－	0.020	0.045	○
高松一丁目	0.019	0.040	○	－	－	－	0.019	0.047	○
大泉町三丁目	0.020	0.038	○	－	－	－	－	－	－
大泉町四丁目	0.022	0.040	○	－	－	－	－	－	－

注：①適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。
②「日平均値の98%値」および「日平均値の2%除外値」については左の表の「長期的評価の方法」を参照のこと。
③光化学オキシダントの年度平均値は、昼間（午前6時から午後9時まで）の15時間の平均値である。

〔大気汚染測定室配置図〕



1　大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。平成27年度の各汚染物質の状況はつぎのとおりである。

⑴　二酸化窒素（NO_2）年平均値（一般環境・沿道環境）

年度平均値では、くすのき緑地測定室と大泉町四丁目測定室を除いて減少傾向を示している。27年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

〔一般環境〕　（単位：ppm）

測定室＼年度	23	24	25	26	27
豊玉北	0.020	0.018	0.018	0.017	0.017
石神井南中	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016
大泉中	0.019	0.018	0.018	0.018	0.017

〔沿道環境〕　（単位：ppm）

測定室＼年度	23	24	25	26	27
北町小	0.033	0.031	0.025	0.028	0.027
くすのき緑地	0.030	0.028	0.028	0.026	0.027
石神井西小	0.026	0.025	0.024	0.023	0.023
長光寺橋公園	0.028	0.026	0.027	0.025	0.024
谷原交差点	0.028	0.026	0.026	0.025	0.024
大泉北小	0.020	0.017	0.018	0.018	0.018
小竹	0.023	0.022	0.022	0.021	0.020
高松一丁目	0.022	0.020	0.020	0.020	0.019
大泉町三丁目	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020
大泉町四丁目	0.024	0.023	0.022	0.021	0.022
沿道平均	0.026	0.024	0.023	0.023	0.022

⑵　光化学オキシダント（Ox）年度平均値

環境基準は達成していない。

〔光化学オキシダント（Ox）〕　（単位：ppm）

測定室＼年度	23	24	25	26	27
豊玉北	0.030	0.033	0.034	0.034	0.035
石神井南中	0.029	0.030	0.028	0.032	0.032
大泉中	0.025	0.028	0.029	0.033	0.031

⑶　浮遊粒子状物質（SPM）年度平均値

27年度における各測定点の年度平均値については、減少となったものが4か所、同値が1か所であった。環境基準については、全か所とも達成した。

〔浮遊粒子状物質（SPM）〕　（単位：mg/㎥）

測定室＼年度	23	24	25	26	27
豊玉北	0.021	0.019	0.021	0.021	0.019
小竹	0.020	0.018	0.020	0.021	0.020
長光寺橋公園	0.023	0.021	0.024	0.022	0.020
谷原交差点	0.021	0.021	0.026	0.022	0.022
高松一丁目	0.022	0.022	0.023	0.021	0.019

2　光化学スモッグ

27年度の注意報の発令日数は11日で、26年度の3日より増加した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3　ダイオキシン類環境調査

区では、27年度も区内3か所で年4回（5･8･11･2月）大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

4　アスベスト環境調査

区では、27年度も区内4か所で年4回（5･8･11･2月）大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.36本/L（総繊維数濃度）であった。

●アスベスト飛散防止

1　練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を施行し、大気汚染防止法対象外の成形板を含むアスベスト含有建材の除去等を伴う解体等工事について、区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

26年には大気汚染防止法が改正され、解体等工事発注者の責任の明確化等が図られたことを受け、区条例も同様の改正を行った。

2　事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。

27年度は、ガソリンスタンド等66事業所から使用量等の報告があった。

3　事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

東京都環境確保条例により、有害物質による土壌汚染を防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

⑴　対象となる事業所

指定された26物質（揮発性有機化合物、重金属、農薬等）の取扱い履歴のある事業所

⑵　対象となる状況

①　事業場の廃止または建物を除却する場合

②　3,000㎡以上の土地を改変する場合（都所管）

27年度は3事業所から区へ調査結果の報告があった。

また、調査の結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を講じなければならない。27年度は、2事業所から汚染拡散防止計画書の届出があり、2事業所から汚染拡散防止措置完了届出書の提出があった。

●放射線量の測定

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月より区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。

27年度の測定結果は0.029 ～ 0.082マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。

平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川はC類型、白子川はD類型に格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられた。水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1　河川等水質調査

河川や池の水質調査を年4回実施している。

調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、降雨や河川改修工事の影響による参考値を除いて環境基準を満たしている。人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）も環境基準値を下回るか不検出となっている。

2　水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウを始めアブラハヤなどの魚類や水生植物が確認された。一方、特定外来生物の生息も確認されており、今後とも状況を見ていく必要がある。

なお、区内の河川で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

公害問題の解決に向けた取組として、公害を未然に防ぐための環境教育の実施等が必要である。

特に、騒音や振動、悪臭等の解決については、一人ひとりが地域社会の中で、お互いの生活を尊重し、思いやりを持った行動をとることが望まれる。区は、騒音計・振動計の貸出やパンフレットの配布、苦情相談への対応を行っている。

また、公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音実態調査を実施している。平成27年度は18件実施した。

さらに、深夜営業の飲食店に対しては、練馬、石神井、光が丘警察署が実施する招致指導の場を借りて、騒音苦情の抑制に資する講習会を実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕　　平成 27 年度

種別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計(件)	合計(%)
ば い 煙	0	2	1	19	22	9.5%
粉 じ ん	3	0	18	3	24	10.4%
アスベスト	0	0	7	0	7	3.0%
有害ガス	0	0	0	0	0	0.0%
悪 臭	0	1	1	13	15	6.5%
汚 水	0	0	0	1	1	0.4%
騒 音	3	1	69	47	120	51.7%
振 動	2	2	35	4	43	18.5%
そ の 他	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	8	6	131	87	232	100.0%

（注）２項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに１件として表示

(3) まちの美化を進める

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、適正管理の依頼通知を送付し、あき地の自主管理をお願いしている。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去を行っている。

●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を平成9年3月に制定した。その後、歩行喫煙の防止を強化するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定し、22年4月から施行した。

両条例では、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むことを定めている。こうした目的を達成するために、以下のような取組を行っている。

1　まち美化意識の啓発

27年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

(1)　区内一斉清掃（5月31日・11月29日）

(2)　歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内3駅にて実施）

2　美化活動の推進

(1)　環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。（27年度38団体　48,153世帯）

(2)　環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（27年度町会・自治会79団体　63,737世帯、ボランティア団体57団体　15,418人）

(3)　ボランティア駅前清掃

駅前における自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（27年度15駅　34団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3　条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1)　マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を巡回し、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2)　路面表示シートの貼付

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付している。

(3)　喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に喫煙所を3か所に設置した。さらに、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。

27年度末現在、練馬駅3か所、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅、小竹向原駅に喫煙所を設置している。

4　歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6％だったものが、27年度には0.2％にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の集計値）

5　ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬･大泉学園･石神井公園･光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査開始当初は、4駅の吸殻本数の合計は500本前後であった。27年度は197本となっている。

6　落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（27年度は19件、23か所、延べ112.31㎡）を行っている。

30-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する

都市計画マスタープランは、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を上位計画とするまちづくり分野の計画であり、次の2つの性格を持つ。

① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針
② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から10年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、平成27年12月に計画を改定した。

都市計画マスタープランで示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現化を図る。

●地域地区制度

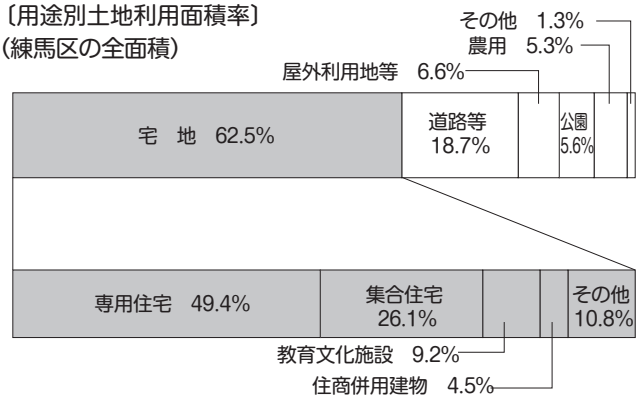
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、27年11月現在664地区、187.1haである。

〔用途別土地利用面積率〕
(練馬区の全面積)



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。
資料：平成23年度土地利用現況調査

〔練馬区用途地域等の面積〕 平成27年度末現在

地域地区	面積	比率
	ha	%
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,801.5	58.2
第1種中高層住居専用地域	823.6	17.1
第1種住居地域	512.0	10.6
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.8	6.2
商業地域	92.4	1.9
準工業地域	142.3	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.00	100.0
高度地区		
第1種	2,597.2	53.9
17m第1種	24.0	0.5
第2種	204.3	4.2
17m第2種	394.9	8.2
20m第2種	928.2	19.3
25m第2種	50.2	1.0
30m第2種	90.1	1.9
17m第3種	38.5	0.8
20m第3種	0.2	0.0
①25m第3種	151.1	3.1
②30m第3種	206.9	4.3
③35m第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	95.7	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.7)	(1.2)
計	4,816.00	100.0
防火地域		
防火地域	595.8	12.4
準防火地域	4,144.5	86.1
指定なし	75.7	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.9	2.8

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく制度である。

具体的には、まちづくりの目標・方針や、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の「建築物に関する事項」）などを定め、個々の建築や開発を行うときに規制・誘導を行い、目指すべ

きまちの実現を図っていくものである。

平成28年3月に放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画を決定し、27年度末現在、33地区において地区計画を決定している。

●練馬区風致地区条例に基づく事務

風致地区内での建築、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。

平成27年度は、2,260件の問合せがあり、179件の事前相談を受け、232件の許可書を交付した。

●優良宅地、優良住宅の認定審査

優良な土地または住宅の供給を目的として土地を造成または、住宅の建築をした場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等の優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、練馬区まちづくり条例を定め、平成18年4月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、練馬区まちづくり条例では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社内に練馬まちづくりセンターが開設された。(128ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照。)

●練馬区まちづくり条例に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

〔開発調整に関する届出件数〕　平成27年度

区分	対象	件数
大規模建築物	①延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物	7
	②床面積1,000㎡以上の集客施設	1
	③床面積500㎡以上の深夜営業集客施設	0
	④床面積1,000㎡以上の葬祭場	0
特定用途建築物	①床面積500㎡以上1,000㎡未満の集客施設	3
	②床面積1,000㎡未満の葬祭場	0
	③専用床面積30㎡未満のワンルーム住戸が20戸以上	12
宅地開発事業	①開発面積3,000㎡以上の宅地開発事業	14
	②開発面積500㎡以上3,000㎡未満の宅地開発事業	173
墓地等	①墓地	0
	②納骨堂	1
	③火葬場	0
自動車駐車場等	①床面積300㎡以上の自動車駐車場	0
	②開発面積300㎡以上の自動車駐車場	20
	③開発面積300㎡以上の材料置場	0
	④開発面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	0
	⑤ペット火葬施設等	0
計		231

また、上記宅地開発事業のうち、都市計画法に基づく開発許可（500㎡以上）件数89件、練馬区まちづくり条例に基づく協定締結（500㎡以上）件数は48件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

〔予防・調整条例の取扱状況〕　平成27年度

項目			件数
中高層建築物対象件数			664
あっせん	取扱件数		3
	結果	解決	0
		打切	3
		計画取止め	0
		次年度へ繰越	0
	あっせん回数		5
調停	取扱件数		1
	結果	解決	0
		打切	1
		次年度へ繰越	0
	委員会開催回数		9

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

〔建築協定の状況〕　平成28年4月1日現在

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 (平成24年2月更新)	10年	160人
コスモアベニュー練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

●練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備

すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を進めている。

この条例は、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅などで着実なバリアフリー整備を促進するため、バリアフリー法で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、事前協議の義務化、整備状況の公表、区立施設建築時の区民の意見聴取を定め、区民、事業者、区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

〔公共的建築物の手続き〕

年度	25	26	27
事前協議受付	178件	183件	166件
公表	27件	74件	43件

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

練馬区環境まちづくり公社は、平成24年4月に、前身である財団法人練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では練馬区まちづくり条例の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンターを開設し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

また、元年度から受託しているタウンサイクルおよび4年度から受託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17年度から受託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、22年11月に開設された資源循環センターの管理運営や22年5月に設立された練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を行っている。

27年度からは、区内の一部の地域の可燃ごみ・不燃ごみの収集業務を行っている。

27年度の事業内容はつぎのとおりである。

1　練馬まちづくりセンターの運営

⑴　まちづくり情報誌「こもれび」の発行、ホームページによる情報発信
⑵　まちづくり講座、スキルアップ講座の開催
⑶　まちづくり活動に対する助成事業、打合せスペースの提供、情報コーナーの設置
⑷　まちづくりに関する相談事業、専門家派遣、地区まちづくり支援、ユニバーサルデザインに関する相談事業
⑸　区の住民参加型協働事業に対する支援
⑹　景観まちづくりに関する取組
⑺　みどりに関する取組
⑻　まちづくりの推進を図るための調査・研究

2　自転車関係事業の状況

タウンサイクル等の27年度末現在の状況は以下のとおりとなっている。

⑴　ねりまタウンサイクル　7か所
⑵　有料自転車駐車場　67か所
⑶　無料自転車駐車場　5か所
⑷　公社立自転車駐車場　3か所

3　放置自転車対策事業

放置自転車の撤去、搬送、保管および返還、駅周辺の案内誘導、自転車問い合わせセンターの運営、買物

自転車対策および駅周辺自動車対策地域協議会の設立・活動支援等業務を行っている。

4　資源循環推進事業

(1)　粗大ごみの収集、再利用（家具、金属、ふとん）
(2)　容器包装プラスチックの回収
(3)　可燃ごみ・不燃ごみの収集
(4)　集団回収支援事業
(5)　廃食用油精製事業（バイオディーゼル燃料の精製）
(6)　練馬区資源循環センターの管理運営
(7)　資源循環推進事業の普及啓発

5　地球温暖化対策事業

(1)　練馬区地球温暖化対策地域協議会の運営
(2)　地球温暖化対策に関するイベントの運営支援等
(3)　ホームページやメールマガジンによる情報発信

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区は、地域特性に応じた景観施策を展開するため、景観法に基づき、平成23年３月に「練馬区景観条例」を制定し、景観行政を司る景観行政団体になった。

同年８月には景観行政の基本的な考え方である練馬区景観計画を策定し「ねりま」らしさが際立つような景観まちづくりを進めている。

●景観形成支援事業

区は、練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」として指定し、その協力を得て、区独自の景観まちづくりを進めている。

地域の人々に親しまれる「とっておきの風景」を選定する「地域景観資源制度」では、現在897件を登録している。また、選定された資源を周知するため、登録プレートを作成し、順次各登録場所に掲示している。

また、近隣の区民同士で連携し良好な景観を創出するためのルールづくりを行う「まちなみ協定制度」では、現在５件を認定している。



〔「とっておきの風景」登録プレート〕

●景観に関する届出

一定規模以上の建築等行為を行う場合は、事業者は景観法に基づき、区への届出が必要となるが、区は届出対象行為別に、市街地の景観特性に応じた基準を定めることで、良好な景観形成を誘導している。

平成27年度の届出・通知件数は以下のとおりとなっている。

(1)　建築物の建築等　　223件
(2)　工作物等の建設等　　6件
(3)　開発行為　　34件



〔地域景観資源登録制度　パンフレット〕



〔景観まちなみ協定制度　パンフレット〕

31 鉄道・道路など都市インフラの整備

(1) 公共交通を充実する

●区内交通の現状と都市交通マスタープラン

区内の交通基盤は、着実に整備されつつあり、区民生活の利便性が向上するとともに、交通渋滞の緩和や安全性の確保などが図られてきた。

しかし、公共交通の不便な地域が依然として存在している。また、道路の整備率は、都市計画道路で約5割、生活幹線道路で約3割にとどまり自動車交通の円滑化が図られていないことなど、解決すべき問題が数多く残されている。

さらに、高齢者の増加により円滑な移動手段の確保が求められ、地球温暖化などの環境問題の高まりから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立が求められるなど、交通をとりまく状況は大きく変化しつつある。

このような背景の下、だれもが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、平成20年3月に練馬区都市交通マスタープランを策定し、様々な交通問題の解決に取り組んでいる。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などのために計画された路線である。

この路線は、放射部と環状部からなっている。平成12年12月には現行の営業区間が全線（汐留駅は14年11月開業）開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘～大泉学園町間の延伸については、練馬区北西部の利便性を大きく改善し、都心部の中核拠点等との鉄道ネットワークの強化が期待される。この区間については、27年7月に都が策定した「広域交通ネットワーク計画」において、整備について優先的に検討すべき路線（都内5路線）に選ばれた。また、28年4月に国の諮問機関である交通政策審議会が示した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」の中で、鉄道ネットワークの充実に資する24のプロジェクトのうち、進めるべき6つのプロジェクトの一つとして評価された。

このように、国と都から整備に向けた明確な位置づけを得ている。

区は大江戸線延伸の早期実現のため、導入空間となる都市計画道路補助230号線の沿道まちづくりなどの環境整備等について東京都と協議を進めている。23年4月には「大江戸線延伸推進基金」を設置し、積立てを行っている。

延伸実現に向けた機運を高めるために、区議会、地域住民と共に「大江戸線延伸促進期成同盟」を設立し、延伸促進大会を開催するとともに、国や都に早期事業化を図るよう要請活動等を実施している。加えて、新座市等で構成された「都市高速鉄道12号線延伸促進協議会」に加盟し、要請活動に参加している。

●西武池袋線

踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、西武池袋線の高架化に取り組んでいる。あわせて、複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められてきた。

昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成6年12月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了した。

一方、練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手し、27年1月には高架化が完了した。その結果9か所の踏切がなくなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

●西武新宿線

区の南西部を東西方向に走る鉄道である。区内の上石神井と武蔵関の2駅のほかに、上井草、東伏見両駅も近接していることから、多くの区民が利用している。

この路線は、区内の全区間で線路が地表を走っており、南北を横断する道路については、すべて踏切での平面交差となっている。このため、特に朝夕のラッシュ時間帯を中心に交通渋滞が発生している。

都は、踏切対策基本方針の中で鉄道立体化の検討対象区間としていた井荻～東伏見駅付近を、平成20年6月に連続立体交差事業の事業候補区間として位置づけた。区では各駅周辺のまちづくりに取り組んでいるほか、27年1月に、区民、区議会、区が一体となって「西武新宿線立体化促進協議会」を設立し、早期に鉄道立

体化を図るよう都へ要請活動を行っている。このような中、都は、28年３月に井荻駅～東伏見駅間を新規に着工を準備する区間として位置付け、今後、構造形式や施工方法等の事業化に向けた検討を進めていく。

〔平成27年度　各駅の1日平均乗降客数〕（単位：人）

駅　名	乗　車	降　車	総　数
西武池袋線			
江古田	16,186	16,210	32,396
桜台	7,089	7,043	14,132
練馬	62,119	63,359	125,478
中村橋	19,643	19,513	39,156
富士見台	13,353	13,117	26,470
練馬高野台	13,454	13,237	26,691
石神井公園	38,879	38,814	77,693
大泉学園	42,871	42,726	85,597
保谷	30,086	29,972	60,058
西武豊島線			
豊島園	6,908	6,829	13,737
西武新宿線			
上井草	10,224	10,276	20,500
上石神井	21,720	21,649	43,369
武蔵関	14,966	14,593	29,559
東伏見	12,345	12,252	24,597
東武東上線			
東武練馬	29,982	29,928	59,910
下赤塚	8,285	8,565	16,850
成増	29,116	29,310	58,426
東京メトロ有楽町線			
小竹向原	47,213	44,613	91,826
氷川台	19,459	19,263	38,722
平和台	20,877	20,893	41,770
地下鉄赤塚	17,981	17,692	35,673
地下鉄成増	24,489	24,765	49,254
東京メトロ副都心線			
小竹向原	38,891	36,161	75,052
西武有楽町線			
小竹向原	61,008	66,506	127,514
新桜台	4,290	4,061	8,351
都営大江戸線			
新江古田	12,885	12,687	25,572
練馬	38,356	38,519	76,875
豊島園	5,671	5,615	11,286
練馬春日町	10,481	10,411	20,892
光が丘	30,060	30,047	60,107

(注)小竹向原駅：
①西武鉄道・直通連絡客を含む。②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。
資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

●東武東上線

川越街道と平行し、練馬区と板橋区の境界付近を走る鉄道である。区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚、成増の３駅については練馬区と近接していることから区民の利用も多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●地下鉄有楽町線・副都心線

区内最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋駅～営団成増駅（現地下鉄成増駅）間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通が飛躍的に便利になった。

また、平成6年12月に西武有楽町線が練馬駅まで開通したことにより、10年３月に西武池袋線との相互直通運転も実現し、利便性の向上や西武池袋線の混雑緩和にも大きく寄与した。

20年6月には、小竹向原駅から池袋駅を経由し渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25年3月には、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現された。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的として、平成12年5月に、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」が施行された。これを受け、区では、区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、14年1月に「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」、18年7月に「江古田駅鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」を制定し、区内5駅で事業者が行うエレベーター等の整備に対し、その経費の一部を補助してきた。

23年8月には区内21駅全てにバリアフリールートが確保された。

区では更なるバリアフリー化を促進するため、引き続き事業者へ働きかけている。

●エイトライナー

区内の鉄道網は、山手線から放射方向に伸びる鉄道は整備されているが、環状方向に延びる鉄道は整備されておらず、その移動は主にバス交通にゆだねられている。

区は、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて関係区とともに研究を始め、平成5年10月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。「エイトライナー構想」の実現により、①環状方向の移動時間が短縮される、②沿線拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港への交通が便利になる、などの効果が期待

される。

6年5月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、北区とエイトライナー促進協議会を設置し、環状7号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会と連携して、メトロセブンとエイトライナーをつなぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた調査・研究を行っている。

なお、「区部周辺部環状公共交通」は、28年4月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の中で、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置付けられた。

●バス交通

区内を東西に通過している西武池袋線・新宿線、東武東上線は、各鉄道路線の南北の間隔が広い。そのため、これら路線の各駅をつなぎ、区民の日常生活の「足」となっているのがバス交通である。

区内には、西武・国際興業・関東・京王・都営の計5社、約150系統が運行している。

しかし、バスの運行が不可能な狭い道路も多いことなどから、バス路線が少ない地域や1日の運行回数が少ない路線もある。

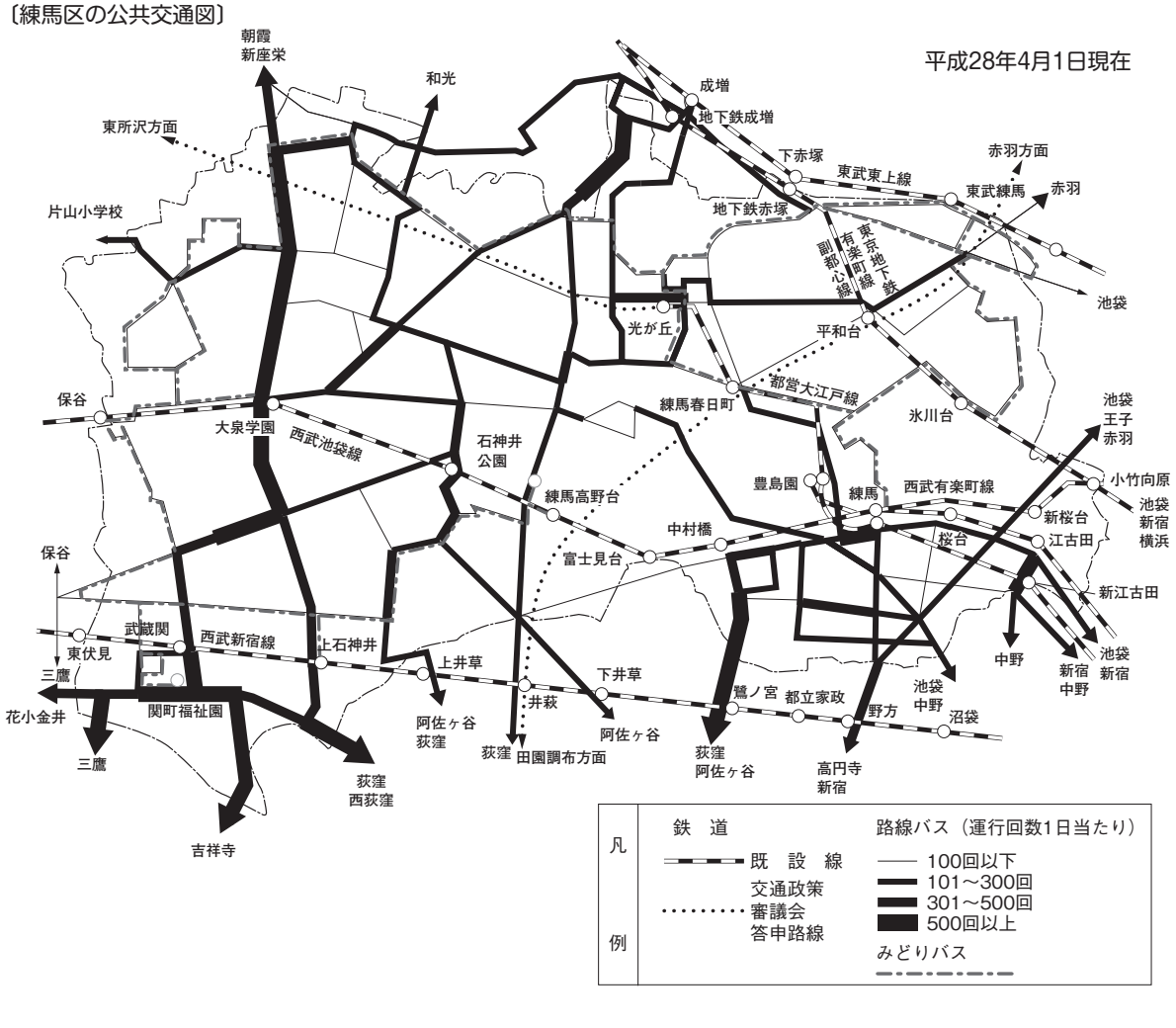
こうしたことから、区は、鉄道駅から800m以上、かつ30分に1便以上運行しているバス停から300m以上離れ、公共交通を利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、「公共交通空白地域改善計画」に基づき、既存の路線バスの再編や新規導入などに取り組んでいる。

また、同計画に基づき、路線バスを補完するコミュニティバスとして、「みどりバス」6ルートを運行している。

〔みどりバスの運行ルート〕

ルート	運行開始	路線（※は循環）	主な経由地
保谷	平成3年8月	保谷駅南口～光が丘駅	練馬光が丘病院
北町	15年3月	光が丘駅 ～東武練馬駅入口（※）	練馬光が丘病院
関町	17年7月	関町福祉園 ～順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 上石神井駅 練馬高野台駅
氷川台	17年7月	練馬光が丘病院 ～東武練馬駅入口（※）	光が丘駅 練馬春日町駅東 練馬駅 氷川台駅
大泉	20年1月	大泉学園駅 ～大泉学園町五丁目 （※）	
南大泉	23年12月	保谷駅入口 ～関町福祉園	武蔵関駅南口

〔練馬区の公共交通図〕



(2) 道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する

●区内の道路事情

道路はそれぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

区内の道路状況は、自動車専用道路である関越自動車道、東京外かく環状道路（大泉ジャンクション以北）を始めとして、骨格となる幹線道路として国道の放射8号線（川越街道）、都道の放射7号線（目白通り）、放射6号線（青梅街道）、環状7・8号線、補助的な幹線道路として補助76号線（新青梅街道）、補助229号線（千川通り）、補助134号線（笹目通り）などがある。

骨格幹線道路については比較的整備が進捗している一方で、区西部地域の都市計画道路の整備率は約3割であるなど、さらなる整備が必要となっている。

また、生活道路としての役割を果たす区道については、かつての街道や農道からなる狭く曲がったものが多く、道路幅員も4.5m未満のものが道路総延長の41.3%と半分近くを占めている。

●都市計画道路の整備状況

平成28年3月31日現在、区内の都市計画道路は37路線あり、延長は108.4kmである（都市高速道路および付属街路を除く。）。整備状況は、事業完了が54.6km（50.3%）、事業中が10.7km（9.8%）、未完了は43.2km（39.8%）である。

28年3月末、都と特別区および26市2町は、28年度～37年度の10年間で優先的に整備すべき路線を示した「第四次事業化計画」を公表した。区内においては、11路線（20区間）、延長18.5kmを指定しており、都と連携し、着実に事業を進める。

〔整備中の主な都市計画道路〕　平成28年4月1日現在

路線名	事　業　状　況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目 2,000m用地取得中、一部工事中
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目 1,330m用地取得中、一部工事中
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目 1,970m用地取得中
補助172号線	早宮三丁目～早宮四丁目 390m用地取得中
補助229号線	関町南一丁目～上石神井一丁目 430m用地取得中、一部工事中
補助230号線	大泉町三丁目～大泉町二丁目 850m用地取得中、一部工事中 大泉学園町七丁目～大泉町三丁目 1,250m用地取得中
補助233号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目 500m用地取得中
外郭環状線の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目 1,000m用地取得中
補助132号線	石神井町三丁目～石神井町一丁目 415m用地取得中、一部工事中
補助232号線	石神井町一丁目～石神井町三丁目 155m工事中
補助235号線	北町五丁目～北町七丁目各地内 182m工事中

〔自動車保有台数の推移〕（単位：台）　各年3月31日現在

年次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原付
26年	165,677	46,619	31,826
27年	163,220	47,148	30,550
28年	162,113	47,231	29,312

資料：練馬自動車検査登録事務所、区民部税務課

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越道までについて供用中である。それ以南の関越道～東名高速の区間については、平成19年4月に高架方式から地下方式へ都市計画の変更決定が行われ、21年5月に事業化した。区では、抜本的な交通状況の改善などのために、事業者である国等に対して、早期完成に向けた働きかけを行っている。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備にあわせ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

1　大江戸線延伸地域

都営大江戸線の導入空間となる都市計画道路補助230号線は、土支田中央区画整理事業を除き都が整備を進めており、これまでに、笹目通りから土支田通りの区間において交通開放されている。補助230号線の沿道地域では、延伸を見据えたまちづくりを進めており、新駅予定地周辺では、都市生活を支えるサービス施設の立地を促進し、良質な都市環境に資するまちづくりの具体化に向け取り組んでいる。

現在、土支田中央区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）を進め、土支田・高松地区地区計画の都市計画決定（19年4月）、土支田中央地区地区計画の都市計画決定（20年10月）を行っている。

また、大泉町・大泉学園町地区では、地域特性に応じた3つの地区（大泉町二丁目地区、大泉町三丁目地区、大泉学園町地区）において、まちづくり計画を策定するための協議・検討を進めている。

2　外かく環状道路沿道地区

東京外かく環状道路は国が、地上部街路である外郭環状線の２は都が事業を進めている。区では、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備を良質な都市空間の創出の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉JCT周辺では、27年7月に、重点地区まちづくり計画を策定し、現在その実現に向けた検討を行っている。

3　その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射7号線沿道周辺地区では、4ブロックのまちづくり協議会が作成した計画を基に、23年度に重点地区まちづくり計画を策定した。現在、放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画の都市計画決定（28年3月）により沿道周辺地区のまちづくりを進めている。

放射35号線沿道周辺（平和台・早宮・北町）地区では、まちづくり協議会が作成した構想を基に、26年度に重点地区まちづくり計画を策定した。現在、地区計画の策定に向けて、地区計画検討会で協議・検討を進めている。

放射36号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区では、重点地区まちづくり計画の策定に向けてまちづくりの方針を策定するため、今後、まちづくり協議会で協議・検討を進める。

●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から住民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率※の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受けるが、防音改良工事や建替工事に対しては、都からの補助を受けることができる。

現在、区内の環状8号線の一部、環状7号線全線、笹目通り全線の沿道地区において決定している。

$$※間口率=\frac{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}$$

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」として位置づけ、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち区道は、延長約94kmであり、平成27年度末現在、延長約24kmの整備が完了した。

区では、計画した路線のうち延長約5kmで事業を実施するとともに延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12時間値）〕

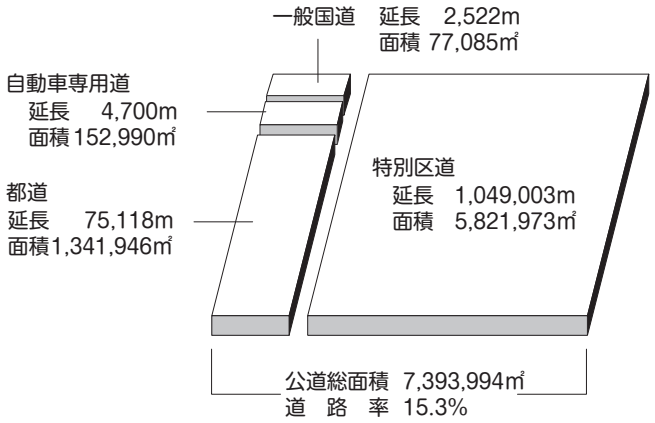
路線名（観測地点）	平成11年	17年	22年
	台	台	台
環状7号線（羽沢2丁目）	37,553	39,566	35,225
目白通り（豊玉北4丁目）	33,855	34,058	30,908
川越街道（旭町3丁目）	23,853	23,728	21,803
笹目通り（谷原3丁目）	35,602	35,684	31,312
新青梅街道（関町北4丁目）	14,841	13,393	10,971
青梅街道（関町南1丁目）	30,713	31,695	27,641

注：台数は、7時から19時までの秋の1日（平日）の測定値
資料：「交通量調査報告書」（東京都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。平成27年度に認定した路線は17件、延長1,137m、面積6,565㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕　　平成28年4月1日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は
「東京都道路現況調査平成27年版」（東京都建設局）

(3) 快適な道路環境を整備する

●自転車の適正利用のための環境整備

自転車は日常生活に必要不可欠なものとなっており、適正利用のできる環境を整備していく必要がある。

区では、昭和49年から現在までに区内の駅周辺などに自転車駐車場を設置してきた。

一方、道路上への自転車の放置については、歩行者の安全な通行を防げるほか、災害時などの救助活動にも支障となることから、放置禁止区域の指定を行い、放置自転車の撤去を行っている。

平成23年3月には、「練馬区自転車利用総合計画」を改定し、新たな課題 について取り組むこととした。

1　駅周辺の放置自転車等の状況

28年5月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は780台で、過去最大だった7年（13,142台）の約17分の1に減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約2倍（1,731台）の自転車が放置されていた。

2　自転車駐車場の整備

区では4年7月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

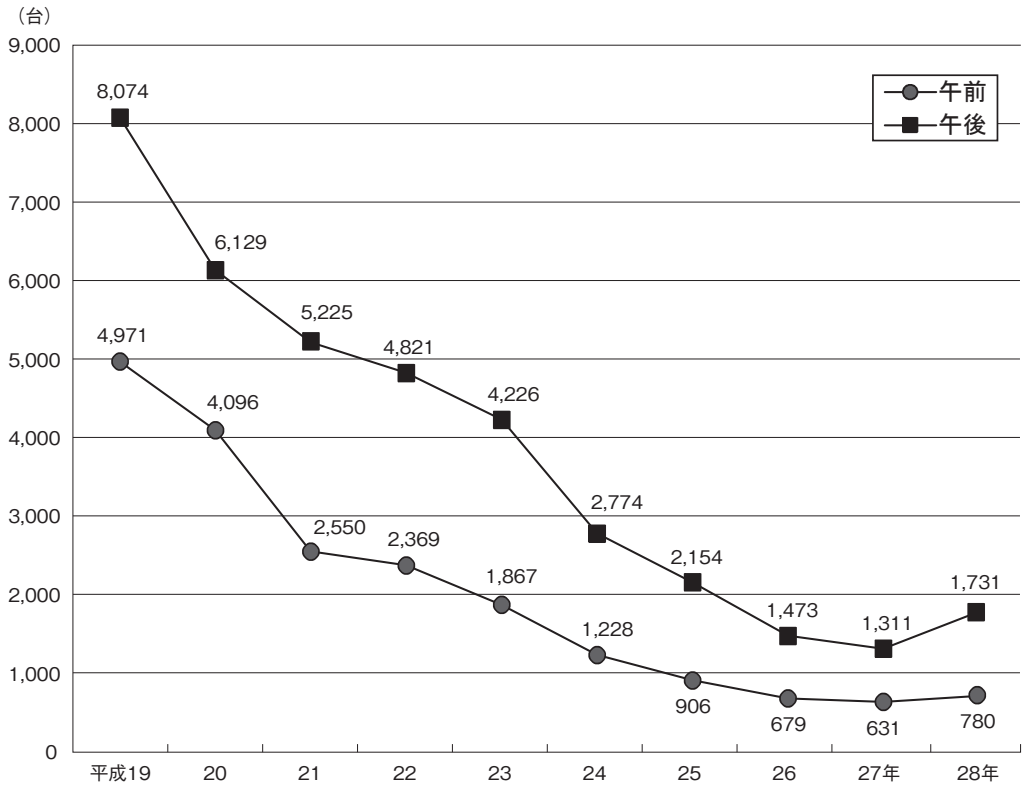
現在、区内に84か所約42,700台分（28年5月1日現在）の自転車駐車場を設置しており（(公財）自転車駐輪場整備センター等の運営を含む。)、うち10駅19か所が短時間無料の公営自転車駐車場となっている。

3　ねりまタウンサイクル（レンタサイクル）

区が駅周辺に設置した施設で自転車を貸し出し、1台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的な駐車台数を減少させ、放置自転車を減らすものである。

現在、区内6駅7か所に「ねりまタウンサイクル」を設置しており、2,700台の自転車を供用している。

〔駅周辺の放置自転車等の状況〕　　各年5月調査



〔各駅における放置自転車等の状況〕平成28年5月調査

駅　名	放置台数（午前）	放置台数（午後）
	台	台
江古田	62	128
桜台	97	104
練馬	136	362
豊島園	10	28
中村橋	94	226
富士見台	59	107
石神井公園	33	143
大泉学園	39	104
大泉バス停	24	24
保谷	1	8
上井草	6	3
上石神井	36	57
武蔵関	41	109
東武練馬	30	61
小竹向原	6	14
氷川台	8	22
平和台	18	42
地下鉄赤塚	9	32
新桜台	6	6
光が丘	19	32
練馬春日町	25	43
練馬高野台	14	65
新江古田	7	11
計	780	1,731

注：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・北出張所前バス停を指す。

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設（下水）を設置する場合の工事費用の一部を助成している。

平成27年度は舗装34件、舗装面積5,387㎡、排水設備１件を助成した。

〔ねりまタウンサイクル利用状況〕　平成28年5月調査

名　称	貸付台数	会員数	正利用台数	逆利用台数	当日利用台数	
					5月中総台数	1日当たり平均
	台	台	台	台	台	台
練馬	400	310	156	154	885	29
東武練馬	200	129	55	74	371	12
石神井公園	400	321	237	84	709	23
上石神井	400	321	265	56	386	12
大泉学園駅北口	600	665	480	185	379	12
大泉学園駅南口	500	577	481	96	487	16
練馬春日町	200	127	99	28	351	11
計	2,700	2,450	1,773	677	3,568	115

注：①正利用台数は、自宅から駅までの利用台数
②逆利用台数は、駅から会社や学校等への利用台数
③当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数

32 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

1　区内の状況

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを変えていく必要がある。

区では、防災再開発促進地区の指定を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業などにより、区民の理解と協力を得て、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保などの事業を推進している。

2　住宅・建築物の耐震化促進

平成28年5月に、建物種別ごとに耐震化の目標を設定した『練馬区耐震改修促進計画』を策定した。これに基づき、地震発生時の建築物倒壊による閉塞を防ぐべき道路に面した建築物を中心に、民間建築物の耐震化に取り組んでいる。

また、これまで行ってきた民間建築物に対する助成および支援制度をさらに拡充するとともに、積極的な普及啓発を行い、計画的かつ総合的に耐震化を促進している。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。さらに、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃化空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線等の都市計画道路事業の整備にあわせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現する事を目的としている。

23区随一の農地を有している練馬区では、都市化が進む中で後継者難や相続などにより農地が切り売りされ、年々農地と農家人口が減り続けている。また、平成3年4月に改正された生産緑地法により、「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けられ、「宅地化する農地」の市街化が進んでいる。

区は従前より、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年４月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成にも努めており、平成27年度末現在までに、土地区画整理事業が終了しているのは15地区（約43.8ha）である。

また、27年度には、大泉学園町二丁目地区（約0.6ha）の事業認可、28年度には三原台二丁目東地区（約1.2ha）の事業認可を行っており、この2地区を含め、6地区（約19.3ha）で事業が実施されている。

なお、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を施行し28年3月に換地処分公告を終えた。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化しつつある。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を平成20年3月に定めた。これらを含み、建築基準法および関係法令に基づいて建築物を安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1　建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付状況（構造別）〕　平成27年度

区分＼件数	一般（件）	区計画通知(件)	計（件）
木　造	104	0	104
鉄骨鉄筋	0	0	0
鉄　骨	19	17	36
鉄　筋	5	19	24
ブロック	0	0	0
計	128	36	164

2　道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、建築基準法上の道路に接していない場合、新たに法上の道路を築造するか、法第43条第1項ただし書の許可を受ける必要がある。

27年度は、道路の指定等の申請が29件、許可を受けるための空地（協定通路）の申請が16件であった。

3　違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。27年度の違反建築物取扱件数は10件であった。主な違反条項の内訳は、建ぺい率7件、容積率2件、高度斜線4件、接道4件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、区内の老朽建築物等が密集し、かつ、公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、併せて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。

1　事業内容

行政と民間が役割を分担し、老朽住宅などを耐火構造などの建築物に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費など）や、公共施設・道路・公園などの住環境の整備を行っている。

2　取組状況

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20ha）は、平成18年3月31日で事業を終了した。

江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）では、4年7月に建設大臣、5年6月に都知事の承認を受けている。北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）では、9年3月に建設大臣、同年9月に都知事の承認を受けている。貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92ha）では、23年7月から事業に取り組んでいる。この３地区は、現在事業実施中である。

なお、9年11月に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（密集整備法）が施行されたことに伴い、11年1月に江古田北部地区、12年2月に北町地区、26年12月に貫井・富士見台地区を防災再開発促進地区に指定している。

●無電柱化の推進

区では、平成12年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりにあわせて、無電柱化を積極的に推進している。

27年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約2.0㎞で完了、約2.1㎞で事業中である。

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、一時間に50ミリの降雨に対応できる本改修を進めているほか、白子川については、比丘尼橋上流右岸側に34,400㎥、比丘尼橋下流左岸側に212,000㎥を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、平成22年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000㎥を貯留する地下調整池の工事に着手している。

なお、区では、河川防災のため、降雨量や河川水位の観測や河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕　平成28年4月1日現在

河川名	延長（m）	本改修済延長（m）（改修率）
石神井川	11,644	8,727（74.9%）
白子川	6,513	1,576（24.2%）

●雨水貯留浸透施設の増設

一時間に50ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河

川改修や下水道貯留管の整備に加えて、区における雨水流出抑制対策等を強化するため、石神井川稲荷橋付近、白子川子安橋付近、旧田柄川沿いの3地区に雨水貯留浸透施設の増設を予定している。

平成27年度は、雨水貯留浸透施設を効果的に設置するための調査、検討を行った。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成2年6月に「練馬区総合治水計画（24年3月改定）」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

27年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で210,041㎥、大規模民間施設等で257,427㎥、合計467,468㎥の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

●ねりま情報メール【防災気象情報】

平成23年6月から集中豪雨や台風シーズンに備えて、区内の大雨洪水警報等の気象情報や週間天気予報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。

●橋りょう

区内の橋は、平成28年4月1日現在177橋であり、このうち区の管理する橋は126橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を25年度に策定し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、上御成橋の架け替えを27年度に完了した。また、学園橋については29年度に完了する予定である。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅にかかる費用の負担をしている。

●街路灯の省エネルギー化促進

区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに向け、街路灯の維持管理を実施している。「水銀に関する水俣条約」により、平成32年から水銀ランプの製造、輸出および輸入が禁止になる。

このため区では、水銀ランプを使用した街路灯を、消費電力が少なく寿命の長いLED等の街路灯へ27年度から34年度にかけ、計画的に改修を進めている。27年度は、1,159基の街路灯の改修を実施した。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●練馬区耐震改修促進計画および耐震化に係る助成および支援事業

平成28年5月に策定した「練馬区耐震改修促進計画」においては、民間建築物に多くの未耐震建築物が残っている現状を踏まえ、災害時の緊急車両および緊急物資輸送車両の通行確保のために耐震化すべき建築物や、不特定多数の区民が使用する施設に対して、より重点を置いた取り組みを進めている。

助成制度においては、助成の対象金額となる面積単価を引き上げるとともに、助成期間を延伸する。また経済的などの理由により耐震改修工事を行うことが出来ない高齢の方や地震時に避難することが困難な方がいる世帯を対象とした耐震シェルターおよび耐震ベッドへの助成も合わせて行なっている。

支援制度においては、耐震化の専門家を派遣するアドバイザー派遣制度や、無料の簡易耐震診断制度の対象を拡充する。

〔耐震改修工事等助成額〕（【　】は限度額）

区　分	耐震診断	実施設計	改修工事
戸建住宅※1	費用の3分の2【8万円】	費用の3分の2【22万円】	費用の3分の2【100万円】※2
分譲マンション※1	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の3分の1【2,000万円】
賃貸集合住宅・事務所など※3	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の6分の1【1,000万円】
賃貸集合住宅・事務所など※4	費用の3分の2【100万円】	―	―
私立幼稚園・保健所など	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の2分の1【3,000万円】
災害時医療機関等	費用の3分の2【200万円】	費用の3分の2【450万円】	費用の2分の1【6,000万円】
一般緊急輸送道路沿道の建築物※1	費用の5分の4【300万円】	費用の3分の2【450万円】	費用の2分の1【6,000万円】
特定緊急輸送道路沿道の建築物	費用の6分の5	費用の6分の5【560万円】	費用の6分の5※5

※1　戸建住宅、分譲マンションと一般緊急輸送道路沿道の建築物は無料で簡易診断を実施
※2　世帯所得が一定以下で、それを証明できる場合は、費用の5分の4で限度額120万円
※3　主に3階以上で延べ面積1,000㎡以上
※4　主に2階以下で延べ面積1,000㎡未満
※5　費用が9,000万円を超える場合は、助成率が異なる

1　耐震改修工事等助成事業

27年度は戸建住宅に対して、簡易耐震診断87件実施し、耐震診断38件、実施設計40件、耐震改修工事31件、

簡易補強工事2件助成した。

2　耐震シェルター等設置助成事業

27年度は耐震シェルター・防災ベッドの設置に対して、助成実績はなかった。

3　特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

27年度は特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断3件、実施設計3件、耐震改修工事等8件助成した。

●狭あい道路拡幅整備事業

幅員が4mに満たない「狭あい道路」で建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する。平成27年度の助成件数は27件であった。

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100％である。

東京都の水道は国が定めた水質基準よりも高い目標を定め、徹底した水質管理を行っている。また、通常の浄水処理に加え、高度浄水処理の導入や残留塩素の低減化などにより安全でおいしい水道を供給するための様々な取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水の確保等の対策を推進している。

さらに、災害により施設が被害を受けた場合にも、飲料水を確保できるよう下記の災害時給水ステーションを設けている。

〔災害時給水ステーション〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町6-25
区立学田公園	豊玉南3-32
区立はやいち公園	早宮1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町8-41

●下水道

1　普及率はおおむね100％に

下水道は都市の基幹的な施設であるとともに、雨水の排除、浸水の防除、地域の環境改善、便所の水洗化、川や海などの公共水域の水質保全という重要な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100％に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管きょの総延長は、27年度末現在1,279kmとなっている。

〔下水道管きょ延長〕　平成27年度末現在

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
1,279,509m	64,182m	1,215,327m

資料：東京都下水道局

2　道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続する桝（汚水・雨水）の取付管（陶製管）の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ切り替え、道路陥没の抑制を図っている。

33 地域防災力の向上

(1) 自然災害に対する態勢を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助のそれぞれが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1　自助（自分の命は自分で守る）

「防災地図」、「防災の手引（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会、出前防災講座・授業の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2　共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3　公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区をはじめ、消防署、消防団、警察署、自衛隊などの防災関係機関は連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で地域防災計画を作成し、その実施を推進している。

4　地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

区では、東京都による河川改修のほか、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、浸水被害が予想される地域の全戸に毎年配布している。

〔近年の集中豪雨による大規模被害〕

発生年月日	件　数
17年9月4日	702件（石神井川氾濫）
22年7月5日	139件
23年8月26日	33件

●災害対策関連計画

1　地域防災計画

地域防災計画は、災害の予防から応急、さらに復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。平成27年3月、災害対策基本法の改正等を踏まえ、修正した。

2　非常時優先業務実施方針

多くの困難が予想される発災後72時間において、非常時優先業務を実施する上での基本的な枠組みを示し、区の即応体制を強化するための方針である。27年3月に新たに策定し、28年3月に一部修正した。

3　業務継続計画（地震編）

震災時の様々な制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画である。28年3月、非常時優先業務実施方針の策定を踏まえ修正した。

〔首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）より〕

被害の種類	東京湾北部地震（M7.3）	多摩直下地震（M7.3）
建物全壊棟数	1,946棟	2,611棟
建物半壊棟数	13,941棟	12,956棟
出火件数	12件	12件
焼失棟数	3,065棟	2,968棟
死者	※166人	※212人
負傷者	※4,722人	※5,389人
避難生活者数	59,299人	76,859人
徒歩帰宅困難者数	98,294人	98,294人
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数	98台	101台
ライフラインの被害		
電力（停電率）	5.3%	6.3%
ガス（供給支障率）	25.6%	95.3%
上水道（断水率）	17.2%	28.3%
下水道（管きょ被害率）	19.7%	19.8%
固定電話（不通率）	2.2%	2.2%

（注）冬の夕方18時 風速8m/sの場合
※死者数、負傷者数に関しては冬の朝5時 風速8m/sの場合

●防災センター

1　情報連絡体制の整備

有線通信が途絶した場合の情報連絡手段として、無線通信機器を３種類整備している。

⑴　移動系防災行政無線

有線通信の途絶時に、区および防災関係機関等との情報連絡（音声・FAX）を行うためのシステムである。防災センターを基地局として、避難拠点等や防災関係機関等との間で、情報の収集および伝達を行う。（平成27年度末現在、217台配備）

⑵　ＭＣＡ無線

グループ単位で完結する無線としてタクシーや物流業等で汎用的に使用されており、災害時には自治体の通信が優先されるシステムである。防災センターを親局として、練馬区帰宅支援ステーション等との間で、情報の収集および伝達を行う。

⑶　同報系防災行政無線

防災センターを親局として、区内に設置した子局（無線放送塔）や、区施設等に配備した戸別受信機（防災ラジオ）を通して、災害に関する情報を区民へ提供するシステムである。（27年度末現在、無線放送塔203局、防災ラジオ904台配置）

2　臨時災害放送局（FM放送）

臨時災害放送局は、地震、洪水等による大規模な災害が発生した場合に、地方公共団体等が救援情報や復旧情報等を提供するために開設する、臨時かつ一時的なＦＭ放送局である。

27年度は、放送機材を購入し、防災フェスタ、練馬まつりで、試験放送訓練を実施した。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低3日分、可能な限り1週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点（区立小中学校）１か所あたり700人の1日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2日目以降は、都が食料を確保している。

この他、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

断水時、避難拠点には、水道管の消火栓から直接、飲料水を給水できるスタンドパイプセットを配備している。また、主に区と民間の協定により区内23か所の深井戸を「防災井戸」として指定しており、それらも飲料水として活用する。

この他、区内には、光が丘公園内の練馬給水所（66,600㎥）１か所と、大泉公園、学田公園（各1,500㎥）、はやいち公園、みんなの広場公園（各100㎥）の4か所の応急給水槽と、合わせて5か所の給水施設があり、発災時には都と連携して応急給水活動を実施する。

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金を支給し活動を支援している。

1　市民消火隊

災害時に、避難拠点周辺や避難道路などの消火を行うことにより、避難者を守る目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を配備している。

2　防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認、避難誘導の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために組織されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を配備している。

3　避難拠点運営連絡会

区では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、区立全小・中学校を避難拠点として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等様々な活動を通して「いざ！」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕　平成27年度末現在

組織の種類	組織数
市民消火隊	13隊
防災会	300組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	2組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署、警察署、自衛隊などの公的機関や、市民消火隊、防災会、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1　震災総合訓練

⑴　日　　時　平成27年9月13日（日）

⑵　参加者数　延べ4,596人

⑶　訓練の概要および開催場所

①避難拠点開設訓練

〔場所〕全避難拠点（区立全小・中学校）99か所

〔概要〕・校舎や体育館の安全確認
・避難拠点の看板設置
・防災行政無線による開設連絡
・資器材操作
・チェックリストの確認
・備蓄倉庫の確認

②防災フェスタ

〔場所〕光が丘第一中学校

〔概要〕・起震車による震度体験
・初期消火体験
・ライフライン機関等によるブース展示
・避難所体験
・女性用更衣室・授乳室モデルの設置
・炊き出し訓練

③災害対策本部訓練

〔場所〕練馬区役所

〔概要〕・無線通信訓練
・臨時区報発行訓練

2　水防訓練

⑴　日時　平成27年5月23日（土）

⑵　場所　都立城北中央公園都民の森

⑶　参加者数　995人

⑷　訓練の概要

①土のう積みなどの浸水防止法

②軽可搬消火ポンプによる浸水箇所の排水

③特別救助隊による救助

④はしご車、強風など各種体験コーナー

⑤ねり丸やキュータによる広報活動

3　区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消火隊・防災会等による自主的な訓練等が年間を通して実施されている。

⑴　市民消火隊・防災会等による訓練、会議等

・訓練回数、会議・講習会等　318回
参加人数　26,637人

⑵　避難拠点防災訓練、会議等

・訓練回数　189回　参加人数　18,508人
・会議・講習会等　454回　参加人数　6,875人

⑶　軽可搬消火ポンプ操法大会

ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・光が丘・石神井）に分けて「ポンプ操法大会（発表会）」を開催している。

・参加団体　25団体　参加人数 358人

※平成27年度練馬地域は雨天のため中止

●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。平成27年度は功労者67人、功労団体1団体を表彰した。

●普及啓発活動

1　防災講演会

・開催日：平成28年3月6日（日）
・会　場：練馬文化センター
・講演テーマ：最近の大規模災害に学ぶ地域防災のあり方～求められる個人・地域の主体的な防災力～
・講　師：群馬大学広域首都圏防災研究センター長 片田敏孝氏
・参加対象者：区民、区民防災組織関係者

2　防災用品のあっせん

・あっせん品目：家具転倒防止器具、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料など
・申込件数：149件、703品

3　防災の手引などの発行

刊行物	内容	配布場所
防災地図	避難拠点・各種施設など 防災に関する情報	7階危機管理室（※「わたしの便利帳」に挟み込み）
防災の手引	地震が起きたときに取るべき行動や日頃の備えについて	7階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など（※「わたしの便利帳」と共に配布）
中高層住宅の防災対策ガイドブック	中高層住宅の管理組合や自治会、住民組織向け手引き	7階危機管理室・防災学習センター



〔防災の手引き〕
災害に対する日ごろからの備えや、災害が起きたときの対応、練馬区の取組みなどがまとめられている。

4　起震車による震度体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。

・訓練回数　　330回
・参加人数　　17,355人

●ねりま防災カレッジ

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、ねりま防災カレッジ事業を実施している。

1　区民向けクラス別コース

⑴　初級：自助に関わる基礎的な知識・技術について
　　受講者数：159人
⑵　中級：共助に関わる基礎的な知識・技術について
　　受講者数：107人
⑶　夜間：自助に関わる基礎的な知識・技術や帰宅困難者の問題について
　　受講者数：50人
⑷　区民防災組織カリキュラム（区民防災組織加入者向け）：組織の活動に活かせる実践的な取り組みについて
　　受講者数：73人

2　夏休み子どもカリキュラム

⑴　小学生（小学4 ～ 6年生）向け：身の守り方、日頃の備えなどについて
　　受講者数：計97人
⑵　中学生向け：日頃の防災活動や災害時に中学生としてできる支援について
　　受講者数：計50人

3　事業所カリキュラム

事業所における自助対策力や災害時のイメージをもとに必要な対策について理解を深める。

4　専門カリキュラム

開催した講座：中高層住宅の防災対策、上級・普通救命講習、食と防災

●各種団体との協定

災害時における応急･復旧活動を円滑に進めるため、区では、民間事業者や各種団体、他の地方自治体等と協定を締結し、協議や訓練に取り組むなど、状況に応じた円滑な応急対策活動が行えるよう体制を整えている。

〔災害時協定締結民間団体等〕　　平成27年度末現在

・情報の収集と伝達関連	12団体
・緊急輸送対策関連	6団体
・消火・救助・救急活動関連	55団体、3警察署
・医療救護活動関連	29団体
・飲料水・食料等の調達と供給関連	17団体、1消防署
・福祉避難所関連	14団体
・施設の利用関連	13校、3警察署
・その他	16団体

〔災害時協定締結自治体〕　　平成27年度末現在

・長野県上田市	・群馬県館林市
・群馬県前橋市	・東京都西東京市
・埼玉県上尾市	・埼玉県和光市
・福島県塙町	・埼玉県新座市
・群馬県下仁田町	・東京都武蔵野市
・特別区	

34　安全・安心な地域づくり

(1)　犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月に施行した。

●「街かど安全71万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを協同で実施している。平成27年度は「区民のつどい」などのイベントを行った。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、主に学校を核として、町会やPTAなどの地域の各団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。平成27年度末現在で23組織が設立されている。

●パトロール団体登録制度

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。平成27年度末現在で256団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯などパトロールに必要な用品を支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを貸出し





〔パトロール団体登録制度のご案内〕

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。平成27年度末現在で27,420件の登録があり、27年度は131件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

区から委託を受けた警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーの貸出しを行っている。平成27年度は延べ384件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成27年度末現在で5,824本を配備している。

(2) 安全な道路づくり

●交通安全啓発

基本的な交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

27年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてのPRを行った。

1　区立小学校での啓発

新入生を対象に蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の安全な乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行しており、27年度は、65校で実施し5,464人の児童へ免許証を発行した。

2　自転車安全教室

21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。27年度は12回（うち中学校が７回、公園等での一般向けが５回）実施した。

3　自転車シミュレーターの活用

26年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。また､27年度から､自転車シミュレーターを利用した交通安全教室を実施している。27年度は教室を13回実施しており、この教室での利用者を合わせた自転車シミュレーター利用者は24,420人であった。

●交通安全実施計画

区は交通安全対策基本法に基づき「平成28年度交通安全実施計画」を策定し、「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を目標に、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めた。

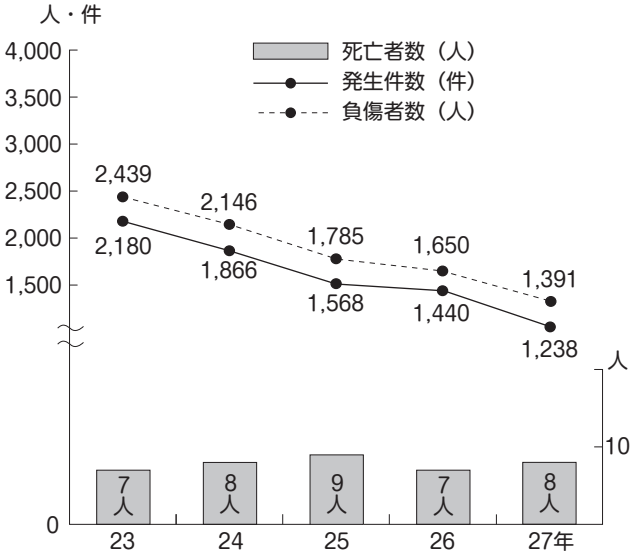
区内における交通事故（人身事故）の発生状況は、27年において発生件数1,238件、負傷者数1,391人、死亡者数8人であった。

交通事故の背景には、①運転者、歩行者の交通ルール・マナーの軽視、②車両の増加などがある。特に、近年では高齢者の事故や、自転車が関係する事故の割合が高まっている。

〔交通安全施設〕　　平成28年4月1日現在

種　別	総　数	対前年度増減
歩　道	124,236m	258m
道路標識	2,699本	7本
街路灯	44,931基	147基
道路反射鏡	6,316本	4本
歩行者用防護柵	85,834m	−5m
点字ブロック	2,279か所	30か所

〔区内の交通事故の状況〕



●区民交通傷害保険

交通事故等で被害を受けた方を救済することを目的とし、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う制度である。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し加害者となる事故が増加している。中には高額の賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。

毎年2月～３月中旬に受付している。

●自動車駐車施設の整備

路上駐車は、交通渋滞を引き起こし、都市機能を低下させるとともに、交通事故発生の要因ともなっており、その解決が重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、区では平成6年度に「駐車施設整備に関する基本計画」を策定した。これに基づき、練馬駅北口地下、石神井公園駅北口、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口の4駐車場を整備し、指定管理者制度を導入して運営している。

このうち、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口においては、19年3月に自動二輪車用駐車スペースを整備した。

35 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

(1) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置づけ、交通広場や道路の整備を進める。さらに、便利でにぎわいのある商業環境などの生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所を始め、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、文化センター、図書館、生涯学習センターなどの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかし、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や発展にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、練馬駅周辺を中心核と位置づけ、道路や駅前広場を始めとした都市基盤の整備を進めるとともに、平成2年度には「練馬駅周辺地区街づくり構想」を作成（5年度に一部修正）し、この構想に基づいてまちづくりを推進している。

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペデストリアンデッキ（橋のような歩行者専用通路）は西武池袋線の高架化に併せて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備に併せてまちづくりの実現を図るため「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道（やすらぎ歩道橋）が9年6月に完成した。

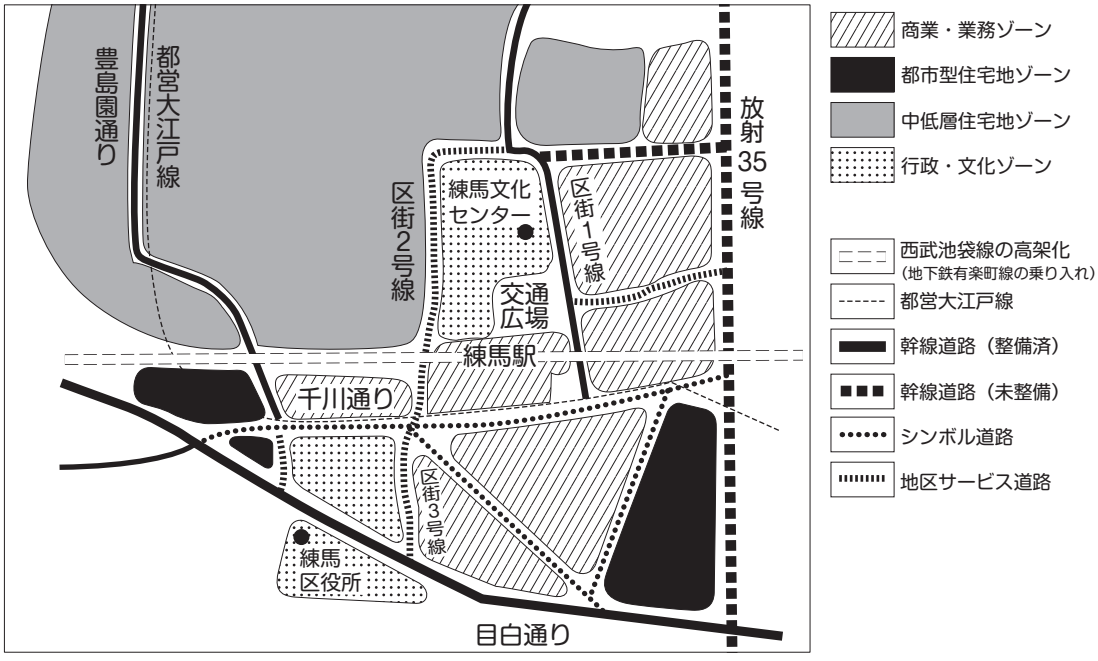
豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商店が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

〔練馬駅周辺土地利用方針〕



1　整備の方針

区では石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、機能の向上を図るため、駅北口地区市街地再開発事業を実施してきた。

平成15年6月には、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

⑴　地域の交通拠点機能を高めるため、車、歩行者の利用特性に応じた駅周辺道路を整備する。

さらに、駅に集中する交通を処理、連結する「交通結節機能」と、駅利用者が憩い、集い、語らう「広場機能」とをあわせ持つ駅前広場を整備する。

⑵　西武池袋線の鉄道高架化を契機として、交通環境の改善と南北地区の一体的な土地利用の形成を図る。

⑶　商業と住宅が調和した駅前商業地を形成するとともに、土地の高度利用を図る。

2　駅周辺まちづくり事業の推進

区では、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づきまちづくり事業を推進してきた。27年1月には西武池袋線の鉄道高架化が、27年3月には南口駅前広場の整備が完了した。

現在、駅南口を中心に、都市計画道路の整備を進めながら、地区にふさわしい街並みの形成や商業の活性化を図るための検討を行っている。

なお、21年3月には「石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会」が設立され、23年10月に「まちづくり計画」を策定した。これを受けて、区では「石神井公園駅南地区地区計画」を策定し、24年5月に都市計画決定した。

●上石神井駅周辺整備

上石神井駅周辺は、商店が多く西武新宿線の急行停車駅でもあり、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。

しかしながら、駅に通じる道路が狭く、駅前広場がないために、バスや自動車、歩行者、自転車などが集中し、輻輳している。また、踏切により市街地が南北に分断されているため、踏切部では常に、交通が混雑し事故の危険性をはらんでおり、深刻な課題となっている。

そのため、鉄道の立体化と駅のすぐ西側に計画されている都市計画道路「外郭環状線の2」の早急な整備が求められている。また、これらの基盤整備にあわせて地域の拠点にふさわしいまちづくりを行う必要がある。

1　整備の方針

平成20年3月に「重点地区まちづくり計画（上石神井駅周辺地区）」を策定し、道路交通、商業、住環境、防災、ユニバーサルデザイン、景観、土地利用の７つの視点から整備方針を定めている。

2　まちづくり事業の推進

区では、地域住民からの提言を踏まえて、今後のまちづくりの方向性を示した「重点地区まちづくり計画（上石神井駅周辺地区）」に基づき、まちづくり事業を推進するため、「外郭環状線の2」の沿道をはじめ、本地区にふさわしいまち並みの形成や駅前広場の整備、商業の活性化等の検討を地域住民等との協働により行っている。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置づけ、地域の状況にあわせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

1　江古田駅周辺地区

平成18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、ゆとりある歩行者空間の確保と、低層の街並みの形成を目指している。

2　中村橋駅周辺地区

17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

3　富士見台駅周辺地区

23年2月に重点地区まちづくり計画を策定し、密集住宅市街地整備促進事業にあわせて、まちづくりを進めている。

4　保谷駅周辺地区

27年9月に保谷駅周辺地区まちづくり協議会を立ち上げ、重点地区まちづくり計画の策定に向けた取組を進めている。

5　東武練馬駅南口周辺地区

22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27年1月に「北町二丁目西部地区地区計画」を都市計画決定し、魅力ある、安全で快適なまちづくりを目指している。

6　西武新宿線沿線地域

26年5月に武蔵関駅周辺地区、26年11月に上井草駅周辺地区において「重点地区まちづくり計画」を策定し、地域の骨格事業である鉄道の立体化と都市計画道路の整備を見据え、まちづくりを進めている。

36 自立分散型エネルギー社会の構築

(1) 練馬区エネルギービジョンの策定

●策定の背景

これまでエネルギー政策は国家的、広域的課題とされてきた。しかし東日本大震災以降、従来の大規模集中型電力システムの災害時における安定供給面での脆弱性が明らかになった。また、分散型発電技術が飛躍的に発展し、分散型エネルギーシステムは、従来の大規模集中型電力システムへの過度な依存を低減する新たなエネルギー供給システムとして、大きな注目を集めるようになっている。

このような状況を踏まえ、住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と具体的取組を明らかにする練馬区エネルギービジョンを平成28年３月に策定した。練馬区エネルギービジョンは、『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

●理念

一つのエネルギーに依存するのではなく、様々なエネルギーを目的に応じて組み合わせるという「エネルギーのベストミックス」と省エネルギーを両輪として、災害時のエネルギーセキュリティ（※1）の確保や、平時の効率的で低炭素（※2）なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会を目指すことを理念としている。

防災や環境まちづくりなどの関連する施策と連携し、災害時の区民生活の継続や避難拠点の運営に必要なエネルギーの確保を一層充実させつつ、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及、低炭素都市づくりの推進に取り組んでいく。

※1　エネルギーセキュリティ：
家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること。

※2　低炭素：
温室効果ガス排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

●４つの柱立て

１　災害時のエネルギーセキュリティの確保

避難拠点となる区立小中学校に、蓄電設備と組み合わせた太陽光発電設備の設置を進める。また、電気自動車などを災害時に避難拠点の緊急電源として活用するため、災害時協力登録車制度を創設する。

２　分散型エネルギーの普及拡大

全国を先導する地域コジェネレーションシステム（※）を創設し、早期に整備するとともに、区民・事業者による分散型エネルギーシステムの導入を支援し、普及拡大を進める。

※地域コジェネレーションシステム：
天然ガス、石油等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も利用する熱電併給設備を、災害拠点病院と近隣の医療救護所とを一体化して活用すること。

３　省エネルギー化の推進

省エネルギー機器・設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度の拡充や、区立施設の省エネルギー化に取り組む。

４　区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現を目指し、区民や事業者とともに、実態に即した取組の推進に努める。

(2) 環境にやさしいまちをつくる

●練馬区環境基本条例

区は、平成18年に練馬区環境基本条例を制定した。

この条例は、環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定めている。

併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例に基づき、区の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、平成26年12月から第5期の審議会となり、計18人で構成されている。

●環境都市練馬区宣言

練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境をつぎの世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境基本計画2011

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」（「環境基本計画」）を策定し、環境保全に関する施策を展

開してきた。

この間、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等様々な対応が求められるようになり、現行の環境基本計画を22年12月に策定した。

本計画では、3つの基本目標を定め、その目標を達成するための施策や重点事業を展開している。計画期間は23年度から30年代初頭までである。

本計画の進行管理は、目標値として設定した環境指標と重点事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどりの基本計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1　計画策定の背景

地球温暖化対策について、国および都が、温暖化対策の目標や施策の方向等を新しく打ち出したことを背景に、区は、「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」(「地域推進計画」) を平成21年3月に策定した。

なお、2年度および12年度が、計画等の基準年度となっている。

2　地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

(1)　短期的目標
　24年度までに、12年度比で8％削減

(2)　中長期的目標
　32年度までに、12年度比で25％削減

3　地球温暖化対策の推進

この目標を達成するために、主体（区民、事業者、区）ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めることとしている。

4　練馬区の温室効果ガス排出状況

25年度の区の温室効果ガス排出量は227万3千t（2年度比30.7％増）で、そのほとんどを二酸化炭素が占めている。

（単位：1000t-CO2eq）

年度	温室効果ガス	二酸化炭素	産業部門	民生家庭	民生業務	運輸部門	廃棄物部門
平成2	1,739	1,714 (100%)	160 (9.3%)	665 (38.8%)	287 (16.7%)	571 (33.3%)	32 (1.9%)
12	2,020	1,971 (100%)	100 (5.1%)	769 (39.0%)	369 (18.7%)	701 (35.6%)	32 (1.6%)
25	2,273	2,165 (100%)	102 (4.7%)	1,065 (49.2%)	541 (25.0%)	383 (17.7%)	74 (3.4%)

資料：「特別区の温室効果ガス排出量(1990 ～ 2013年度)」(平成28年3月)
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

平成18年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、費用の一部補助を行っている。

27年度は、太陽光発電設備164件、強制循環式太陽熱利用システム1件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器37件、家庭用燃料電池システム554件、蓄電システム35件、窓の断熱改修30件、直管形LED照明1件、計822件、5,427万9千円を補助した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、平成22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。

ねり☆エコは、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携して、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発を進めている。

(3) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業である。

平成27年度は、区内の小中学生等38,982人および22事業所の取組により、3.32ｔの二酸化炭素排出量を削減した。

●環境月間行事

環境省が提唱する6月の環境月間に合わせて、関連事業を行った。平成27年度は区役所本庁舎アトリウム、図書館およびリサイクルセンターで、エコリフォームや創エネ設備等を紹介する展示、関連図書の展示、自転車発電等の体験イベント、講演会等を実施した。



〔環境月間周知ポスター〕

●環境学習事業

平成27年度はつぎの事業を実施した。

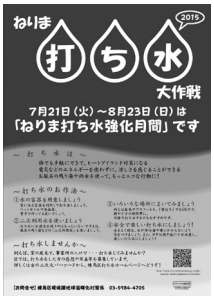
1　練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休みに作文を募集し、今回で42回目を迎えた。

27年度は「わたしたちにできる省エネ」、「ねりまの自然を守るには」、「わたしのリサイクル、教えます」の3つのテーマで募集し、小学生302作品、中学生562作品の計864作品の応募があった。

2　ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む契機となることを目的として、26年度から実施している。



〔ねりま打ち水大作戦2015　ポスター〕

27年度は、各区立施設に呼びかけ、イベントの協力を行うなど、約11,000人が参加した。

3　こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。27年度は3クラブ295人が会員として登録・活動した。

4　ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりまエコ・アドバイザーは、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力等の活動を行っている。28年4月現在、46名が活動している。

区は、活動を支援するため、フォローアップ研修を実施し、「ねりまエコ・アドバイザー通信」を発行している。

また、ねりまエコ・アドバイザー相互の情報交換・連携を図るため、21年４月に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設立した。

●ねりま・エコスタイルフェア

展示・発表などを通じて、「環境に配慮したライフスタイル」を推進することを目的に、練馬まつりの協賛事業として実施した。

・開催日　平成27年10月18日（日）
・会　場　としまえん
・主　催　練馬区および「ねり☆エコ」
・内　容　節電･省エネに役立つ情報の展示、資源･ごみの分類に関するパネル展示、ごみの出し方クイズ、環境広報車（中が見える清掃車や次世代エネルギーで走る燃料電池自動車等）の展示など
・来場者　32,000人（練馬まつり、健康フェスティバル・練馬産業見本市およびねりま・エコスタイルフェア全体の来場者数）

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

27年度には、62市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市･区･町・村の温室効果ガス排出量の公表やエコプロダクツ2015への出展、再生可能エネルギーとスマートコミュニティ導入促進、生物多様性の保全に関する研究等を行った。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をより的確に区民に提供することを目的として、区ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、平成27年9月に冊子「ねりまのかんきょう（26年度報告）」を作成した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりと環境」「循環型社会をつくる」の3部構成で、26年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を掲載している。

（4）区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1　練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）

事務事業執行の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいる。

環境マネジメントシステム（EMS）は、企業や自治体等が組織運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進める仕組みのことで、Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）およびAction（見直し）のPDCAサイクルからなる。

区は、平成13年度に環境マネジメントシステムの世界共通の規格であるISO14001を認証取得した。

23年度からはISO14001によらない区独自の環境管理を行うために、「練馬区環境マネジメントシステム

(ねりまエコプラン)」を策定した。本システム基本方針に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいる。

2　練馬区環境管理実行計画

23年3月に、事業者としての練馬区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画」を策定した。

この計画は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン)」を構成する取組分野でもある。

3　区立施設の省エネルギー対策等

区は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン)」に基づき、省エネルギー対策のため区役所西庁舎の空調設備の改修を進めている。

また、東日本大震災を契機として自主的に節電を継続している。

さらに、電力調達先の多様化と経費の節減を図るため、競争入札による電力調達を実施している。

●低公害車の導入

環境負荷の低減を目指し、リースを含む庁有車の新規導入・入替えに際して、国の排出ガス規制基準および低燃費基準に適合した九都県市指定低公害車（※）を選定条件にするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。

※九都県市指定低公害車：
九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと。

37 リサイクルの推進とごみの発生抑制

【関連文書：「ねりまのかんきょう」練馬区環境部】

(1) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」を平成23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」を基本理念としている。

また、計画には、目標達成に向けた行動計画として、「リサイクル推進計画」が含まれている。

●普及啓発の推進

1　情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および情報紙「ねりまの環」を作成し、情報を発信している。



〔平成27年2月版の「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」〕

2　清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

(1)　ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。平成27年度は、区立小学校65校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。

また、区立保育園および幼稚園等でも実施している。



〔平成27年度版の「できることからはじめよう！」〕

(2)　大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3　練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

27年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃事業などを実施した。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成27年度には、13件の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、27年度の助成件数は80件であった。

●リサイクルセンター

1　整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを、21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。また、大泉地区に大泉リサイクルセンターの整備を進めている。

センターには、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティ室などがある。

なお、関町、春日町は17年度から、豊玉は23年度から指定管理者が管理運営している。

2　事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

(1)　手作り教室の開催など

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。27年度は

478回開催した。

⑵　不用家具類の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。27年度は、区民提供の小物と合わせて82,839点販売した。

⑶　環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。27年度は情報誌「ゆずりは」を6回発行した。

〔庁舎等区立施設回収〕　（単位：t）

年度	25	26	27
古紙等	912.1	974.3	974.4
びん	9.3	8.1	8.2
缶	17.6	17.1	17.5
ペットボトル	12.9	11.1	11.9
トレイ	0.01	0.01	0.01
乾電池	3.9	3.7	3.2
マテリアル資源	27.0	29.1	29.9
廃食用油	8.6	7.7	7.3
蛍光管	4.9	5.7	5.2
計	996.3	1,056.8	1,057.6

●再使用の促進

1　リサイクル・マーケット支援

家庭で使わなくなった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可、物品の貸出しなどの支援を行っている。平成27年度は公園や区立施設など19会場で108回のリサイクル・マーケットが開催された。

2　大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用しており、28年3月現在、区立施設15か所に設置している。

⑵ リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1　再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

2　再生品利用の推進

資源の有効利用等を目的として、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、再生紙の使用等を推進している。

3　学校等生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設、19年度からは区立特別養護老人ホームでの回収も始まった。

28年3月現在、小・中学校98校、保育園60園、福祉施設9か所および庁舎1か所の計168か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。27年度は1,024tの生ごみが回収され、22tの「練馬の大地」が出荷された。

4　事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。27年度は16事業所が参加し、44tを回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1　集団回収団体支援

各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出しも行っている。

〔集団回収〕

年　度	25	26	27
数　量	12,153.4 t	12,076.7 t	11,800.5 t
団体数	533団体	557団体	571団体

2　集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。資源の種別ごとに、定められた方法で出すことになっている。23年4月からは集積所での紙パックの回収を開始した。

なお､古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を、25年4月から新たに開始し､古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、GPS機器を活用した広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕　（単位：t）

年　度	25	26	27
数　量	16,496.1	15,861.9	15,559.5

3　集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源･ごみの分別変更から､「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕　（単位：t）

年　度	25	26	27
数　量	5,219.1	5,156.3	5,166.1

4　街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収〕　（単位：t）

年　度	25	26	27
アルミ缶	648.3	625.3	617.6
スチール缶	1,362.6	1,305.2	1,275.4
リターナブルびん	505.9	497.5	481.5
ワンウェイびん	4,940.1	4,907.8	4,980.3
ペットボトル	2,008.4	1,975.8	2,085.5
計	9,465.3	9,311.6	9,440.3

5　拠点回収（乾電池）

28年3月現在、区内85か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として、使用済み乾電池の回収を行っている。

6　拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から､一部の区立施設を利用した古着･古布の回収を行っている。

27年度は27か所を拠点として回収を行った。また、17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7　拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。27年度は、43か所の区立施設で回収を行った。

8　拠点回収（小型家電）

23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、23区で初となるレアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため小型家電9品目の回収を開始した。28年3月現在、13か所に設置し回収を行っている。

9　拠点回収（蛍光管）

24年度から使用済み蛍光管回収を開始した。27年度は、12月と1月に43か所の区立施設で回収を行った。

〔拠点回収〕 （単位：t）

年度	25	26	27
紙パック	25.7	−	−
ペットボトル	327.4	308.9	−
乾電池	84.7	74.6	87.4
古着・古布	465.4	461.7	488.1
廃食用油	18.0	18.2	19.1
小型家電	3.0	2.8	2.7
蛍光管	0.7	0.8	0.9
計	924.9	867.0	598.2

※拠点回収（紙パック）については26年3月末、拠点回収（ペットボトル）については27年2月末をもって廃止した。

●資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成22年11月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

容器包装プラスチックの回収、粗大ごみの収集・再使用・金属類回収・布団の資源化、使用済食用油からバイオディーゼル燃料の精製など、資源回収事業を充実・発展させる事業拠点としての役割を担っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナーや展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみの収集・運搬事業の推進

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月から区が行うようになった。

●ごみ排出ルールの確立

1　ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

おおむね30cm角以上の家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機ついては、平成13年4月に施行された「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15年10月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2　ごみの収集量

27年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。27年度は前年度と比較して、可燃ごみは1,169tの減、不燃ごみは57tの減、粗大ごみは237tの増となった。

なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、27年度は再使用家具7,156点74t、家電分解品68t、粗大鉄671t、布団124tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕 （単位：t）

年度	25	26	27
可燃ごみ	125,352	123,381	122,212
不燃ごみ	5,600	5,247	5,190
粗大ごみ	3,965	3,958	4,195
計	134,917	132,586	131,596

3　ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（光が丘清掃工場は27年度末現在、建替中のため一部を他の清掃工場で処理している。）。

不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破砕・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

また、粗大ごみは再使用家具、金属、布団を選別回収したのち可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別して中央防波堤内の粗大ごみ破砕処理施設に搬入している。資源を回収したのち、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部は灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

4　し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100％に達しているが、110戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、27年度末現

在、426基である。

5　犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった場合、および都・区道上の動物の死体については、清掃事務所で対応している。27年度の処理件数は、1,571件であった。

カラス等によるごみの散乱被害の目立つ集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。27年度の貸出枚数は2,608枚であった。

6　戸別訪問収集

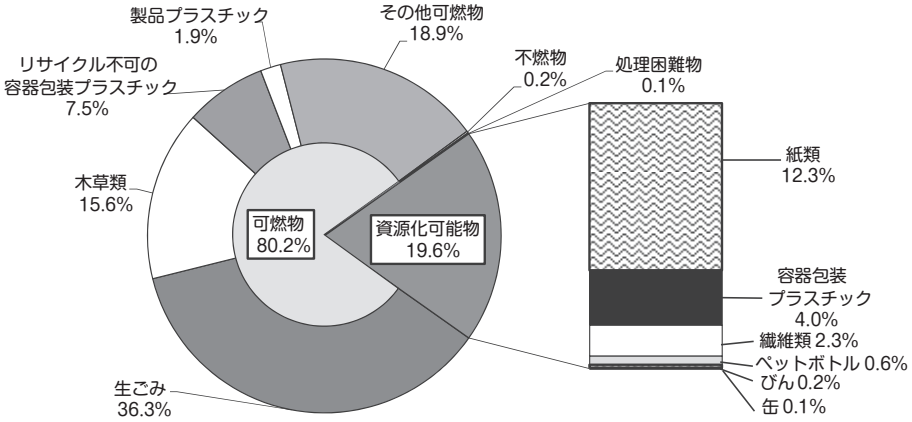
清掃事務所では、65歳以上の方または障害のある方のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。27年度末現在1,281世帯で収集を行っている。

●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

平成27年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が80.2％となっている。一方で正しく分別されていない割合は19.8％で、そのうち、19.6％は紙類や繊維類といった資源化可能物である。

〔可燃ごみの調査結果〕



※端数処理のため、100%とはならない。

●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに「警告シール」を貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善の取組を行っている。

1　ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

2　青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、平成27年度末現在271である。

38 住まいの支援

(1) 良質な住まいづくりを支援する

●第３次練馬区住宅マスタープラン

「練馬区住宅マスタープラン」は、区の住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針であり、平成5年度に第1次、13年度に第2次を策定した。22年10月には「第３次練馬区住宅マスタープラン」を策定し、区民の安定した住まいを確保するという視点で、32年度までの総合的な住宅施策や重要事業等について明らかにしている。

〔マスタープランに位置づけられた７つの重要事業〕

1　区営住宅の入居機会の確保策の展開
2　民間による高齢期の住まいづくりの促進
3　分譲マンション支援体制の構築
4　みどり豊かな環境にやさしい住まいづくり誘導の仕組みづくり
5　地域発意のまちづくり活動の促進
6　使える・頼れる、住まいの相談窓口の充実
7　住まいのつくり手ネットワークの構築

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の二つの事業を行っている。また、平成26年度から分譲マンションアドバイザー制度利用助成を開始した。

1　ねりまマンション“未来塾”

分譲マンションの管理運営について理解を深めることを目的としたセミナーを年3回開催した。

〔実施状況〕　平成27年度

時期	参加者	参加マンション数	主なテーマ
6月	21人	19	役員になったら押さえておきたい基本事項
10月	22人	19	建物診断と長期修繕計画について
28年1月	31人	28	マンション標準管理規約の改正（案）

2　分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に16回開催し、30件の相談を受けた。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、平成27年度の総貸付件数は8件、利子補給金額は186,093円であった。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は所得税等の税制上の優遇を受けることができる。27年度の申請は558件であった。

(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地795戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

〔区営住宅の状況〕　平成27年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	32
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	35
高野台三丁目アパート	55
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	51
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

〔区営住宅応募状況〕
〔募集月：5月〕　平成27年度

区　分	募集戸数	応募数	倍　率
一般世帯向け	10戸	310人	31.0倍
ひとり親(母子・父子)世帯向け	5戸	62人	12.4倍
若年ファミリー向け	5戸	25人	5.0倍
単身者向け	1戸	171人	171.0倍

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅12,465戸、独立行政法人都市再生機構住宅5,990戸、東京都住宅供給公社住宅1,642戸、都民住宅2,296戸の計22,393戸（平成28年3月末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕　平成27年度

募集月	区　分	募集戸数	応募数	倍　率
5月	1～2人	3戸	717人	239.0倍
11月	家族向け	1戸	221人	221.0倍

(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年11月に入居者の募集を行っている。

現在、4団地140戸を管理している。

●他の高齢者向け公共住宅

〔区立高齢者集合住宅の状況〕　平成27年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

〔区立高齢者集合住宅応募状況〕
〔募集月：11月〕　平成27年度

区　分	募集戸数	応募数	倍　率
単身者向け	6戸	215人	35.8倍
二人世帯向け	2戸	77人	38.5倍

1　都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅シルバーピア地元割当応募状況〕 平成27年度

募集月	区　分	募集戸数	応募数	倍　率
8月	単身者向け	2戸	326人	163.0倍
28年2月	単身者向け	4戸	460人	115.0倍
	二人世帯向け	1戸	139人	139.0倍

2　UR（独立行政法人都市再生機構）シルバー住宅

独立行政法人都市再生機構が独自に募集を行っている。

第４章

練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

41 地域特性を活かした
区内企業の活性化 …… 162
42 魅力ある商店街づくり …… 169
43 都市農業の振興と
都市農地の保全 …… 170
44 みどりの保全と創出 …… 174
45 地域活動の活性化と
多文化共生社会の実現 …… 177
46 文化・生涯学習・
スポーツの振興 …… 182
47 練馬の魅力づくりと
練馬ならではの観光の推進 … 193



野菜ウォークラリー
（6月）



ブルーベリー農園
（７～９月）



練馬区の様々な「農」の行事



大根
引っこ抜き大会
（12月）



ねりま漬物物産展
（2月）

41 地域特性を活かした区内企業の活性化

(1) 練馬区の産業振興施策

●練馬区産業振興ビジョンの策定

平成28年3月に、産業振興分野における区の基本的な考え方となる「練馬区産業振興ビジョン」を策定した。

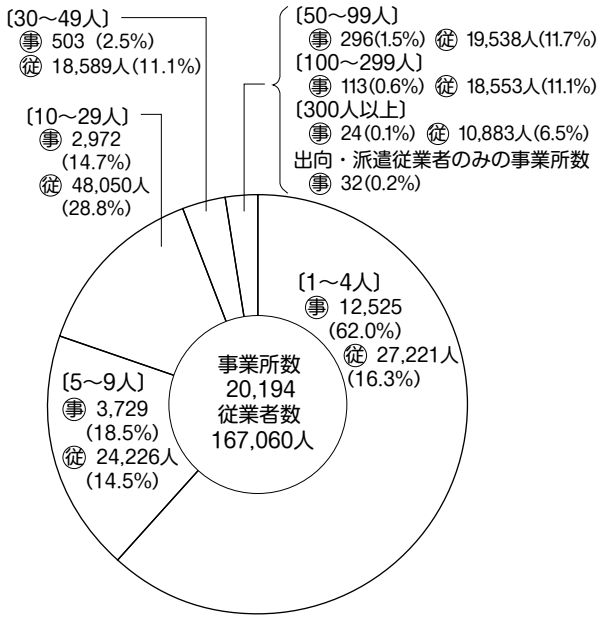
産業振興ビジョンでは、①72万人の人口が持つ活力を活かす、②事業者の強化と連携を推進する、③まちづくりと連動して産業振興を推進する、の3点を掲げて、区内経済の発展・振興と、区民生活が豊かになる連環の創出に取り組むこととしている。

●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業（23.6％）、建設業（11.9％）、宿泊業・飲食サービス業（11.1％）、不動産業・物品賃貸業（10.0％）、生活関連サービス業・娯楽業（9.4％）、医療・福祉業（9.3％）を合わせると全体の75.3％となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が4分の3を占めている。

また、事業規模では、従業者数20人未満の事業所が全体の91.4％を占め、区内産業活動の中心となっている。

〔規模別事業所構成と従業者数〕　平成24年2月1日現在



注：〔　〕内の記述は事業所の規模を示す。また、事は事業所数
　　従は従業者数の略である。
資料：「平成24年経済センサス活動調査報告」東京都総務局統計部

〔工場数と従業者数および出荷額〕　平成26年12月31日現在

産業中分類	工場数	従業者数	出荷額
		人	万円
食料品	30	751	1,108,572
飲料・飼料等	－	－	－
繊維工業	19	131	119,270
木材・木製品	1	4	非公表
家具・装備品	9	163	425,386
紙・紙加工品	12	218	398,598
印刷・同関連業	18	311	411,869
化学工業	4	71	1,059,537
石油・石炭	－	－	－
プラスチック	16	139	155,432
ゴム製品	3	21	33,203
皮革・同製品	2	19	非公表
窯業・土石	5	54	429,025
鉄鋼業	－	－	－
非鉄金属	3	204	574,381
金属製品	12	140	196,707
はん用機械	3	38	106,519
生産用機械	8	82	110,643
業務用機械	13	177	197,183
電子・デバイス	3	31	14,270
電気機械	11	153	254,314
情報通信機械	3	165	340,947
輸送用機械	4	34	42,204
その他	14	126	158,176
総数	193	3,032	6,163,668

注：①本統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施。
　　②総数は非公表の数値を含む。
資料：「平成26年工業統計調査報告」東京都総務局統計部

●練馬区産業振興公社との連携

一般社団法人練馬区産業振興公社は、平成25年4月1日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。（前身である一般社団法人ねりまファミリーパックを改組、名称変更した。）

26年度には、区民・産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。

区と公社は、産業振興に関する協定を締結し、区内事業者への専門的かつ継続的な支援を実現するために必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

27年度の公社の事業内容は、次のとおりである。

1　練馬ビジネスサポートセンターの運営

①　起業・創業や経営に係る各種相談事業
②　起業・創業および経営者セミナーの開催
③　経営支援に係る各種補助金の交付
④　販路拡大・集客の支援

⑤　産業情報の収集および提供

2　区民・産業プラザの維持運営

①　貸出業務（研修室、ホール等）

②　維持管理

3　勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は165ページ「ねりまファミリーパック」参照。）

(2) 中小企業の経営を支援する

●産業融資による支援

1　産業融資あっせん事業

区内の中小企業が、区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。平成27年度は、景気対策特別貸付796件、54億473万円のほか、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付の融資あっせんを行った。

〔産業融資状況（業種別）〕　平成27年度

業種別内訳			貸付 件数（件）	貸付 金額（万円）
建設業			617	443,316
製造業			149	106,323
運輸・通信業			83	62,119
卸・小売・飲食業			469	277,232
	内訳	卸売業	160	124,725
		小売業	207	113,774
		飲食業	102	38,733
サービス業			372	213,702
その他（不動産業含）			247	143,117
合計			1,937	1,245,809

2　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫の マル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。27年度は、495件に対し利子補助を行った。

●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、次のような事業を行っている。

1　総合相談・専門相談

ビジネスマネージャーによる総合相談の他、起業・創業、労務、販路拡大・集客、経営および税務について各分野の専門家が相談に当たっている。

〔総合相談・専門相談状況〕　平成27年度

内容		件数（件）
総合相談		326
専門相談	起業・創業	174
	労務	63
	販路拡大・集客	202
	経営	87
	税務	112
出張相談		54
計		1,018

2　経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、平成27年度は54事業所に出向き指導を行った。

3　経営者・後継者向けセミナー

経営力を高めるためのセミナーを年間を通じて定期的に開催している。27年度は8回開催し、計476人が受講した。

4　起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を実施している。27年度に開催した4コースは、入門編242人、実践編87人、女性編91人、地域創業編33人が受講した。



〔女性のための起業セミナー　ポスター〕

5　見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。27年度は7件の補助を行った。

6　ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。27年度は37件の補助を行った。

7　区内事業者等の連携による製品等開発への支援

区内事業者等が連携し取り組む製品・サービス等の開発に係る経費の一部を補助している。27年度は1件の補助を行った。

8　各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。27年度は1件の補助を行った。

9　商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。27年度は27件の採択を行った。

10　受発注企業商談会

中小企業の販路開拓を支援するため5区合同で受発注企業商談会を開催している。27年度は21社の受注企業に対して82社の企業が参加し、133の商談を行った。

・開催日　平成27年11月27日
・場　所　巣鴨信用金庫本店
・主　催　（一社）練馬区産業振興公社、（公財）板橋区産業振興公社、北区、豊島区、文京区、（公財）東京都中小企業振興公社

11　ねりま産業情報紙「neri・made（ネリマデ）」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made（ネリマデ）」を発行している。27年度は2回発行した。



〔neri・made　創刊号〕

12　景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1　商工業団体等への支援

区内の商工業団体等が行う事業に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

2　生鮮食料品共同販売事業への支援

青果物・食肉・魚介類の各小売業組合に対して、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進し、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。平成27年度は、生鮮食料品全体で3小売業組合、延べ144店舗が参加した。

〔共同販売事業実施内容〕　　平成27年度

品　　目	特　売　日
青　果　物　7品目	5/29、6/12
食　　肉　3品目	6/20、9/8、11/10、2/9、3/8
魚　介　類　5品目	12/10、12/11

3　家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。27年度は、245件のあっせんを行った。

4　公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。27年度は、施設設備改善は10軒、季節事業および燃料費は26軒に補助を行った。

5　中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者、就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

●アニメ産業への支援

区内には約80のアニメ制作会社が集積し、日本のアニメを支えている。区は、アニメ産業に対し、様々な支援を行っている。

1　アニメ産業振興

⑴　一般社団法人練馬アニメーションへの支援

（一社）練馬アニメーションが行うアニメ制作に携わる人材育成事業や、カナダ・ケベック州のアニメ制作会社との国際ビジネス展開実現のための支援を行った。

⑵　アニメ制作企業等の立地促進

アニメ産業の集積をさらに強化するため、アニメ制作関連事業者の区内誘致・創業支援を目的として、移転費・賃料等を支援する補助制度を設けている。

⑶　フランス・アヌシー市とのアニメ産業交流

世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランス・アヌシー市と、平成21年4月にアニメ産業交流協定を締結した。27年度は小学校間でアニメ作品による相互交流を行った。

2　アニメ文化普及・地域振興

⑴　練馬アニメカーニバル

練馬区のアニメの魅力を区内外に発信するために毎年開催している。

・開催日　27年10月17～18日
・場　所　練馬駅北口周辺
・主　催　練馬アニメカーニバル推進連絡会
・内　容　アニメの学校@ねりま、アニメキャラクターショー、TVアニメ作品のステージプログラムなど
・来場者　約12,000人



〔告知ポスター〕

⑵　アニメ産業と教育の連携事業

区内の小・中学校において、アニメ産業やアニメの表現技法を学習する事業を実施している。27年度は、14校で延べ17授業を実施した。

⑶　アニメ情報の発信

①PR冊子「アニメ・イチバンのまち 練馬区」（日本語版・英語版・中国語版）の配布
②練馬アニメーションサイトの運営
③練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」によるPR事業

⑷　アニメプロジェクトin大泉

日本のアニメ発祥の地である大泉で毎年開催している。

・開催日　27年5月24日
・場　所　大泉学園駅北口周辺
・主　催　アニメプロジェクトin大泉推進連絡会
・内　容　アニメ作品の上映、アニメキャラクターショー、セル画体験教室など
・来場者　約12,000人

●練馬産業見本市の開催

優れた技術や特徴のある商品など区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

・開催日　平成27年10月18日
・場　所　としまえん屋内館
・主　催　練馬区
・共　催　(一社)練馬産業連合会、(一社)練馬区産業振興公社
・後　援　(公財)東京都中小企業振興公社、東京商工会議所練馬支部、練馬区商店街連合会、(公社)練馬東法人会、(公社)練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、(一社)練馬アニメーション、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会
・内　容　商品やサービスの展示、販売のほか、映像、体験、ステージなどのブースを事業者が出展
・来場者　約13,000人

●練馬区伝統工芸展

・期　間　平成27年10月12日～14日
・場　所　練馬区立区民・産業プラザ
・主　催　練馬区伝統工芸会
・後　援　練馬区、練馬区教育委員会、(一社)練馬区観光協会、(一社)練馬区産業振興公社
・内　容　東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等14業種の展示・実演・体験・販売
・来場者　3,203人

●ねりま漬物物産展

・期　間　平成28年2月5日～7日
・場　所　練馬区立区民・産業プラザ
・主　催　練馬漬物事業組合
・後　援　練馬区、(一社)練馬区観光協会、(一社)練馬区産業振興公社、(一社)練馬産業連合会
・内　容　練馬大根本干したくあん等の漬物の展示・即売

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として、平成26年4月に練馬駅北口のCoconeri（ココネリ）3・4階に開設した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

〔区民・産業プラザ利用状況〕　平成27年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
ホール	462	74,043
産業イベントコーナー	190	－
研修室1	647	38,808
研修室2	857	25,283
研修室3	669	12,769
研修室4	514	9,083
研修室5	628	11,761
多目的室1・2	1,344	15,486
産業・観光情報コーナー	－	75,812
計	5,311	263,045

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

区は、(一社) 練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

1　ねりまファミリーパック

練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、平成27年度末の会員数は11,812人である。

2　各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を

図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）などの役割が大きいが、区でも就労希望者の便宜を図るため、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、平成27年6月末現在で105組合、組合員数22,390人となっている。

1　商工業従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。27年度は商業関係81人、工業・建設業等関係42人を表彰した。

2　労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、専門家が、労働問題に関する相談を受け付けている。

3　労働講座

社会的に高い関心がもたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。27年度は、「経営分析講座」「春闘情勢講座」「労働法講座」「労務管理実務講習会」の4講座を開催し、延べ249人の参加があった。

4　職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター2階に設置されている「ワークサポートねりま」では、15歳以上を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機による職業情報を提供している。27年度は14,349件の相談があった。

また、26年4月から、求人情報自己検索機や就労相談窓口を増設するとともに、新たに個別相談窓口を設置し機能拡充を図っている。

5　就労支援

若年者向けの就職面接会「ヤング応援就職面接会in練馬」を、27年11月と28年2月に開催した。延べ121人の参加があり、12人が正社員として就職した。

また、26年4月に石神井公園区民交流センター2階に開設した「シニアしごと支援コーナー」では、高齢者の就職を促進するための講座を27年9月、11月、28年3月に開催し、延べ65名の参加があった。

6　内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。27年度は、延べ460人に情報提供を行った。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

1　勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として開設した施設である。

平成27年度は、簿記教室、宅建講座などの事業を実施し、延べ6,633人の参加があった。

〔勤労福祉会館利用状況〕　平成27年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
集会室	921	46,295
会議室（小）	860	7,781
会議室（中）	765	15,071
会議室（大）	840	24,556
和室（小）	839	5,439
和室（大）	646	9,816
職業講習室兼会議室	786	9,467
音楽室	802	13,081
料理室	332	5,060
トレーニング室	−	37,311
展示コーナー	150	−
囲碁・将棋コーナー	−	6,757
卓球開放	−	1,929
計	6,941	182,563

2　東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。

27年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ784人の参加があった。

〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）利用状況〕　平成27年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
体育室	1,653	18,378
トレーニング室	31,621	28,134
和室第一	544	6,884
和室第二	503	3,883
会議室	656	8,700
研修室第一	793	10,689
研修室第二	617	8,566
クラブ室	430	4,102
職業講習室	605	8,580
計	37,422	97,916

(4) 消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1　消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

〔消費者講座〕　平成27年度

講座名	概　　要		開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を、講演や実習により学習する講座。 時間やお金の節約方法を学ぶ講座や炭電池作りで環境を考える親子講座を実施した。		5回	170人
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。 食生活を見直したり、環境について考える講座を実施した。	実技形式	5回	431人
		講座形式	6回	

2　消費生活展

パネル展示や実演などにより、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者意識の啓発を行っている。

平成27年度は、公募による消費者団体やグループで構成する実行委員会（19団体）の企画・運営により、6月20・21日に石神井公園区民交流センターで開催し、延べ2,307人が来場した。

移動生活展は、区役所本庁舎アトリウムで10月9～15日に開催し、延べ2,006人が来場した。

3　消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だよりを発行している。主な内容は、「柔軟剤」「自転車事故の保険」などであった。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。

平成27年度の相談件数は5,011件で、前年度（4,922件）に比べ1.8％増加した。一方で、総件数のうち60歳以上の方の相談が、全体の31％を占めるほか、契約・購入金額別件数で見ても300万円以上の相談の約半数が60歳以上の方からのものであり、高齢者の消費者被害が深刻なものとなっている。

消費生活相談では様々な相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕　平成27年度

順位	区　　分	件　数
1	運輸・通信サービス	1,421件
2	教養娯楽品	402件
3	レンタル・リース・貸借	362件
4	食料品	282件
5	金融・保険サービス	267件

2 販売事業者等立入検査

家庭用品品質表示法および製品安全関連4法（※）に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。27年度は延べ5事業者、66品目について検査を行い、おおむね適正に表示されていた。

※製品安全関連4法
電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法

●石神井公園区民交流センターの運営

1　石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる「消費生活センター」の機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」「シニアしごと支援コーナー」が設置されている。

〔石神井公園区民交流センター利用状況〕　平成27年度

施　設　名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
展示室兼集会室（展示利用）	－	－
展示室兼集会室（集会利用）	606	37,410
大会議室(1)	906	12,245
大会議室(2)	905	11,829
会議室（1）	863	8,466
会議室（2）	792	6,501
会議室（3）	776	7,713
和室（1）	719	5,421
和室（2）	707	4,244
研修室	817	8,379
テスト室	559	6,052
料理実習室	314	6,174
保育室	151	847
計	8,115	115,281

2　消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施するほか、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。また、消費生活相談では消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの作成、情報誌の編集などを行っている。

42 魅力ある商店街づくり

(1) 魅力的な商店街づくりを進める

平成20年度に113商店会（会員数5,195人）あった区内商店会数が、27年度には103商店会（会員数4,296人）に減少している。また、商店街には、170店舗を超える空き店舗が存在する。

商店街の人材不足や空き店舗の存在等、商店街を取り巻く課題に対応するための取組が求められている。

●魅力ある個店づくり

商店街を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店街の核となる個店・人材を育成し、魅力ある個店づくりを進めている。

平成27年度は、練馬区商店街連合会が実施した2回の「まちゼミ」（商店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

●特色のある商店街づくり

商店街同士の連携強化を進め、複数の商店街が合同で行う地域の特色を活かした取組を支援し、特色のある商店街づくりを進めている。

平成27年度は支援を行う2地域（練馬駅周辺地域、大泉学園駅周辺地域）を決定した。28年度から支援を開始する予定である。

●プレミアム付お買物券発行への支援

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金等を活用し、区内商店街をはじめとする小規模店舗への好循環を促し、地域経済の活性化を進めるため、練馬区商店街振興組合連合会による20%プレミアム付練馬区内共通お買物券の発行を支援した。



〔通称「ねり丸お買物券」〕

●商店街振興への取組

1　商店街のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業等に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全安心な環境整備に寄与している商店街の街路灯等について、商店会が行う修繕経費や維持費（電気代等）の一部を助成した。

2　商店街空き店舗利用の促進

商店街における空き店舗の存在は、商店街自体の魅力や集客力の低下を招く。そのため、空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいをもたらすため、空き店舗利用を促進する必要がある。

空き店舗を活用し、産直販売を実施する事業やコミュニティスペースを運営する事業等に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、空き店舗を活用し、新たに起業をする事業者に対しても支援を行っている。平成27年度から、練馬区産業振興公社に事務を移管した。（産業振興公社については162ページを参照。）

〔商店街振興事業実績〕　平成27年度

支援（助成）内容	商店会数	事業数
イベント事業	64	138
環境整備等事業	6	7
街路灯等修繕・塗装	2	2
街路灯等維持費	77	77
空き店舗活用産直販売事業	5	8
空き店舗コミュニティスペース整備等事業	2	2

●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。

27年度は、商店街連合会の開催する「商業まつり」（年2回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

43 都市農業の振興と都市農地の保全

(1) 農の活きるまち練馬

●都市型農業経営の支援

1　経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者を、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

28年3月末時点の認定農業者数は64経営体、都市型認定農業者数は12経営体である。

2　練馬区農の学校事業

区民の中から農家の支え手を育成し、支え手を必要とする農家とのマッチング等を行うため、27年3月に「練馬区農の学校」を開校した。

農の学校では複数のコースを設置しており、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定する。27年度は、25名の「ねりま農サポーター」が誕生し、農家とのマッチングが18件成立した。

3　果樹あるファーム事業

ブルーベリー・ブドウ・カキ・クリなど多様な果樹の直売や摘み取り等を行う農家を支援する「練馬果樹あるファーム」事業を展開し、消費者が季節を通じて手軽に果樹とふれあえる機会の充実を図る。

27年度は、区内における果樹栽培の現状把握や、消費者需要の調査、魅力あるＰＲ展開の検討等を行った。

4 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を22年度から助成している。

●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

1　練馬産農産物のブランド名の決定・周知

練馬産農産物の魅力を発信するため、練馬産農産物のブランド化を図る。

平成27年度は、ブランド化に向けて農業者等に意見の聴き取りを行った。

2　ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

27年度は、11月7日に若手農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）により、区立平成つつじ公園で開催した。また、自らマルシェを企画・開催する農家等2団体に対し、当該マルシェのＰＲおよび運営経費に係る補助等の支援をした。

3　駅等での直売イベントの開催

練馬産農産物の魅力の発信と購入機会の充実を目的として、駅等での直売イベントを開催する。

28年度の実施に向けて、27年度は、西武鉄道や東京あおば農業協同組合と協議を行った。

4　練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、練馬大根育成事業を実施している。27年度は、20軒の農家に栽培委託して14,111本を生産し、生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業のほか、「第9回練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。

また、区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行った。

さらに、練馬大根の伝来種を保存、継承していくため、区内農業者に練馬大根伝来種の保存を委託している。

5　ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、生産者とふれあうことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうことを目的として、以下の事業を実施している。

⑴　野菜ウォークラリー

参加者がいくつかの畑を回り、生産者から野菜の育て方や収穫の仕方などの説明を聞きながら、地場野菜を観察・収穫する事業である。

東京あおば農業協同組合と生産者の協力のもと、2年から実施している。27年度は、37組（94人）が参加した。

⑵　酪農体験

23区唯一の牧場である小泉牧場において、乳搾りや牛とのふれあいを体験する事業である。消費者と近い都市部での酪農の価値を伝え続けるために、17年から実施している。27年度は、87人が参加した。

⑶　ふれあい農園

区内の生産者が栽培したジャガイモやサツマイモを、参加者が自分の手で収穫できる事業である。

区は、参加申込みの受付や農家への斡旋を行っ

ている。

6　大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23年度に整備した区立大泉橋戸公園内の水田（230㎡）で、24年度から地域団体や小学校等と協同で稲作を実施している。

7　果樹を活用した体験学習事業

柿を収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する事業である。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農とのふれあいや収穫の喜びを味わうことを目的とし、24年度から実施している。

8　農の魅力を発見できる情報の発信

⑴　ねりまの農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなど練馬の特産農産物や農業体験農園を始め、身近に農とふれあうことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」（24年度改訂）を配布している。

⑵　農産物直売所マップ

地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を推進するため、区内の直売所を掲載した「練馬区農産物直売所マップ～「農」を身近に感じるまち歩きガイド～」を隔年で作成し、配布している。

⑶　ブルーベリー観光農園紹介冊子

区内では、農業者によるブルーベリーの栽培が盛んになっており、夏季には手軽に摘み取りを楽しめるブルーベリー観光農園が開園する。27年度は29園が開園した。

この観光農園の情報のほか、周辺の観光スポットや練馬区にちなんだ商品「ねりコレ」の紹介など、まち歩き観光に役立つ情報を掲載した農園紹介冊子を配布した。



〔農園紹介冊子〕

9　世界都市農業サミットの開催に向けた検討・調査・研究

区では、都市生活と融合する生きた都市農業が受け継がれている。このような都市農業の姿は世界の都市の中でもまれであり、今後の都市生活のあり方をより豊かにする文明史的意義を持つといえる。

こうした魅力・ポテンシャルを世界に向けて発信することを目的として、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催機運の高まりに合わせ、練馬区で世界都市農業サミットの開催を検討する。

10　伝統野菜を活用した食育の推進事業

小学校3年生の社会科授業の地域学習において、練馬の伝統野菜「練馬大根」について学習する機会を創出するための補助教材を作成する。都市農業や練馬大根等への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図る。27年度から毎年、区立小学校3年生に配布する。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

11　農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が自ら開設し、経営・管理する農園で、区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備費・管理運営費の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に「緑と農の体験塾」が誕生し、28年3月現在、17園、1,857区画が利用されている。

12　区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。

13　市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。

〔農業体験農園一覧〕　　平成27年度末現在

名　　称	区　画　数
緑と農の体験塾	153
大泉風のがっこう	137
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	122
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ･わぁるど」	125
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百匁の里」	101
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	82
農業体験農園「旬感倶楽部」	101
あーばんあぐりぱーく石神井台	88
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百匁の里第二」	57
計　17　園	1,857

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

〔区民農園一覧〕　平成27年度末現在

名　称	区画数
中村南一丁目	90
向山四丁目	98
高野台三丁目	59
春日町二丁目	38
高松一丁目	30
高松三丁目	38
田柄一丁目	235
田柄二丁目	45
石神井町六丁目	16
上石神井二丁目	133
上石神井南町	40
下石神井六丁目	73
関町南三丁目	119
関町南三丁目第二	82
東大泉二丁目	92
西大泉二丁目	169
南大泉やまぶし	49
大泉学園町一丁目	38
大泉学園町四丁目	146
計　19　園	1,590

注：1区画の面積は、おおむね15㎡である。

〔市民農園一覧〕　平成27年度末現在

名　称	区画数
旭町	44
谷原東	56
谷原西	49
南大泉	48
西大泉	49
計　5　園	246

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

●都市農地の保全に向けた取組の推進

1　都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。

都内の市街化区域内農地は、過去10年間で約1,000haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

練馬区は、市街化区域内農地をもつ38の区市町で構成される都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、他の自治体と連携し、都市農地の保全に向けた制度改正等を国へ要望するなどの活動を行っている。

2　農の風景育成地区制度の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景の維持を目的として東京都の独自制度として平成23年8月に創設された。

制度の特徴は以下のとおりである。

・地区内では、複数の農地等を一つの都市計画公園などとして指定することが可能となる。
・農業者との協力、連携を図ることで、農地の活用を通した農業者と地域住民との交流が促進される。
・都市農地の重要性などについての住民の理解が進み、農のある風景が育まれる。

練馬区では27年6月に「高松一・二・三丁目地区」が指定された。今後も、都と連携しながら、都市計画制度などを積極的に活用し、農地や屋敷林のある風景を保全していく。

3　防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地は、住宅などが密集している地域で、火災時の延焼を防止する空間や一時避難スペースなどの機能が期待されている。

27年度は、農地の防災上の役割を明確にするため、ＪＡ東京あおばと締結している災害時の協定内容について協議を行った。

4　生産緑地の指定

3年9月に生産緑地法が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分され、保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は、一定期間営農が義務付けられる一方、相続税納税猶予（農業を継続することを約束することで、納税が猶予される）が受けられる。

そこで区は、できるだけ多くの農地を保全するため、4年以降も生産緑地の指定を行っており、27年11月の生産緑地地区面積は、約189haとなっている。

〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数(戸)	農業従事者数(人)	農地面積(ヘクタール)	生産緑地面積(ヘクタール)
23	513	1,090	244.4	199.0
24	498	1,075	239.8	195.1
25	480	1,014	230.4	192.6
26	465	968	224.1	189.4
27	441	919	218.9	187.1

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」による（各年8月1日現在）。
農地面積は都税事務所固定資産税課税による（各年1月1日現在）。
生産緑地面積は各年の告示面積による。

〔地区別農産物生産面積表〕　〔単位：アール〕

	品目	合計	練馬	石神井	大泉		品目	合計	練馬	石神井	大泉
野菜類	キャベツ	2,743	580	935	1,228	野菜類	レタス	101	13	21	67
	ブロッコリー	939	391	216	332		その他野菜類	1,884	336	518	1,030
	大根	877	387	183	307		野菜類計	11,599	3,697	3,216	4,686
	枝豆	760	329	211	220	野菜類以外	柿	643	131	161	351
	ジャガイモ	635	275	165	195		ブルーベリー	643	85	154	404
	トウモロコシ	507	284	79	144		梅	302	85	61	156
	ほうれん草	499	171	147	181		ブドウ	220	42	91	87
	こまつな	450	138	182	130		栗	199	35	46	118
	ネギ	434	147	118	169		キウイ	79	58	16	5
	サトイモ	333	104	83	146		その他果樹類	555	246	122	187
	にんじん	329	132	63	134		植木	1,018	146	677	195
	カリフラワー	272	107	88	77		芝	871	0	69	802
	サツマイモ	258	109	45	104		花類	381	88	26	267
	トマト	249	77	69	103		その他	165	58	55	52
	ナス	167	60	52	55		野菜類以外計	5,076	974	1,478	2,624
	キュウリ	162	57	41	64		延べ生産面積計	16,675	4,671	4,694	7,310

※その他野菜類……南瓜、水菜、白菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、のらぼう等
その他果樹類……みかん、ゆず、かりん、すもも、レモン等
その他……麦、緑肥、茶、牧草等
資料：「農業経営実態調査」による（27年8月1日）

5　制度改正に向けた取組の推進

生産緑地に指定できない500㎡未満の農地は宅地並みの税が課せられるなど、農業の存続、農地の保全が極めて困難な状況にある。また、農地を継承するために大きな役割を果たしている相続税納税猶予制度は、適用の要件が極めて厳格である。

これらの課題を踏まえて、区は、26年9月に行われた、国による「国家戦略特区における新たな事業提案の募集」に際し、都市農業の継続・拡大のため、以下の3つの提案を行った。

① 生産緑地地区の指定に係る面積要件を廃止すること
② 市街化区域内農地の賃借を可能とするとともに、当該農地を相続税納税猶予制度の対象とするよう措置を講じること
③ 防災施設や直売所等の農地内設置に係る相続税納税猶予制度適用の要件緩和をすること

44 みどりの保全と創出

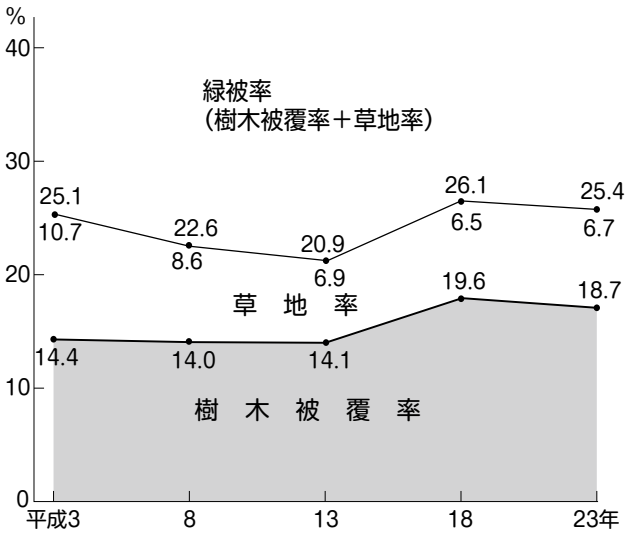
(1) みどりの豊かさを実感できるまちづくりを進める

●みどりのネットワーク形成の推進

練馬区の緑被率（草地、樹林地や農地などの緑に覆われた面積の割合）は、23区で最も高い25.4％を誇り、大きな魅力となっているが、現在、減少傾向にある。これを踏まえ、区は、公園や樹林地、街路樹等を結ぶみどりのネットワーク形成を図り、みどりあふれるまちづくりを進めていく。

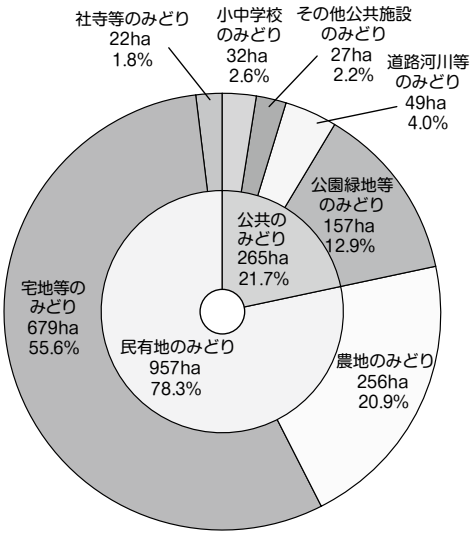
また、より積極的、効果的な施策を展開するために、『ビジョン』に基づき、みどりの総量だけではなく、質にも着目した新しい視点での調査を実施する予定である。平成27年度は、緑化委員会においてみどりの豊かさを評価するための手法を審議した。

〔緑被率の経年変化〕



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

〔緑被地の土地利用・所有別内訳〕



練馬区みどりの実態調査報告書（平成 24年3月）

●練馬区緑化委員会

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査審議する区長の附属機関として設置している。第18期は学識経験者や樹林地の所有者等を含む21人で構成されている。平成27年度は3回開催した。

●特色ある公園の整備

誰もが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。

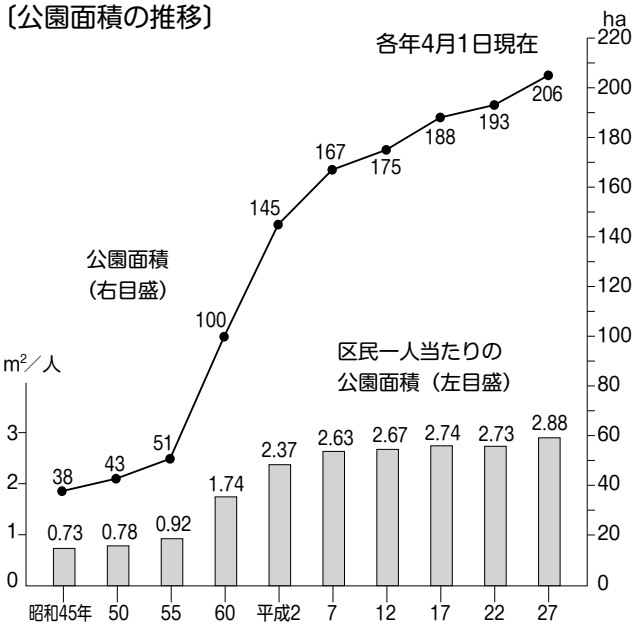
平成27年度には、特色ある公園として、広々とした原っぱで遊んだり散策を楽しめる「西大泉こさくっぱら緑地」や、季節の変化や会話を楽しめる小路をテーマとした「南大泉四丁目緑地」（ともに28年4月開設）、さらに、約220品種のバラの香りを楽しめる「四季の香ローズガーデン」（5月開設）の整備を行った。

今後も地域の特色を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人が訪れるような魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

〔公園の現況〕　　平成28年4月1日現在

種　　類	数（か所）	面　　積（㎡）
都立公園	4	1,059,970.76
区立公園	203	771,261.83
区立緑地緑道	243	142,715.14
区立市民農園	3	9,539.00
区立児童遊園	219	90,729.55
計	672	－
区民一人当たり		2.88

〔公園面積の推移〕



●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。平成27年度からは、区民の意見・要望をより一層取り入れるため、維持管理を行うにあたっての事前周知の取組を強化している。

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画」（25年度策定）に基づき、予防保全型管理を実施している。

●民有樹林地の保全

練馬の歴史や風土を伝える屋敷林などの民有樹林地の保全を進めるため、平成26・27年度に樹林の外観調査等を行った。特に重要な樹林地については、所有者の意向も踏まえながら、都市計画制度の適用に向け、合意形成を図っていく。

その他の樹林地については、引き続き、「保護樹林制度」や「憩いの森・街かどの森制度」の適用を進め、保全に向け所有者を支援していく。

●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成28年4月1日現在、樹木を1,245本（うち民有の樹木1,015本）、樹林を73か所、192,239㎡（うち民有の樹林34か所、116,201㎡）指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」（1,000㎡以上）は41か所98,827㎡、「街かどの森」（300㎡以上1,000㎡未満）は6か所3,578㎡開放している。

●みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並み作りに対して、みどりのアドバイザーを派遣して、支援する取組を進めている。

街路樹や公園の樹木については、目標樹形を設定し維持管理を進めている。

街路樹の計画的な更新を進めており、平成27年度は大泉学園通りのサクラ並木の樹木更新を行った。

●みどりの協定

一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成27年度末現在、18地域で協定が結ばれており、地域住民によるまちの緑化・美化が行われている。

●緑化に関する助成制度

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や屋上緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成している。

生け垣化助成は、平成27年度は19件・延長284mに対して助成した。

また、屋上緑化助成は、1件・面積11㎡、沿道緑化助成は、6件・面積32㎡、壁面緑化助成は2件・面積30㎡に対して助成した。



〔助成制度案内パンフレット〕

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。平成27年度は、問合せが2,426件、事前協議申請が543件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。平成27年度は34件の届出があった。

(2) みどりを愛する心を育む

●子どもたちが楽しめる体験型事業

次世代を担う子どもたちがみどりや生き物と直接触れ合う場や機会を提供し、練馬のみどりを愛する心を育てるために、様々な体験型事業を実施している。

平成27年4月には「こどもの森」を開園した。常時、プレーリーダーがおり、泥遊びや木工、畑づくりなど自由に遊べる場として運営している。

また、憩いの森や公園など区内3か所で、カブトムシがすむ森づくりを進めている。

●花とみどりの相談所

昭和62年4月に開設された花とみどりの相談所は植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および寄せ植えなどの講習会を行っているほか、みどりに関わる活動をしている区民サークルに講習室の貸出しも行っている。

また、相談所の周辺には、来所する区民がみどりに親しむことができるよう四季の香ローズガーデン（平成28年5月開設）や花壇、マグノリア園等を整備しており、年間を通して四季折々の花を楽しめる。

27年度の相談件数は3,137件であった。また、講習会等の開催は延べ65回、参加者は1,641人であった。

●牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、牧野富太郎博士の偉業を末永く後世に伝えるため、昭和33年12月に開園した。園内には300種類以上の植物が植えられており、植物標本などを展示している記念館や、博士が研究のために使った書斎と書庫を当時のまま保存している鞘堂がある。また、植物に関する相談の受付や植物観察会などの講習会を行っている。

平成27年度の入園者数は20,127人、植物に関する相談件数は613件であった。また、企画展の開催は延べ6回、来場者は12,624人であった。

●緑化協力員

区民の協力のもとに、みどりの保全および創出の推進、知識の普及・意識の啓発等の活動を行うため、「緑化協力員」の制度を設けている。緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

●出生記念苗木配布

出生を記念し苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成27年度は1,470本の苗木を配布した。

●練馬みどりの葉っぴい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉（は）っぴい基金）」を設置した。

基金は寄付金と区の積立金等からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。27年度末の現在高は18億2,454万円である。


〔基金キャラクター　ぴいちゃん〕

また、基金のキャラクターである「ぴいちゃん」を活用し、みどりを増やし、みどりを愛する心を育むため、「ぴいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。27年度末現在の会員数は、782名である。

45 地域活動の活性化と多文化共生社会の実現

(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

●町会・自治会の活動支援

区内には250の町会・自治会があり、防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、様々な活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。また、区政の重要なパートナーとして、幅広く区の事業に協力している。

区は、この町会・自治会の活動の支援として、加入促進パンフレットの作成、ホームページの運用、活動費の補助、活動保険への加入、公設掲示板等の管理委託（155団体）、会館建設等の建替えや修繕等に対する補助（4件）を行っている。

●ＮＰＯ・ボランティア団体の支援

ＮＰＯ活動支援センターにおいて、相談対応（244件）、情報紙の発行（毎月1回）、ホームページの運用、研修会の開催（3講座、述べ129名）、団体の活動を紹介するパネル展等を行っている。

●区民協働交流センター

公益的な活動の支援と協働を推進するため、相談に応じるとともに、活動の場を提供している。

・利用状況　相談数　33件
　情報コーナー利用数　607件
　作業コーナー利用数　2,819件
　交流コーナー利用者数　15,430人

●地域の実情の把握と情報の受発信

区民事務所・出張所施設に地域支援推進員（20名）を配置し、地域の実情把握や地域情報コーナーを通じた情報の収集・発信を行っている（地域情報コーナー利用数3,425件）。

●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域の様々な団体を母体として組織された地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

・会場　17地区29会場
・参加者数　88,838人

●協働事業提案制度の実施

地域活動団体から区と協働して取り組む事業を募集し、6事業を実施した。

(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

●活動と交流の場の提供

1　地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営については、地域住民との協働の視点から、平成12年度から順次、夜間、土日祝日の運営を運営委員会に委託してきた。18年度からは、順次、平日昼間の運営についても委託し、24年度から全ての館において昼間委託実施となった。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

〔地区区民館利用状況〕　平成27年度

施設名	個人利用					団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	ぴよぴよ		
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
豊玉北	17,802	6,273	1,648	10,344	＊	26,016	62,083
桜　台	17,954	4,275	1,455	9,269	＊	47,822	80,775
貫　井	27,322	5,574	381	11,820	＊	68,445	113,542
氷川台	29,037	3,876	754	10,631	＊	49,801	94,099
早　宮	17,078	4,895	386	＊	＊	44,534	66,893
春日町南	12,649	7,613	2,025	＊	＊	42,241	64,528
高　松	14,647	1,311	503	5,498	＊	13,540	35,499
北　町	13,879	3,732	922	＊	＊	32,996	51,529
北町第二	16,316	4,697	321	3,931	＊	40,251	65,516
田　柄	18,039	6,898	1,498	8,821	＊	50,655	85,911
光が丘	12,953	3,432	1,584	＊	＊	68,181	86,150
旭町南	14,434	21,899	24,429	＊	＊	87,318	148,080
旭町北	10,101	3,933	131	＊	＊	36,339	50,504
富士見台	17,172	7,389	695	＊	＊	41,436	66,692
下石神井	12,654	2,183	1,521	7,478	＊	30,138	53,974
立　野	12,224	2,803	1,451	＊	10,166	45,295	71,939
関町北	18,829	2,983	1,085	6,330	＊	57,451	86,678
東大泉	18,820	5,510	1,637	9,427	＊	92,345	127,739
西大泉	14,950	4,871	1,677	7,441	＊	56,461	85,400
南大泉	15,036	5,643	1,392	＊	＊	61,433	83,504
北大泉	15,367	7,594	369	8,189	＊	45,724	77,243
大泉学園	18,325	4,093	913	8,822	＊	24,708	56,861
計(22)	365,588	121,477	46,777	108,001	10,166	1,063,130	1,715,139

注：①旭町南地区区民館の一般利用･団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む数値である。
②＊印は、該当の施設を設置していない。

2　地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、28年3月現在27か所を開設している。

設置当初から、地域住民からなる運営組織に管理運営を委託している。また、区民館から移行した地域集会所については、現在、事業者に運営を委託しているが地域住民からなる運営組織への委託について協議を進めている。

〔地域集会所利用状況〕　　平成27年度

施設名	利用件数	利用者数
	延べ　件	延べ　人
石神井台	2,497	24,907
上石神井	2,097	11,957
南田中	1,604	14,618
谷原	1,342	17,585
旭丘	2,225	20,865
中村	2,698	28,586
向山	3,017	14,075
土支田	2,835	16,282
大泉町	2,128	12,544
高野台	3,826	26,268
大泉学園町	1,866	12,861
三原台	2,422	17,412
北町	2,245	13,356
東大泉	2,548	15,351
小竹	2,050	15,983
石神井台みどり	2,620	17,988
関町	3,000	18,604
桜台	3,587	17,736
早宮	231	1,666
春日町	2,298	32,883
土支田中央	1,592	16,370
旭町	－	－
田柄	－	－
上石神井区民	2,734	21,959
東大泉中央	2,009	15,879
南大泉	1,721	15,917
大泉北	1,329	9,543
計（27）	56,521	431,195

注：①旭町地域集会所・田柄地域集会所は平成27年1月から平成28年4月まで工事のため休館
②早宮地域集会所は平成27年5月から平成28年５月まで工事のため休館
③東大泉中央地域集会所は平成28年1月から平成28年12月（予定）まで工事のため休館

3　区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内併設の心身障害者福祉集会所は、心身障害者優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。また、その他の併用施設も、夜間・休日に一般区民も利用できる。

〔光が丘区民ホール等の利用状況〕　　平成27年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
光が丘区民ホール		
多目的ホール	866	43,803
集会室（１）	797	11,544
集会室（２）	795	12,578
音楽室	704	13,668
美術工芸室	345	3,905
和室	258	2,200
会議室（１）	716	5,509
会議室（２）	745	13,412
小計	5,226	106,619
心身障害者福祉集会所	2,974	67,843
光が丘高齢者センター	0	0
光が丘なかよし児童館	0	0
計	8,200	174,462

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。
②心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体の利用を除く。
③光が丘高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。
④光が丘なかよし児童館は、中高生の居場所づくり事業と親子のふれあう場提供事業実施のため、児童館休館日の夜間のみの利用件数。

〔関区民ホール等の利用状況〕　　平成27年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
関区民ホール		
多目的ホール	628	30,876
リハーサル室	536	7,011
小計	1,164	37,887
関区民センター	382	5,308
計	1,546	43,195

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。
②関高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。

4　向山庭園

庭園を有する和風の施設で、文芸・茶道・華道・囲碁などの活動場所として、会議や学習の会場として、広く区民に親しまれている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年開園を実施するなど、サービスの向上に努めている。

〔向山庭園の利用状況〕　平成27年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
茶室	559	2,923
和室（第1）	562	3,694
和室（第2）	658	4,267
和室（第3）	535	5,656
多目的室	535	4,307
日本庭園	3	13
庭園見学者	－	17,552
計	2,852	38,412

●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、平成27年度は延べ1,216件の利用があった。

●指定保養施設助成事業

区民の健康増進と旅行を通した交流、親睦を目的として、民間のホテル、旅館等23か所を保養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金の一部を補助している。

補助金は、年度内2回、1回の利用につき2泊までを限度とし、利用者1人1泊につき、大人3千円、3歳児～小学生2千円を支給している。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方とその介助者の方には、一定額の補助金割増制度がある。

〔指定保養施設利用実績の推移〕　平成27年度

年度	延べ利用人数	補助額
	人	円
平成23	28,306	117,335,685
24	26,669	85,218,573
25	27,630	88,181,322
26	28,136	89,481,439
27	28,031	89,133,049

●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、3万円を上限として会場使用料の一部を助成している。

〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕　平成27年度

年度	助成件数	助成金額
	件	円
平成23	1,512	45,148,250
24	1,502	44,789,694
25	1,402	41,759,025
26	1,502	44,629,500
27	1,438	42,807,480

(3) 多文化共生社会を推進する

●多文化共生と国際理解

区は交流会や各種講座を積極的に開催し、区民の国際理解を深めている。また、外国籍区民が地域において快適に生活し、他の区民と交流できるような仕組みの整備に努めている。

1　国際理解を深めるために

(1) 在住外国人との交流

国際交流のつどい（11月　1回）、国際交流サロン（原則第4土曜日、8回）をそれぞれ開催した。

(2) 外国語講座

ベトナム語講座（10～12月毎木曜日、12日制）を開催した。

(3) やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区民と区職員を対象として実施した。

2　外国籍区民への支援

(1) 外国語による相談コーナー

毎週月曜日～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談コーナーを設け、区の事業・文化・学習情報の提供や簡単な日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・ハングル※ハングルは金曜日のみ。）

(2) 文化交流ひろば　情報コーナー

平日10時～13時、土・日・祝13時～16時に、文化交流ひろば（光が丘）に情報コーナーを設け、多言語により各種の生活情報を提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、ハングル：月）

(3) 初級日本語講座

「にほんごのきょうしつ」（4～7月、9～12月　2講座）、「こども日本語教室」（原則学校休業期間を除く毎週土曜日）を開催した。

3　ボランティアの登録

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボラン

ティア登録制度があり、登録を随時受け付けている。平成28年3月31日現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが383人、日本語講師ボランティアが172人である。

●海外友好都市等との交流

1　北京市海淀区

年	動き
昭和63年	「都区市町村長訪中団（団長・練馬区長）」が北京市を訪問（交流開始）
平成4年	海淀区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印
5年	区民親善訪問団を海淀区へ派遣
14年	・海淀区に桜を寄贈 ・「友好交流10周年記念写真展」開催 ・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流10周年記念） ・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印
19年	・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」を開催 ・「友好交流15周年記念写真展」を開催 ・区議会代表団が海淀区を訪問
20年	海淀区から贈られた記念碑（友好交流15周年・練馬区独立60周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置
24年	・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流20周年記念） ・練馬区スポーツ交流団（14人）を海淀区へ派遣

〔北京市海淀区　頤和園（いわえん）〕



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

2　イプスウィッチ市

年	動き
昭和63年	練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）
平成5年	区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始
6年	イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印
13年	イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議長が開園式に出席
16年	区長がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携10周年に関する合意書」に調印
21年	区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携15周年）
22年	練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体150周年に参加し、展覧会とワークショップ実施
23年	・洪水により甚大な被害を被ったイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付 ・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く
24年	イプスウィッチ市長と友好訪問団が区を訪れ、第35回練馬まつりに参加
26年	イプスウィッチ市長と友好訪問団を招き、「友好都市提携20周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園で記念植樹を実施

〔イプスウィッチ市　　セントメアリーズカトリック教会〕



市の中心部にある歴史的建造物

3　諸外国との交流

平成21年4月にフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、27年度は、マレーシアとミャンマーからの視察団を受け入れた。

4　海外友好都市等紹介事業

⑴　海外友好都市紹介講座

①オーストラリアの魅力～オーストラリアってどんなところ？～（27年7月）

②中国料理のテーブルマナー（28年1月）

⑵　友好都市紹介パネル展

区と海淀区およびイプスウィッチ市の交流について、パネルや写真等による紹介展示を区役所本庁舎アトリウムで行った。(27年7月、28年1月)

⑶ 友好都市等紹介ケースの常設展示

海外友好都市およびアニメ産業交流を結んでいるフランス・アヌシー市紹介の展示ケースを区役所本庁舎アトリウムに常設している。

⑷ ハワリンバヤル（モンゴルの春まつり）出展

27年5月3日・4日に光が丘公園で、区の国際・都市交流事業を紹介する展示を行った。

5　ホームステイ・ホームビジット

ホームステイなどの希望者を受け入れるホストファミリー（ボランティア）を随時募集している。

27年度末現在ボランティア登録数は116世帯である。

6　国内都市（長野県上田市）との交流

昭和55年に長野県武石村（現上田市）に区立武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成6年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18年の市町村合併により、上田市となったため、8月に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

上田市とは、照姫まつりや練馬まつりで物産の展示・販売による交流を行っている。

27年の照姫まつりには、真田の甲冑隊と信州上田真田陣太鼓保存会が参加した。

46 文化・生涯学習・スポーツの振興

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』の分野別計画である「みどりの風吹くまちにあ・そ・ぶ～練馬区学びと文化の推進プラン～」を、区民意見反映制度を踏まえ、平成27年6月に策定した。

計画の初年度となる27年度は、練馬Ｅｎカレッジ地域講座の開催、文化振興協会の体制および事業の充実などの取組を進めた。



〔「みどりの風吹くまちにあ・そ・ぶ～練馬区学びと文化の推進プラン～」〕

●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、平成28年10月に開催する薪能を企画し準備している。

●練馬区文化振興協会

区民の自主的な文化活動の促進を図り、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として、昭和57年9月に財団法人として設立された。平成24年4月には、公益財団法人へ移行している。

28年度からは、理事長にヴァイオリニストの大谷康子氏を迎えた。また、石神井公園ふるさと文化館、練馬区立美術館に加え、練馬文化センター、大泉学園ホールの指定管理者となり、区の文化振興を担う団体として魅力ある事業展開を目指している。

1　区民文化の向上および振興のための事業の実施

(1)　舞台鑑賞事業（24事業）

(2)　地域活動事業（43事業）

①　アトリウムミニステージ
②　まちなかコンサート
③　演奏家の派遣・あっせん
④　小学校での狂言ワークショップ

(3)　練馬文化センター友の会事業

会員数　1,247人（27年度末現在）

2　区民の自主的な文化活動の促進に関する事業の実施

(1)　区民参加・学習型事業（8事業）

①　小・中学生参加型ミュージカル
②　青少年参加型「ねりま若者文化祭ライブパフォーマンス2016」
③　区民参加型「ゴスペルワークショップ」ほか

(2)　人材育成活用事業

①　第30回新人演奏会（金管・ピアノ部門）
②　練馬区演奏家協会コンサート
③　ゆめりあワンコイン・コンサート(4事業)

(3)　連携支援事業

①　文化活動支援補助
②　練馬交響楽団の活動支援
③　舞台芸術支援（6事業）
④　区内三大学連携（4事業）

(4)　文化芸術情報発信事業

●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和58年4月に開館した。

〔練馬文化センターの利用状況〕　平成27年度

	大ホール	小ホール	ギャラリー
入場者数（人）	279,329	129,646	7,836
利用件数（件）	718	728	147
	リハーサル室	集会室	計
入場者数（人）	53,984	16,544	487,339
利用件数（件）	2,343	1,345	5,281

注：「利用件数」は、午前・午後・夜間の各区分を1件とする。ただし、ギャラリーについては、1日を1件とする。

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅北口再開発ビル〔ゆめりあ1〕内に、平成14年2月に開館した。

〔大泉学園ホールの利用状況〕　平成27年度

	ホール	ギャラリー	計
入場者数（人）	48,918	10,595	59,513
利用件数（件）	924	165	1,089

注：「利用件数」は、午前・午後・夜間の各区分を1件とする。ただし、ギャラリーについては、1日を1件とする。

●美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

1　展示事業

年間4～5回の企画展や、美術館の所蔵作品によるコレクション展などの展覧会を開催している。また、地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

〔企画展〕　平成27年度

展覧会名	会期	観覧者数(人)
開館30周年記念 没後100年　小林清親展	4/5～5/17 (37日間)	14,785
開館30周年記念 舟越保武彫刻展	7/12～9/6 (49日間)	22,948
開館30周年記念 アルフレッド・シスレー展	9/20～11/15 (49日間)	41,849
浜田浄の軌跡 重ねる、削る 絵画	11/21～2/7 (62日間)	3,697
国芳イズム 歌川国芳とその系脈	2/19～4/10 (45日間)	15,532

2　教育普及事業

展覧会関連講座を始め、各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員による作品解説を行うティーチャーズデイの実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

3　美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。27年度末の全所蔵数は6,961点である。

4　美術の森緑地

27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、平成22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に区立石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター107名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。27年度は、分室を含め延べ219,935人が来館した。

1　展示事業

(1)　常設展

「江戸・東京の近郊のくらし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

(2)　特別展

区の歴史などのほか幅広い視野からテーマを設定した特別展を27年度は4回開催した。

〔特別展〕　平成27年度

展覧会名	会期	観覧者数(人)
「蝉類博物館－昆虫黄金期を築いた天才・加藤正世博士の世界－」	10/1～11/29 (52日間)	4,963
「なぞなぞ?ことばあそび!! －江戸の判じ絵と練馬の地口絵－」	1/30～3/21 (45日間)	5,963
【分室】 「志と仲間たちと－文士たちの石神井、美術家たちの練馬」	7/4～9/27 (74日間)	7,743
【分室】 「書家・松井如流－ゆるぎない信念とともに」	10/3～12/23 (70日間)	7,041

(注) 分室は無料展示

⑶　企画展

収蔵資料からテーマを決めた企画展を27年度は4回開催した。

展覧会名	会期	観覧者数(人)
収蔵品企画展「ねりまと鉄道 ー武蔵野鉄道開通100年」	4/25～6/7 38日間	7,087
収蔵品企画展 「戦時下のくらし」	6/27～8/16 44日間	6,112
【分室】新収蔵品展 「檀さんとコミさん」	4/11～6/28 68日間	7,258
【分室】コレクション展 「ことばってたのしいなー木島始の詩と絵本」	1/9 ～ 3/27 68日間	8,109

(注) いずれも無料展示

⑷　わがまち練馬情報コーナー　1・2

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

2　教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業、親子でのふれあいを楽しめる催しなどを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、様々なイベントを開催している。

3　資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

4　施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

●学習情報の提供・相談活動の推進

区民の生涯学習活動を支援するため、毎年「学習・文化ガイドブック」および「スポーツガイドブック」を発行している。

●「練馬Ｅｎ（エン）カレッジ」



〔27年度版「Enカレッジ講座ラインアップ」〕
各講座の内容や実施状況等を紹介している。

各課で実施している人材育成事業を分野別専門講座として束ね、カリキュラムや募集窓口等を総合的に案内している。

分野別専門講座の受講者等が利用できる「共通講座」、「フォローアップ講座」を実施している。その他、地域活動を始めるきっかけづくりとして練馬区の歴史・自然・文化や地域課題など区の概要を学ぶ「地域講座」を実施している。また、特別講座として、「学ぶことの楽しさ・大切さ」等をテーマにした講演会を実施している。

〔練馬Ｅｎカレッジ講座実施状況〕　27年度

講座名	実施状況
共通講座	3回　70人受講
フォローアップ講座	3回　28人受講
地域講座	全17回　延べ528人受講
特別講座	1回　278人受講

※上記のほかにも分野別専門講座（20講座）を各所管課で実施

●生涯学習団体の育成

生涯学習団体は、芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等、様々な分野で自主的に学習・スポーツ活動を行っている。平成27年度末現在、1,675団体が、区に届出されている。

区では、団体の学習・スポーツ活動をより広く情報提供するため、届出名簿一覧表を閲覧できるようにしている。

●学習の機会の充実

1　人権学習

現代社会の様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。

・地域ふれあい講座（5回実施、66人が参加）

2　武蔵大学特別履修生

武蔵大学に4月から翌年3月までの1年間、大学生と一緒に授業を履修する特別履修生を派遣している。

修了後、ボランティア活動を行う意思があることを条件に、履修料の一部を区と武蔵大学で負担してい

る。27年度は、30人の履修生を派遣した。

●区民発出前講座

様々な趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。平成13年6月に講座登録を開始し、27年度末現在で、91講座が登録されている。

●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。

1　校庭開放

平成27年度末現在、区立全小学校（65校）の校庭を開放している。27年度は、全校で延べ1,155,330人の利用（うち個人利用716,912人、団体利用438,418人）があった。

2　学校図書館開放

地域住民に対して、区立小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

27年度末現在、42校を開放し、蔵書数は268,460冊である。また、27年度は延べ197,618人の利用があり、52,808冊を貸し出した。

また、13年度からは区立図書館資料の検索ができる端末を設置した。27年度時点では、5校で予約・貸出しを実施している。27年度は3,325冊の貸出しがあった。

3　教室開放

区立小学校の余裕教室を地域住民の身近な学習・文化・レクリエーションの場として開放している。

27年度末現在、19校で45施設を開放している。27年度は2,798件、延べ58,913人の利用があった。

4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、区立学校体育施設(体育館・プール)の開放を行っている。

〔利用状況〕　平成27年度

	実施校数	利用者数(延べ)
学校体育館開放	小中学校38校	228,976人
プール開放	小学校9校(※夏休み期間)	4,462人

5　学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、中学校18校の第二屋内運動場（格技室）や開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年4月に名称を「生涯学習センター」と変更した。

現在は、生涯学習の中核を担う施設として、学習や文化芸術活動を支援している。また、他施設、他施策との連携による幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図り、人づくり・地域づくりを総合的に推進している。

〔生涯学習センターの事業実施状況〕　平成27年度

事　業　名	実　施　状　況
学びふれあい講座	11講座　延べ1,957人受講
寿大学 (65歳以上対象)	2回　延べ2,652人受講
寿大学通信講座 (60歳以上対象)	書道・俳句の2科目 延べ6,846人受講
	(スクーリング) 講師による直接指導 5回延べ153人受講
	(書き初め展) 1回　書道221点・俳句153句出品
児童合唱団	毎週土曜日練習 演奏会等4回
視聴覚事業	名画鑑賞会　子ども映画会 延べ6,360人入場
サークル文化祭	1回　述べ2,849人入場
区民文化祭	1回　延べ11,252人参加
芸術鑑賞会	6回　延べ1,760人入場
公開講座	7講座（大学4校、高校1校） 延べ768人受講
サポーターズ講座	料理講座9講座　192人受講 一般講座8講座1,161人受講
座・サポーターズ	・「練馬寄席」12公演 988人入場 ・「お笑いライブ」6公演 237人入場 ・「音楽塾」10公演 350人入場

〔生涯学習センターの利用状況〕　平成27年度

	ホール	第一会議室	第二会議室	第一教室
利用者数(人)	74,741	11,604	10,960	22,279
利用件数(件)	495	617	536	791
	第二教室	第三教室	和室(大)	和室(中)
利用者数(人)	10,287	14,169	14,420	11,482
利用件数(件)	622	690	670	524
	和室(小)	美術工芸室	視聴覚室	調理実習室
利用者数(人)	13,083	6,713	18,467	3,774
利用件数(件)	528	487	807	262
	陶芸室	保育室	合計	
利用者数(人)	1,337	6,923	220,239	
利用件数(件)	385	353	7767	

●生涯学習センター分館

区民が地域の様々な課題等について学び、その成果を地域で活用できるよう支援する拠点として「練馬En（エン）カレッジ」事業（詳細は184ページ参照。）を行うほか、各種事業等を実施している。

1　ジュニア・オーケストラ

小学4年生から18歳までの少年少女を団員として、年40回程度練習を行い、学校演奏会と定期演奏会をそれぞれ年1回開催している。平成28年4月現在の団員は60人である。

2　弦楽体験教室

小学4年生から中学生で弦楽器の未経験者を対象に、6月から9月にかけて、全9回で1コースの体験教室を開催した。27年度は16人が参加した。

3　区民囲碁大会、区民将棋大会

それぞれ年1回開催し、初心者から有段者まで老若男女を問わず楽しく腕を競っている。27年度の囲碁大会は100人、将棋大会は87人が参加した。

4　施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、施設の貸出しを行っている。

〔生涯学習センター分館の利用状況〕　平成27年度

	講座室1	講座室2	講座室3	講座室4
利用者数(人)	2,456	2,194	4,112	3,976
利用件数(件)	264	176	440	370
	講座室5	講座室6	講座室7	講座室8
利用者数(人)	6,387	1,264	1,111	1,222
利用件数(件)	399	135	159	115
	講座室9	和室	料理室	工作室
利用者数(人)	1,476	2,431	569	2,762
利用件数(件)	125	231	51	324
	美術室	音楽室1	音楽室2	陶芸室
利用者数(人)	2,831	10,409	5,488	2,822
利用件数(件)	364	746	567	548
	保育室	合計	学習室	
利用者数(人)	1,062	52,572	4,842	
利用件数(件)	127	5,141	−	

(2) 読書活動を支援する

【関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●図書館

区立図書館は、地域の情報拠点として、図書館資料の貸出しを始め、各種サービスを実施している。資料の収集・貸出し等を充実するとともに、生活や仕事の上で必要な資料や情報を提供するなどの支援も行っている。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、平成25年6月に策定した「練馬区立図書館ビジョン」により、図書館運営の基本理念を「情報拠点として　区民に役立ち　頼りにされ　愛される図書館」とし、サービスの充実を図っている。

1　施設の充実

(1)　図書館（12館）

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

(2)　分室（1分室）

南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）

乳幼児から小学校低学年までの子どもたちとその保護者を対象としている。

(3)　図書館資料受取窓口（4か所）

高野台、豊玉、石神井公園駅、大泉学園駅

予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く）。28年4月から、受取窓口の開館時間を拡大した。

2　利用の促進

東京都公立図書館調査（26年度実績）によると、図書館資料の個人貸出資料点数および個人予約資料点数は、ともに23区中第1位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。27年度は、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しを行った。

また、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型のイベントなども開催している。27年度は、参加者がおすすめの一冊を持ち寄って本の魅力を紹介しあう「ビブリオバトル（書評合戦）」や、閉館日の図書館で館内資料検索機などを駆使して謎を解いて脱出するゲームなどを実施した。

3　子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう「練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）」を27年9月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整備するため、様々な取組を進めている。

⑴　事業

・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会
・ブックスタート事業（赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあえるよう、絵本を手渡す）（27年度4,724セット配付）
・「本の探検ラリー」（クイズを解きながら様々な本と出会い、親しむことができる参加型イベント）

⑵　ボランティアとの連携

読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。

・ボランティアへの講習会の実施
・ボランティア団体との協働
・地域文庫の活動への助成（27年度16団体762冊）

〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕　平成27年度

催し物名	実施数	参加者数
よみきかせ・おはなし会	901回	17,890人
おたのしみ会	37回	1,982人
子ども読書の日・こども読書週間記念行事	39回	1,470人
本の探検ラリー（小中学校開催）	延べ51校	5,716人

4　学校支援

小中学校への団体貸出、ブックトーク（テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業）や図書館見学・職場体験の受入れ、学校教職員向けの講習会などを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

また、指定管理による運営を行う館では学校支援モデル事業として、以下のような支援を行っている。なお、27年度は区内の小中学校60校に対して実施した。

・学校図書館に学校図書館支援員を配置
・各校の学校図書館運営計画に基づく学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
・調べ学習のための資料の提供

5　障害のある方へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出しするサービスを行っている。

その他、乳幼児や障害児向けの布の絵本の製作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

平成27年度

項目	点数等	
製作録音資料数	2,676点	
対面朗読実施回数	1,058回	
外出困難障害者等資料郵送サービス貸出点数	2,530点	
布の絵本製作数	37点	
催し物名	実施数	参加者数
音訳者等養成講習会	12回	延べ213人
布の絵本製作講習会	6回	延べ112人

6　図書館情報システム

貸出し・返却・予約などの業務を情報システムで行い、年間660万点を超える資料貸出しに対応している。また、資料検索機やパソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、Ｅメールによる予約資料の取置き通知サービス等を実施している。

項目	点数等
予約点数（個人）	2,162,152点
うちインターネットからの予約点数（個人）	1,658,327点
予約点数に占めるインターネット予約割合	76.7%

〔図書館の所蔵資料〕　　平成27年度末現在

種別 館名	図書資料 （冊）	雑誌 （冊）	視聴覚資料 （組）	視覚障害者用資料 （点）
光が丘	319,741	14,658	19,973	6,460
練馬	147,225	4,678	10,919	1,172
石神井	205,306	4,018	7,654	－
平和台	121,479	4,809	7,189	－
大泉	218,768	3,671	8,252	－
関町	109,019	3,778	6,475	－
貫井	130,263	4,374	8,643	－
稲荷山	85,648	3,354	4,845	－
小竹	86,474	2,474	7,723	－
南大泉	71,321	2,036	5,011	－
南大泉分室	23,642	211	0	－
春日町	114,230	2,973	9,513	－
南田中	104,728	2,501	5,605	－
合計	1,737,844	53,535	101,802	7,632

〔図書館の利用状況等〕　　平成27年度

種別 館名	個人利用登録者数 （人）	団体利用登録数 （団体）	来館者数 （人）	貸出数 個人貸出点数 （点）	貸出数 団体貸出点数 （点）	貸出数 協力貸出点数 （点）	貸出予約数 個人貸出予約数 （点）	貸出予約数 団体貸出予約数 （点）	貸出予約数 協力貸出予約数 （点）
光が丘	43,318	246	738,551	1,209,535	15,504	5,272	313,709	1,435	3,046
練馬	30,722	131	562,050	656,528	10,457	713	218,266	3,024	711
石神井	27,122	105	360,852	594,129	12,597	966	141,005	3,170	968
平和台	15,213	174	80,269	230,147	8,181	117	145,053	4,798	576
大泉	21,748	160	345,640	563,468	20,794	768	143,757	15,397	736
関町	15,023	158	253,421	466,987	7,319	425	162,183	5,264	409
貫井	23,054	75	758,502	596,288	8,129	705	200,370	3,859	704
稲荷山	6,958	88	124,331	200,538	12,329	359	47,620	2,502	438
小竹	12,823	83	258,345	410,926	8,644	324	146,196	129	335
南大泉	11,625	85	248,090	434,791	7,946	218	123,281	5,132	237
南大泉分室	2,028	12	62,559	107,023	792	15	17,834	15	7
春日町	13,524	94	417,636	534,960	8,624	366	153,077	3,344	434
南田中	7,061	109	261,060	356,580	13,259	285	86,237	2,025	311
全館合計	230,219	1,520	4,471,306	6,361,900	134,575	10,533	1,898,588	50,094	8,912
高野台窓口	22	－	－	30,041	－	－	29,587	－	－
豊玉窓口	48	－	－	33,872	－	－	33,089	－	－
石神井公園駅受取窓口	171	－	－	118,565	－	－	117,242	－	－
大泉学園駅受取窓口	530	－	－	83,316	－	－	83,646	－	－
合計	230,990	1,520	4,471,306	6,627,694	134,575	10,533	2,162,152	50,094	8,912

(3)　文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の多くの文化財がある。

文化財を守るために、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された練馬区文化財保護条例に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。平成27年度は新規の登録文化財は5件であった。

（区内の指定・登録文化財については、巻末資料の208～209ページを参照。）



〔27年度新規登録された阿弥陀堂の半鐘〕

●文化財保護のための主な事業

1　埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡等）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅のおそれがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

平成27年度は、遺跡地で工事を行う届出が68件、通知が7件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等が68件、発掘調査が2件あった。

出土品の一部を生涯学習センター分館などに展示している。

2　東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。27年度は10月31日～11月8日までの9日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

・「江古田の富士塚」解説会　10月28日　30人参加
・「下練馬の富士塚」解説会　11月4日　42人参加
・尾崎遺跡出土品解説会　11月1日　17人参加

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

・「石神井城跡発掘パネル展」10月31日～11月8日
・東京9区合同開催行事「来て・見て・発見！はじめよう文化財古民家めぐり」　10月7日～29日
・古民家説明会
　11月15日（杉並区との合同）15人参加
　10月25日　52人参加

3　郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演会を開催し、祭囃子連が4団体出演した（第16回）。

会場：生涯学習センター　420人参加

4　刊行物の発行

27年度は、つぎの刊行物を発行した。

・ねりまの文化財（年3回）
・練馬区の文化財　指定文化財編
・埋蔵文化財調査報告30

5　文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。27年度は、新規1件、修繕4件を実施し、総数176件となっている。また、道標は29か所設置している。

6　文化財防火デー

昭和24年1月、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努め、27年度は、浅間神社（北町）、練馬区立美術館、旧内田家住宅の3か所で、一斉放水等の訓練を行い、735人の参加があった。

●文化財保護推進員

区内の文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

区では、文化財の所有者を始め多くの区民の協力の下に、文化財の保護・保存を行っている。

●尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約500点を展示している。平成27年度は延べ39人が来室した。

(4) スポーツ活動を支援する

●スポーツの機会の充実

区は、活気あふれるまち“ねりま”を目指すことを基本理念とし、平成26年3月に「練馬区スポーツ推進ビジョン」を策定した。

本ビジョンに基づき、区民体育大会、初心者スポーツ教室などを実施している。また、本ビジョンでは、新たに「スポーツが持つ力の地域への活用」を設定し、地域を活性化させるイベントの実施とスポーツを通じた地域コミュニティを活性化させる取組を進めることを加えた。

〔スポーツ事業〕　平成27年度

区分		内容および参加人数	
各種大会	区民体育大会	37種目 総合開会式	22,585人 675人
	都民体育大会	32種目	556人
	都民生涯スポーツ大会	17種目	194人
	城北地区競技会	6種目	312人
	少年野球大会	64チーム	1,500人
	女性スポーツ大会	3種目	1,312人
	都民スポレクふれあい大会	3種目	59人
	城西ブロックスポーツ交流大会	5種目	210人
	東京都魚釣選手権大会	フナ釣、ハゼ釣	16人
野外活動	区民歩行会	6月7日実施 大洗、なかみなと	66人
		10月24日、25日実施 八島湿原、別所温泉	126人
	わんぱくキャンプ	7月24日～26日実施 武石巣栗キャンプ場	70人
初心者スポーツ教室		30種目　73教室	5,844人
夏休み水泳教室		3校	198人
少年少女スポーツふれあいひろば		2月20日実施	353人
体育の日記念行事		10月12日実施　総合体育館ほか7会場	26,789人
ねりま光が丘ロードレース		11月8日実施	2,482人

●地域スポーツ指導者の育成

区では、スポーツ実施率をさらに高めるため多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者の育成と確保に努めている。

1　スポーツ推進委員

地域スポーツ推進のために、事業実施に係る連絡調整や実技指導、その他スポーツに関する指導および助言を行うことを目的に、28年4月1日現在、29人のスポーツ推進委員を委嘱している。

主な活動として、年2回の区民歩行会や小学生を対象としたわんぱくキャンプなど、地域に向けて、様々なイベントを企画・実施している。また、近年では、区内スポーツ関係団体が連携・協力して実施するスポーツイベント「ねりすぽフェスティバル」の実施に係る連絡調整および運営や障害者スポーツの普及・紹介も行っている。

2　スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導能力が求められる。

区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。27年度末現在、681名が認定を受けている。

●総合型地域スポーツクラブの育成

平成24年3月に策定された、国の「スポーツ基本計画」では、「総合型地域スポーツクラブ（区の略称SSC）」の育成を重点施策としている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、

・地域の人々が自主的に会費で運営する
・クラブの活動拠点となる施設を持っている
・複数種目の活動が楽しめる
・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる
・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供される

などを特徴とした地域スポーツクラブづくりを目指している。

現在、7か所の区立体育館を活動拠点とし、会員制による自立した運営を行っている。

〔総合型地域スポーツクラブ（SSC)〕　平成28年3月31日現在

クラブ名（通称名）	設立年月日	主催・共催事業参加者数
		人
NPO法人SSC谷原アルファ（SSC谷原）	平成14年 8月24日	20,533
NPO法人スポーツコミュニティー桜（SSC桜台）	平成14年 9月 5日	7,221
NPO法人スポーツクラブホワイエ上石神井（SSC上石神井）	平成14年12月17日	16,521
NPO法人総合型地域スポーツクラブ平和台（SSC平和台）	平成14年10月 4日	26,984
NPO法人光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ（SSC光が丘）	平成14年 9月10日	9,445
NPO法人コミュニティネットSSC大泉（SSC大泉）	平成14年 8月13日	56,883
NPO法人豊玉・中村地域スポーツクラブクラブプラッツ（SSC豊玉・中村）	平成21年 2月21日	24,286

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するために、区ではスポーツ施設の整備を図り、活動の場の確保を進めている。平成27年度は、大泉さくら運動公園の人工芝化工事を行った。

27年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場6面、少年野球場6面、庭球場30面、多目的運動場3面、陸上競技場1面、ゲートボール場2面、多目的広場3か所、スポーツ広場1か所である。

〔屋外施設の利用状況〕　平成27年度

区分	施設名		利用人数
		面	人
庭球場	豊玉中公園庭球場	3	20,843
	高野台運動場（庭球場）	4	17,829
	びくに公園庭球場	2	5,188
	土支田庭球場	7	41,844
	夏の雲公園庭球場	4	35,006
	大泉学園町希望が丘公園運動場（庭球場）	3	14,930
	石神井松の風文化公園（庭球場）	7	45,218
成人野球場	学田公園野球場	1	11,821
	高野台運動場（野球場）	1	9,312
	北大泉野球場	2	18,844
	東台野球場	2	17,076
少年野球場	荒川河川敷野球場（硬式少年野球）	3	30,911
	練馬総合運動場（野球場）	2	28,715
運動場等（サッカー・ラグビー・グラウンドゴルフ等）	練馬総合運動場		31,429
	大泉さくら運動公園多目的運動場		18,300
	大泉学園町希望が丘公園運動場（多目的運動広場）		10,901
	石神井松の風文化公園（多目的広場）		25,921
	びくに公園多目的広場		7,474
	総合体育館東側多目的広場		887

注：①人数について、練馬総合運動場は時間で集計している。
②大泉さくら運動公園多目的運動場は人工芝化工事のため27年7月1日から28年1月31日まで休場

〔体育館の利用状況〕　　平成27年度

区分＼施設名	総合体育館	桜台体育館	上石神井体育館	平和台体育館	大泉学園町体育館	光が丘体育館	中村南スポーツ交流センター
	人	人	人	人	人	人	人
個人利用	41,346	9,233	50,604	45,322	47,700	41,817	37,424
登録団体利用	48,861	28,019	27,247	21,392	19,631	23,355	15,633
連盟・ＳＳＣ	36,012	1,940	5,315	14,673	16,408	21,853	21,366
大会・事業等	17,339	4,780	4,108	2,199	5,499	19,054	1,441
自主事業	－	－	5,266	2,909	3,376	3,808	29,274
健康体力相談	－	－	－	－	－	74	－
トレーニング室	25,420	－	38,718	27,542	37,942	71,074	62,709
合計	168,978	43,972	131,258	114,037	130,556	181,035	167,847

※自主事業には会議室利用も含む。
※トレーニング室には説明会参加者を含む。
※光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

〔プールの利用状況〕　　平成27年度

区分＼施設名	上石神井体育館温水プール	平和台体育館温水プール	大泉学園町体育館温水プール	光が丘体育館温水プール	中村南スポーツ交流センター温水プール	三原台温水プール	石神井プール
	人	人	人	人	人	人	人
個人利用	84,701	77,627	77,226	136,257	132,116	42,608	40,178
登録団体利用	9,899	3,789	10,192	11,733	6,306	6,817	－
連盟・ＳＳＣ	2,933	5,704	13,535	3,474	12,591	1,854	－
大会・事業等	2,687	504	1,529	5,425	3,239	167	－
自主事業	1,810	3,446	75	1,341	7,498	821	－
障害者専用コース	966	678	1,189	1,241	1,115	297	－
合計	102,996	91,748	103,746	159,471	162,865	52,564	40,178

※三原台温水プールは施設改修のため平成27年9月24日から28年3月25日まで休場。

●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力のさらなる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、平成26年度から開催している。

第2回大会として「練馬こぶしハーフマラソン2016」を28年3月27日に開催した。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。

〔練馬こぶしハーフマラソン2016　ロゴ〕
練馬区の木である「こぶし」の花がデザインされている。

［開催状況］

項目名	第1回大会	第2回大会	増減
開催日	平成27年3月29日(日)	平成28年3月27日(日)	－
エントリー数	5,248人	5,240人	△8人
当日出走者数	4,674人	4,602人	△72人
完走者数	4,464人	4,478人	＋14人
完走率	95.5%	97.3%	＋1.8%

※オープン参加含む

47 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

(1) 広報キャンペーンの展開

●「Yori Dori Midori（よりどりみどり）練馬」

『ビジョン』策定を契機に、平成27年3月から緑豊かな練馬区の多彩な魅力を区内外に発信する広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」を実施し、練馬区の「住んでよし」「訪れてよし」のまちのイメージの拡大・定着を図っている。

27年度は、「練馬区のみどり」をテーマに写真を募集した。集まった公園や農地、まちかどの風景など2,297枚の写真を活用した「よりどりみどり練馬写真展」を開催し、応募写真を組み合わせたシンボルアートも展示した。また、1,000人以上の区民の方が参加したテレビＣＭを制作し、地上波テレビや鉄道駅、映画館で放映するなど、戦略的に広報を展開した。

併せて、区民による魅力発信の仕組みとして、区民がフェイスブックを活用して、練馬の良さを発信していく「よりどりみどり練馬公式ＰＲサポーター」を導入した。



〔広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」PRチラシ〕

(2)「練馬ならではの観光」の推進

練馬区は観光都市のように経済効果を期待できる観光資源が多く存在するわけではない。

しかし、日常の中にきらりと光る特色ある資源や、これまで育まれてきた伝統や文化がある。これらを磨き価値を高めることにより、区民の誇りや愛着につなげていくため、練馬区の魅力を広く発信していく必要がある。

●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

1　とっておきの練馬プロジェクト

平成28年3月から、新たに、「練馬ならではの観光」を推進するため、『区民目線による練馬の魅力』の情報を集め、多様な方法で発信する取組を実施している。

⑴　とっておきの練馬の魅力大募集

1年間を通じて、四季折々の練馬の魅力（見どころ、自然、食べ物、イベントなど）の情報を区民から募集する。投稿の募集は、28年3月1日から開始した。

⑵　投稿を活用した関連イベント

投稿情報を写真展、ウォークイベントなどに活用する。

2（仮称）石神井観光案内所の設置

西武池袋線石神井公園駅高架下に区内2か所目の観光案内所を設置する。

29年に予定している開設に向けて調整・準備を行っている。

●（一社）練馬区観光協会との連携・支援

地域で育まれた文化や資源、区民等が生み出す新しい価値を磨き、効果的に発信する「練馬ならではの観光」を推進するため、練馬区観光協会等との連携を進めている。

平成27年度の観光協会の主な事業は、産業・観光情報コーナー運営、区内観光マップの制作、ねりコレ（練馬区にちなんだ商品）事業、まち歩き観光ガイド事業などである。

なお、観光協会による様々な取組については、事業費および運営費の補助を行っている。

(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり

区民や来街者が参加・交流し、練馬の魅力を実感できる機会を創るため、区の2大まつりである練馬まつり・照姫まつりを開催した。

●第38回　練馬まつり

としまえん会場を中心とした出展やステージイベントのほか、今回は新たに練馬産業見本市を開催するなど、多様なイベントを同時開催した。



〔練馬まつりポスター〕

①主　催　練馬まつり推進協議会
②開催日　平成27年10月18日（日）
③会　場　としまえん
④内　容　ステージ、各種出店・展示、子ども体験

コーナー
⑤来場者　32,000人
⑥その他　以下のイベントを同時開催した。
・としまえん会場：
練馬産業見本市、ねりま・エコスタイルフェア、健康フェスティバル
・練馬駅北口周辺会場（開催日　10月17、18日）：
練馬アニメカーニバル、文化事業、商店会との連携事業

●第28回　照姫まつり

区民など約100名が参加する豪華絢爛な照姫行列に加え、区と友好都市である長野県上田市との連携イベントを実施した。
①主　催　照姫まつり推進協議会
②開催日　平成27年5月17日（日）
③会　場　都立石神井公園およびその周辺
④内　容　照姫行列・出陣式・帰還式、ステージ、出店・展示
⑤来場者　13万人
⑥その他　友好都市長野県上田市と連携（甲冑隊、陣太鼓、物産品販売など）



〔照姫まつりポスター〕

(4) 風を感じるまちづくり

●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設や整備済路線の改修に当たり、バリアフリー化を図るとともに地域の景観に配慮して緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備により道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

特に、現在、自転車に関する交通事故の増加や自転車利用者のルール・マナー違反等により、自転車と歩行者を分離した自転車走行環境の整備が求められている。そこで、都市計画道路の整備にあわせて、自転車レーンの設置を進めている。

●シェアサイクルの導入に向けた取組

複数のステーション間で貸出・返却ができるシェアサイクルは、短時間・短距離の移動や来街者の自転車散策に適した公共交通手段として、他自治体での導入が進んでいる。

そこで、区では、先行自治体の調査等を行い、区に適した導入方法の検討を行っている。

第５章

新たな区政の創造

51 区政改革の推進 …… 196

52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進 … 203



大泉学園通りの桜並木

51 区政改革の推進

(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直そうとするものである。

区政改革の目的は、市民感覚で行政を見直し、サービスを向上させることにある。時代の状況と地域の実態に即した質の高いサービスを提供できる、持続可能な仕組みにしていく必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議の設置

区政改革の具体的内容について検討を行うため、平成27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。28年3月には、推進会議から区長に対し、提言を行った。

●区政の改革に向けた資料の作成・公表

区政改革の検討過程から区民と問題点を共有して議論を深め、今後の区政のあり方をともに考えるため、区政の重要課題について、現状と将来見通しをデータに基づき示した「練馬区の『これから』を考える～区政の改革に向けた資料～」を平成27年12月に作成・公表した。

この資料をもとに、区民意見反映制度を実施するとともに、練馬の未来を語る会を開催し、区民から意見やアイデアを募ったところ、計486件の意見が寄せられた。

●（仮称）区政改革計画の策定

区政改革推進会議の提言を根幹に据え、区政の改革に向けた資料について区民等から寄せられた意見を最大限活かして作成した区政改革計画の素案を、平成28年5月に公表した。

素案では、計画期間を28年度～31年度の4か年としており、「区民参加と協働の区政に取り組みます」「区民サービスと持続可能性の両立を実現します」「区役所の総力をあげて改革を実行します」の3つの方策のもと、16の具体的な取組を盛り込んでいる。

素案に対する区民意見反映制度を実施するとともに、練馬の未来を語る会や担当職員による説明会などを開催し、区民意見を募り、28年10月を目途に（仮称）区政改革計画を策定する予定である。

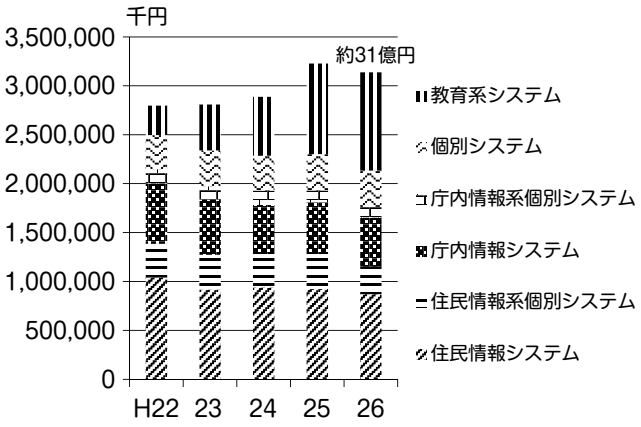
(2) ＩＣＴ（情報通信技術）などの積極的な活用による利便性の向上

●ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した区民生活の質の向上と効率的な区政運営の推進

1　情報システムの現状

平成27年4月現在、各業務を処理し、区民サービスの基礎を支えるインフラとして、205の情報システムを運用している。近年のランニングコストは以下のグラフのとおりとなっている。

〔システムのランニングコストの推移〕



※各システムのイニシャルコストは除いてある

2　情報化施策の推進

27年度は、区政改革の検討と整合を図りながら、新たな「練馬区情報化基本計画」の策定に取り組んだ（策定は28年度を予定）。

(1)　ＩＣＴやマイナンバー制度を活用したきめ細かな区民サービスの実現

28年1月にマイナンバー制度の運用が開始された。区では、27年8月に「練馬区におけるマイナンバー制度の活用に向けた取組方針」を策定し、この方針に従って、28年4月からのマイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスの実施等、区民サービスの向上に取り組んでいる。

27年4月には、予防接種のスケジュールをスマートフォン等へ配信する「予防接種サポートシステム（28年度から「ねりま子育てサポートナビ」に変更）」を導入するなど、新たなサービスを開

始した。また、ＩＣＴを活用した取組のひとつとして、オープンデータの公開に向けた検討を行った。

⑵　情報化による区民の安全・安心を支える体制の強化

サイバー攻撃をはじめとする情報セキュリティの脅威が増大する中で、28年1月からのマイナンバー制度の開始を控え、より一層のセキュリティ対策の強化が求められた。

区では、27年度に「練馬区情報セキュリティポリシー」を改定し、システム面と運用面の両面から対策を強化した。

また、災害発生時には、非常時優先業務に必要な重要システムを稼働させる必要がある。27年度は、そのための取組を定める「（仮称）練馬区情報システム運用継続計画」の策定に向けて、具体的な検討を行った。

⑶　情報システムの効率化・高度化のさらなる推進

区では、情報システムの経費節減、管理運用業務の効率化、データとシステムの安全性の向上等を図るため、クラウド化を推進することとしている。

27年1月には、住民基本台帳などの基幹業務を行う住民情報システムを自治体専用クラウドサービスに切り替えた。

また、その他の情報システムを集約するためのプライベートクラウドとして、練馬区共通基盤の運用を開始した。28年3月時点で、25の業務システムが共通基盤上で稼働している。

引き続き、共通基盤やクラウドサービスの活用により、情報システムの効率化、高度化を推進していく。

⑶ 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1　ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。

また、「点字広報」とカセットテープ・デイジー版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2　ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。

「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デイジー版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3　練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。27年度は、26年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

4　わたしの便利帳

区の手続きやサービス窓口・施設の利用方法など、必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。4年毎に全面改訂を行っている。

27年度は、全面カラー印刷とし、巻頭に防災特集、巻末に観光情報ページを掲載した全面改訂版を全戸配布した。



〔27年度に全面改訂した「わたしの便利帳」〕

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ・デイジー版CD）と点字版を配布した。

5　練馬区くらしガイド

区の手続きやサービス窓口の情報を提供するため、28年3月に3か国語（英語・中国語・ハングル）の翻訳と日本語の文章を1冊に集約し6,000部発行した。

6　外国人向け広報紙

年4回（1・4・7・10月）、各回英語版3,500部、中国語版3,500部を発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布している。

●その他の広報活動

1　報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供している。平成27年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ257件の情報を提供し、主要日刊紙およびテレビには144件（延べ297件）の掲載・放映があった。

2　練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は22年2月に全面リニューアルを行い、「暮らしのガイド」、「区政情報」、「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載している。23年9月からは英語・中国語・ハングルへの自動翻訳を開始し、25年7月からはスマートフォンに対応した運用を始めた。

27年度アクセス件数は161,402,736件、訪問者数は延べ10,628,954人であった。

3　ねりま情報メール

22年7月から「ねりメール」を開始し、25年6月からは「防災気象情報」「安全・安心情報」「区政情報」「緊急情報」を内容とする「ねりま情報メール」の配信を始めた。「ねりま情報メール」の登録者数は、27年度末現在で28,114人である。

4　ソーシャルメディアの活用

23年3月から、練馬区公式ツイッターを開始し、25年8月からは、区政全般の情報を発信している。

また、25年4月から動画共有サイト「ユーチューブ」を活用した区政情報を動画配信するほか、25年10月からは、区の魅力を発信する練馬区公式フェイスブックを発信している。

5　練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

19年5月からケーブルテレビを媒体に、区政情報や催しなどを毎日3回放送している。

区ホームページおよび動画共有サイト「ユーチューブ」で動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでのDVDの貸し出しや、広聴広報課での複写サービスを行っている。

6　庁内等モニター広告事業

26年4月から区役所本庁舎および石神井・光が丘・大泉・関区民事務所で、区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメを放映している早宮区民事務所には、28年度にモニターを設置した。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばでは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売や、公文書公開請求および自己情報開示等請求の受付を行っている。

〔区民情報ひろば利用状況〕　平成27年度

項目	件数等
区民情報ひろば利用者数	16,029人
インターネット利用者数	435人
区政資料等所蔵点数（貸出数）	12,877点（91冊）
有償刊行物取扱点数（販売数）	129点（575件）

〔区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物〕（平成28年4月現在）

刊行物の名称	価格
ねりま区報縮刷版（平成27年版）	1,200
平和への架け橋　上巻	1,000
平和への架け橋　下巻	1,000
練馬区統計書（平成27年版）	900
練馬区勢概要（平成27年版）	1,300
ねりま60	2,500
ねりま50年の移り変わり	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史　歴史編	8,300
練馬区史　現勢編	9,800
練馬区史　現勢資料編	6,400
練馬の伝統野菜　練馬大根	900
練馬区の遺跡地図	100
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300
第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	390
練馬区障害者計画・第四期障害者福祉計画	500
練馬区都市計画図　1（用途地域等）	600
練馬区都市計画図　2（都市施設等）	700
施設整備マニュアル（建築物）	800
練馬区子ども・子育て支援事業計画	300

●区政資料管理体制の整備

公文書のうち歴史的資料として重要なものを、体系的に収集・管理し、利活用を図ることを目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、収集した公文書や、区の刊行物、写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。

「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1　公文書の公開請求と処理状況

平成27年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表のとおりである。

〔公文書の公開請求件数と処理状況〕　平成27年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	拒否存否応答	取下げ
件 1,122	516	523	2	35	0	46

公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は99.8％であった。また、27年度は、不服申立てはなかった。

〔公文書公開請求の非公開の理由別件数〕　平成27年度

非公開とした理由（部分公開含）	件　数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	件 249
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	176
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	0
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	183
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	1

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

2　自己情報の開示等請求と処理状況

27年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

なお、自己情報の外部提供中止請求に応じられない決定について、請求者から不服申立てが1件あった。

〔開示請求等の処理状況【全299件】〕　平成27年度

区　分	全部開示	部分開示	非開示			取下げ
			不存在	全部非開示	存否応答拒否	
開示請求	138	132	23	0	1	4

区　分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正請求	0	0	0	0
目的外利用中止請求	0	0	0	0
外部提供中止請求	0	0	1	0

3　練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会」を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べることができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されている（任期2年）。27年度は2回開催した。

4　練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立てを審査するため、区長の附属機関として「練馬区情報公開および個人情報保護審査会」を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。27年度は開催されなかった。

●主な広聴活動

1　意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。平成27年度の受付件数は1,583件であった（「モニターの声」114件含む）。

このうち、個人が、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように、区立施設と区内各駅に置いている「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。27年度の受付分は、「区長への手紙」374件、一般郵便が85件、電話や来訪等が166件、電子メールが778件、ファクスが6件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として受け付けており、27年度は60件であった。

2　区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民に区政モニターを委嘱している。第22期区政モニター（任期は27 ～ 28年度の2年間）は公募により100人、無作為抽出によって100人を選出した。

27年度は、アンケートを5回実施し、懇談会を3回（「区長とともに練馬の未来を語る会」2回を含む）、施設見学会を2回開催した。

3　区長との対話集会

⑴　区長とともに練馬の未来を語る会

区長が区民と区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、26年度から開催している。27年度は、子育て支援団体やまちの活性化に取り組む地域活動団体との意見交換を2回、区政モニターとの意見交換を2回実施し、計58人が参加した。また、区政の改革に向けた資料

について説明し、区長が直接区民の意見・アイデアを伺う意見交換を6回実施し、476人が参加した。

⑵　ねりまビッグバン

27年度から、住民参加と協働のムーブメントを起こすことを目的に、参加者がまちを元気にするアイデアを具現化していく新しい試み「ねりまビッグバン」を開催している。地域の方や区内の若手経営者との意見交換を3回実施し、42人が参加した。

4　区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、3,000人である。

27年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「区政改革について」「練馬区の農地や農業について」「エネルギー施策について」「『みどり』について」であった。

5　土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談窓口」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設している。電話や窓口で、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。

開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで（予約不要）。27年度の総受付件数は4,445件であった。

6　広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1名・弁護士）を19年度から設置している。任期は2年（27・28年度）である。27年度の案件数は3件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるにおいても行っている。

〔区民相談件数〕　　平成27年度

相談名	件数
一般区民相談	16,693
法律相談	3,623
交通事故相談	221
身の上相談	358
税務相談	470
不動産取引事前相談	156
人権擁護相談	5
行政相談	113
表示登記(調査・測量)相談	46
暮らしと事業の手続相談	25
権利登記・供託相談	111
心の相談	278

⑷　行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1　人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し区民の負託に応えていくため、平成22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。

この方針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

2　職員の能力開発

23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあい、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等により、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は以下の6つに大別できる。

⑴　職層研修

①「新任研修」（採用年次）
区職員として必要な知識を身につけさせる

②「現任研修」（採用2年～4年目）
上位職層へのステップアップに必要な能力を強化させる

③「主任主事研修」（主任主事選考合格者）
係のリーダー的役割を認識させる

④「係長研修」（係長昇任選考合格者）
監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる

⑤「管理職研修」（管理職昇任選考合格者）
管理職として必要なリーダーシップ等のスキルを早期に習得させる

また、全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施している。

⑵　実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施している。また、17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を実施している。

⑶　特別研修

職務を効率的に進めていく上で必要な知識や技能等を修得するために、「CS・接遇向上」、「プレゼンテーション」等、ワークショップ研修として民間企業との交流の研修等を実施している。

⑷　能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な

取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

⑸ 派遣研修

職員の専門知識や政策形成能力、行政運営能力を養成するため、政策研究大学院大学へ職員を派遣している。

⑹ その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

〔研修受講者数〕 平成27年度

研修機関	受講者（人）
練馬区職員研修所	
職層研修	1,197
実務研修	881
特別研修	607
能力開発支援	4,185
特別区職員研修所	631
第四ブロック研修会	118
計	7,619

3 職員の意識改革

職員が自ら課題を発見し、区民とともに考え行動することができるよう育成するため、地域の現場などで学ぶ機会の充実などに取り組んでいる。

また、民間事業者の視点を活用した「職場経営コンサルティング事業」をモデル職場で取り組んでいる。

4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立や、女性職員の活躍に努めている。

●職員報の発行

区職員を対象として、区政情報の共有と互いの交流を深めるため、年4回Web版を発行している。

●施設の適切な管理・活用

1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設を進めてきたが、これらの施設の老朽化が進み、今後、大規模改修や改築が集中する時期を迎える。

平成27年12月に公表した区政の改革に向けた資料では、今後30年間の改修・改築費用を約6,450億円と試算し、施設を現状のまま維持するのは困難であることを明らかにした。

少子高齢化など社会経済情勢の変化を見据え、限られた財源の中で、区民ニーズに合わせた機能の見直し、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化などが求められている。

これらの課題に総合的に対応するため、28年度には、区の特性を踏まえた公共施設等総合管理計画を策定し、施設の適正配置や複合化、長寿命化、維持管理の効率化等についての基本方針を明らかにする。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設については、個別計画として学校施設等総合管理計画（28年度は基本計画）を策定する。

2 関越高架下の活用

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は、関越自動車道高架下の空間を利用して、地域での利便性の向上とまちの活性化を図る「関越自動車道高架下活用計画」を推進している。

⑴ 計画の概要

大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの区間（約1㎞）に、高齢者の健康増進施設（高齢者センター）、環境学習活動施設（リサイクルセンター）、スポーツ施設、地域交流スペース、地域倉庫などの施設を整備するほか、敷地内に歩行空間を確保する。

⑵ 経過

25年1月、道路保有者（日本高速道路保有・債務返済機構）により、区の活用計画に基づく「高架下利用計画」が策定された。

これを受けて25年度には施設建設懇談会を設置し、地域住民や施設利用者等の意見を聞きながら各整備施設の設計等を行った。

26年9月には道路保有者から活用区間の占用許可を取得した。

27年度から順次着工し、28年度までに施設整備を完了する。

3 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。15年6月の地方自治法の一部改正によって導入された。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、区立施設を委託する場合には、原則として指定管理者制度を適用することとしている。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区

民サービスの向上が図れるとともに、事業者選定手続の公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

28年4月1日現在、189施設で指定管理者制度を適用している。

(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

平成25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月から、6区民事務所と11出張所の体制とした。

区民事務所では、練馬区民事務所を毎週土曜日の午前9時から午後5時まで開庁し、窓口受付時間の拡大を図った。出張所では、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取り止めた。

一方、証明書発行を郵便局窓口に委託するなど、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めている。

●コンビニ交付の開始

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税の課税（非課税）証明書・納税証明書および戸籍の謄抄本を取得できるサービス（コンビニ交付）を平成28年4月4日から開始した。

●自動交付機による証明書発行サービス

自動交付機は、区民事務所・出張所のほか練馬駅等に設置し、区内22台の運用を行っている。

利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

〔自動交付機で交付する証明書等〕 平成27年度末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日（ただし外国人については平成24年7月9日）	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日（ただし外国人については平成21年1月5日）	1通200円
住民税の証明書	平成25年10月15日	1通200円

〔自動交付機による証明書の交付状況〕 （単位：枚）

年度	住民票の写し			印鑑登録証明書			住民税の証明書		
	自動交付機交付枚数	全交付枚数	占有率	自動交付機交付枚数	全交付枚数	占有率	自動交付機交付枚数	全交付枚数	占有率
25	170,932	421,328	40.6%	155,270	245,679	63.2%	4,810	127,304	3.8%
26	172,913	392,839	44.0%	157,481	232,655	67.7%	21,377	132,407	16.1%
27	174,112	393,829	44.2%	156,559	230,368	68.0%	27,364	158,157	17.3%

〔利用登録者数〕

平成27年度末現在	278,497人

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

27年度の住所付定件数は2,596件であった。

52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

区では、平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1　平和祈念コンサート

音楽を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から実施している。

27年度は8月7日に練馬文化センターで開催した。出演者は佐藤美枝子氏（ソプラノ）、河原忠之氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の戦争体験者を招いて戦時体験の講演を行った。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

当日は、平和祈念資料コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

2　平和祈念パネル展

27年8月1～17日に区役所本庁舎アトリウムおよび石神井庁舎5階ロビーで空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成25年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、69.3%であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子供、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げた。

このほかにも、社会状況の変化に伴い、様々な配慮すべき人権問題（犯罪被害者、路上生活者、性同一性障害者、性的少数者、インターネット上の人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など）が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1　人権啓発事業

⑴「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、講演と映画の上映を行っている。27年度は、女優の藤田弓子氏による講演「いつも何かにときめいていよう」と、映画「わが母の記」（参加者延べ592人）の上演を練馬文化センターで行った。

⑵ 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全4回（参加者延べ175人）を開催した。

⑶ 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発映画ビデオ等を貸し出している。

⑷ 区報による啓発

毎年、人権についての啓発記事を掲載している。

⑸ 啓発用小冊子発行

26年度に実施した「講演と映画の集い」の講演録「出会いの人生から学んだこと～人と人との絆と人権」（弁護士・菊池幸夫氏）を発行した。

2　犯罪被害者等支援施策の総合的推進

二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、職員が犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うため、また、警察や民間団体と連携を図り、支援を効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。

また、27年11月に、犯罪被害者週間行事として、（公社）被害者支援都民センター自助グループのメンバーで、殺人事件被害者遺族　糸賀美恵氏による講演「犯罪被害者が人間らしい生活を取り戻すために」（参加者24人）を区役所本庁舎で行った。

3　職員研修の充実

職員が様々な人権問題を正しく認識し、職務を行う上で適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4　厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進すると

ともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーが設けられている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1　ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。27年度は、生涯学習センターにおいて、「『すてきな奥さん』と前座修行」と題し、落語家・真打柳家小ゑん氏を講師として講演会（参加者201人）を行った。

2　男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。

3　企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催した。27年度は「育児休業制度とこれからの時代に必要とされる男性の育児参加」（参加者25人）をテーマとした。

4　啓発冊子の発行

「MOVE（う・ご・く）」、「女性手帳」等の冊子を発行した。



〔MOVE〕
平成27年10月発行のvol.39では「防災・災害支援に女性の視点を!」を特集テーマとした。

●男女共同参画に係る総合的な施策の推進

1　第4次 練馬区男女共同参画計画の策定

国は平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が制定された。27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、女性活躍推進法の基本方針を反映、あらゆる分野における女性の活躍と男女共同参画を推進していくこととしている。

区では練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第4次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言」（平成27年3月）を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第4次 練馬区男女共同参画計画」（計画期間：平成28年度～平成31年度）を28年3月に策定した。

2　計画の内容

人権を尊重しあらゆる差別や暴力を許さないための相談体制の強化、男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進など前計画を継承している。また、新たな課題にも対応するため、計画期間に重点として取り組む目標を明確にし、関係機関と連携しながら施策に取り組む。

また、この計画は、男女共同参画社会基本法の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。このことから、配偶者暴力等防止と被害者支援の充実や、女性の就労、再就職、能力開発に関する支援に、これまで以上に力を入れていく。

計画の推進にあたっては、目標ごとに指標を設け、計画期間中の取組状況を測り、重点取組については、毎年実施状況の把握・評価を行っていく。

3　男女共同参画推進懇談会

男女共同参画推進懇談会は、公募区民、団体代表や学識経験者など22名で構成されており、男女共同参画社会の推進について、総合的に検討を行っている。27年度は、「第4次練馬区男女共同参画計画」策定に向けて検討した。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1　女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2　練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

区は、平成26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援セ

ンターを設置した。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

その後、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定め、22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」に目的および名称を変更した。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがある。なお、年間を通じ実施している女性学や男女共同参画に関する講座に、子どもを持つ区民が参加しやすいように保育室を設置している。また、施設の貸出しも行っている。

18年4月から施設の貸出しと維持管理業務について指定管理者制度を導入し、24年4月以降は、講座等の事業についても指定管理者が実施している。

〔事業実施状況〕　平成27年度

事業名	参加者（延べ）	保育人数（延べ）
	人	人
男女共同参画問題講座（36 講座）	1,120	116
区民企画講座（8 講座）	324	37
映画上映会（3 講座）	127	4

〔施設利用状況〕　平成27年度

施設	利用者（人）
会議室	7,103
視聴覚室	13,400
和室（大）	4,955
和室（小）	4,087
第1研修室	8,550
第2研修室	5,324
第3研修室	5,876
小計	49,295
録音室	3,480
保育室	4,301
合計	57,076

1　男女共同参画センターえーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

〔男女共同参画センターえーるフェスティバル〕
【平成27年6月6・7日開催】

事業内容		参加者（延べ）	保育人数（延べ）
テーマ	「男女がともに輝く社会へ！」	人	人
特別講演会	「イクメン東大教授が語る『爆笑！女と男の社会学』」（講師：瀬地山　角氏）	1,896	1
講演会・懇談会	「女性の政治参画を考える」 「大介護時代に備えて！」		
その他	手作り体験コーナー　寸劇 いきいき健康体操 男女共同参画に関するパネル展示 利用団体の作品発表		

2　図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができる。また、学習に関する読書相談にも応じている。

〔資料収集状況〕　平成27年度末現在

収集資料	数量
図書	12,294冊
行政資料	2,535種
各種団体資料	729種
雑誌	15誌
新聞	7紙
ビデオテープ（DVDを含む。）	55本

〔図書・資料室の利用状況〕　平成27年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで （読書相談は 午後5時まで）	1,425人	9,031冊	76件

3　相談室

カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

〔相談室開設状況〕　　平成27年度

相談名	相談日	件数(件)
総合相談	毎日（年末年始および施設点検日を除く）	3,158
心の相談(カウンセリング)	月～土（年末年始および施設点検日を除く）	681
法律相談	土（祝休日を除く）	378
配偶者等の暴力に対する(DV)専門相談(カウンセリング)	月・水・金（年末年始および施設点検日を除く）	596

（注）総合相談以外は予約制

資料編

区内の指定・登録文化財…… 208
練馬区の年表…… 210
関連文書一覧…… 224



大泉学園駅（再開発工事）（平成14年12月撮影）

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。　平成28年4月1日現在
　　文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5-12）所在を示す。

国指定文化財

●天然記念物
- 練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社
- 三宝寺池沼沢植物群落　石神井公園

●重要有形民俗文化財
- 江古田の富士塚　浅間神社（小竹町）

国登録文化財

●登録有形文化財
- 青柳家住宅主屋　羽沢1丁目
- 佐々木家住宅主屋　小竹町1丁目

●登録記念物
- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）　東大泉6–34

都指定文化財

●史　跡
- 東高野山奥之院　長命寺
- 尾崎遺跡　春日小学校
- 石神井城跡　石神井公園

●旧　跡
- 池永道雲墓　受用院墓地
- 練馬城跡　としまえん

●有形文化財
- 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）　長命寺
- 小野蘭山墓及び墓誌　迎接院墓地（墓誌は練馬区）
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区

区指定文化財

●有形文化財
- 小島家文書　練馬区
- 南蔵院鐘楼門　南蔵院
- 北条氏康印判状　道場寺
- 町田家文書　個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像　御嶽神社（高松3）
- 長命寺仁王門　長命寺
- 春日町出土の壺形土器　練馬区
- 妙福寺文書　妙福寺
- 尾崎遺跡出土品　春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標　北町1–25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠　氷川神社（石神井台）
- 御府内并村方旧記　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ　良弁塚
- 長命寺の梵鐘　長命寺
- 三宝寺の梵鐘　三宝寺
- 妙福寺の梵鐘　妙福寺
- 千川家文書　練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品　練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢　教学院
- 小美濃英男家文書　個人蔵
- 相原家薬医門　田柄5丁目
- 金乗院御朱印状　金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居　氷川神社（大泉町）
- 旧内田家住宅　池淵史跡公園
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品　練馬区
- 愛染院文書　愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒　練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠　練馬区
- 金銅製飾具　練馬区

●有形民俗文化財
- 中里の富士塚　富士浅間神社
- 大八車　練馬区
- 下練馬の富士塚　浅間神社（北町）
- 氷川神社富士塚　氷川神社（北町）
- 北町聖観音座像　北町観音堂
- 長享二年の申待板碑　練馬区
- 本寿院のみくじ道具　本寿院
- 関のかんかん地蔵　関町東1–18
- 神輿渡御行列図絵馬　氷川神社（氷川台）

●無形民俗文化財
- 鶴の舞　氷川神社（氷川台）

●天然記念物
- 練馬東小学校のフジ　練馬東小学校
- 井頭のヤナギ　大泉井頭公園
- 内田家の屋敷林　早宮3丁目

区登録文化財

●有形文化財
- 双蝶々曲輪日記図絵馬　長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬　長命寺
- 氷川神社の水盤　氷川神社（石神井台）
- 角柱型水盤　氷川神社（氷川台）
- 氷川神社の旧拝殿　氷川神社（豊玉南）
- 榎本家長屋門　南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬　氷川神社（氷川台）
- 加藤家文書　個人蔵
- 尾張殿鷹場碑　大泉第一小学校
- 横山家文書　個人蔵
- 新井家文書　個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ　練馬区
- 尾張殿鷹場碑　練馬区
- 宮田橋敷石供養塔　高松2–3
- 紙本着色以天宗清像　廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像　廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像　廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘　土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘　阿弥陀寺
- 荘家文書　練馬区
- 増島家薬医門　谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器　練馬区
- 相原正太郎家住宅　春日町5丁目
- 石製絵馬　稲荷神社（南田中）
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器　練馬区
- 三宝寺山門　三宝寺
- 高稲荷遺跡出土の旧石器　練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿　稲荷神社（西大泉）
- 阿弥陀寺の伏せ鉦　阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿　氷川神社（豊玉南）
- 本寿院の賽銭箱　本寿院
- 明叟宗普の墨跡　廣徳寺
- 八幡神社の本殿　八幡神社
- 北町の仁王像　北町観音堂
- 長谷川家文書　個人蔵
- 絹本着色釈迦十六善神像　廣徳寺
- 橘紋椿几帳柄鏡　禅定院
- 八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器　練馬区

・中野屋商店文書　練馬区
・石神井城跡出土小刀　練馬区
・子ノ聖観世音碑　円光院門前
・広川松五郎関係資料　個人蔵
・相原好吉家文書　個人蔵
・小林家住宅　個人蔵
・石神井西尋常小学校のリードオルガン　練馬区
・木下家文書　練馬区
・栗原家文書　練馬区
・丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区
・千川上水の記録フィルム　練馬区
・織部燈籠　個人蔵
・愛染院の梵鐘　愛染院
・関口家文書　個人蔵
・内国勧業博覧会褒状　練馬区
・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧　練馬区
・千川上水調査アルバム　武蔵学園記念室
・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器　中村南スポーツ交流センター
・田中家の種子屋資料　個人蔵
・関東大震災犠牲者慰霊碑　円明院
・八幡神社の水盤　八幡神社(中村南)
・十一面観音懸仏　光伝寺
・光伝寺の地蔵菩薩立像および閻魔十王像　光伝寺
・下練馬の三十三所観音菩薩像　光伝寺
・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器　練馬区
・篠家文書　個人蔵
・小野蘭山墓および墓誌　迎接院墓地(墓誌は練馬区)
・丸山東遺跡出土の石棒　練馬区
・武内家資料　練馬区
・天祖神社東遺跡出土の石核　練馬区
・貫井の東高野山道道標　貫井5-17
・北新井遺跡出土の土偶　練馬区
・正親町天皇綸旨　廣徳寺
・明叟宗普道号頌　廣徳寺
・明叟宗普書状　廣徳寺
・妙福寺の駕籠　妙福寺
・石神井火車站之碑　石神井町3-23
・草摺引図絵馬　氷川神社(氷川台)
・森田家資料　練馬区
・丸山東遺跡出土の片口土器　練馬区
・アニメーション撮影台　練馬区
・加藤家文書　個人蔵
・武蔵学園大講堂　武蔵大学内
・武蔵大学3号館　武蔵大学内
・阿弥陀堂の半鐘　阿弥陀堂

●無形文化財
・絵馬制作　平田郡司氏

●有形民俗文化財
・江古田の富士塚　浅間神社(小竹町)
・弥陀三尊来迎画像板碑　三宝寺
・狐の大根取り入れ図絵馬　諏訪神社(西大泉)
・沢庵漬製造用具　練馬区
・文応元年の弥陀板碑　道場寺
・氷川神社の力石　氷川神社(豊玉南)
・高松の庚申塔　高松2-3
・僧形馬頭観音　本寿院
・金乗院の一石六地蔵　金乗院
・丸彫青面金剛庚申塔　下石神井5-7地先
・力持ち惣兵衛の馬頭観音　大泉学園町2-27
・石幢六面六地蔵　禅定院
・織部燈籠　禅定院
・富士講巡拝装束　練馬区
・棒屋資料　練馬区
・井戸替え用具　練馬区
・醤油醸造業用具　練馬区
・斎藤水車用具　練馬区
・丸彫聖観音立像廻国供養塔　上練馬公園
・江古田の富士講関係資料　浅間神社(小竹町)
・谷原延命地蔵　谷原1-17
・二十三夜待供養塔　天祖神社(下石神井)
・大氷川の力石　氷川神社(氷川台)
・林稲荷神社の庚申塔　林稲荷神社
・高松の板碑型庚申塔　高松1-22
・八幡神社の石造大山不動明王像　八幡神社(高松)
・御嶽講奉納の水盤　稲荷神社(富士見台)
・福徳元年の月待板碑　妙福寺
・谷原の庚申塔　富士見台4-36
・三原台の馬頭観音　三原台2丁目
・上石神井立野の庚申塔　上石神井1-11
・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔　上石神井1-11
・本覚寺の版木　本覚寺
・文明十七年の月待板碑　円明院
・文亀元年の月待板碑　円明院
・高松の御嶽講関係資料　御嶽神社(高松6)
・永享八年の夜念仏板碑　三宝寺

●無形民俗文化財
・探湯の儀　御嶽神社(中村)
・関のぼろ市　本立寺門前
・八丁堀三吉囃子　北野神社(旭町)ほか
・石神井囃子　和田稲荷神社ほか
・中村囃子　八幡神社(中村南)ほか
・ちがや馬飾り　加藤義雄氏　丹羽幸男氏　伊藤弥五郎氏
・関町囃子　天祖若宮八幡宮ほか
・神輿渡御の御供道中歌　氷川神社(氷川台)
・中里囃子　八坂神社ほか
・田柄囃子　天祖神社(田柄)ほか
・石神井台囃子　石神井台地域ほか
・南田中囃子　南田中地域ほか
・大山講灯籠立て行事　下石神井地域
・貫井囃子　貫井地域ほか
・春日町囃子　春日町地域ほか
・富士見台囃子　富士見台地域ほか
・谷原囃子　谷原地域ほか
・白山神社囃子　白山神社ほか
・北町囃子　氷川神社(北町)ほか
・上石神井囃子　上石神井地域ほか

●史　跡
・東高野山奥之院　長命寺
・池永道雲墓　受用院墓地
・尾崎遺跡　春日小学校
・池淵遺跡　池淵史跡公園
・栗原遺跡の竪穴住居跡　都立城北中央公園
・千川上水跡　関町南2～4丁目ほか
・旧大泉村役場跡　大泉中島公園
・田柄用水記念碑　天祖神社(田柄)
・千川家の墓　阿弥陀堂墓地
・河野鎮平筆子碑　寿福寺墓地
・田柄用水跡　けやき憩いの森
・圓淨法師塚　春日町5-35
・観蔵院の筆子碑　観蔵院

●名　勝
・牧野記念庭園　東大泉6-34

●天然記念物
・練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社
・カタクリ群落　清水山憩いの森
・八の釜の湧き水　八の釜憩いの森
・光伝寺のコウヤマキ　光伝寺
・開進第一小学校のクスノキ　開進第一小学校
・土支田八幡宮の社叢　土支田八幡宮
・井口家の屋敷林　立野町
・金乗院の大イチョウ　金乗院

※公開していないものもあり。
詳細は文化・生涯学習課　伝統文化係まで

－平成27年度に新たに練馬区登録文化財に登録された「武蔵学園大講堂」－



練馬区の年表

注：本文中、敬称略

【昭和22年】（1947年）
8月1日　練馬区誕生。板橋区から分離独立し、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設
1日　練馬税務署（国）開設
8月　練馬清掃事務所（都）開設
9月20日　第1回区議会議員・区長選挙（区議36人選出）
20日　初代区長に臼井五十三就任
10月11日　初代区議会議長に上野徳次郎就任

【昭和23年】（1948年）
6月　米軍家族宿舎グラントハイツ完成
10月1日　練馬保健所（都）開設
11月15日　2代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和24年】（1949年）
1月15日　区役所庁舎が現在地（豊玉北6–12–1）に完成
8月1日　練馬授産場開設
11月1日　練馬税務署（国）移転（現・栄町23）
25日　3代区議会議長に小口政雄就任

【昭和25年】（1950年）
4月1日　独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27.4.1　区に移管）
8月1日　練馬都税事務所開設
10月1日　都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園
6日　氷川台に東京少年保護鑑別所（国）竣工
30日　4代区議会議長に梅内正雄就任
11月10日　区議会議員補欠選挙

【昭和26年】（1951年）
7月20日　第1回練馬区農業委員選挙
9月18日　第2回区議会議員･区長選挙
20日　2代区長に須田操就任
25日　北町に警察予備隊練馬営舎が一部完成
10月1日　練馬福祉事務所（都）開設
1日　練馬診療所開設
29日　5代区議会議長に篠田鎮雄就任

【昭和27年】（1952年）
3月26日　千川上水暗渠（あんきょ）化工事、区内着手
4月1日　石神井公益質屋開業
4月　東京少年保護鑑別所に外来鑑別室開設
7月1日　区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園
8日　（福）練馬区社会福祉協議会設立
8月30日　千川上水暗渠（あんきょ）化工事（第1期）終了
9月1日　南町・北町小学校開校
1日　区長公選制廃止（地方自治法改正）
10月5日　第1回教育委員選挙
29日　6代区議会議長に梅内正雄就任
11月1日　練馬区教育委員会設置
3日　長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定
◎練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく

【昭和28年】（1953年）
5月11日　「練馬区広報」創刊
8月15日　練馬母子寮開設
9月　都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設
10月1日　牧野富太郎博士、第1回名誉都民となる
1日　練馬公民館開館
12月2日　7代区議会議長に井口仙蔵就任
3日　練馬区紋章制定。約900点の応募から東大泉町、佐藤杏二氏の作品（練馬の「ネ」と馬のひづめを図案化）を選定
22日　板橋区との境界を一部変更

【昭和29年】（1954年）
6月10日　石神井保健所（都）開設
11月1日　豊玉東・上石神井小学校開校
12月22日　8代区議会議長に塚田洪憲就任
◎石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826m^{2}に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される

【昭和30年】（1955年）
3月1日　学田公園（野球場）開園
4月1日　開進第四・光和小学校開校
27日　都立豊玉中公園（テニスコート併設）開園（30.10.1区に移管）
9月16日　第3回区議会議員選挙
16日　教育委員補欠選挙
10月20日　9代区議会議長に井口仙蔵就任
11月9日　3代区長に須田操就任（選任）
◎立教大学グラウンド（氷川台1丁目）建設の際、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される

【昭和31年】（1956年）
3月3日　長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
4月1日　関町・大泉東小学校開校
6月30日　教育委員の公選制廃止（議

会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
7月1日　練馬区印鑑条例施行
10月1日　定例会の回数に関する条例施行
29日　10代区議会議長に井口仙蔵就任

【昭和32年】（1957年）
1月18日　牧野富太郎博士没。享年94歳
4月1日　田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
1日　上板橋緑地（現在の都立城北中央公園）開園
7月20日　板橋区との境界を一部変更
10月1日　区独立10周年記念「練馬区史」発行
11月29日　11代区議会議長に梅内正雄就任

【昭和33年】（1958年）
4月1日　北町西・仲町小学校、北町中学校開校
8月25日　第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬）操業開始
9月26日　台風22号（狩野川台風）で31,000世帯の被害発生（仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等）
12月1日　牧野記念庭園開園
1日　仲町授産場開設
25日　練馬区立都市公園条例施行

【昭和34年】（1959年）
2月1日　農業経営基本調査実施
3月11日　都立石神井公園開園
18日　12代区議会議長に林亮海就任
4月1日　中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
8月28日　「仲町土地改良区」設立認可
9月16日　第4回区議会議員選挙
10月23日　13代区議会議長に上野徳次郎就任
12月3日　4代区長に須田操就任(選任)
◎谷原町に球形ガスタンク建設される

【昭和35年】（1960年）
4月1日　小竹・向山小学校、田柄中学校開校
5月1日　陸運事務所練馬支所開設
12月27日　14代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和36年】（1961年）
4月1日　石神井警察署開設
1日　上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
1日　豊玉保育園開園
7月1日　白子川改修に伴い埼玉県との境界を一部変更
1日　豊玉第二保育園開園
11月1日　北町保育園開園

【昭和37年】（1962年）
2月9日　15代区議会議長に梅内正雄就任
4月1日　立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
8月1日　練馬図書館が一部開館
12月22日　16代区議会議長に橋本銀之助就任

【昭和38年】（1963年）
2月1日　第1回住居表示開始（南町3丁目は、桜台4～6丁目、南町4・5丁目は、練馬1～4丁目に変更）
4月1日　貫井中学校開校
5月1日　下石神井保育園（現石神井町さくら保育園）開園
7月1日　住民登録実態調査実施
8月31日　集中豪雨で、北町、春日町、向山町などで被害（床上浸水155戸、床下浸水2,137戸）
9月17日　第5回区議会議員選挙
10月1日　東大泉保育園開園
23日　17代区議会議長に井口仙蔵就任
12月26日　5代区長に須田操就任(選任)

【昭和39年】（1964年）
5月1日　関町保育園開園
6月22日　都水道局北部第二支所開設
8月1日　区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
1日　練馬青年館（旧南大泉青少年館）開館
9月7日　学校給食第一総合調理場完成（区立小・中学校の給食開始）
10月10日　第18回オリンピック東京大会開催

【昭和40年】（1965年）
2月2日　区内初の学童クラブ（北町西小学童クラブ）開設
3月10日　18代区議会議長に越後幹雄就任
4月1日　地方自治法の改正により、社会福祉等の事務が大幅に都から移管､区の組織を5部制の新組織機構に改正する
1日　石神井支所を石神井庁舎に名称変更
1日　石神井福祉事務所開設（石神井庁舎内）
1日　区政モニター制度実施（25人）
5月1日　春日町・平和台保育園開園
10日　区立軽井沢高原寮（小・中学校の校外授業施設）が長野県浅間山麓に開設
8月1日　幼児の遊び場として区立小学校の校庭を開放（15校）
◎「アメリカシロヒトリ」が異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える

【昭和41年】（1966年）
5月1日　区民相談室開設
1日　上石神井保育園開園
6月1日　下田学園(病虚弱養護学園)を、静岡県下田市に開園
1日　桜台・谷原保育園開園
6日　第1回特別区自治権拡充大会開催（千代田区公会堂）
29日　台風4号で区内各地で浸水被害（5,000余世帯）
9月12日　練馬都税事務所新庁舎完成事務開始（豊玉北5–15）
30日　新選挙人名簿制度実施（公職選挙法の一部改正）
12月16日　区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決

【昭和42年】（1967年）
1月16日　学校給食第二総合調理場完成（区立中学校の完全給食実施）
4月1日　大泉第四小学校開校
5月1日　田柄・上石神井第二保育園開園
5月2日　臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
30日　第6回区議会議員選挙（定

数52人になる）
5月　練馬図書館で自動車を利用した移動図書館開始
6月21日　須田操区長退任
7月11日　19代区議会議長に長谷川安正就任
8月1日　区独立20周年
1日　練馬福祉会館開館
9月2日　練馬区で区長公選条例直接請求の区民運動起こる
10月7日　区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
19日　区議会が区長候補者の公募について公聴
25日　民有地を区が借り上げた区内初の「民間遊び場」開設
11月10日　住民登録制度が「住民基本台帳制度」に変更
12月11日　区長公選を求める住民団体（区長を選ぶ区民の会）が区の処分を不服として東京地裁に提訴
26日　区内初の下水道使用開始

【昭和43年】（1968年）
2月6日　区長選任のため臨時区議会開催
4月1日　南田中・高松・大泉学園小学校開校
1日　南田中保育園開園
22日　区長選任のため臨時区議会を再度開催
5月1日　春日町第二・貫井保育園開園
22日　法令に基づく「区長候補者選出特別委員会」設置
6月1日　南田中第二保育園開園
6日　東京地裁緒方判決、練馬区の代表者証明書交付拒否処分は違法。翌7日、区は判決を不服として東京高裁に控訴
7月16日　20代区議会議長に小柳信子就任(23区で初の女性議長)
29日　6代区長に片健治就任（選任)。区長の空席期間は403日間であった
10月1日　23区共同の「交通災害共済制度」開始
11月28日　東京高裁、区の6月6日東京地裁緒方判決に対する控訴を棄却
12月1日　練馬診療所廃止
12月　「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布

【昭和44年】（1969年）
2月1日　写真集「練馬区二十年の歩み」発刊
3月28日　区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置
4月1日　心身障害者扶養年金制度実施
1日　泉新小学校開校
7月20日　練馬・石神井・大泉の三地区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置
24日　21代区議会議長に橋本銀之助就任
9月16日　旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設
10月1日　氷川台保育園開園
1日　白百合福祉作業所開設
11月1日　区の組織にグラントハイツ対策室を設置
12月1日　老人医療費助成と児童手当制度実施
1日　上石神井第三保育園開園

【昭和45年】（1970年）
1月28日　春日町青少年館開館
3月1日　関町第二保育園開園
4月1日　大泉第六・田柄第二小学校開校
1日　東京都公害防止条例施行
15日　練馬区広報紙を「ねりま区報」と改称
6月1日　平和台児童館開館
15日　第四土木出張所開設
7月1日　下田臨海寮を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設
11日　22代区議会議長に橋本銀之助就任
8月1日　下石神井第二保育園（現高野台保育園）開園
9月1日　豊玉第三保育園開園
10月1日　石神井区民館（石神井庁舎内併設）開館
12月1日　石神井図書館開館
1日　大泉北出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和46年】（1971年）
3月1日　第六出張所移転（旭町区民館・旭町保育園併設）開設
1日　大泉保健相談所開設
4月1日　八坂・下石神井小学校開校
1日　北保健相談所開設
11日　第7回区議会議員選挙
15日　夜間広聴電話設置
27日　区の花・区の木を選定（花はツツジ・木はコブシ）
7月6日　23代区議会議長に塚田洪憲就任
10月9日　グラントハイツ跡地利用総決起集会開催
11月13日　第1回「消費生活展」開催
12月1日　関出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和47年】（1972年）
1月1日　栄町児童館（保育園・敬老館併設）開館
2月5日　武蔵関建築協定（関町5丁目）結ばれる
4月1日　八坂中学校開校
1日　中小企業へ公害防止資金の融資制度発足
5月12日　石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生
6月1日　総合体育館開館
17日　魚の産地直送開始
7月19日　24代区議会議長に横山繁雄就任
21日　区の花「ツツジ」図案決まる
28日　片健治区長退任
8月1日　石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される（現在の池淵史跡公園）
1日　石神井児童館(敬老館併設）開館
11月6日　区長準公選条例公布
12月1日　第七出張所移転（田柄区民館併設）開設
1日　大泉西出張所移転（南大泉区民館・保育園併設）開設

【昭和48年】（1973年）
11月1日　田柄第二・南大泉保育園開園
1日　北大泉保育園(児童館併設)

開園
23日　日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部が3年以内の返還決定
4月1日　初めての老人クラブ農園開園
1日　厚生文化会館設置（5月1日開館）
1日　富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校
1日　練馬保育園開園
5月1日　光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置
1日　光が丘保育園開園、光が丘児童館開館
20日　練馬・石神井休日急患診療所開設
28日　石神井公園駅周辺地区再開発説明会開催
7月21日　ちびっ子つり場を石神井公園ボート池に開設
28日　25代区議会議長に関口三郎就任
8月1日　静岡県熱海市に区民保養施設として、網代荘開設
1日　上石神井出張所（区民館・児童館併設）開設
9月30日　グラントハイツが国へ全面返還
10月1日　老人三事業〔友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話（6月から）〕開始
16日　7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間であった
11月1日　第五出張所移転（土支田区民館・児童館・保育園併設）開設
12月1日　春日町児童館(敬老館併設)開館
1日　組織改正に伴い8部制となる
12月　練馬区基本構想（素案）まとまる

【昭和49年】(1974年)

1月26日　日常生活用品交換市開催
29日　第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
2月23日　生活防衛区民集会開催
3月1日　練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
11日　都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
4月1日　大泉西・大泉北小学校開校
1日　練馬区愛育手当条例施行
6日　富士見台駅北口に初めて区営自転車駐車場開設
5月2日　第1回「憲法記念の集い」開催
6月1日　区長公選制復活（地方自治法改正公布）
7月1日　中村児童館（敬老館併設）開館
20日　石神井プール開設
20日　集中豪雨で床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害
30日　26代区議会議長に田口阿久理就任
8月1日　練馬区の独立を記念して、「一日区長」行事始まる（一日区長に区在住の女優壇ふみ）
1日　寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始
8月　広報映画完成(「明日のねりまをめざして」「樹齢の詩」)
10月20日　「54万・人間ひろば」開催
11月1日　南田中児童館(敬老館併設)開館
15日　練馬区行財政調査会（会長高柳信一）が特別区行財政の強化を区長に提言

【昭和50年】(1975年)

1月25日　財政格差の解消を求める「練馬区民大会」を練馬公民館で開催
2月1日　北町児童館（北町第二保育園併設）開館
2月　区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入
4月1日　都から保健所の事務が移管
1日　関中学校開校
27日　第8回区議会議員選挙（定数が52人から56人に）・区長選挙（24年ぶりに公選制復活）
27日　8代区長に田畑健介就任
5月1日　大泉東出張所移転（東大泉区民館併設）開設
1日　区立初の北大泉幼稚園開園
1日　向山保育園開園
6月1日　第二出張所移転（早宮区民館併設）開設
1日　関町児童館開館
23日　27代区議会議長に楠直正就任
7月1日　消費者相談開始
11月1日　清水山憩いの森（カタクリ自生地）開園
12月15日　桜台出張所移転開設（南町から名称を変更）

【昭和51年】(1976年)

1月1日　桜台区民館（桜台出張所に併設）開館
2月1日　東大泉児童館（敬老館・東大泉第二保育園併設）開館
3月　練馬区行財政調査会最終報告まとまる
4月1日　練馬第三・南が丘小学校開校
6月1日　区営ボート場を武蔵関公園に開設
7月1日　平和台図書館開館
9日　28代区議会議長に横山繁雄就任
20日　高野台運動場（野球・庭球場）開設
9月1日　中村・春日町・南田中敬老館が団体登録をしたグループに夜間開放開始
9日　台風17号で関町4･5丁目、大泉学園などで床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害
10月1日　自治権拡充等の情勢に対応するため、第一次組織改正を実施、9部制となる
12月1日　戸籍の閲覧が禁止

【昭和52年】(1977年)

1月1日　大泉交通公園開園
2月24日　第1回練馬区保育問題懇談会開催
2月　グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
4月1日　石神井台児童館（保育園・敬老館併設）開館
1日　早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校

5月1日　埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設
1日　豊玉北地区区民館開館
1日　西大泉児童館（保育園・敬老館併設）開館
20日　福祉タクシー券制度開始
7月1日　緊急一時保育制度開始
18日　第四出張所移転（都営住宅内に併設）開設
21日　練馬区高齢者事業団（現(社)練馬区シルバー人材センター）設立
27日　29代区議会議長に内田仙太郎就任
8月1日　区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立
1日　春日町区民館（都営住宅内に併設）開館
21日　北大泉野球場開設
9月1日　みどりを保護し回復する条例施行
10月1日　区独立30周年記念写真集「11万から55万区民へ」発刊
5日　出張所文庫（上石神井・大泉西・第六出張所内）開設
7日　練馬区基本構想策定
23日　休日歯科応急診療開始

【昭和53年】（1978年）

3月　練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定
4月1日　三原台温水プール（児童館・敬老館併設）開設
1日　大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校
17日　武蔵関公園が都から区へ移管
5月11日　グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定
6月21日　田柄川跡地の緑道工事完成
7月14日　30代区議会議長に豊田三郎就任
8月2日　カネボウ跡地を区民に暫定開放
9月1日　高松地区区民館（保育園併設）開館
22日　グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
10月1日　石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
1日　北町・桜台地区区民館（桜台第二保育園併設）開館
11日　練馬区宅地等開発指導要綱施行
12日　建築物の日影（ひかげ）規制条例施行

【昭和54年】（1979年）

1月4日　石神井保健所移転開設
2月24日　練馬区勤労者福祉共済会（ファミリーパック）発足
3月23日　みどりの推進協定第1号として、向山3丁目の城南住宅組合と協定締結
4月1日　北原小学校、南が丘中学校開校
22日　第9回区議会議員･区長選挙
27日　9代区長に田畑健介就任
5月1日　早宮・下石神井地区区民館開館
1日　下石神井第三・春日町第三保育園開園
6月22日　31代区議会議長に貫井武夫就任
8月1日　中村橋区民センター(第三出張所・心身障害者福祉センター･消費生活センター･貫井地区区民館併設)開設
1日　軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
20日　心身障害者（児）のための病院委託による緊急一時保護開始
9月1日　東京都と合同で大規模総合防災訓練実施（光が丘運動場）
10月19日　台風20号で区内各地に被害
12月1日　ひとりぐらしの高齢者にアパートのあっせん開始

【昭和55年】（1980年）

2月1日　大泉図書館開館
3月1日　生活実習所、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管
4月1日　向山庭園設置(5月1日開園)
1日　総合教育センター開設
1日　大泉学園桜小学校開校
1日　長野県武石村(現・上田市)に武石少年自然の家開設(4月10日開設)
15日　区役所庁舎東館(現東庁舎)完成
21日　谷原出張所移転（総合教育センター内に併設）開設
6月1日　高齢者のための「富士見台ケアセンター」設置（6月2日業務開始）
7月10日　32代区議会議長に上野定雄就任
8月10日　区独立30周年練馬区史「現勢資料編」発刊
9月1日　富士見台地区区民館開館（富士見台こぶし保育園併設)、豊玉第四保育園開園
17日　国際障害者年練馬区推進本部設置
10月1日　氷川台（氷川台第二保育園併設)、北町第二地区区民館開館
12月1日　第八出張所（旧第二出張所分室から昇格）開設

【昭和56年】（1981年）

1月23日　国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」が練馬区で開催
2月17日　練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成
3月1日　大泉学園地区区民館（保育園併設）開館
4月1日　防災行政用無線局開局
1日　東京中高年齢労働者職業福祉センター（通称「サンライフ練馬」）開設
5月1日　放射36号線の建設に建設大臣の事業認可
6月18日　光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申
20日　都市計画法の地域地区の改正施行
7月1日　防災無線を利用し「夕べの鐘（現・夕べの音楽)」放送開始
21日　33代区議会議長に矢崎久雄就任
8月28日　特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出
10月1日　東京都環境影響評価（アセスメント）条例施行
20日　区独立30周年練馬区史「現

勢編」発刊
12月26日　都立光が丘公園が一部開園

【昭和57年】（1982年）

1月31日～2月17日
練馬区長期総合計画（素案）の区民説明会開催
3月24日　練馬区長期総合計画策定
4月1日　関町第三保育園開園、関保健相談所開設、春日小学校開校
1日　桜台体育館開館（開進第三中屋内運動場に併設）
1日　富士見台駅南口に、中野区と共同で自転車駐車場開設
1日　白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設
5月1日　北大泉地区区民館開館
6月1日　光が丘地区開発推進本部設置
1日　「チェアーキャブ」運行開始
7月6日　34代区議会議長に大野喜三郎就任
9月1日　関町図書館開館
1日　（財）練馬区文化振興協会設立
12日　台風18号で練馬区内の各地に被害
24日　練馬区在住・在勤の住民で「練馬交響楽団」を結成
10月1日　父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始
11月5日　地下鉄12号線建設促進大会開催
12日　練馬地区環境改善計画策定
30日　区独立30周年練馬区史「歴史編」発刊
12月7日　光が丘地区医療施設誘致構想まとまる
20日　障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定

【昭和58年】（1983年）

1月17日　災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始
2月1日　老人保健法施行
4月1日　収入役室の業務を電算化
1日　光が丘第一小学校開校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園
1日　石神井養護学校（都）開校
1日　建築業務の円滑を図る練馬区建築審査会設置
1日　練馬文化センター設置（4月3日開設）
24日　第10回区議会議員・区長選挙
27日　10代区長に田畑健介就任
5月5日　第1回「少年少女スポーツフェスティバル」開催
22日　第1回「練馬こどもまつり」開催
6月1日　都立光が丘公園運動施設の利用開始
4日　尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設
15日　35代区議会議長に貫井武夫就任
24日　区内に初めて地下鉄（営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅）開通
30日　地下鉄12号線計画路線（案）を都が提案
7月2日　旭町南地区区民館開館
15日　東大泉スポーツ広場開設
26日　区内の文化財総合調査開始
9月1日　区営の公益質屋廃止
10月1日　北町福祉作業所、北保健相談所（改築）開設
1日　ひとりぐらし等の高齢者に給食サービス開始
1日　地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
3日　世界の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」発表
17日　「ビデオねりま」放映開始
11月11日　区内で戦後初の土地区画整理事業の区域（大泉町2丁目）公示

【昭和59年】（1984年）

2月2日　特別区を「市」にするための促進大会開催
3月23日　光が丘出張所開設
4月1日　光が丘第三保育園開園、光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
1日　区役所庁舎西館（現西庁舎）完成
1日　練馬区土地開発公社設立
1日　東大泉地区区民館設置（4月2日開館）
16日　田柄・西大泉地区区民館開館
16日　婦人関係施策推進会議設置
6月11日　区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
19日　大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
7月10日　36代区議会議長に上野定雄就任
9月1日　光が丘第四保育園開園
5日　大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
10月1日　国民健康保険退職者医療制度開始
14日　光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定

【昭和60年】（1985年）

2月1日　住民記録の電算化開始
1日　練馬区プライバシー保護条例施行
3月1日　第1回農住型まちづくり検討委員会開催
22日　練馬区婦人行動計画策定
31日　職員の定年制実施
4月1日　関町北・春日町南地区区民館開館、光が丘第五・光が丘第六保育園開園、光が丘あかね幼稚園開園、光が丘第三・光が丘第七小学校開校
1日　近隣住民との紛争を防止するため練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱制定
1日　千葉県富山町（現・南房総市）に岩井少年自然の家設置（5月1日開設）
7日　練馬公民館（改築）開館
25日　「外郭環状線」の建設に伴う公聴会開催
6月1日　練馬図書館（改築）開館
18日　練馬駅前再開発に伴い「練馬一丁目地区市街地再開発準備組合」発足
24日　「石神井公園駅北口地区再開発準備組合」発足
7月1日　貫井図書館開館、貫井第二

保育園開園
11日　運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申
19日　37代区議会議長に田中確也就任
8月1日　勤労福祉会館開館
10月1日　区立美術館開館、石神井台・上石神井地域集会所開設
2日　関越自動車道全線開通

【昭和61年】（1986年）
1月20日　東京都都市再開発方針素案に関する区の意見がまとまる
2月1日　戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
19日　特別区制度改革について都区間で最終合意
3月1日　区立保養所網代荘閉鎖
19日　大泉学園駅前再開発計画協議会発足
4月1日　立野・南大泉地区区民館開館、関町生活実習所開設、早宮・光が丘第七保育園開園、光が丘むらさき幼稚園開園、光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設
1日　区独自の文字放送番組開始
1日　練馬区特別区制度改革推進会議設置
12日　「平和祈念碑」を区役所庁舎前に設置
6月13日　都営地下鉄12号線、練馬駅予定部分の準備工事開始
7月1日　練馬区自転車の適正利用に関する条例施行
24日　38代区議会議長に望月泰治就任
8月12日　春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定
9月1日　練馬区公文書公開条例施行
25日　東台野球場開設
10月1日　練馬区文化財保護条例施行
5日　おおぞらスポーツ広場開設
18日　都市公園開設50年記念行事開催
11月1日　練馬区医師会立光が丘総合病院開院
1日　東高野会館を区の指定葬儀場に指定
5日　「高松・谷原土地区画整理組合」設立認可
12月2日　早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定

【昭和62年】（1987年）
1月1日　練馬区特定保存樹林地事業実施要綱施行
8日　環状7号線（羽沢・小竹町地区）沿道整備計画が都市計画決定
2月2日　エイズ相談窓口開設
4月1日　婦人会館（現・男女共同参画センターえーる）、花とみどりの相談所開設、光が丘第八・石神井町つつじ保育園開園、光が丘第二小学校・光が丘第二中学校開校、びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設
3日　区の人口が60万人超える
12日　都道放射36号線一部開通
26日　田畑健介区長任期満了で退任
26日　第11回区議会議員・区長選挙
27日　11代区長に岩波三郎就任
6月15日　39代区議会議長に楠直正就任
15日　大泉郵便局（郵便番号178）開局
7月1日　都市整備推進本部設置
21日　アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始
8月1日　区独立40周年記念の集いを練馬文化センターで開催
1日　40周年記念誌「練馬区小史」発刊
1日　びくに公園に多目的運動広場開設
9月1日　ひとりぐらしの高齢者に学校給食提供開始
11月10日　（財）練馬区都市整備公社設立
16日　区内初の特別養護老人ホーム育秀苑開設
12月1日　練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設
3日　区民の応募による「ねりま百景」決定
10日　西武池袋線、富士見台～石神井公園駅間の高架化完成
22日　ふるさと練馬をつくる政策会議設置

【昭和63年】（1988年）
1月14日　環状7号線沿道整備計画が都市計画決定
18日　育秀苑デイサービスセンター開設
2月1日　旭丘地域集会所開設
1日　文化財保護推進員設置
3月10日　田柄五丁目地区の地区計画が都市計画決定
4月1日　光が丘わかば幼稚園開園、光が丘第三中学校開校
1日　光が丘生活実習所、光が丘第九保育園開設
5月6日　区役所西館（現西庁舎）1階に区民課総合窓口開設
27日　稲荷山図書館開館
6月16日　石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
7月13日　40代区議会議長に椎名貞夫就任
19日　地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足
8月1日　練馬区福祉公社設立
17日　区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣（第1回）
9月11日　第1回「照姫まつり」開催
12月14日　行政改革懇談会の報告まとまる
15日　ふるさと練馬をつくる政策会議の報告まとまる

【昭和64年】（1989年）
1月7日　昭和天皇崩御

【平成元年】（1989年）
1月8日　「平成」に改元
10日　練馬区福祉公社事業開始
13日　池袋のデパートで第1回「ねりま逸物物産展」開催
2月1日　中村地域集会所開設
3月26日　第1回「ねりまボランティ

アまつり」開催
29日　千川上水の一部に清流が復活（関町南の一部）
4月1日　心身障害者中村訓練作業室設置（5月25日開設）
1日　光が丘さくら幼稚園開園、光が丘第八小学校開校、田柄特別養護老人ホーム開設
3日　住民票などを練馬区内の郵便局から郵送請求できる行政サービス開始
8日　区役所が第二・第四土曜日閉庁開始
15日　夏の雲公園庭球場開設
18日　練馬区障害者福祉施策推進会議設置
5月1日　土支田庭球場開設
6月4日　みなみおおいずみスポーツ広場開設
7月1日　東部・西部公園管理事務所開設
1日　光が丘福祉事務所開設
3日　光が丘区民センター開設
21日　41代区議会議長に山田左千夫就任
9月1日　ねりまタウンサイクル開始
30日　練馬区国際交流協会設立
10月8日　「練馬区の歌－わが街・練馬－」発表
11月10日　国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47km²から48.17km²に変更
12月1日　光が丘消防署開設

【平成2年】（1990年）

1月1日　昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了
4日　電算業務専用棟の中村北分館（民間施設借用）開館
3月19日　練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる
4月1日　光が丘第六小学校開校
1日　看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始
1日　光が丘警察署開設
1日　長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家設置（5月10日開設・軽井沢高原寮は、3月31日に閉所）
8日　ねりまレインボーサイクル開始（障害者による再生自転車）
5月1日　旭町北地区区民館設置（5月10日開館）
5月8日　総合教育センター教育相談室の光が丘分室開設
6月1日　区民相談所で外国語による専門的相談開始
7月10日　練馬西税務署（国）開設
13日　42代区議会議長に渡辺耕平就任
18日　小竹図書館開館
25日　英語版、中国語版広報紙発刊
31日　練馬区長期総合計画策定
8月30日　西武池袋線桜台駅～石神井公園駅間の連続立体交差化事業などを行うために、都区・鉄道会社等の出資で「東京鉄道立体整備（株）」設立
9月1日　出張所で住民税証明書発行開始
10月1日　練馬区の面積が48.17km²から48.16km²に変更（建設省国土地理院調べ）
10日　第1回「練馬区健康フェスティバル」開催
18日　温室植物園開園
11月1日　練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク）設立
12月3日　空き缶・空きびんの分別回収開始
6日　大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
11日　電話申込みによる住民票の写しなどを夜間・休日でも交付する閉庁時窓口サービスコーナー開設

【平成3年】（1991年）

1月1日　23区内の電話局番が4桁となる
20日　上石神井体育館開館
2月3日　第1回練馬区民音楽祭開催
23日　地区区民館合同の第1回地区区民館ふれあい文化祭開催（2日間）
28日　練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
3月30日　練馬区街づくり基本計画策定
4月1日　特別養護老人ホーム光陽苑開設
1日　土支田地域集会所開設
1日　光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発
21日　第12回区議会議員（定数が56人から52人になる）・区長選挙行われる
27日　12代区長に岩波三郎就任
6月1日　練馬区議会史発刊
1日　都立大泉中央公園全面開園
3日　区立保育園で育児電話相談開始
13日　43代区議会議長に関口和雄就任
7月1日　都市型CATVの活用のため練馬区CATV検討委員会設置
8月1日　外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人女性（ミッシェル・アラン）を採用（5年7月まで）
20日　練馬区シャトルバス試行運行
21日　中国北京市海淀区に区議会の代表と区内の少年野球チームを練馬区日中友好訪中団として派遣
9月21日　区立初の高齢者集合住宅鶴の里開設
26日　第1回「国際お茶の間ミーティング」開催
10月15日　生産緑地法一部改正のため、区に生産緑地対策本部設置
11月1日　午後7時までの延長保育を開始
5日　光が丘郵便局（郵便番号179）開設
29日　リサイクルシステム検討委員会設置
12月10日　都営地下鉄12号線が光が丘駅～練馬駅まで部分開通

【平成４年】（1992年）
２月２日　練馬歯科休日急患診療所開設
４日　練馬区の緑化計画が新聞社主催の「緑の都市賞」受賞
13日　「全国自転車問題自治体連絡協議会」発足（練馬公民館で設立総会開催）、岩波区長が初代会長に選任される
３月１日　大泉町地域集会所開設
３日　全国自転車問題自治体連絡協議会が国に「自転車法」等の改正を求めて要望書を提出
19日　練馬区自転車駐車場条例公布（7月16日施行）
４月１日　21世紀に向けた諸課題に対応するため、区の組織を13部制に改正
11日　区立初のレンタルサイクル事業ねりまタウンサイクル開始
７月１日　区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
２日　44代区議会議長に吉野信義就任
15日　区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
10月１日　（福）練馬区社会福祉事業団設立
13日　中国北京市海淀区と、友好・協力交流に関する合意書に調印
11月１日　初の区立西大泉市民農園開設
12日　区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定
12月13日　びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
23日　社会教育施設の祝日開館実施

【平成５年】（1993年）
１月12日　「練馬春日町駅西地区市街地再開発組合」が設立され、練馬区で初めて市街地再開発事業スタート
21日　中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市の児童・生徒の書・絵画を展示した「児童・生徒合同作品展」を区立美術館で開催
２月２日　長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金条例を制定
３月23日　区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して開設
４月１日　練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」開局（現・J・COM）
４月１日　体験農場を備えた土支田農業公園設置（5月9日開園）
10日　フランスのストラスブールフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演。同市長が練馬区を表敬訪問
６月１日　関町特別養護老人ホーム開設
６日　石神井川に「平成みあい橋」と「緩傾斜護岸」完成
29日　南大泉図書館・南大泉青少年館開館
７月１日　厚生文化会館改築・開館
29日　45代区議会議長に大橋静男就任
９月１日　中国から招へいした中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始
11月13日　平和台体育館開館
17日　練馬区環境基本計画策定
12月27日　練馬区住宅マスタープラン策定

【平成６年】（1994年）
２月１日　区役所新庁舎（本庁舎20階建）竣工
３月17日　練馬区福祉基本計画策定
30日　東京外環自動車道の大泉インターチェンジと和光インターチェンジの区間約2.9km開通
４月１日　地域別街づくり計画策定
１日　平成つつじ公園設置（4月15日開園）
20日　光が丘地区区民館開館
５月14日　光が丘体育館開館
26日　練馬、大田、世田谷、杉並、板橋、北の6区で構成する「エイトライナー促進協議会」発足
６月１日　富士見台特別養護老人ホーム開設
８日　練馬春日町駅西地区で再開発ビル着工
７月12日　46代区議会議長に中島力就任
８月１日　三原台地域集会所、北町地域集会所開設
10月８日　西武池袋線の桜台駅付近から練馬駅付近までの下り線の高架化完成
15日　オーストラリア・イプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印
11月１日　特別養護老人ホームやすらぎの里大泉開設
10日　長野県武石村（現上田市）と友好提携の合意書に調印
12月１日　武石少年自然の家に新館開館
７日　西武池袋線の新駅練馬高野台駅誕生
７日　西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始
21日　都と23特別区は、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に対して正式に要請し、受理された

【平成７年】（1995年）
２月１日　区内初の在宅介護支援センター（光陽苑在宅介護支援センター、やすらぎ舎在宅介護支援センター）開設
13日　練馬区生涯学習推進計画策定
22日　光が丘図書館開館
４月１日　練馬・光が丘・石神井の各総合福祉事務所開設
１日　知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設
１日　区内共通商品券発行開始
１日　区役所に健康センター設置（4月15日開設）
23日　第13回練馬区議会議員・練

馬区長選挙
27日　13代区長に岩波三郎就任
5月1日　田柄在宅介護支援センター開設
21日　ねりま区報が1000号を迎える
6月9日　47代区議会議長に髙橋かずみ就任
21日「防災の手引」を全戸配布
21日　健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申
7月1日　狭あい道路拡幅整備事業開始
1日　練馬区行政手続条例施行
18日　西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設
8月1日　戦後50年写真展開催
15日　平和祈念碑を光が丘公園内に建立
9月1日　ペットボトルの回収開始
29日　練馬区生涯学習推進協議会発足
10月1日　関区民センター開設
14日　商工業振興月間を創設
23日　「憩いの森」制度で練馬区が第15回緑の都市賞を受賞
11月22日　練馬区行政改革推進懇談会設置
12月13日　大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される

【平成8年】（1996年）

3月30日　区役所本庁舎アトリウム棟竣工。落成記念区民コンサート開催
4月1日　東大泉地域集会所開設（4月2日開設）
30日　子育ての広場「光が丘ぴよぴよ」、「大泉ぴよぴよ」を試行的に設置
5月1日　関町在宅介護支援センター開設
6月1日　東大泉デイサービスセンター開設
4日　三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
7日　練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
25日　48代区議会議長に関口三郎就任
7月1日　石神井庁舎の電話に直通方式を導入
10日　練馬区医師会訪問看護ステーション開設
28日　立野公園開園
8月1日　ねりまタウンサイクル練馬春日町開設
1日　O-157等対策本部設置
28日　春日町図書館開館
10月1日　練馬デイサービスセンター開設
12月1日　特別養護老人ホーム練馬キングス・ガーデン開設
18日　第1回アトリウムミニコンサート開催
24日　練馬区行政改革実施計画決定

【平成9年】（1997年）

2月5日　職員参集訓練を実施
3月15日　区内初のリサイクルセンター（現・関町）開設
4月1日　関町ボランティアコーナー開設
1日　大泉学園町福祉園開園
1日　区内の産業情報を発信するインターネット事業開始
5月1日　リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始
11日　みどりの実態調査の結果がまとまる
6月1日　24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始
11日　立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始
7月1日　練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行
20日　区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施
24日　49代区議会議長に浅沼敏幸就任
8月1日　区独立50周年記念式典・記念コンサート開催
1日　区独立50周年記念誌「ねりま50年の移り変わり」発刊
5日　北京市海淀区少年野球団来区
9日　大泉学園町体育館開館
10月6日　区内初の老人保健施設練馬ゆめの木利用開始
15日　区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
16日　大泉井頭公園が親水公園として利用再開
11月1日　小竹地域集会所開設
2日　区独立50周年記念区民オペラ「アイーダ」上演（2日間）
10日　大泉学園駅前地区市街地再開発事業で振替道路関連工事に着手
19日　フランス・ストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
12月1日　びん・缶の「街区路線回収事業」の対象地域を富士見台周辺・大泉学園町周辺にも拡大
13日　西武池袋線の中村橋駅付近～富士見台駅付近の下り線の高架化完成
19日　都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業

【平成10年】（1998年）

3月2日　錦デイサービスセンター開設
26日　西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始
4月1日　特別養護老人ホーム第2育秀苑開設
1日　石神井台みどり地域集会所開設
5月27日　フランス・ストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
6月1日　第2育秀苑併設のデイサービスセンター・在宅介護支援センター開設
19日　50代区議会議長に関口和雄就任
7月1日　大泉総合福祉事務所開設
6日　練馬区産業振興計画策定
9日　練馬区リサイクル推進協議会設置
31日　都が練馬区全域を緑化地区に指定
8月3日　練馬区みどりの基本計画策定
9月1日　老人保健施設大泉学園ふきのとう開設
1日　区立中学校に「心の教室相談員」配置

16日　学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
10月１日　児童手当支給事業開始
11月６日　地下鉄12号線延伸促進大会開催
14日　石神井公園駅北口地区市街地再開発事業の工事に着手
12月１日　ねりま区テレホン・ファクスサービス開始
12日　区内共通商品券の特別販売を実施
15日　交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う

【平成11年】（1999年）

１月５日　「子どもショートステイ」事業開始
３月１日　練馬駅周辺道路を「環境美化推進地区」に指定
10日　練馬区地域振興券使用開始
27日　江古田駅地下横断歩道開通
４月１日　区立大泉特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム第二光陽苑開設
25日　第14回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日　14代区長に岩波三郎就任
６月１日　駅型グループ保育開始（東大泉グループ保育室開設）
11日　51代区議会議長に関口和雄就任
７月21日　集中豪雨による水害発生
８月２日　区ホームページを試験開設
11月１日　練馬中学校デイサービスセンター開設
１日　老人保健施設ミレニアム桜台開設

【平成12年】（2000年）

１月４日　「育児支えあい事業」開始
７日　老人保健施設すずしろの郷開設
２月15日　大泉学園駅北口で再開発ビルの建設開始
４月１日　特別区制度改革実施
１日　都から区に清掃事務事業移管
１日　練馬区個人情報保護条例施行
１日　練馬区リサイクル推進条例施行
１日　練馬区違法駐車等の防止に関する条例施行
１日　区ホームページを本格開設
５月25日　自転車利用総合計画策定
７月１日　ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
１日　練馬区介護保険運営協議会発足
14日　52代区議会議長に土屋新一就任
９月21日　練馬区リサイクル推進計画策定
10月１日　介護老人保健施設平和台アバンセ開設
11月７日　大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
12月31日～１月１日　ミレニアムカウントダウン＆婚姻届出記念セレモニー開催

【平成13年】（2001年）

１月１日　戸籍事務の電算化開始
２月１日　小中学校の余裕教室などを活用した保育園分園事業開始
３月３日～４日　中村陸橋付近で西武池袋線の逆立体切替工事実施
16日　練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
４月１日　練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター（ファミリーパック）発足
６月１日　練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
７月11日　53代区議会議長に小林みつぐ就任
８月８日　練馬区立小・中学校用教科用図書を採択
９月７日　「ねりまの名品21」決定
10日　平日夜間特別窓口開設
23日　大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）開通
10月８日　「健康都市練馬区宣言」を行う
11月１日　高野台デイサービスセンター開設
22日　大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
12月１日　介護老人保健施設カタクリの花開設
20日　新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定

【平成14年】（2002年）

２月１日　大泉学園ゆめりあホール開館
３月12日　石神井公園駅北口再開発ビル石神井公園ピアレス完成
19日　練馬福祉会館閉館
29日　健康増進センター閉館
４月１日　区役所内に職員による「夜間、土・日曜日および祝・休日なんでも相談室」開設
１日　練馬区情報公開条例施行
22日　石神井公園区民交流センター開設
５月20日　谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
７月16日　54代区議会議長に村上悦栄就任
８月５日　住民基本台帳ネットワークシステムの第１次稼動開始
９月１日　練馬区・東京都合同総合防災訓練実施
10月１日　石神井公園駅北口駅前広場完成
１日　夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
１日　春日町リサイクルセンター開設
11月15日　大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成

【平成15年】（2003年）

１月１日　総合教育センターが旧練馬福祉会館に移転設置（1月4日開館）
２月１日　関町地域集会所開設
３月３日　北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
16日　練馬春日町トンネル（環状８号線）開通
４月１日　練馬駅北口・大泉学園駅南口の駅前広場完成
１日　図書館資料のインターネット予約サービス開始
27日　第15回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日　15代区長に志村豊志郎就任
５月23日　練馬区観光協議会発足
６月12日　55代区議会議長に中島力就任
７月15日　春日小学校に芝生の校庭完成
９月３日　「練馬区にちなんだ商品

（愛称：ねりコレ）」を決定
5日 「ともに地域を築く区民と区長のつどい」（第1回）開催
11月13日 「るるぶ練馬区」発売
12月1日 生活支援センターきらら開設
9日 天皇皇后両陛下が中村橋福祉ケアセンター訪問
25日 新行政改革プラン（平成16～18年度）策定

【平成16年】（2004年）
1月17日 震災総合訓練実施
2月1日 障害者通所施設貫井福祉園・貫井活動交流室設置（2月17日開設）
4月1日 区立大泉さくら運動公園開園
1日 特別養護老人ホーム豊玉南しあわせの里開設
6日 安全・安心パトロールカー運行開始
5月9日 区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設
6月1日 国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始
18日 56代区議会議長に小林みつぐ就任
7月30日 ペットボトル街区路線回収モデル事業開始
8月27日 新たに20品目が「ねりコレ」に決定
9月11日 財政白書を公表
10月1日 区役所の開庁時間を一部窓口で延長
16日 豊玉高齢者センター開設
18日 みどりを育む基金「みどりの葉（は）っぴい基金」設置
12月13日 練馬区区民の安全と安心を推進する条例施行

【平成17年】（2005年）
1月25日 各種届出の電子申請サービス開始
3月14日 練馬区産業振興基本条例施行
16日 第100回アトリウムミニコンサート開催
31日 下田学園閉園
4月1日 区の組織を3事業本部制に改編
1日 知的障害者デイサービス谷原フレンドと谷原あおぞら学童クラブの併設施設開設
1日 「屋上緑化助成事業」開始
1日 中学校学校選択制実施
5月9日 インターネットによる公文書公開請求受付開始
7月1日 順天堂大学医学部附属練馬病院開院
22日 57代区議会議長に本橋まさとし就任
8月1日 練馬子ども家庭支援センター開設
10月3日 権利擁護センターほっとサポートねりま開設
11月21日 「ねりま安全・安心メール」配信事業開始
12月28日 練馬区新長期計画（平成18～22年度）・中期実施計画（平成18～20年度）策定

【平成18年】（2006年）
1月1日 練馬区アスベスト飛散防止条例施行
4日 全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入
19日 区が環境省の平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞
3月13日 中村小学校に都内最大規模の芝生校庭完成
4月1日 練馬区まちづくり条例施行
1日 インターネットによる公文書公開実施
10日 関教育相談室・関ぴよぴよ開設
13日 みどり30基本方針策定
5月11日 軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始
28日 環状8号線全面開通
6月2日 練馬区観光協会設立
28日 58代区議会議長に村上悦栄就任
8月1日 練馬区環境基本条例施行、環境都市練馬区宣言記念式典開催
10月2日 住民票の写し、印鑑登録証明書の自動交付機を導入
11月7日 大江戸線延伸促進大会開催
12月7日 「練馬区健康いきいき体操」発表
11日 わがまち練馬みらい債（住民参加型市場公募地方債）発行
26日 みどり推進計画策定

【平成19年】（2007年）
1月11日 「練馬区の素敵な風景100選」発表
27日 都市農地保全推進自治体フォーラム開催
3月23日 地図情報ねりまっぷ運用開始
23日 「るるぶ練馬区」第2弾発売
4月1日 関子ども家庭支援センター開設
2日 中村橋駅に住民票などの自動交付機設置
22日 第16回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 16代区長に志村豊志郎就任
5月6日 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始
11日 「練馬区の素敵な風景100選」切手発売
6月11日 59代区議会議長に関口和雄就任
7月2日 納付案内センター開設
8月1日 区独立60周年記念式典・コンサート開催
1日 名誉区民として6名を顕彰
1日 区独立60周年記念誌「ねりま60」発刊
31日 練馬区観光案内所開設
10月31日 行政改革推進プラン策定

【平成20年】（2008年）
1月4日 出張所が4か所の区民事務所と13か所の出張所に再編
29日 北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催
2月8日 区立学校適正配置第一次実施計画策定
3月16日 第1回「ねりたんアニメプロジェクトin大泉」開催
4月9日 光が丘子ども家庭支援センター開設
14日 平日夜間や休日に利用できる公金収納コーナー開設
6月1日 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行
20日 60代区議会議長にしばざき幹男就任
10月1日 資源とごみの分別方法が変更
29日 都市農地保全推進自治体協議会設立
11月5日 名誉区民として5名を顕彰

22～24日　第1回「ねりたんアニメカーニバル」開催

【平成21年】（2009年）

1月22日　中村南スポーツ交流センター開館
30日　練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定
2月12日　牧野記念庭園が国の登録文化財に指定
4月2日　豊玉リサイクルセンター開設
22日　フランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定締結
5月1日　南田中図書館開館
1日　石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設
6月17日　61代区議会議長に本橋正寿就任
8月3日　23区初のアニメキャラクター入り証明書（住民票の写しなど）発行開始
10月19日　練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例公布（平成22年4月1日施行）
11月24日　練馬区区政資料管理整備計画策定
12月11日　練馬区基本構想策定

【平成22年】（2010年）

1月15日　貫井子ども家庭支援センター開設
2月1日　区ホームページ全面リニューアル
3月12日　練馬区長期計画（平成22年度～26年度）策定
15日　練馬区福祉のまちづくり推進条例公布（平成22年10月1日施行）
19日　練馬区区民との協働指針策定
28日　石神井公園ふるさと文化館開館
4月1日　光が丘地区で統合新校4校（光が丘四季の香小学校、光が丘春の風小学校、光が丘夏の雲小学校、光が丘秋の陽小学校）が開校
5月1日　大泉子ども家庭支援センター・大泉障害者地域生活支援センターさくら開設
25日　練馬区地球温暖化対策地域協議会設立
6月17日　62代区議会議長に西山きよたか就任
8月20日　西東京市と災害時相互応援協定を締結
9月7日　区民事務所等に運転免許証の判別ソフト導入
11月1日　練馬区資源循環センターを開設
11月24日　下仁田町と災害時物資等支援協定を締結
12月16日　練馬区政推進基本条例制定（23年1月1日施行）

【平成23年】（2011年）

1月6日　前橋市と災害時相互応援協定を締結
24日　野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任
2月14日　日本銀行石神井運動場を公園用地として取得
3月7日　区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
4月1日　練馬区初の小中一貫教育校が開校
4日　大泉学園町希望が丘公園運動場を開設
12日　区職員の第一次支援隊が宮城県亘理町へ向けて出発
24日　練馬区議会議員選挙、練馬区長選挙実施
5月1日　練馬区が景観法による景観行政団体に
6月13日　63代区議会議長に小川けいこが就任
13日　区立施設等で、放射線等の測定を開始
9月1日　粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
2日　新座市と災害時相互応援協定を締結
10月1日　自治体として23区で初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始

【平成24年】（2012年）

1月30日　武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
2月13日　携帯用救急あんしんシート、「介護マーク」を配布開始
3月27日　館林市と災害時相互応援協定を締結
4月1日　公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院
5月8日　株式会社ジェイコム東京と「行政情報のデータ放送に関する覚書」を締結
10日　「練馬区施設建築安全審査会」を設置
6月1日　障害者施設「練馬区立しらゆり荘」を新築移転、開設
22日　64代区議会議長に藤井たかしが就任
7月1日　区公式アニメキャラクター「ねり丸」がツイッターを開始
2日　「楽天市場」内に「まち楽練馬」を開設
24日　補助230号線の笹目通り～土支田地蔵北交差点区間が開通
8月1日　原付自転車オリジナルナンバープレート交付開始
11月1日　大泉学園駅北口地区再開発事業が開始
1日　区内初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設
11月27日　「第1回ねりま小中一貫教育フォーラム」を開催

【平成25年】（2013年）

1月15日　Yahoo! JAPANと「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結
21日　こども発達支援センター開設
3月31日　公金収納コーナー（本庁舎1階）を廃止
4月1日　練馬区暴力団排除条例施行
3日　上尾市および上田市と災害時相互援助協定を締結し3自治体間での災害時の応援体制を構築
6月12日　ねりま若者サポートステーションを春日町青少年館に開設
28日　第65代区議会議長に小泉純二就任
7月18日　練馬障害福祉人材育成・研修センター開所
9月1日　災害時・緊急時の連絡網と

して､｢学校連絡メール｣｢学童クラブ連絡メール｣｢保育園連絡メール｣システムを導入
10月１日　練馬区公式フェイスブックを開設
15日　住民税の証明書の自動交付を開始
11月15日　補助230号線が笹目通りから土支田通りまで開通
12月２日　ハローワークと連携した「就労応援ねりま」が開設

【平成26年】(2014年)

１月24日　医薬品卸売販売業者7社と個別に医薬品等を医療救護所に直接搬送する「災害時協定」を締結
30日　練馬区新聞販売同業組合と「災害時における情報提供および収集に関する協定」を締結
２月23日　志村豊志郎練馬区長が逝去
３月18日　練馬区と区内3警察署、防犯協会の3者間で、練馬区「街かど安全71万人の目」警戒運動に関する覚書を締結
４月１日　石神井松の風文化公園開園防災学習センターが開設
14日　区施設と民間施設からなる複合施設「Coconeri(ココネリ)」が練馬駅北口に開設
20日　練馬区長選挙、練馬区議会議員補欠選挙実施
22日　第18代練馬区長前川燿男区長が初登庁
５月１日　「Coconeri(ココネリ)」に区内初となる回復期リハビリテーション病院を開設
６月１日　区内初の民設民営福祉園として田柄福祉園が開設
20日　第66代議長に村上悦栄氏就任
20日　新たに副区長1名の選任同意が議決され、副区長2人体制となる
７月１日　区内11カ所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行を開始
22日　区政運営の方針を定める新しいビジョンの策定に向けて、区民の声を聴くことを目的に「区長とともに練馬の未来を語る会」を初開催
22日　早宮区民事務所、関区民事務所が新設
８月１日　区役所西庁舎10階に、みどりの庭園「ハーブテラス」が開園
９月１日　電力会社、ガス会社、新聞販売店など16団体と「練馬区高齢者等見守りネットワーク協定」を締結
30日　天皇、皇后両陛下が区の老人クラブの活動を視察のため練馬文化センターをご訪問
10月１日　上石神井地域に敬老館と高齢者相談センター支所が開設
20日　オーストラリア・イプスウィッチ市友好都市提携20周年記念調印式を開催
11月20日　大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出
12月14日　衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査実施

【平成27年】(2015年)

１月25日　西武新宿線立体化促進協議会が発足
２月８日　第6回中学生「東京駅伝」大会で、練馬区選抜チームが初の総合優勝
26日　23区で初めて、民間救急事業者等15団体と災害時における傷病者搬送に関する協定を締結
26日　23区で初めて、透析患者搬送団体等8団体と災害時における透析患者搬送に関する協定を締結
３月19日　今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定
19日　区の様々な魅力を発信する「YoriDoriMidori(よりどりみどり練馬)」プロジェクトがスタート
27日　地域金融機関と創業支援の協定を締結
29日　練馬こぶしハーフマラソン2015を初開催

※平成27年4月～28年3月については「練馬区この1年」(1～6ページ)をお読みください。

関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や、関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。
（注）平成28年3月31日現在に発行されているものとなっている。
　　このため、平成27年度の事業等についてが掲載される冊子の発行は、本紙発行後となる場合がある。

・「税務概要　平成27年度版（2015年度版）」
（練馬区区民部税務課・収納課）（平成27年9月発行）

・「平成27年版　練馬区教育要覧」
　練馬区教育委員会（（平成27年9月発行）

・「練馬の介護保険　平成26年度実績報告」
　練馬区高齢施策担当部介護保険課（平成27年11月発行）

・「ねりまの保健衛生　平成27年版（2015年版）」
　練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（平成27年9月発行）

・「ねりまのかんきょう　平成26年度（2014年度）報告」
　練馬区環境部環境課（平成27年9月発行）

・「ねりまの国保　平成27年度（2015年度）平成26年度実績」
　練馬区区民部国保年金課（平成27年11月発行）

・「ねりまの後期高齢者医療　平成27年度（2015年度）平成26年度実績」
　練馬区区民部国保年金課（平成27年11月発行）

【表紙写真】

上：平成 27 年 4 月にリニューアルオープンした
「練馬区立美術の森緑地」のクマ

中央：練馬区の広報キャンペーン
「Yori Dori Midori(よりどりみどり)練馬」
テレビCM撮影の様子(平成 27 年9月)

下：平成 27 年 4 月にオープンした
「こどもの森」で遊ぶ子どもたち

平成 28 年版（2016 年版）

練 馬 区 勢 概 要

平成28年（2016年）9月発行

編集
発行　練馬区総務部情報公開課

住所　東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
電話　０３－３９９３－１１１１（代表）
練馬区ホームページアドレス
http://www.city.nerima.tokyo.jp/

非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法の精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することをも拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

練　馬　区

交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。

練馬区および練馬区民は、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

練　馬　区

健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものとなります。

練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びをともに分かちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

練　馬　区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっています。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」「環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

練　馬　区

